



環境モデル都市

あまがさき

尼 崎 の 環 境

- 平成 27 年度版 -

[平成 26 年度現況報告]

～ 「 E C O 未来都市 あまがさき 」 を目指して ～

平成 27 年 10 月
尼 崎 市

❀ ひと咲き まち咲き あまがさき ❀

はじめに

尼崎市は、阪神工業地帯の中核として、我が国の高度経済成長の一翼を担い、工業都市として発展してきましたが、その一方で大気汚染、地盤沈下や水質汚濁といった深刻な公害問題に直面しました。しかしながら、市民・事業者・行政の連携と粘り強い取組により市内の環境は大きく改善されてきています。そして、現在では、これらの歴史や経験が、市民・事業者の高い環境意識に引き継がれるとともに、本市の環境政策にも大きな影響を与えています。



平成 27 年は、「水素元年」といわれていますように、近頃、水素に関する様々なニュースがメディアをにぎわせています。本市においても、民間事業者による日本初の商用水素ステーションの開設をきっかけとして、公用車に燃料電池自動車を導入するなど積極的に水素エネルギーの利活用や情報発信を進めています。

また、環境について考え、実践へのきっかけをつくる場である「あまがさき環境オープンカレッジ」の運営を NPO 法人が行うことになり、市民が主体的に自由な発想とネットワークの軽さを活かしながら様々な取組が行われるようになっていきます。

本冊子は、これらの他にも平成 26 年度に行われた取組や環境の状況を取りまとめたものです。皆さまに広く活用され、本市の環境について理解を深めていただくことの一助となることを願っております。

平成 27 年 10 月

尼崎市長 稲村 和美

「尼崎の環境」について

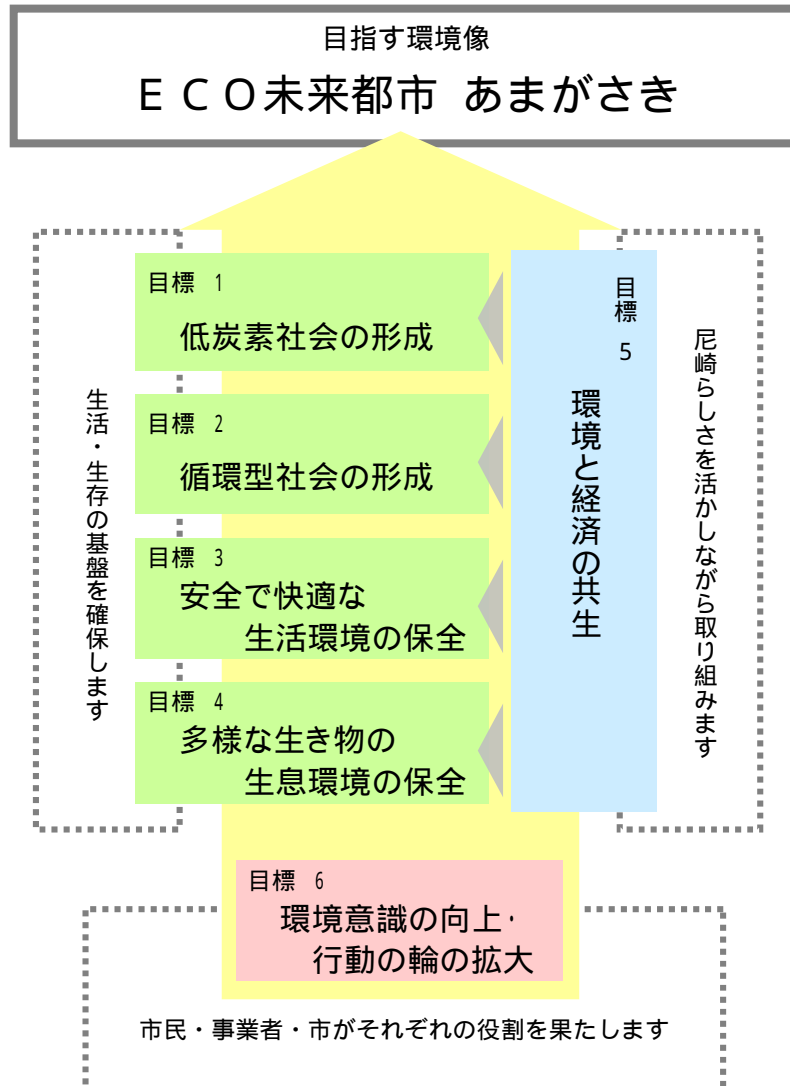
尼崎の環境とは

本市の環境白書である「尼崎の環境」は、旧著である「公害の現状と対策」とあわせると、40年以上の長い歴史をもつものであり、本市の環境について総合的な情報を提供するものです。

また、尼崎市環境基本計画（平成26年3月）では、本市における環境に関する取組状況や計画の指標などを基礎的なデータとともに公表し、計画の進行管理を行うものとして位置づけています。

尼崎市環境基本計画とは

尼崎市環境基本計画は、尼崎市の環境をまもる条例に基づき策定される良好な環境を確保するための施策を総合的かつ計画的に推進するためのものです。計画では、目指す環境像「ECO未来都市 あまがさき」を実現するために6つの目標を定めており、市民・事業者・市が協力しながら目標を達成するために、取組を行う際の方向性や施策を示しています。



【目次】

本編

| | |
|--------------------------------------|----|
| 第1章 平成26年度のトピックス | 1 |
| 第2章 尼崎市の環境の変遷 | 6 |
| 第3章 環境への取組状況 | 16 |
| 目標1 低炭素社会の形成 | 18 |
| 取組の方向性 エネルギーの使用量を減らします | 20 |
| 取組の方向性 エネルギーを効率よく使います | 20 |
| 目標2 循環型社会の形成 | 28 |
| 取組の方向性 ごみができるだけ出ないようにします | 29 |
| 取組の方向性 出たごみはできるだけ資源化(リサイクル)します | 31 |
| 目標3 安全で快適な生活環境の保全 | 34 |
| 取組の方向性 空気・水・土・静けさを大切にします | 35 |
| 目標4 多様な生き物の生息環境の保全 | 49 |
| 取組の方向性 生き物に関心を持ち、そのすみかを守り、創ります | 50 |
| 目標5 環境と経済の共生 | 61 |
| 取組の方向性 環境により製品・サービスを供給します | 62 |
| 取組の方向性 環境により製品・サービスを選びます | 65 |
| 目標6 環境意識の向上・行動の輪の拡大 | 66 |
| 取組の方向性 環境について知り、まわりに伝えます | 67 |
| 取組の方向性 身近なところから環境のために活動します | 72 |

資料編

数値は特に注釈がない限り、平成26年度末現在におけるものです。



「環境モデル都市あまがさき」ロゴマークについて
本市が環境モデル都市に選定されたことを市内外に
広くPRすることを目的として作成されたロゴマー
クです。市民・市内事業者の皆さまにおかれまして
は、自由にこのロゴマークを使用していただき、本
市のPRにご協力ください。

「ECO未来都市 あまがさき」

表紙のタイトルについて

「ECO 未来都市 あまがさき」は本市の環境政策の
中長期的な考え方を示す尼崎市環境基本計画(平成
26年3月)で定められている目指す環境像です。市
民一人ひとりのライフスタイルの変革や、環境関連
産業の活性化などを進め、市内のあらゆる場所で環
境が活きづく持続可能なまちを目指します。

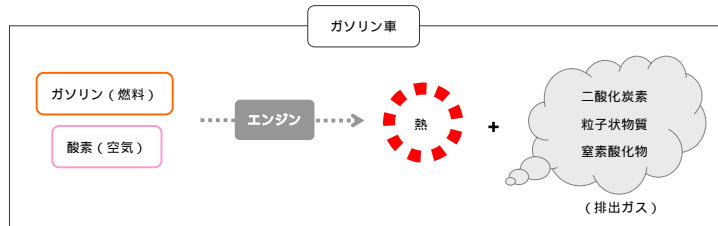
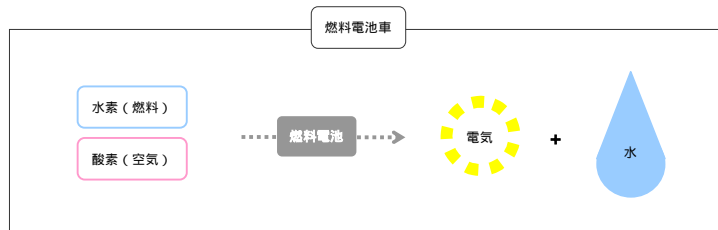
第1章 平成26年度のトピックス

燃料電池自動車（トヨタ自動車（株）MIRAI）を導入しました

尼崎市から排出される二酸化炭素の約1割（10%）は、運輸部門から排出されており、どのように削減していくかが問題となっています。また、本市では過去から課題となっている沿道における大気汚染の一層の改善が求められています。そこで、本市では、環境に優しい自動車（電気自動車やハイブリッド自動車など）をグリーンビークルとして位置づけ、導入を促進しています。その取組の一環として、走行時に水しか排出しない究極のエコカーといわれている燃料電池自動車（トヨタ自動車（株）MIRAI）を率先的に導入しました。

燃料電池自動車は車内に搭載している燃料電池内で燃料の水素（ H_2 ）と空気中の酸素（ O_2 ）を反応させて作り出した電力を動力としています。このため、走行時に排出されるのは水（ H_2O ）のみで、ガソリン車とは異なり、地球温暖化の原因物質である二酸化炭素や大気汚染物質である窒素酸化物を排出しません。

今後は、環境に関するイベントでの展示や多くの人の目に触れる市長公用車として活用することにより水素社会に関する啓発などを進めていきます。



燃料電池車とガソリン車の違い



燃料電池自動車納車式

尼崎市に日本初の商用水素ステーションがオープンしました

日本初の商用水素ステーションが岩谷産業（株）中央研究所（尼崎市次屋3丁目）に併設されるかたちでオープンしました。本市が導入した燃料電池自動車（トヨタ自動車（株）MIRAI）は、この水素ステーションで充填をしています。



水素ステーションの開所式

近年注目されているエネルギー源である水素は、石油・天然ガス等の化石燃料から改質して製造されるほか、工場などにおける副生ガスを精製することで製造することもできます。また、将来的には、再生可能エネルギーを用いて、水から水素を製造することで、エネルギー自給率の向上など、様々な可能性が期待されています。水素を日常生活や産業活動で利活用する「水素社会」の実現に向けて、今後も水素に関する動向について注視していきます。

フェニックス（埋立地）にメガソーラーが整備されました

兵庫県が策定している「第3次兵庫県地球温暖化防止推進計画」では、「2020年度末までに再生可能エネルギーを新たに100万kW導入する」ことを目標としています。その取組の一環として、本市の尼崎沖フェニックス事業用地において、再生可能エネルギーの1つである太陽光での発電を行うため、（公財）ひょうご環境創造協会が事業主体となり、メガソーラーを整備しました。



エコひょうご尼崎発電所

メガソーラーとは1 ^{メガワット} MW

（1,000 kW）以上の出力をもつ大規模な太陽光発電設備のことで、本設備は、9.863 MW の出力を有しており、一般家庭約 3,000 世帯分の電力量を発電できる規模となっています。発電された電気は平成 26 年 12 月 1 日から売電が行われており、売電により得られる収益は、再生可能エネルギーの導入促進など同協会の公益事業に活用されることとなっています。

本市では、メガソーラーを多くの市民の方々に知ってもらうため、市とあまがさき環境オープンカレッジの主催で見学会を行いました。メガソーラーを目にするのは初めてという方が多く、「大変勉強になった」、「迫力があった」などの意見をいただき好評でした。

公共施設の屋根貸しを始めました

市内における再生可能エネルギーの普及を促進するために、兵庫県の融資制度（平成 26 年度地域主導型再生可能エネルギー導入促進事業）と協調しながら、公共施設の屋根を太陽光発電設備の導入場所として貸出しを行いました。

平成 26 年度は、貸出しの対象となった 3 つの施設のうち、2 施設に対し、3 事業者から合計 4 つの提案があり、尼崎市立あこや学



屋根貸し事業における協定締結式

園には(株)コープ環境サービスが、尼崎市立尼崎高等学校(屋内練習場)には不二電気工事(株)が設備を導入することとなりました。

売電による売却益は、事業者の収益となりますが、災害時や計画停電時などの非常時には地域の電源として電力が無償で提供されることとなっています。また、事業者により、環境啓発の一環として、発電状況がわかるようモニターの設置が行われるほか、再生可能エネルギーに関する講座を実施することや売電収入の一部を環境保全資金として積み立てることなど、地域貢献策も行われることになっています。

住宅のエコリフォームに助成を行いました

既存住宅(戸建・マンション)を対象として、窓や屋根の断熱性の向上や家庭用燃料電池(エネファーム)の設置など住宅の省エネ性能・品質の向上を図るための改修(エコリフォーム)に対して助成を行いました。なお、環境と産業の共生を進めていくため、市内事業者による施工時には助成額を1.5倍にしています。

あまらぶ・ウェルカムペイントとして「環境モデル都市」をPRしました

尼崎市と大阪市の間を流れる神崎川の堤防に、あまらぶ・ウェルカムペイントと称して環境モデル都市をPRするためのペイントを行いました。壁画のデザインと製作は尼崎市立尼崎双星高等学校書道部、資材提供と壁画の製作補助は尼崎塗装工業共同組合次世代会の協力により完成しました。

堤防の壁約25mにわたり「環境モデル都市 尼崎へようこそ」の文字と赤く染まる夕焼け空に向かって力強くポーズを決めるシルエット画が描かれています。国から環境モデル都市に選定された本市をPRするとともに、尼崎に訪れる方への歓迎のメッセージとなっています。



堤防に描かれた文字

なお、この壁画は現地だけでなく、JR尼崎駅へ向かう電車からも見ることができます。

公害について学びました

本市は過去に大気汚染や水質汚濁などの深刻な公害に直面しました。その後、様々な対策に取り組むことにより、環境は大きく改善してきていますが、現在もなお、多くの方が公害病に苦しんでいます。こうしたことが二度と起こらないようにするためにも、これまでの経験や取組を次世代に引き継いでいくために、「尼崎公害患者・家族の会」の方々から当



講演される松会長

時の体験談を聞く機会として市とあまがさき環境オープンカレッジの主催で「クリスマス・キャンドルナイト～尼崎の公害の歴史を学ぶ～」を開催しました。

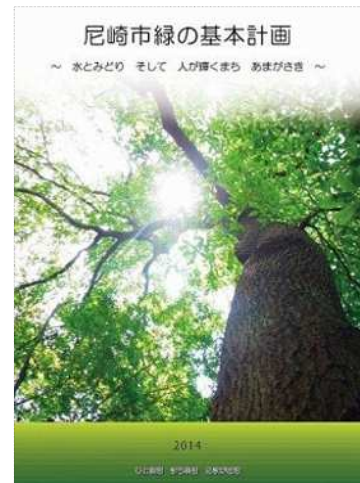
会長の松 光子さんから「青空は(工場の操業が止まる)年末年始くらいしか見えなかった。」「このまちで生まれ、このまちに育てていただき、このまちで子どもや孫に見守られて死にたい。この願いだけで闘い続けてきた。」と当時の街の様子、苦悩や想いについて話を伺いました。

尼崎市緑の基本計画が改定されました

「尼崎市緑の基本計画」は、官民一体となって都市における緑のまちづくりを進めるための目標や取組を定める計画であり、社会情勢の変化などを踏まえ、平成26年7月に改定を行いました。

改定にあたっては、これまでの緑を「つくる」ことを中心とした考え方から「緑の質を高める」ことに着目し、緑に「関わる」、「緑を「活かす」、「守り育てる」、「工夫してつくる」取組を進めることで、緑を通じてまちの満足度を高めることを目標にしています。

新たな計画では、多様な生き物の生息環境の保全を進めていくために必要となる、生物多様性に配慮した緑のあり方を検討していくことが重点的な取組の1つに掲げられています。



尼崎市緑の基本計画

びわ湖環境ビジネスメッセ2014にエコプロダクツグランプリ受賞製品を出展しました

本市において、平成23年度から平成25年度までの3年間に行われたエコプロダクツグランプリの受賞製品を日本最大級の環境総合見本市である「びわ湖環境ビジネスメッセ2014」に出展しました。材料を無駄なく使用するための工作機械、材料系の製品、リサイクルが可能なアルミ製の吸音壁、現場施工型の後付け窓ガラスなど多岐にわたる製品を出展しました。

いくつかの製品については、製造企業の社員により直接説明がおこなれるなど、活発な商談が行われ、製品の中には、今回の出展により取引が成立したものもありました。

平成27年度以降についても、引き続きエコプロダクツグランプリを行い、受賞製品を売り込んでいくために出展を続けていく予定となっています。



出展ブース

「ECO未来都市を目指して 産業都市尼崎の挑戦」が発行されました

本市が環境モデル都市に選定された経緯や環境と産業が共生していくための取組事例などが掲載されており、研究者、企業経営者や市職員など立場が異なる者が、多面的な視点で本市の現状について執筆しています。尼崎の産業の歴史や環境と産業の共生を進めていくための課題や論点がまとめられています。



ECO未来都市を目指して
産業都市尼崎の挑戦

かんきょうモデル都市 あまがさき探検事業が始まりました

本市が環境モデル都市に選定されたことを受け、児童が日々の生活の中で環境に配慮した行動を選択していくことの大切さを学び、自分たちが住んでいる市の環境保全・向上に対する取組を知る機会が設けられることとなりました。

小学校4年生の児童が尼崎の森中央緑地、北堀運河や猪名川自然林での体験学習を行うとともに、クリーンセンター、リサイクルセンター、浄水場や下水処理場などの施設見学を行いました。



自然体験学習

第2章 尼崎市の環境の変遷

～「公害のまち」から「環境のまち」へ～

本市の環境の変遷を振り返るとき、触れなければならないのは公害の歴史です。本市は工業化により大きく発展しましたが、一方で、急経済成長を優先する発展は甚大な公害問題を引き起こしました。しかし、市民・事業者・行政により様々な取組や活動が行われ、「公害のまち」と呼ばれていた本市の環境は、他都市と比べても遜色のないほど改善されてきています。そして、近年では高度なものづくり技術の蓄積や産業の集積を活かし、様々な環境関連製品が生み出されるまでになっています。

現在、本市では市民・事業者・市の各主体の想いや本市の歴史、特色・特徴を活かしながら、環境を「守るべきもの」から生活を豊かにするために「活かすもの」として様々な取組が進められています。

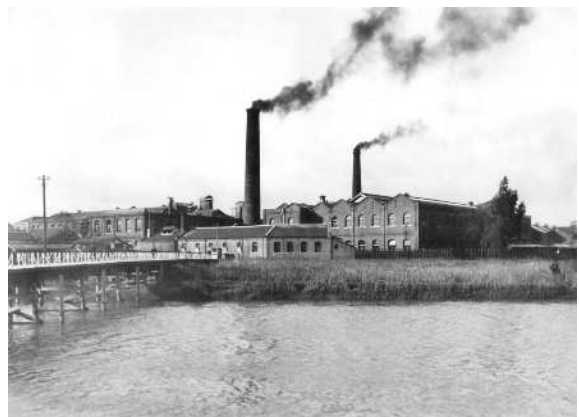
ここでは、本市の環境の変遷を振り返ってみましょう。

工業化の進展による公害の発生

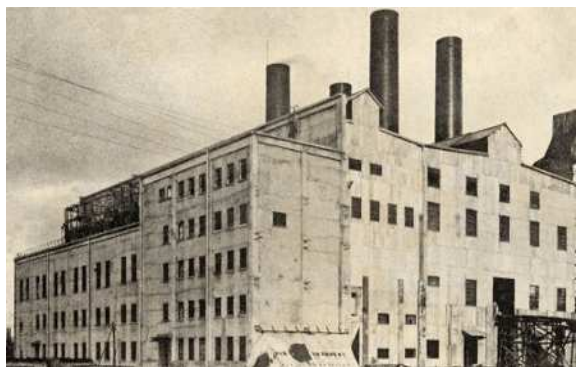
尼崎市域はかつて、そのほとんどが田畑であり、ところどころに集落が形成されている状況でした。また、江戸時代には尼崎城の周辺は阪神間の唯一の城下町として栄えました。明治初期頃的主要な産業は農業や漁業でしたが、この頃になると日本においても産業革命が始まります。大阪周辺の地域は綿業の中心地であったことや尼崎市域では綿花の生産が盛んであったことから、蒸気機関を使った大規模な紡績工場の操業が始まり、ここから本市の工業化が始まりました。

明治後期から大正期にかけての日露戦争や第1次世界大戦の時期は、南部には財閥系・外国の資本によりガラス、電線、セメント、油脂など様々な種類の工場が進出するとともに、軍需の増大などによりこれらの企業は業績を伸ばし、工業都市の基礎が築かれていきました。しかし、工業化が進んだことにより、工場排水による河川の汚濁、ばい煙による大気汚染、工業用水の汲み上げによる地下水位の変化など生活・地域環境に影響を与え始めました。

昭和初期の日中戦争や太平洋戦争にかけては、臨海部の埋め立てによる工場用地の造成や港湾

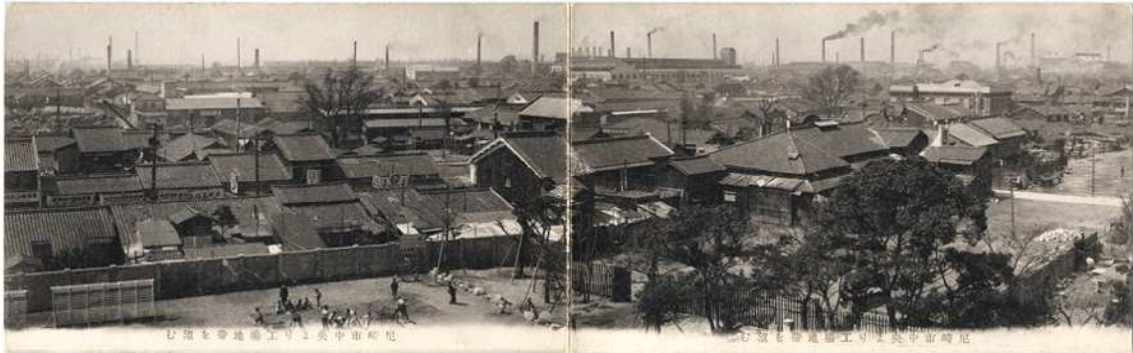


左門殿川越しに尼崎紡績を望む。左手には辰巳橋が架かる。(大正5年頃撮影、「御大典記念献上 尼崎市写真帖」)



日本電力尼崎火力発電所。大正14年(1925)、尼崎東新田に開設。拡張工事により、昭和3年(1928)9月には全出力14万キロワットとなり、当時東洋一の規模を誇りました。平成14年(2002)廃止。(大正末～昭和戦前期の絵はがき)

の整備が進められ、工場の立地が一層進み、戦争が激化するにつれ、重化学工業都市としての性格を強めていきました。この頃には、特に航空機や船舶などの材料として用いられる鋼鉄を生産するために次々と製鉄所が設立され、増加した電力需要に応えるために火力発電所の建設が進み、鉄鋼や電力などを中核とする重化学工業地帯が確立されます。一方で、環境が大きく悪化したのもこの頃でした。火力発電所からの降下ばいじんや二酸化硫黄による被害をはじめ、毎年数センチ規模で進行した地盤沈下や工場排水による庄下川や神崎川の汚濁など様々な公害が深刻化し、住民による抗議・反対運動や自治体による交渉などが行われましたが、十分な解決はみられませんでした。



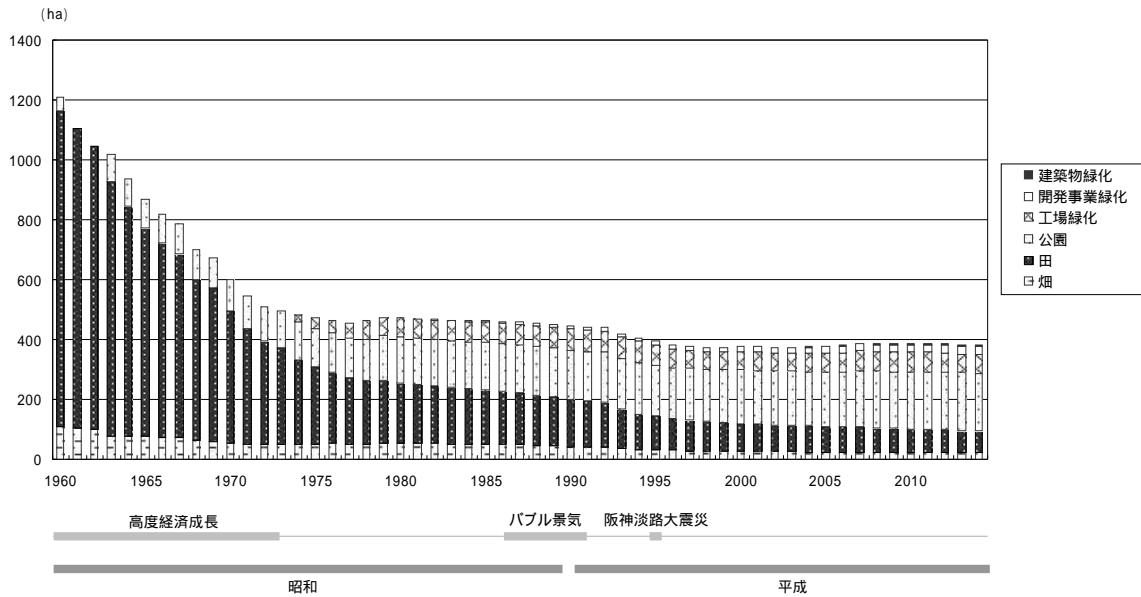
尼崎南部の様子。城内小学校からの眺望。手前に城内の町並み、その向こうに築地、最奥に臨海部の工場地帯が見える。(昭和初期、尼崎市立地域研究史料館所蔵はがき)

戦後復興・高度経済成長による産業公害の深刻化と都市・生活型公害の拡大

敗戦により尼崎の製造業は生産が大きく落ち込みますが、当時の基幹産業であった石炭・鉄鋼などを重点産業とする政策が国策として経済復興のために行われたことや朝鮮戦争の特需などにより、本市は「鉄のまち」として比較的早く経済の復興を遂げ、高度経済成長期には、阪神工業地帯の中核として日本の経済成長を支えました。

また、敗戦時には落ち込んだ人口についても、好調な経済を背景に職を求めた来住者などにより増加に転じ、この傾向は高度経済成長が終わる頃まで続きました。人口の増加によりそれまで農地が多くを占めていた北部にも住宅地が広がり、交通網も整備されるなど、市域は急速に都市化が進み、街の様子は一変しました。

しかし、こうした経済成長を優先した発展は環境に様々な弊害を及ぼし、全国的にも四大公害(水俣病、新潟水俣病、イタイタイ病、四日市ぜんそく)をはじめ、各地で公害が多発しました。特に、東京・名古屋・大阪といった早くから工業化が進んでいた大都市圏においては公害が深刻化し、本市でも、地盤沈下や水質汚濁、騒音・振動、大気汚染について深刻な被害が発生しました。また、本市を代表する産業であった農業については農地の宅地化などにより大きく縮小され、漁業については河川・海域の水質の悪化により終焉を迎えてしまいました。



本市における緑地面積の推移。高度経済成長期に農地が大きく減少しており、現在も減少傾向にあるが、それを公園などが補うような構造となっている。近年は緑地の合計面積は横ばいの状況である。

地盤沈下は大正期には始まっていた現象で、敗戦直後には工場の壊滅などにより地下水の汲み上げが減少したため、沈下は一時的に止まりましたが、戦後の復興に伴い再び沈下し、昭和 30 年代には毎年 10 センチ以上も沈下する事態となりました。地盤沈下による低地化は台風などによる高潮被害を大きくしたとされ、特にジェーン台風（昭和 25 年（1950））では、市内の約半分（現在の JR 東海道線以南）が浸水するという甚大な被害がでました。この対策として防潮堤の建設が行われ、高潮・台風からの被害は大きく軽減されましたが、その後も沈下は続き、嵩上げ工事などが行われました。地盤沈下については、工業用水道の整備と地下水の汲み上げ規制により昭和 40 年代によく収束しました。



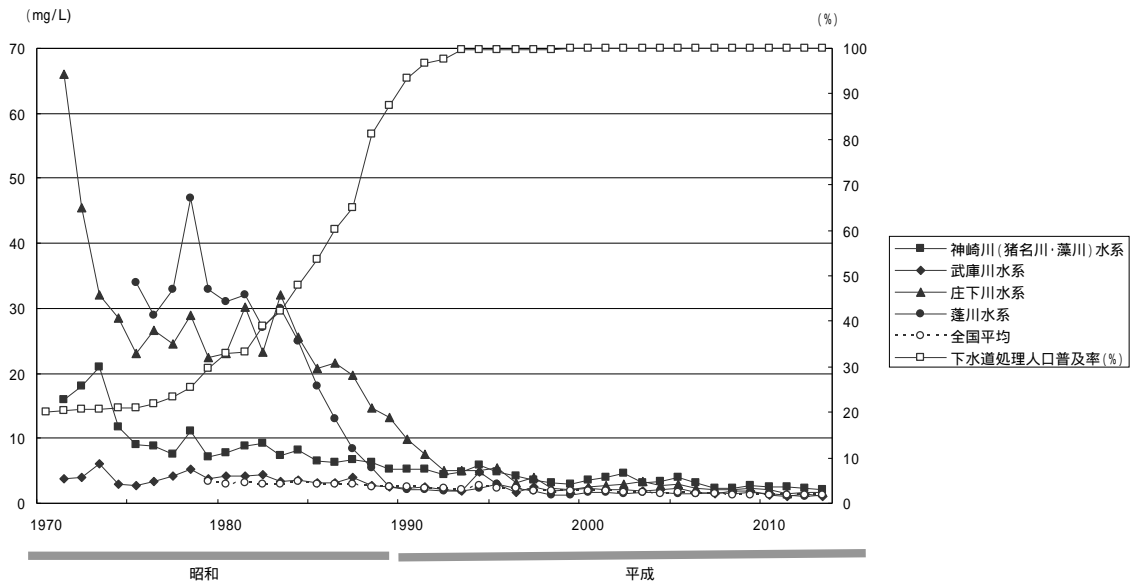
末広町、地盤沈下により道路が海に沈み、電信柱だけが水面に残っている。（昭和 29 年（1954）村井邦夫氏撮影）

工場排水による河川の水質汚濁についても戦前から深刻な問題でした。また、戦後には生活排水・畜産排水による汚濁も大きな問題となりました。本市の臨海部では地盤沈下が生じていたため、蓬川・庄下川・大物川（現在は廃川となっている）などでは自然流下ができなくなり、河口部では水が淀んでしまうとともに、流下による自浄作用がはたらかないことが汚濁に拍車をかけました。河川の水質は、下水道の整備や工場排水を規制する法律・条例の施行、河川の



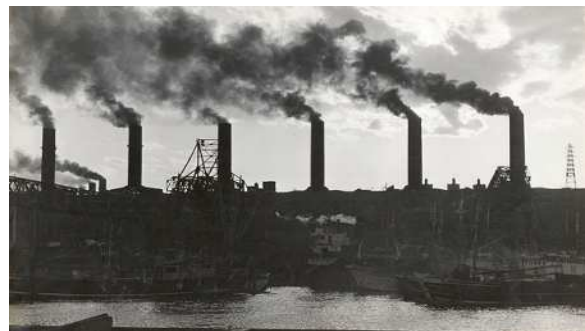
地盤沈下のため流れが止まり、ゴミめつようになった大物川。昭和 40 年代に埋立工事が行われ、現在は緑道公園となっている。（昭和 40 年（1965）市広報課撮影）

浄化事業などにより平成に入ってからようやく改善が進みました。



本市における下水の普及率と水質（BOD）の推移（年平均値）。下水道の普及とともに水質が大きく改善しているのがわかる。現在では、全国平均と比較しても遜色のないレベルとなっている。

本市において最も大きな被害を与えた公害の1つに大気汚染があります。戦前から戦後復興期については石炭を燃焼させることによる降下ばいじん（いわゆる「黒いスモッグ」）が問題となり、高度経済成長期に入り石炭から重油へと燃料転換が進むと二酸化硫黄（いわゆる「白いスモッグ」）が問題となりました。二酸化硫黄は、四日市、横浜、川崎、大阪といった工場の密集する都市において、ぜん息などの被害を引き起こし、本市もそのような被害が集中した地域の1つでした。



黒煙を吐く火力発電所の煙突群（昭和30年頃、尼崎市立地域研究史料館所蔵写真）

高度経済成長期における本市の主な大気汚染物質であったばい煙などの排出源は臨海部に集中する火力発電所と重化学工業分野の工場群でした。このような状況に対して、市は、降下ばいじん調査、国内初の大気汚染立体観測調査や健康被害における疫学調査などを行い、大気汚染の発生メカニズムや大気汚染と呼吸器系疾患発生の関係性などの解明に取り組みました。一方、市民も公害の反対請願署名の提出や公害対策の申し入れなど公害反対運度を活発化させていきました。これらを受けて、本市の大気環境



大気汚染立体調査は自衛隊の協力を得て、ヘリコプターによる調査も行われた。（昭和32年（1957）、尼崎市立地域研究史料館所蔵、大阪読売新聞社発行「尼崎市大気汚染調査」）

に大きな影響を与えていた火力発電所については稼働率や使用燃料の質の改善などについて電気事業者と数々の協議が重ねられるとともに、様々な対策が講じられました。昭和44年(1969)には、本市と兵庫県、市内62社(69工場)・3企業団地(55工場)との間で大気汚染防止協定が締結され、硫黄酸化物の取組が進められました。火力発電所については、次第に関西各地に発電所が新設されたこと、火力から原子力への比重が移ったことや老朽化が進んだことなどにより予備発電所へと役割を変え、その後、すべて廃止されることになりました。

高度経済成長期には新たな公害として交通公害も発生しました。経済の成長にともない貨物・旅客ともに大幅に輸送需要が増加し、その手段については当初は鉄道や船舶の割合が大部分を占めていましたが、モータリゼーション(車社会化)の進展に伴い、次第に自動車へと転換していきました。また、輸送について求められるものも大量輸送から大量高速輸送へと指向が変化していきました。こうした流れは本市においても影響を及ぼし、昭和38年(1963)の国道43号の供用開始は自動車排出ガスや騒音・振動による交通公害を引き起こすこととなりました。昭和56年(1981)に供用が開始された



国道43号線公害対策尼崎連合会の座り込み。

国道43号上の高速道路建設に対し、沿線住民が絶対反対として工事現場において、2,556日間に及ぶ座り込み闘争が行われた。

阪神高速道路3号神戸線の建設にあたっては住民が国道43号線公害対策尼崎連合会を結成し、建設を阻止するための座り込み闘争が行われました。昭和51年(1976)には、阪神地域の沿線住民と原告団を結成し、道路管理者である国と阪神高速道路公団(現阪神高速道路(株))を被告として「国道43号線道路公害訴訟」が提訴されました。排出ガスによる健康被害は認められなかったものの、生活妨害などについて道路管理者の責任を認め、以後の日本の道路行政に大きな影響を与えました。

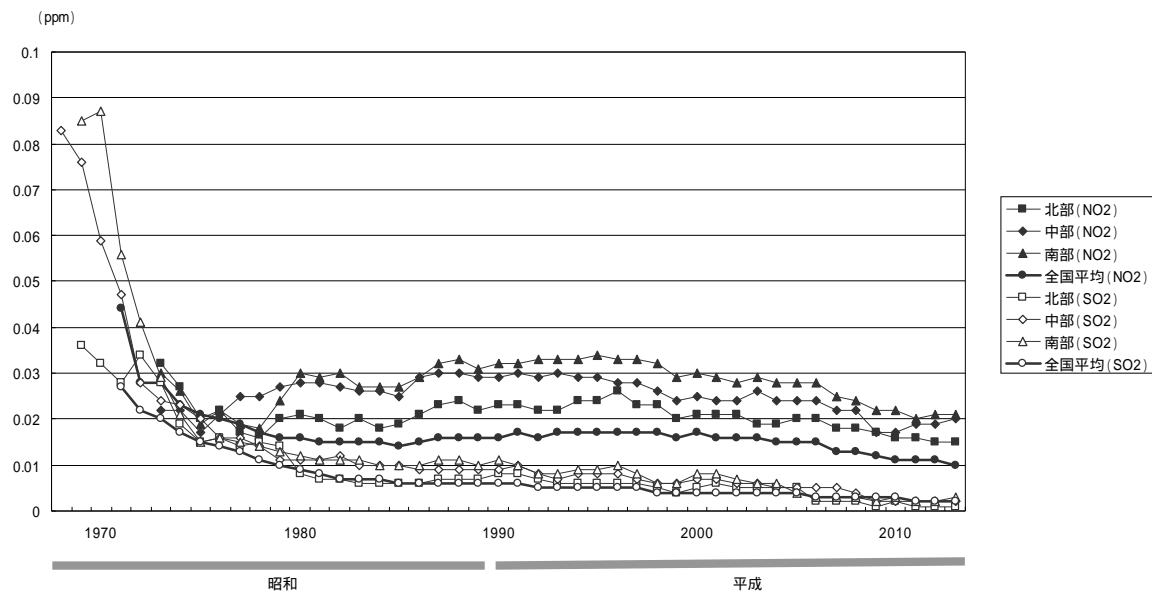
このような様々な交通公害に対して、本市では周辺自治体と協議会を発足させ、新幹線については線路や構造物の防振・防音対策などを、航空機については発着便数の制限などを周辺住民の声を聞きながら現在も継続して国などに要望しており、環境は改善してきています。

廃棄物における汚物の処理については、戦後までコレラやチフスなどの感染症の蔓延を防ぐ観点から公衆衛生の問題として扱われていました。しかし、高度経済成長期になるとし尿が肥料として利用されなくなる一方で、「三種の神器」といわれたテレビ、電気冷蔵庫、電気洗濯機の普及などによる生活様式の変化や消費活動の活発化により、廃棄物の発生量の増大が問題となりました。これにより、廃棄物の処理についても都市における環境問題として認識されるようになります。当初、廃棄物の処分については、海洋投棄や池などへの埋立て、野焼き、焼却場での焼却処分などが主な方法でした。そんな中、本市では、廃棄物を利用した熱回収についての検討や、^し尿塵芥高速堆肥化装置の建設が行われるなど、当時としては先進的な試みが行われていますが、技術的・費用的な課題や廃棄物排出量の著しい増加に処理が間に合わないなどの理由から、一般廃棄物については焼却炉での焼却処分、し尿については下水道施設による処理が行われることとなりました。

地球環境問題の顕在化

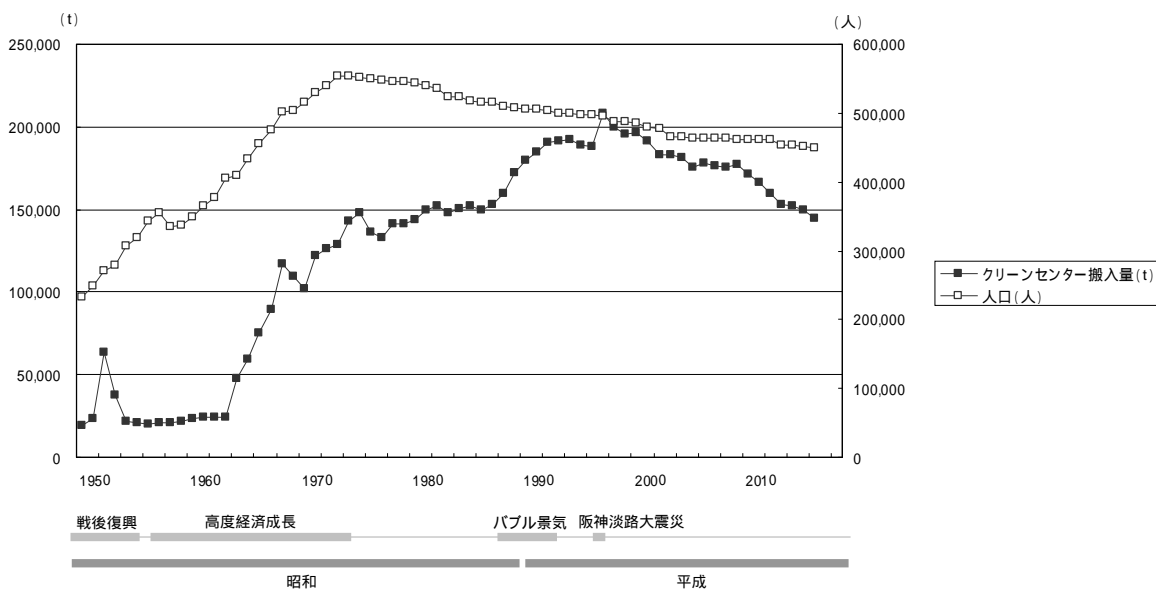
日本では昭和 60 年代から平成初期にかけてバブル景気が起こり、耐久消費財やサービス分野を中心に個人消費が大きく拡大するとともに都市部への人口の集中が進み、都市・生活型公害が課題となりました。

一方、本市では依然として自動車や事業所から排出される二酸化窒素や浮遊粒子状物質の濃度が高い状況が続いており、課題となっていました。昭和 62 年（1987）の公害健康被害補償法の改正により大気汚染指定地域の全面解除と公害患者の新規認定が打ち切られたことから、尼崎公害患者・家族の会の呼びかけにより結成された原告団が、昭和 63 年（1988）に、大気汚染物質排出の差し止めなどを求め、道路管理者である国と阪神高速道路公団、電力・鉄鋼など 9 企業を被告として、「尼崎大気汚染公害訴訟」を提訴しました。裁判では交通公害による健康被害や損害賠償が認められるだけでなく、日本の大気汚染公害訴訟において全国で初めて差し止め請求（道路供用の差し止め）が認められました。その後、排出ガス対策、大型車交通規制や連絡会設置などの実施を条件に差し止めを放棄し、和解がなされました。発生源対策として排出ガスにおける窒素酸化物などの濃度やガソリン中に含まれる硫黄濃度などの規制が行われ、道路対策としては車線の削減、遮音壁の設置や緑地の整備、交通流・交通量対策としてロードプライシングの実施や環境レーンの導入など多くの対策が講じられることにより次第に沿道環境の改善が進むことになりました。平成 25 年（2013）には、改善に一定の成果が見られ、今後も改善・保持が見込まれるとして、尼崎公害患者・家族の会と国・阪神高速道路（株）との和解条項の履行に係る意見交換が終結しました。現在は、沿道環境の状況を確認するために国との協議が行われています。



大気汚染の推移（年平均値）。二酸化硫黄（ SO_2 ）については、過去から大幅な改善がみられ、現在では全国平均と遜色のないレベルとなっている。一方で、二酸化窒素（ NO_2 ）については、近年は環境基準については達成している状況が続いているが、全国平均に比べると若干濃度が高い状況が続いている。

バブル景気における消費の拡大は排出される廃棄物の増大・多様化をももたらしました。乾電池や大型化したテレビ・冷蔵庫などの家電製品といった処理が困難な廃棄物を増大させるとともに、商品の少量多種化による使い捨て商品の普及やプラスチック容器・包装紙の使用も増加しました。事業所では事務作業のOA化が進みコピー用紙などの紙ごみの発生量も増加しました。



クリーンセンターへのごみの搬入量。高度経済成長期には人口の増加と相まって、搬入量は大きく増加した。その後、横ばいの状況が続くが、バブル景気の頃には再度増加に転じている。近年は、減少傾向にある。

この傾向は本市にもあてはまり、バブル期には本市の廃棄物量は大きく増加し、焼却処理能力の限界に迫りました。本市ではごみの減量を推進する部署を設け、古紙の回収に対する奨励金の交付、ごみ出しのマナーの指導的役割を果たす「さわやか指導員」制度の発足、可燃物と資源物の分別を進めるためのごみの収集区分の細分化、資源リサイクルセンターの建設など様々な取組が進められました。平成 25 年（2013）には収集回数の見直しなどにより紙類のリサイクルが進んだことなどから、近年のごみの排出量は減少傾向にあります。

各国の国内の問題として認識されていた公害問題は、1970 年代ごろから社会経済活動のグローバル化や大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会システムが、日本のみならず世界中で拡大していき、環境破壊・汚染が自然の修復能力を超えて進行したことにより、酸性雨や海洋汚染、オゾン層の破壊、熱帯林の減少、砂漠化、地球温暖化など地球規模の問題として認識されるようになりました。

本市においても地球環境の保全に取り組んでいくために「ローカルアジェンダ 21 あまがさき（地球環境を守るわたしたちの行動計画）」（平成 8 年（1996））を策定するなど、地球温暖化を中心として次第に市内環境だけでなく地球環境にも目が向けられていきました。

現在の環境問題は、かつての公害問題のように事業者に対する規制だけでは解決することは困難であり、市民・事業者・市の 3 者が協力しながら進める必要があるため、このような協力の場として平成 17 年（2005）に「あまがさき市民環境会議」が設置されました。その後、市民環境会議は取組を一層進めるために発展的解消がなされ「あまがさき環境オープンカレッジ」（平成 22 年（2010））が新たに開校しました。平成 26 年（2014）4 月からは NPO 法人となり様々なイベントを企画したり、環境学習・活動に関する支援などを行っています。

また、本市の環境保全の取組の中には外部より評価を受けているものもあります。汚濁のひどかった庄下川については、良好な水辺空間の形成を図ることを目的として、昭和 63 年（1988）に建設省（現国土交通省）による「ふるさとの川モデル河川」の指定を受け、整備事業を進め、水質の改善に取り組みました。下水道の整備や川泥の浚渫などにより水質が大幅に改善され、多数の魚類の生息が確認されるまでとなり、平成 12 年（2000）には建設省より「甦る水 100 選」の 1 つに選ばれました。

この他にも、優れた環境施策を進めている自治体を表彰するために環境 NGO が共同で主催している「持続可能な地域社会をつくる日本の環境首都コンテスト」において、本市は平成 13 年（2001）の第 1 回目から最終回となる平成 22 年（2010）の第 10 回目まで全国で本市のみが連続で 10 位以内に入賞しました。

近年では、公害の発生場所として捉えられていた臨海部において自然と共生するまちづくりが始まるなど新たな取組も始まっています。

そのひとつが、国道 43 号線以南の臨海部（約 1,000 ha）を対象として、兵庫県により進められている「尼崎 21 世紀の森構想」（平成 14 年（2002）3 月）です。これは、「森と水と人が共生する環境創造のまち」の実現をめざし、100 年かけてまちづくりを進めていくという壮大なものです。現在は、構想の対象となる地域の一部（約 29 ha）を「尼崎の森中央緑地」として先導的に整備が行われています。森づくりにあたっては、一般的な緑化が生物種レベルまでしか考慮せずに行われるのに対して、ここでの取組は、地域の生態系を手本に、地域で種を集めるところから始め、遺伝子レベルで生物多様性に配慮して行われるというものであり全国的にも先進的なものとなっています。



尼崎の森中央緑地の将来イメージ図。（兵庫県阪神南
県民センター尼崎港管理事務所尼崎 21 世紀プロジェクト推進室より提供）

このように、過去には公害の発生源であった臨海部は現在では大きく変貌してきています。



左写真：現在の臨海部の様子。過去のように黒煙を出す煙突は見られなくなった。右写真：南掘運河の様子。
人々が集まり、憩える空間づくりが進められています。（左写真：大阪湾広域臨海環境整備センターより（平成 26 年（2014）撮影）、右写真：尼崎市撮影）

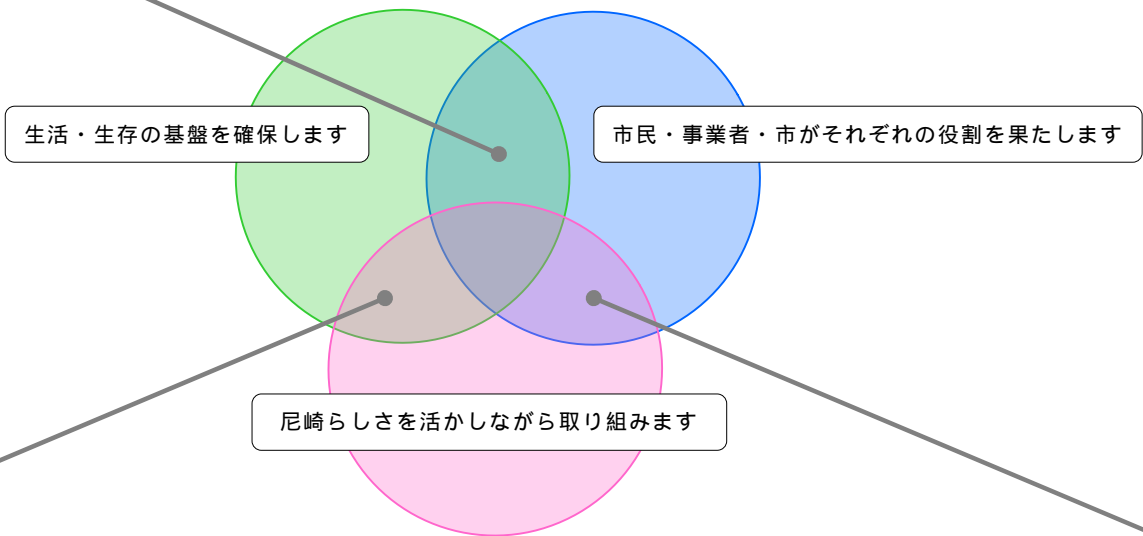
本市では、平成 24 年（2012）の組織改正において、これまで規制する側であった環境部署と規制される側であった経済部署を統合して「経済環境局」を新設し、市内環境の向上と地域経済の活性化の両立を目指す「尼崎版グリーンニューディール」を展開しています。また、平成 25 年（2013）には低炭素社会の実現に向けて高い目標を掲げ先駆的な取組にチャレンジする都市として国から「環境モデル都市」に選定されるなど、環境を軸とした発展・成長への機運が高まっています。

第3章 環境への取組状況

計画にある目指す環境像を実現していくためには、目標ごとに取組を進めていくだけでなく、横断的に取り組むことで、社会情勢の変化などに柔軟性・弾力性をもちながら、広い視野で対応することができます。ここでは、「ECO 未来都市 あまがさき」を実現するための6つの目標を定める際に整理された3つの視点に基づき平成26年度に行った代表的な取組を抜粋し整理しました。



公害の学習 (p3、47) 尼崎21世紀の森構想の推進 (p50)



燃料電池車の導入 (p1、23) 省エネ診断員の育成 (p64)



かんきょうモデル都市あまがさき
探検事業の実施 (p5、72)

公共施設の屋根貸しの
実施 (p2、26)

平成 26 年度の取組については、目標ごとにまとめています。各目標の内容の見方は次のとおりです。

目標

*** 未来のまちのすがた ***

尼崎市環境基本計画で示されている「目標」と「未来のまちのすがた」を示しています。

取組の方向性・施策

取組の方向性

施策ア …

尼崎市環境基本計画で定められている「取組の方向性」と「施策」を示しています。

関連資料

・

現状（成果・課題）

・

…

「目標」ごとに理解を深めることのできる統計書や年報等を示しています。

取組状況

取組の方向性

…

「目標」ごとに現状として、成果・課題等を示しています。

「取組の方向性」ごとに具体的に取組んだ内容を示しています。
なお、「✍」のマークが付いているものは今年度版から新たに掲載した項目です。

目標 1 低炭素社会の形成

*** 未来のまちのすがた ***

家庭や職場で省エネに進んで取り組んでいます

取組の方向性・施策

取組の方向性 エネルギーの使用量を減らします

施策ア 環境に配慮した生活様式や事業活動についての意識啓発

施策イ 環境にやさしい住まい・省エネ製品などの普及促進

取組の方向性 エネルギーを効率よく使います

施策ア 再生可能エネルギーや未利用エネルギーの活用促進

施策イ 自動車による環境負荷を低減させる交通環境の整備

施策ウ エネルギー管理の観点を活かしたまちづくりの推進

関連資料

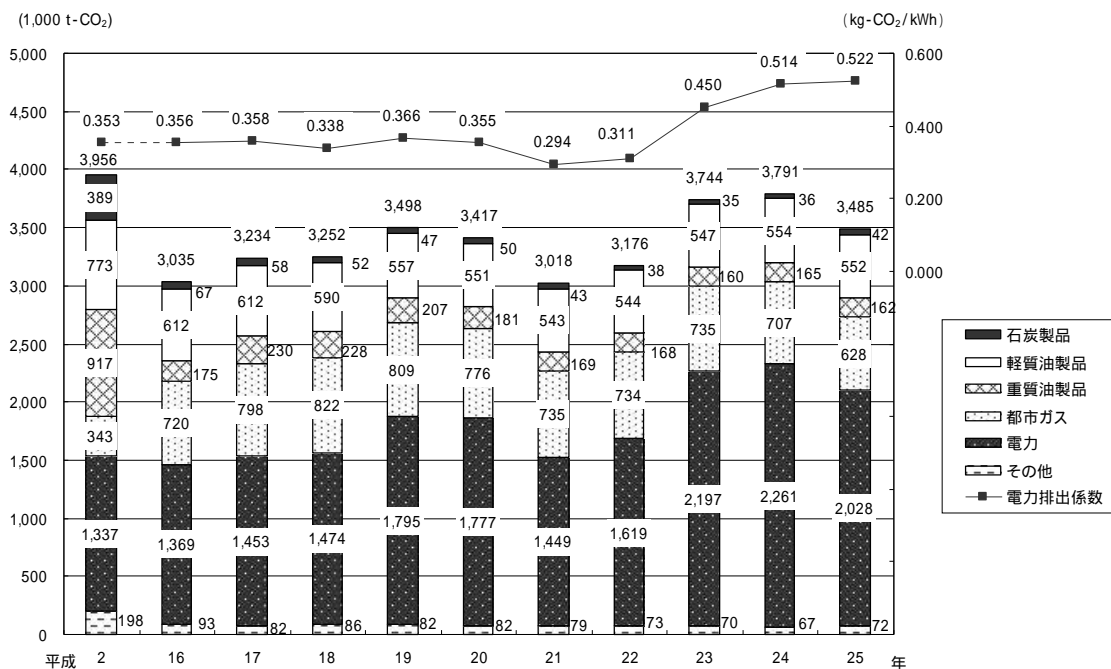
- ・市内温室効果ガス排出量推計結果報告書

現状（成果・課題）

- ・二酸化炭素排出量の推移をみると、平成 2 年から平成 15 年までは減少傾向にありましたが、その後は、増加傾向にあります。平成 25 年（速報値）の本市における二酸化炭素排出量は約 3,485,000 t となっており、第 2 次尼崎市地球温暖化対策地域推進計画の目標基準年である平成 2 年と比べ、11.9%の減少となっています。
- ・エネルギー種別排出量の推移では、石炭製品、軽質油製品や重質油製品に由来する二酸化炭素排出量は減少していますが、都市ガスや電力に由来する排出量は増加しています。
- ・電力は生活や産業活動と関わりが深く、東日本大震災以降の原子力発電所の稼働停止による火力発電の拡大により、近年は電力排出係数が増加傾向にあり、その動向が電力に由来する二酸化炭素排出量に大きく影響しています。なお、平成 25 年は電力消費量が減少したため、電力に由来する二酸化炭素排出量も減少しました。
- ・部門別排出量の推移においては、産業都市である本市では、二酸化炭素の総排出量の約半分が産業部門から排出されています。産業部門からの排出量は、景気変動の影響を受けやすい一方で、様々な取組により大きな削減効果が期待できます。

- ・民生家庭部門からの二酸化炭素排出量は、単身世帯の増加や家電の大型化・多様化などにより増加傾向にあります。また、民生業務部門での、延べ床面積あたりの二酸化炭素排出量は、省エネ化の推進などにより平成 23 年までは減少傾向にありましたが、近年は増加傾向にあります。

図 二酸化炭素排出量の推移（エネルギー起源別）



備考 1 平成 25 年の値は速報値

備考 2 四捨五入を行っているため、各値と合計値が一致しない場合がある。

- ・本市の取組として、前年度に引き続き公共施設に太陽光発電設備の導入が進められています。また、平成 26 年度には民間の活力を活用しながら太陽光発電設備の導入を進めるため、公共施設の屋根の貸出しが行われました。
- ・運輸部門から排出されている二酸化炭素を削減するために燃料電池自動車や電気自動車を公用車として導入するとともに、エコカーの導入や電気自動車用充電器の設置に対する補助が行われています。また、環境にやさしい移動手段である自転車の利用を促すため、駐輪場の整備に対する補助や自転車道や自転車レーンの整備が進められました。
- ・既存住宅の省エネ住宅性能などの向上を図るため、窓や屋根の断熱性の向上や家庭用燃料電池の設置などに対する助成を行いました。今後は、エネルギーの創出・蓄積・融通ができるようなまち（スマートコミュニティ）の形成を進めていく必要があります。

取組状況

取組の方向性 エネルギーの使用量を減らします

クールシェアスポットの開放・クールシェアイベントの開催（環境創造課）

夏の暑い日には、家庭の電気の半分以上をエアコンが占めているとされており、家庭内の各部屋でエアコンを使うのを止め、涼しさ（クール）を分け合える（シェア）場所（スポット）に行ったり、催し（イベント）に参加することで家庭でのエアコンによる電気の使用量を削減するとともに、それに伴う二酸化炭素排出量を削減することができます。

平成 26 年度は公共施設 28 施設にのぼりを設置し、クールシェアスポットとして開放するとともに、環境映画会をはじめ、14 イベントをクールシェアイベントとして開催しました。



映画会チラシ



のぼり

尼崎市環境マネジメントシステムによる省エネルギー等の意識啓発（環境創造課）

本市では、独自の環境マネジメントシステムを運用しており、環境管理総括者（市長）が定める環境方針に基づき、事務事業に伴う環境への負荷の低減や環境関連施策全般について、自ら目標を設定し、取組を行っています。職員全員がシステムの内容とその重要性を理解し、各所属の事務事業が環境に及ぼす影響と各自の役割を考え、日常の業務においてどのように環境配慮に取り組んでいくべきかを考える機会の一環として環境管理研修を行っています。

住宅エコリフォームの助成制度（住宅・住まいづくり支援課）

既存住宅（戸建・マンション）を対象として、窓や屋根の断熱性の向上や家庭用燃料電池（エネファーム）の設置など住宅の省エネ性能・品質の向上を図るための改修（エコリフォーム）に対して、助成を行いました。なお、環境と経済の共生を進めていくため、市内事業者による施工時には助成額を 1.5 倍しています。

平成 26 年度は 34 件の助成を行いました。

取組の方向性 エネルギーを効率よく使います

太陽光発電ガイドブックの作成（環境創造課）

本市の特性や自然条件などを考慮した場合、再生可能エネルギーとしては太陽光発電が最も適していると考えられます。そこで、本市の太陽光発電設備の導入を促進していくために、太陽光発電の特徴や事業者の導入事例の解説とともに補助・支援制度などを説明した尼崎市太陽光発電ガイドブックを作成しました。



ガイドブック

市民共同発電の推進（環境創造課）

再生可能エネルギーによる発電設備の導入は初期費用が高いため、個人ではハードルが高い状況です。そこで、市民による寄付や出資により、発電設備の導入を行い、発電した電力を自家消費したり、電力会社へ売電してその収益を出資者や地域に還元する市民共同発電という考え方が広まっています。

本市では、こういった取組が一層広がるように再生可能エネルギーの特徴や事業体系ごとの注意点などの情報を冊子として取りまとめ、本市 HP で公表しました。



市民共同発電
パンフレット

尼崎市小規模産業用太陽光発電設備導入に係る固定資産税の課税免除制度（環境創造課）

市域における再生可能エネルギーによる分散型電源普及の加速を図り、地球温暖化防止対策や電力の安定供給を推進するとともに、市内経済の活性化に寄与することを目的として、市内事業者による施工により 10 kW 以上 50 kW 未満の太陽光発電設備を導入した際に、太陽光発電設備の取得に係る固定資産税を 3 年間免除する制度を設けています。

平成 26 年度は 6 件の認定を行いました。



制度活用事例
不二電気工事（株）
自社事務所

地域交通政策の策定（まちづくり企画・調査担当）

少子高齢化の進展、環境への配慮などの社会状況の変化に対応し、都市の活力の維持・向上を図るため総合的な交通政策の策定に取り組んでいます。平成 26 年度は、庁内検討会議を設置し、過年度に整理した交通の現状と課題などを踏まえ、将来の交通需要予測の分析を行い、地域交通における鉄道・バス・自動車などの多様な交通手段の担うべき役割や本市の目指すべき交通体系の方向性などについて検討を行いました。今後は、市民・利用者をはじめ交通事業者や学識経験者などにより構成する審議会により地域交通政策を策定していくこととしています。

自動車による環境負荷の低減

・自動車利用の抑制（環境保全課）

本市は市営バスをはじめ公共交通機関が発達していることから、阪神間 7 市（神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市）で阪神間ノーマイカーデー推進協議会を設立し、毎月 20 日を「ノーマイカーデー」と定め、マイカー利用の自粛やエコドライブを呼びかけています。また、毎年 6 月・11 月を強化月間とし、市報あまがさきへの啓発記事の掲載や交通量調査、エコあまフェスタでのブース出展（6 月のみ）、市内事業者へのダイレクトメールの送付（11 月のみ）などを行っています。



ノーマイカーデーポスター

・市営バスにおけるエコドライブの推進（運輸課）

本市では、燃費の向上や排出ガスの抑制を目的として、平成 10 年度からアイドリングストップ機能付きのバス車両を導入しており、平成 21 年度には全車両をアイドリングストップ機能付き車両へと更新を終えました。また、乗務員に研修を通じて、最適な速度やギア比の相互関係を習得させるとともに、バス車両に搭載しているドライブレコーダーの記録に基づくアドバイス等を行うことで、エコドライブを継続的に取り組んでいます。

表 燃費の推移

| 年度 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 燃費（km/L） | 2.298 | 2.324 | 2.387 | 2.344 | 2.328 |

備考 1 車体の老朽化に伴いエンジンの燃焼効率が低下してきており、平成 25 年度から燃費は若干悪化している。

エコカー（低公害車）の普及促進（環境創造課）

・民間導入の推進

平成 4 年度から民間事業者等がエコカーを導入する際に、導入費用の一部を補助しています。

平成 26 年度は電気自動車 2 台、天然ガス自動車（トラック）7 台とハイブリッド自動車（トラック）4 台の計 13 台に対して補助しました。



天然ガス自動車シンボルマーク
提供：（一社）日本ガス協会

表 民間への補助状況

| 区分 | 補助年度 | | | | | | | | | | |
|----------------|------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|--|
| | ～ 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | |
| 電気自動車 | 4 | - | - | - | - | - | - | - | 0 | 2 | |
| 天然ガス自動車 | 31 | 2 | 31 | 31 | 7 | 8 | 4 | 1 | 1 | 7 | |
| ハイブリッド自動車 | - | - | - | - | 9 | 9 | 9 | 12 | 10 | 4 | |
| プラグインハイブリッド自動車 | - | - | - | - | - | - | - | - | 0 | 0 | |

備考 1 - は補助の対象となっていないことを示す。

・庁内における率先導入

平成 2 年度から公用車の購入の際には、エコカーを率先導入しています。

平成 26 年度は公用車として電気自動車を 2 台導入しました。

また、本市においては、平成 26 年 7 月に日本初の商用水素ステーション（イワタニ水素ステーション 尼崎）が開所したことに伴い、水素社会の啓発を図るために、世界初の量産型燃料電池自動車である MIRAI（トヨタ自動車㈱）を市長公用車として導入しました。



市長公用車

表 導入状況

| 区分 \ 導入年度 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
|-----------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 燃料電池自動車 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 電気自動車 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 2 |
| 天然ガス自動車 | 13 | 23 | 4 | 4 | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ハイブリッド自動車 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

充電器の普及促進（環境創造課）

・民間導入の推進

電気自動車の普及を進め、安心して利用できるようにするためには、電気自動車の走行を支えるインフラとして充電器の整備が不可欠です。平成 26 年度当初は、国（NEV：（一社）次世代自動車振興センター）の次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金と（同）日本充電サービス（NCS）の【PHV・PHEV・EV】充電インフラ普及プロジェクト支援金の活用により充電器購入費と設置工事費について、最大で 100 % の補助を受けることが可能であったため、市内産業団体や商業施設などに対し、補助制度の PR を実施していました。しかし、急速充電器については、平成 26 年 9 月末に NCS の支援金が終了したことから、これを補うため、公共性を有すると認められる急速充電器の設置については引き続き最大で 100 % の補助が受けられるよう、同年 10 月から尼崎市電気自動車等用充電設備設置補助金制度を設けています。

平成 26 年度の利用はありませんでした。

・公共施設への導入

電気自動車の普及を目的に、次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金と【PHV・PHEV・EV】充電インフラ普及プロジェクト支援金を活用して、市役所本庁舎に急速充電器 1 基を設置しました。



急速充電器（市役所本庁舎）

自転車の利用環境の向上

・民間駐輪場整備の促進（放置自転車対策担当）

放置自転車の削減など自転車の利用環境の向上のため、市内にある13の鉄道駅のうち、駐輪場が不足している6駅（阪急武庫之荘駅、阪急塚口駅、JR立花駅、阪神尼崎駅、阪神杭瀬駅、阪神大物駅）において、民間用地を活用して駐輪場を整備した場合に補助金を交付しています。なお、今後の整備を一層進めていくため、補助率を上げていくことについて検討しています。



整備された駐輪場（JR立花駅）

平成26年度は161台分（阪急武庫之荘駅22台、JR立花駅89台、阪神尼崎駅50台）の駐輪場が整備されました。

・自転車道・自転車レーンの整備（道路維持担当）

本市は平坦な地形であり、市域が中心地から東西南北ともに約5kmほどであることなどから、自転車利用に非常に適したまちであるといえます。また、近年では、環境にやさしい移動手段としても自転車利用が注目されています。そこで、市内の道路を管理する国・県・市・警察が一体となって、市域の自転車ネットワーク整備方針を策定し、自転車道、自転車レーンや自転車歩行者道の整備により、自転車の利用環境の改善、安全性・快適性の向上を図っています。



自転車道（車道の両端の部分）

平成26年度は0.3kmの自転車道、0.5kmの自転車レーン、0.2kmの自転車歩行者道を整備することにより、合計1.0kmの自転車ネットワークを整備しました。これにより、市道の自転車ネットワークは約2.9kmとなっています。

また、県道においても平成26年度までに約3.1kmが整備されており、市内の自転車ネットワークは合計約6.0kmとなっています。



自転車専用通行帯（自転車レーン）

歩行者、自転車、自動車が通行する場所がそれぞれ分離されている構造の道路のうち、自転車が通行する部分を自転車道という。自転車は双方向に通行できる。

車道のうち自転車が通行する部分を視覚的に分離したものを自転車専用通行帯（自転車レーン）という。自転車は自動車と同一方向にのみ通行できる。

自転車が通行できる歩道（自転車歩行者道）のうち自転車が通行する部分を視覚的に分離したものを自転車通行位置指定という。自転車は双方向に通行できるが、徐行する必要がある。

照明の省エネルギー化の推進

・市場や商店街等の省エネルギー・省資源化の促進（商業経営対策担当）

市場や商店街等での省エネルギー化・省資源化を進めるとともに、市内経済の更なる循環を誘導するため、市内事業者により、既存照明器具の LED 化を行った場合に、その設備費用の一部を補助しています。照明器具が LED であることを明示することで、住民や来街者の省エネルギーへの関心が高まるとともに、年間消費電力量が約 30 %に抑えられた事例もありました。

平成 26 年度は 2 件の補助を行っており、塚口商店街振興組合では街路灯 16 本の蛍光灯を LED 化することで、年間消費電力量を 1,078 kWh 削減できました。また、尼崎三和西町商店会組合においても、年間消費電力量を主照明 3,601 kWh、統一看板 1,088 kWh、大型看板・入口照明 1,220 kWh 削減することができ、全体削減率は約 62 %となりました。

・街路灯の LED 化の推進（道路維持担当）

平成 21 年度から街路灯の LED 化を進め、消費電力量の抑制や二酸化炭素排出量の削減を進めています。

平成 26 年度は 944 基の街路灯が LED 化されました。これまでに、市内の街路灯の約 21.6 %にあたる 5,907 基の街路灯が LED 化されており、LED 灯の導入前に比べ、年間約 600 t の二酸化炭素排出量が削減されています。

・水防倉庫への太陽光・蓄電池併用型の LED 灯の導入（河港課（防災対策課））

水防倉庫は、堤防敷地などに設置されているため、商用電源と連系されておらず、照明が暗く、夜間は作業性が悪い状態でした。そこで、太陽光・蓄電池併設型の LED 灯を設置し、自律的な電源を確保することで、夜間の作業性を向上させるとともに、迅速な災害活動を可能としました。

平成 26 年度は太陽光発電設備 0.77 kW の LED 灯を市内の 9 箇所の水防倉庫に設置しました。



水防倉庫に設置された太陽光・蓄電池併設型 LED 灯

・庁舎の照明器具の LED 化の推進（保全担当、神崎浄水場）

平成 24 年度から市役所本庁舎の照明器具の LED 化を進めており、平成 26 年度には 40 W 型を 1,345 本、20 W 型を 696 本、それぞれ蛍光灯から LED 照明に取り替えました。これまでに、40 W 型 4,905 本、20 W 型 1,246 本を取り替えており、庁内の照明器具の約 63 %が LED 化されています。これにより、年間約 187,000 kWh の節電がされており、約 82.7 t の二酸化炭素排出量が削減されました。

また、平成 26 年度には、神崎浄水場の排水処理棟を建替える際に、照明器具をすべて LED 灯としています。

公共施設への太陽光発電設備等の導入

・公共施設の屋根貸し（環境創造課）

市内における再生可能エネルギーの普及を促進するため、公共施設の屋根を太陽光発電設備の導入場所として貸出しを始めました。平成26年度は貸出しの対象となった3つの市有施設のうち、2施設に対し、3事業者から4つの提案があり、審査の結果、尼崎市立あこや学園（26.4 kW）と尼崎市立尼崎高等学校（39.6 kW）の2施設で約66 kWを導入することになりました。

売電による売却益は、すべて事業者の収益となりますが、災害時や計画停電時などの非常時には地域の電源として電力が無償で提供されることとなっています。また、事業者により、環境啓発の一環として、発電状況がわかるようモニターの設置などが行われるほか、再生可能エネルギーに関する講座を実施することや、売電収入の一部を環境保全資金として積み立てることなどの地域貢献策も行われることになっています。

・開明庁舎への太陽光発電設備と蓄電池の導入（中央地域振興センター）

災害や非常時に必要な電力を確保するため、太陽光発電設備（16.5 kW）と蓄電池（5 kWh × 3 台）を開明庁舎に導入しました。自立運転コンセントを設置しているため、一時避難所としての整備も進みました。



太陽光パネル



蓄電池

・東消防署常光寺出張所への太陽光発電設備と蓄電池の導入（消防局企画管理課）

災害に強く、環境に配慮したまちづくりを進めるため、東消防署常光寺出張所に太陽光発電設備（5.5 kW）と蓄電池（5 kWh）を導入しました。



太陽光パネル



蓄電池

・ **保育所への太陽光発電設備の導入**（保育課） 

保育所内で使用する照明の電力を賄うために、塚口保育所に太陽光発電設備（5.5 kW）を導入しました。晴れた日の日中は、所内の照明の電力を賄いつつ、余剰電力については、売電を行っています。

・ **学校施設への太陽光発電設備の導入**（教育委員会施設課、学校耐震化担当、学校耐震化設備担当）

学校施設の防災機能の強化や児童生徒に対する環境教育の一環として、平成 26 年度は金楽寺小学校（10 kW）と塚口小学校（3 kW）の 2 校に太陽光発電設備を導入しました。発電した電力は、教室等の照明に利用されています。



塚口小学校

ECOな街づくりのアイデアの募集（経済活性化対策課）

「ECO 未来都市・尼崎」宣言団体において、スマートコミュニティの実現を目指すために、より良い街づくりの ECO なアイデアの募集を行ったところ、183 件の応募がありました。応募されたアイデアの中から受賞アイデアを選考し、表彰を行いました。



表彰式

表 受賞アイデア・受賞者

| 部門 | 受賞アイデア・受賞者 |
|-------|---|
| 一般部門 | <p>【最優秀賞】 工場排熱の「テイクアウト」 田所 祐起 氏</p> <p>【優秀賞】 ECOごころで一人ひとりが社会貢献「尼崎・人力発電プロジェクト」 北側 利彦 氏</p> <p>【特別賞】 尼崎運河に太陽と21世紀の森のエネルギーで走るソーラー和船を浮かべよう！ 廣川 雅英 氏 尼崎運河のヘドロでコンクリートをつくり、南海トラフ地震対策のための防潮補強工事に有効利用する。 阿部 利雄 氏</p> |
| 高校生部門 | <p>【優秀賞】 道路をつかった発電 谷位 滉紀 君（尼崎市立尼崎双星高等学校）</p> |
| 中学生部門 | <p>【優秀賞】 尼崎市フーフー計画 富谷 竜一 君（尼崎市立武庫東中学校）</p> |
| 小学生部門 | <p>【優秀賞】 ECOハウス 櫻井 彩登 君（尼崎市立潮小学校）</p> |

目標 2 循環型社会の形成

*** 未来のまちのすがた ***

市内のごみが減り資源として循環しています

取組の方向性・施策

取組の方向性 ごみができるだけ出ないようにします

施策ア 発生抑制（リデュース）と再使用（リユース）に向けた意識啓発

施策イ 発生抑制（リデュース）と再使用（リユース）に関する情報の提供

取組の方向性 出たごみはできるだけ資源化（リサイクル）します

施策ア 資源化（リサイクル）に向けた意識啓発

施策イ 分別収集体制の強化

施策ウ 事業所から排出されるごみの資源化（リサイクル）の促進

施策エ ごみ処理の効率化

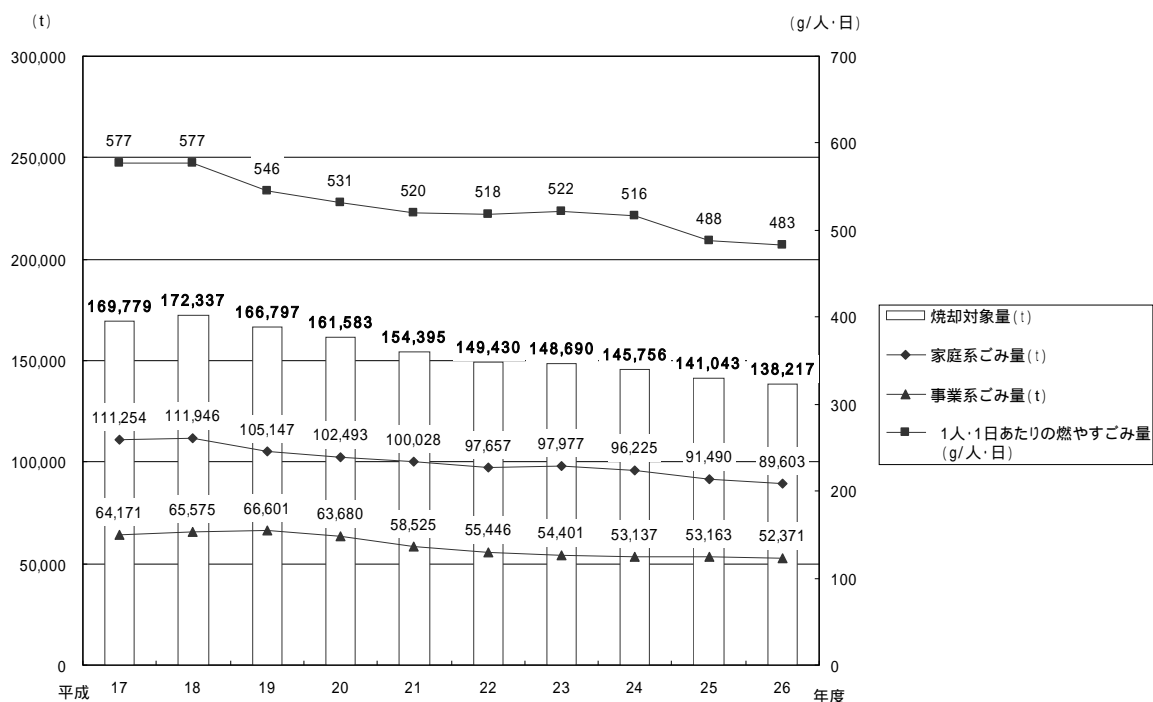
関連資料

- ・ 清掃事業概要 - 平成 27 年度版 -

現状（成果・課題）

- ・ 平成 22 年度に「循環型社会」と「低炭素社会」を両立した効率的かつ持続可能なごみ処理システムの構築を基本理念とした「尼崎市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、廃棄物の減量・リサイクルに関する取組を実施しています。
- ・ 近年のごみ量は、市民・事業者の様々な取組や人口の減少などにより減少傾向にあります。
- ・ 平成 26 年度の焼却対象量は 138,217 t で、平成 25 年度の 141,043 t と比較すると 2.0 % の減少となりました。また、1 人・1 日あたりの「燃やすごみ」の排出量は 483 g で、尼崎市一般廃棄物処理基本計画において基準年としている平成 21 年度の排出量である 520 g と比較すると 7.1 % の減少となりました。

図 ごみ量の推移



- ・燃やすごみとして出された事業系ごみの中には、リサイクルできる紙類が多く含まれているため、引き続き事業者の協力が必要となっています。
- ・ごみ減量のために、小学生のごみに対する意識の醸成、普段の生活におけるごみ出しの方法やスーパーとの連携によるマイバッグ運動など、生活の幅広い部分で様々な啓発が行われています。
- ・これまで焼却処分されていた電子機器の基盤に含まれるレアメタルの回収など、小型家電のリサイクルを進めていく必要があります。

取組状況

取組の方向性 ごみができるだけ出ないようにします

一般廃棄物

ごみの発生抑制（資源循環課）

・生ごみたい肥化講習会の開催

家庭から出るごみの減量に対する取組の一環として、生ごみのたい肥化に関する講習会を行っています。

平成 26 年度は市民グループ「いきいきコミ」の協力により 8 回の講習会を開催し、229 人が参加しました。



生ごみたい肥化講習会

・生ごみ処理機等の購入に関する補助制度

生ごみを自家処理する機器等（生ごみ処理機、たい肥化容器、剪定枝粉碎機（ガーデンシユレッダー））の購入を補助することで、ごみの減量・リサイクルに対する意識を高めるとともに実践的な取組を促進しました。

平成 26 年度は 30 件の申請に対して補助を行いました。

・マイバッグ運動の推進

レジ袋の削減に向けて、買物袋を持参するマイバッグ運動を推進するため、市民・事業者・関係団体等と連携しながら、レジ袋削減キャンペーンとしてエコバッグの配布（1,047 人）や広告等による PR を行っています。また、平成 27 年 2 月 19 日には新たに 7 社の事業者と「レジ袋削減等に関する環境協定」を締結し全 15 社で取組を推進しています。



レジ袋削減キャンペーン

表 締結事業者一覧

| | |
|----|--|
| 既結 | イズミヤ(株)、(株)関西スーパーマーケット、(生協)コープこうべ、(株)ダイエー、(株)平和堂、(株)スーパーサンエー、(株)阪食、タキヤ(株) |
| 新規 | イオンマーケット(株)、イオンリテール(株)、(株)いかりスーパーマーケット、ウエルシア薬局(株)、(株)光洋、マックスバリュ西日本(株)、(株)ライフコーポレーション |

子どもごみマイスター制度（資源循環課）

本制度は子どもがごみの減量・リサイクルに対する関心や気付きを得るきっかけを作るためのものです。ごみ出前教室「マイスタースクール」において、クイズなどを通じてごみに関する内容やリサイクル方法について学び、それらをごみ減量啓発冊子を用いながら、家庭において実践し、実践の度合いに応じてマイスターの称号を付与しています。また、特に優秀な学校に対しては、ごみマイスター推進校の称号を付与しています。

平成 26 年度はごみ出前教室に 18 校 1,628 人が参加しました。



ごみ減量啓発冊子

不要物の再使用の推進

・市民工房の運営（資源循環課）

資源リサイクルセンターにある市民工房では、ごみの減量・リサイクルに関する啓発やリサイクル商品の展示、家庭で不要となった家具類の提供を行っています。また、工



市民工房

コあまフェスタ等のイベントなどにおいても出前市民工房を実施しています。

平成 26 年度は市民工房を 1,882 人が利用し、519 個の家具等が再使用されました。

・リサイクル情報バンク（生活安全課）

家庭で眠っている不用品の有効活用を図るとともに、ごみの減量や資源保護への関心を高めるため、リサイクル情報を登録し、市民へ情報提供を行っています。リサイクル情報は、「あげます」（無償で提供）、「ゆずります」（5,000 円以内の有償で提供）、「もとめます」（5,000 円以内の有償または無償で提供を受けたい）の 3 つがあり、本市 HP や市内 3 箇所の掲示板で掲示を行っています。

平成 26 年度は 282 件の登録があり、97 件（34.4 %）が成立しました。

・図書館の本の再使用（中央図書館（北図書館））

寄贈されたが活用できない本や内容が古くなり買い替えとなった本などを市民に提供することで、廃棄図書のごみ減量と再使用につなげています。

ごみの適正搬入の指導（クリーンセンター）

事業者や家庭などから持ち込まれるごみについて、家電リサイクル法の対象となるごみや危険物等の不適切なごみが搬入されていないかの確認を行っています。これにより、ごみの搬入者に対する適切な搬入の意識付け、不適切物の搬入抑止、ごみの減量化を進めています。

平成 26 年度は 12,900 件の持ち込みごみの確認、67 件の事業系ごみに対して展開検査を行いました。

取組の方向性 出たごみはできるだけ資源化（リサイクル）します

一般廃棄物

資源集団回収運動奨励金交付制度（資源循環課）

燃やすごみ量の削減や資源の有効活用を図るために、家庭から出る紙類（新聞、雑誌、ダンボール等）、缶類、びん類や布類などの資源を、社会福祉協議会、子ども会やマンションの管理組合などの市に登録している団体が回収する場合、回収量に応じて奨励金（3 円/kg）を交付しています。

平成 26 年度は本運動により 8,289 t の資源が回収されました。

表 登録団体数の推移

| 年度 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 登録団体数 | 585 | 584 | 595 | 597 | 606 | 609 | 609 | 601 | 609 | 611 |

ごみの分別・出し方の啓発（資源循環課）

・さわやか指導員制度

ごみの分別と減量・リサイクル、ごみ出しマナーの向上を図るため、地域から推薦された者に対して「さわやか指導員」を委嘱し、地域住民に対する実践指導や意識啓発を行うとともに、ごみに関する情報提供等の活動を行っています。

平成 26 年度は 715 人に委嘱しており、研修会、施設見学会や地区会議などが行われました。

・分別収集等に関する啓発

市政出前講座（ごみ減量・リサイクル講座 2 回参加者 約 50 人）の実施、「家庭ごみべんりちょう」や「集積所掲示ポスター」の配布等により、リサイクル可能な資源の分別や燃やすごみの減量に向けた市民向けの啓発活動を実施しました。



集積所掲示ポスター

一般廃棄物のリサイクル（クリーンセンター）

家庭から出されたびん・缶・ペットボトル、大型ごみ、金属製小型ごみについては、資源リサイクルセンターにおいて処理、選別が行われ、リサイクルが行われています。

平成 26 年度は 3,700 t がリサイクルされました。

ごみの焼却による発電（クリーンセンター）

クリーンセンター第 1 工場・第 2 工場において、ごみを焼却する際に発生する熱を回収・利用するサーマルリサイクルを行い、発電を行っています。

平成 26 年度は第 1 工場で 8,811,710 kWh、第 2 工場で 53,142,700 kWh の発電が行われました。

焼却灰のセメント原料へのリサイクル（クリーンセンター）

クリーンセンターにおいてごみを焼却した際に発生する焼却灰は、大阪湾広域臨海環境整備センターの広域埋立処分場で最終処分をしていますが、最終処分量を削減し、限りある最終処分場を有効に活用していくために、平成 26 年 9 月から（公財）ひょうご環境創造協会と住友大阪セメント（株）が共同で実施しているセメントリサイクル事業の活用により、焼却灰の一部をセメント原料としてリサイクルしています。

平成 26 年度は 93 t の焼却灰をリサイクルしました。

産業廃棄物

産業廃棄物処理に関する研修会の開催（産業廃棄物対策担当）

産業廃棄物処理業者を対象に、兵庫県、県下の4政令市と（一社）兵庫県産業廃棄物協会が協力して、県下各地で廃棄物行政の動向、法令改正などに関する研修会を実施しました。

平成26年度に本市で行われた研修会への参加者は89人でした。

産業廃棄物処理業の許可業者への立入検査（産業廃棄物対策担当）

産業廃棄物処理業の許可業者が産業廃棄物処理基準に則した処理を適正に行っているかどうかを確認するため、各業者に対して原則年1回の立入検査を行っています。基準違反等の問題があれば指導を行い、地域の生活環境の保全を図っています。

平成26年度は排出事業者や処理業者、ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の保管事業者の事業場や解体現場などに延べ180回の立入検査を行いました。

焼却施設設置事業者への立入検査（産業廃棄物対策担当）

産業廃棄物の処理を行う施設のうち一定規模の処理能力を備えている産業廃棄物処理施設を設置するには許可を受けなければならないことが廃棄物処理法に定められており、稼動に際しては維持管理基準を遵守しなければなりません。平成26年度は産業廃棄物処理施設のなかで焼却施設を設置している5事業者に対し、維持管理状況などが生活環境を保全する上で支障がないか立入検査を行いました。

市の事業により排出される廃棄物のリサイクル

・紙資源のリサイクル（保全担当、資源循環課、学校保健課）

本市の支所や市立学校・園などから排出される事業系古紙のリサイクルを行うために、NPO法人あまがさきエコクラブが運用するリサイクルシステムを活用しています。集められた古紙はトイレットペーパー「エコあま君ロール」にリサイクルされ、市内の公衆便所等で使用されています。

平成26年度は282,596 kg（うち、市立学校・園からは249,766 kg）の古紙が回収されました。

これとは別に、市役所本庁舎においては、紙資源として古紙を回収しており、平成26年度は72,960 kgが回収されました。

・学校給食における廃食油のリサイクル（学校保健課）

市立小学校や尼崎養護学校の給食室から出る廃食油を売却しており、売却された廃食油は塗料インクの原料、配合飼料や石鹸等々にリサイクルされています。

平成26年度は2,401 缶（18 L/缶）分の廃食油を売却しました。



エコあま君ロール
提供：NPO法人あまがさきエコクラブ

目標 3 安全で快適な生活環境の保全

*** 未来のまちのすがた ***

きれいな空気や水に囲まれて快適に暮らしています

尼崎市の環境をまもる条例第 22 条に規定される環境の状況についての監視・測定等の結果の公表を兼ねるものとしています。

第 22 条 市長は、公害の防止に関する施策を適切に実施するため、大気汚染、水質汚濁、騒音等に関し、必要な監視、測定、検査及び研究を行わなければならない。

2 市長は、前項の規定により監視、測定、検査及び研究を行ったときは、その結果明らかとなった大気汚染、水質汚濁、騒音等の状況を公表しなければならない。

取組の方向性・施策

取組の方向性 空気・水・土・静けさを大切にします

施策ア 大気環境の保全

施策イ 水環境の保全

施策ウ 静けさの確保

施策エ 土壌環境の保全

施策オ 公害の歴史の後世への継承

施策カ その他有害化学物質や快適環境の形成への対応

関連資料

- ・ 尼崎市環境監視センター年報
- ・ 平成 26 年度における環境の現況
- ・ 尼崎市における環境汚染等の推移
- ・ 保健行政の概要

現状（成果・課題）

- ・ 大気については、多くの項目で環境基準の達成率が改善傾向にあり、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質や二酸化窒素の達成率は 100 % でした。しかし、全国的に達成率の低い

光化学オキシダントについては本市においても達成率は0%であり、微小粒子状物質（PM2.5）についても、濃度は減少傾向にあるものの達成率は0%でした。

- ・水質については、公共用水域（河川・海域）において、一部の項目・水系で環境基準を達成していませんが、水質の状況を示す代表的な指標であるBOD（生物化学的酸素要求量）やCOD（化学的酸素要求量）については、達成率が100%でした。また、地下水については、一部の項目・地点で環境基準を達成していませんでしたが、達成率は99.0%となっています。
- ・幹線道路沿道における騒音については、一部の地域で夜間の環境基準が達成できていませんが、達成率は改善傾向にあります。航空機騒音については、環境基準を達成している状況が続いています。新幹線沿線の騒音については、一部の地点では、軌道に近い部分で環境基準を達成できていません。
- ・ダイオキシン類については、環境基準を達成している状況が続いています。
- ・工場や事業場への立入検査により、法令等が遵守されているか定期的に確認が行われているとともに、環境質の常時監視が適切に行われています。
- ・環境質の改善には、本市だけでなく、広域的な対応が必要となる場合があり、引き続き近隣自治体などと情報共有を進めていく必要があります。
- ・過去に直面した深刻な公害について、これまでの経験や取組の状況を引き継いでいくための取組として、当時の様子を伺う機会が設けられました。

取組状況

取組の方向性 空気・水・土・静けさを大切にします

大気（一般環境）

一般環境大気の常時監視（環境保全課）

一般環境大気を監視するため、市内に北部（立花北小学校）、中部（国設尼崎大気環境測定所）、南部（城内高校）の3地点に測定局を設けて状況を監視しており、いずれの物質も過去10年の傾向としては減少傾向にあります。

・北部

平成26年度は、光化学オキシダント以外いずれも環境基準を達成していました。なお、近年は二酸化硫黄については低い濃度で推移しており、二酸化窒素についても横ばいから減少傾向で推移しています。

・中部

平成26年度は、光化学オキシダントとPM2.5以外いずれも環境基準を達成していました。なお、PM2.5の濃度については横ばいで推移しています。

・南部

測定局が常設されている城内高校については、平成25年度から平成26年度にかけて耐震化工事が行われたため光化学オキシダント以外の項目では規定の測定時間を得られず評価の対象となっておりません。

なお、光化学オキシダントについては、環境基準を達成していませんでした。

また、開明庁舎に測定場所を移してモニタリング調査を行ったベンゼン等の有害化学物質については、すべて環境基準を達成していました。

大気汚染防止法に基づく立入検査（環境保全課）

ばい煙発生施設を設置している工場等に対して立入検査を行い、法の遵守状況等を確認するとともに、事故時や緊急時においても、状況の確認をするために立入検査を行っています。平成 20 年度までは兵庫県と本市が合同で立入検査を行っていましたが、平成 21 年度の中核市移行後は、本市単独で実施しています。

平成 26 年度は 84 件の立入検査を行いました。

環境保全協定等に基づく大気の調査（環境保全課）

主な固定発生源の汚染物質排出状況を把握するために、環境保全協定等に基づき、排出ガスの多い 36 事業所を対象に燃料・原料使用量を調査しています。

・燃料・原料の使用量

平成 26 年度の液体燃料使用量は 4,900 kL（前年度比 81 %減）、固体燃料使用量は 1.1 万 t（前年度比 3 %減）、気体燃料使用量は 20 万 kNm³（前年度比 6 %減）でした。

・大気汚染物質の排出状況

平成 26 年度の硫酸酸化物排出量は 27 t（前年度比 55 %減）、窒素酸化物排出量は 500 t（前年度比 46 %減）でした。

光化学スモッグへの対策（環境保全課）

兵庫県では、兵庫県広域大気汚染緊急時対策実施要綱に基づき、光化学スモッグ緊急時対策実施要領を定め、県下各市町の測定局のオキシダント濃度が発令基準に達したとき、広報等（予報・注意報等）を発令するとともに、主要工場に排出ガス中の窒素酸化物量の削減を要請しています。

本市においても、尼崎市光化学スモッグ緊急時対策実施要綱を定め、市内 3 地点でのオキシダント濃度の常時監視、広報等の通報連絡網や被害発生時における救急、調査、連絡体制を整備しています。広報等発令時には、学校や支所等の公共施設に通報し、児童等の屋外での過激な運動、自動車の使用や外出をなるべく控えるよう呼びかけています。また、ひょうご防災ネットを活用し、本市内における光化学スモッグの広報発令情報を携帯電話に配信できるように体制を整えています。

平成 26 年度は光化学スモッグに関する広報等の発令はありませんでした。

微小粒子状物質（PM2.5）への対策（環境保全課）

PM2.5 は、大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が 2.5 μm（マイクロメートル、1 μm = 0.001 mm）以下の物質のことをいい、工場からのばい煙や自動車からの排出ガスなどの人為的に発生するものと、黄砂や森林火災などの自然から発生するものがあります。

兵庫県では、PM2.5 の大気中の濃度が「日平均値で 1 m³中 70 μg（マイクログラム、1 μg

= 10⁻⁶g を超えると予想される場合」には、注意喚起情報を発信することとなっています。兵庫県から注意喚起情報が発信された場合は、屋外での長時間の激しい運動や外出をできるだけ減らすなど吸入を減らすことに留意する必要があります。

本市では注意喚起情報が発信された場合には、本市 HP への掲載や尼崎市防災ネットによる電子メールの送信などにより注意喚起を促すこととしています。

なお、平成 26 年度の本市域における注意喚起情報の発信はありませんでした。

大気汚染防止強化期間における市民・事業者への呼びかけ（環境保全課）

冬期は暖房器具の使用や冬特有の気象条件により二酸化窒素濃度が高くなる傾向にあるため、11 月から翌年 1 月までの 3 か月間を「大気汚染防止強化期間」とし、暖房温度の適正化やボイラー等のばい煙発生施設の燃焼管理、貨物自動車等業務用車両の適正な運行管理の徹底や不要不急の乗用自動車の使用自粛を市報等で市民・事業者呼びかけています。

大気（沿道環境）

沿道環境大気の常時監視（環境保全課）

沿道環境における大気の状態を監視するため、7 地点の測定局において測定を行っています。一般環境と比べると沿道環境は二酸化窒素や浮遊粒子状物質の濃度が高い傾向にありますが、PM2.5 以外の項目については環境基準を達成しており、その濃度は減少傾向にあります。

また、環境基準は定められていませんが、沿道環境の汚染状況を把握するため自動車排出ガスの主成分である一酸化窒素の測定も行っています。交差点など交通の集中する地点などでは濃度が高い状況が続いていますが、全体的には減少傾向にあります。

簡易測定（環境保全課）

国道 43 号・阪神高速 3 号神戸線沿道における窒素酸化物の濃度分布を把握するため、平成 26 年 5 月と平成 27 年 1 月の 2 回（延べ 6 日間）にわたり、本市と西宮市、芦屋市の 3 市で時期を合わせて簡易測定法（PTIO 法）による調査を実施しました。

調査結果では、県道尼崎池田線（玉江橋線）交差点の北側（大阪方面）や県道米谷昆陽尼崎線（五合橋線）交差点の南側（神戸方面）において窒素酸化物濃度が高い傾向を示していました。

環境測定車（あおぞら号）による環境監視（環境保全課）

測定局における常時監視のほか、測定局のない道路沿道等の局地的な大気汚染の状況を把握するため、環境測定車（あおぞら号）による環境監視を行っています。

平成 26 年度は延べ 8 地点で測定を行いました。測定結果については、特に問題となる地点はありませんでした。



あおぞら号

国・阪神高速道路（株）に対する要望活動（環境保全課）

本市は、昭和45年より芦屋市、西宮市とともに、国道43号・阪神高速道路自動車公害対策連絡協議会を設置し、毎年、国・阪神高速道路（株）に対して、発生源対策や道路構造対策など総合的な自動車公害対策の推進を要望しています。

平成26年度は使用過程車の排出ガス性能の維持、高架や移動発生源からの低周波に対する評価指針の策定や環境基準の早期設定などを要望しました。

国道43号における道路・沿道対策

・交通流対策（環境保全課）

国道43号の道路・沿道対策として「環境ロードプライシング」や「環境レーン」の取組がなされています。

「環境ロードプライシング」は平成13年11月より試験的にスタートし、大型車の通行量を調整することで国道43号及び阪神高速3号神戸線から、沿道環境への影響の少ない阪神高速5号湾岸線に交通を誘導することを目的としています。

また、平成24年3月より国道43号の沿道側の第1レーンを「環境レーン」として位置づけ、大型車に対して、夜間は第3レーンを通行するよう規制するとともに、昼間においても極力中央寄りの車線の通行を求めることで、沿道への騒音や排出ガスの影響軽減を図っています。

国道43号と阪神高速3号神戸線、阪神高速5号湾岸線の3道路における大型車の分担率を平成13年2月と平成26年11月で比較すると、国道43号線と阪神高速3号神戸線においてはそれぞれ9.4%、5.7%の減少がみられ、阪神高速5号湾岸線においては15%の増加がみられ、「環境ロードプライシング」の取組の効果があらわれています。

さらに環境レーンにおける大型車の交通量比率を平成24年4月と平成26年11月とで比較すると、東行き（大阪方面）で2.1%、西行き（神戸方面）で4.1%の減少が見られました。

こうした取組は川崎市や名古屋市など他市にも広がりを見せており、平成26年度はイベント時においてパンフレットを配布するなど、これらの取組についてPRを行いました。

・環境防災緑地の整備（市街地整備課）

広域防災帯に指定された国道43号沿道の防災機能と沿道環境の改善を目的として、環境防災緑地の整備を進めるため、沿道の土地の買取制度（国土交通省所管）を土地所有者や開発事業者以案内しています。国が買い取った土地については、植栽を中心とする緑地整備（国管理）などが行われています。

平成7年度の買取制度開始以降、本市における平成26年度末までの緑地などの整備実績は約21,000㎡となっています。



通行ルールの案内パンフレット



制度の案内パンフレット

悪臭

悪臭への対応（環境保全課）

悪臭防止法等に基づき、工場・事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行っています。市民等から悪臭に係る苦情申立があった際には、被害状況を確認し、必要に応じて事業者に対して改善指導等を行っています。悪臭防止法では、アンモニアなどの22物質を「特定悪臭物質」と定め、敷地境界線上等における基準値を設定しています。本市では、悪臭防止法で規制されていない物質や複合臭にも対応するため、悪臭を総合的に評価できる人間の嗅覚を用いて悪臭を測定する官能試験法を取り入れた尼崎市悪臭防止対策指導指針を定め、悪臭問題に総合的に対応しています。

アスベスト（石綿）

アスベスト環境濃度の監視（環境保全課）

平成26年度は4地点で測定し、アスベスト濃度はいずれも低い濃度でした。また、大気中総繊維数濃度が1本/Lを超えた検体（5月）については、電子顕微鏡による成分の確認を行いました。その結果、アスベスト繊維は不検出または、0.3本/L以下であり、そのほとんどが硫酸カルシウムなどの非アスベスト繊維と推定される成分でした。

表 一般環境中のアスベスト測定結果

| 項目 | 光学顕微鏡法 | | | | | | 電子顕微鏡法 | | |
|----------------|---------|-------|-------|--------|------|------|---------|---|---|
| | アスベスト濃度 | | | 総繊維数濃度 | | | アスベスト濃度 | | |
| 測定月 | 5 | 9 | 1 | 5 | 9 | 1 | 5 | 9 | 1 |
| 測定地点 | | | | | | | | | |
| 国設尼崎大気環境測定所 | 0.64 | 0.069 | 0.070 | 2.22 | 0.17 | 0.11 | 0.2 | - | - |
| 国設尼崎自動車交通環境測定所 | 0.45 | 0.056 | 0.056 | 1.65 | 0.09 | 0.07 | 0.2 | - | - |
| 衛生研究所 | 0.55 | 0.081 | 不検出 | 1.56 | 0.12 | 0.07 | 0.3 | - | - |
| 浜小学校 | 0.53 | 0.056 | 0.081 | 1.74 | 0.12 | 0.08 | 不検出 | - | - |

（単位：本/L）

- 備考1 平成22年6月にアスベストモニタリングマニュアル（第3版）が改訂されたことに伴い、光学顕微鏡法では総繊維数濃度を測定することとなった。このため、光学顕微鏡法によるアスベスト濃度の測定結果は参考値として扱っている。
- 備考2 光学顕微鏡法による総繊維数濃度は改訂による新たに定められたアスベストモニタリングマニュアル（第4.0版）（平成22年6月環境省）によるもので「長さ5μm以上、幅3μm未満で、かつ長さとの比が3:1以上」の全繊維状物質の濃度をいう。
- 備考3 電子顕微鏡法による分析結果、アスベスト繊維はトレモライトまたはアクチノライト、非アスベスト繊維は硫酸カルシウム、ケイ素、チタン、セラミック等と推定された。
- 備考4 大気汚染防止法に基づく石綿製品製造工場の敷地境界における規制値：10本/L。
- 備考5 WHO（世界保健機関）によると、世界の都市部における一般環境中の石綿濃度は1～10本/L。

解体・改修工事に伴う立入検査（環境保全課）

本市では、特定建設作業実施届出書や建設リサイクル法に基づく届出書により把握できる解体工事については、原則として全数（平成26年度は632件）の立入検査を行い、アスベストの使用の有無を確認しています。また、吹付けアスベストの除去が行われる、解体・改修工事の現場においては、アスベスト濃度の測定を実施し、飛散の有無を確認しています。平成26

年度は 17 件の測定を行いました。

平成 26 年度には大気汚染防止法が改正され、建築物等の解体・改修工事を行う者はアスベストの使用の有無について事前調査を行い、その調査結果を掲示するよう義務付けられました。本市においては、市民に対し工事現場において事前調査の結果が掲示されていない場合には、市へ連絡をするように呼びかけ、不法な工事が行われないよう取り組んでいます。

吹付けアスベスト除去等に係る補助制度（建築安全担当）

市内にある民間建築物における吹付け材にアスベストが含まれているかどうかの調査や露出して吹付けされているアスベストの除去等に要する費用の一部を補助しています。

平成 26 年度は除去等への補助を 1 件行い、調査への補助申請はありませんでした。

アスベストの適正処理（産業廃棄物対策担当）

産業廃棄物の中でもたびたび問題となるアスベストの適正な処理を推進するため兵庫県と協力し、解体・アスベスト廃棄物適正処理研修会を開催しました。パンフレットの配布などにより建築解体関連事業者や新規収集運搬業者への啓発・指導を行いました。

平成 26 年度は 102 人が参加しました。

アスベストの健康リスクに関する調査（成人保健担当）

環境省から委託を受けて、アスベストのばく露歴やアスベスト関連疾患の健康リスクに関する実態把握を目的に、アスベストばく露の医学的所見である胸膜プラーク等の有無と健康影響との関係に関する知見を収集しています。平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間は、「第 2 期石綿の健康リスク調査」として、アスベストばく露者の中長期的な健康管理のあり方を検討するための知見を収集しました。

尼崎市アスベスト対策会議の開催（経済環境局企画管理課）

アスベスト問題に関する総合的な対策を推進するとともに、庁内での全体調整が必要となる案件について協議し、情報共有を図っています。

平成 26 年度は 2 回開催され、アスベストの飛散防止対策、国への要望内容や各種調査・測定結果などについて協議・報告が行われました。

水質（公共用水域 河川・海域）

公共用水域の水質の常時監視（環境保全課）

本市では、市内主要河川や周辺海域において、水質汚濁状況を把握するため、市内を流れる神崎川、武庫川、庄下川、蓬川と尼崎港周辺海域について、河川 11 地点、海域 3 地点（運河域 1 地点を含む。）で定期的に水質調査を実施しています。

・神崎川水系

神崎川水系は、淀川の一津屋樋門で分岐し、猪



採水の様子

名川、藻川と合流して尼崎市と大阪市の市境を流れ大阪湾に注ぐ一級河川です。平成 26 年度の測定結果をみると、水質の状況を示す代表的な指標である BOD の年間平均値は、平成 25 年度とほぼ同程度であり、すべての地点で環境基準を達成していました。また、推移をみても平成 16 年度以降は、ほぼ横ばいで推移しています。その他の基準については、人の健康の保護に関する環境基準はすべての地点・項目で達成していましたが、生活環境の保全に関する環境基準は浮遊物質と大腸菌群数、水生生物の保全に係る環境基準は全亜鉛が環境基準を達成していない地点がありました。

・武庫川水系

武庫川水系は、丹波丘陵に源を發し、三田盆地、神戸市北部、西宮市北部、宝塚市や伊丹市西部から尼崎市と西宮市の市境を流れ、大阪湾に注ぐ二級河川です。平成 26 年度の測定結果をみると、BOD はすべての地点で環境基準を達成していましたが、推移をみると平成 16 年度以降は、ほぼ横ばいで推移しています。その他の基準については、人の健康の保護に関する環境基準はすべての地点・項目で環境基準を達成していましたが、生活環境の保全に関する環境基準は pH の最大値が環境基準を達成していない地点がありました。

・庄下川水系

庄下川水系は、伊丹市域を流れる伊丹川、昆陽川、富松川等が合流し、本市中央部を流れて大阪湾に注ぐ一級河川です。平成 26 年度の測定結果をみると、BOD の年間平均値は平成 25 年度とほぼ同程度で、すべての地点で環境基準を達成していましたが、推移をみると平成 16 年度以降はほぼ横ばいで推移しています。その他の基準については、人の健康の保護に関する環境基準は、すべての地点・項目で環境基準を達成していましたが、生活環境の保全に関する環境基準は pH の最大値が環境基準を達成していない地点がありました。

・蓬川水系

蓬川水系は、武庫川の六樋取水口を源に、本市西部を貫流して尼崎港に注ぐ二級河川です。生活環境の保全に関する環境基準の類型指定はされていませんが、平成 26 年度の測定結果をみると、BOD の年間平均値は平成 25 年度とほぼ同程度でした。人の健康の保護に関する環境基準と尼崎市の環境をまもる条例に規定される環境上の基準はすべての地点で達成しており、推移をみると平成 16 年度以降はほぼ横ばいで推移しています。

・大阪湾（海域・運河）

尼崎港周辺海域は、大阪湾の最奥部に位置し、神崎川、武庫川、庄下川や蓬川から河川水が流入しています。平成 26 年度の測定結果をみると、海域での水質の状況を示す代表的な指標である COD の年間平均値は、平成 25 年度とほぼ同程度で、すべての地点で環境基準を達成していましたが、推移をみると多少の変動はあるものの近年はほぼ横ばいで推移しています。その他の基準については、人の健康の保護に関する環境基準と水生生物の保全に係る環境基準はすべての地点・項目で達成していましたが、生活環境の保全に関する環境基準は、pH の最大値や全窒素は全地点で達成しておらず、全燐については閘門地点以外では達成していませんでした。

水質汚濁防止法に基づく立入検査（環境保全課）

工場等の排水の汚染状況を監視するため、一般パトロールをはじめ、臨海部の工場等への海上パトロールを行っています。

平成 26 年度は、54 工場等に延べ 261 回の立入検査を実施し、延べ 86 工場等の排水を検査しました。その結果、2 工場等で排水基準を超過し、超過項目は COD（兵庫県条例上乘せ排水基準 40 mg/L のところ、62 mg/L）、pH（排水基準 5.8 以上 8.6 以下のところ、9.0）の 2 項目であり、適切な排水となるよう指導を行いました。総量規制基準については、16 工場等の排水を検査しましたが、違反した工場等はありませんでした。

下水の適切な処理（下水道部経営企画課）

生活排水や工場排水などの下水は下水道を通過し、終末処理施設（浄化センターなど）へ運ばれます。

終末処理施設に運ばれた下水は、ゴミなどを取り除かれたあと、溶解性や浮遊性の汚濁物を微生物のはたらきにより分解・沈殿され、消毒された後に、河川や海域などの公共用水域に放流されています。このため、下水道や終末処理施設は河川や海域などの公共用水域の水質保全には欠かすことのできない施設です。



北部浄化センター

平成 26 年度に本市で処理された下水量は 90,638,197 m³ となっています。

表 下水の処理状況

| 区域 | 高級処理 (m ³) | 簡易処理 (m ³) | 合計 (m ³) |
|-----|------------------------|------------------------|----------------------|
| 東部 | 21,520,643 | 2,935,581 | 24,456,224 |
| 北部 | 22,278,680 | 2,820,030 | 25,098,710 |
| 武庫川 | 37,359,960 | 3,699,705 | 41,059,665 |
| 原田 | 23,278 | - | 23,278 |
| 庄内 | 320 | - | 320 |

下水道法に基づく排除基準への適合状況の監視（北部浄化センター）

除害施設等の運転管理、特定施設の稼働状況や排水設備の状況等の調査、排水調査の採水を行うため、事業場に対して立入調査を行い、必要に応じて施設の改善や運転方法等について指導を行っています。

平成 26 年度は立入または排水調査を 118 事業場に対して実施し、これらの事業場に延べ 145 回の水質検査を行いました。

浄化槽の維持管理（生活衛生課）

浄化槽の維持管理が不十分であると、モーター等の故障で臭気や騒音が発生し、近隣の迷惑となり、また放流水により公共用水域の汚濁の原因となります。これらを防ぐためにも、浄化槽管理者・保守点検業者・清掃業者に浄化槽の適切な使用（廃油を入れないなど）、浄化槽の保守点検（年 3 回以上、消毒剤の補充など）、浄化槽の清掃（年 1 回以上）や法定検査の実施を

指導しています。平成 26 年度の指導等の状況は次のとおりです。

表 浄化槽監視指導等の状況

| 竣工検査 | 監視件数 | 指導件数 | | | | 水質検査 | 法定検査 |
|------|------|------|----|----|---|------|------|
| | | 許認可前 | 口頭 | 文書 | 計 | | |
| 4 | 4 | 4 | 0 | 0 | 4 | 0 | 443 |

河川・水路の維持管理（河港課）

本市の河川は、全般的にみて河床勾配が緩やかで平常時においての流量・流速が少ないこともあり、河川水に混入した有機物（汚泥）が沈殿・堆積を促進しやすい河川環境となっています。堆積した有機物（汚泥）は、河川水等の溶存酸素を消費するため、河川や海域の水質汚濁源となっています。こうしたことから、兵庫県と本市では、本川への汚濁防止軽減策として、流入支川や水路の浚渫^{しゅんせつ}を実施し、水質浄化に努めています。

平成 26 年度は本市の事業として市内一円各水路等で 504 t を浚渫しました。また、ごみや藻の繁茂等は水質悪化の原因となるため、河川の浮きごみの処理、除草、ポンプ等の河川管理施設の点検・整備等を行っています。浮きごみについては、市内一円各水路等で 1,986 t を除去しました。さらに、庄下川については、流量の確保や流れを創出するために、浄化ポンプや可動堰^{かどうせき}を設置しており、これらの適切な維持管理により、水質の改善・維持を行っています。

雨水貯留タンク設置の促進（計画担当）

雨水の流出抑制や水資源の有効活用などを目的として市内の公共下水道計画区域内に雨水貯留タンクを設置しようとする市民や事業者に対して助成金を交付することで、設置を促進しています。

平成 26 年度は 15 件の助成を行いました。

水質（地下水）

地下水の常時監視（環境保全課）

本市では市域の地下水の状況を把握するために概況調査地点を 7 地点設定するとともに、過去に環境基準を超えた項目をモニタリングするために継続監視調査地点を 3 地点設定して水質調査を行っています。概況調査についてはすべての地点・項目において環境基準を達成していました。継続監視調査では 2 地点で 2 項目（テトラクロロエチレン、塩化ビニルモノマー）が環境基準を達成していませんでした。

騒音・振動（一般環境）

騒音・振動の発生防止に関する指導（環境保全課）

・工場・事業場

本市では、特定施設に関する届出や事前協議の際に、公害発生の未然防止を図るため、事前指導を行っています。また、相談が寄せられた場合には、特定施設を有しない事業者であっても、騒音・振動に係る規制等について説明を行っています。

・建設作業

本市では、特定建設作業実施届出書の届出の際に、施工業者に対して、騒音・振動の防止対策を行うとともに、事前に工事説明を行うなど周辺住民の理解を得るよう指導を行っています。

・飲食店等からの騒音の未然防止に関する啓発

本市では、保健所が実施している食品衛生責任者養成講習会において、飲食店営業者を対象にカラオケ等の音響機器を中心とした営業騒音の防止について説明し、意識の啓発を行っています。

平成 26 年度は 12 回の講習会で、1,012 人に対して説明を行いました。

騒音・振動（自動車）

自動車騒音の常時監視（環境保全課）

本市では、沿道における自動車騒音を監視するため、沿道大気常時監視局 6 局において騒音測定を行っています。

平成 26 年度は昼間においては全測定局、夜間においては 5 測定局で環境基準を達成していました。

自動車騒音・振動の定点調査（環境保全課）

本市では、測定局を設置していない地点での自動車騒音・振動を把握するために、定点調査を行っています。騒音については、全測定地点（25 地点）のうち、23 地点で昼間・夜間とも環境基準を達成しており、国道 43 号（南城内 2）と玉江橋線（県道尼崎池田線）（開明町 1）の 2 地点については、昼間のみ環境基準を達成していました。また、振動については、全地点で昼間・夜間とも要請限度を下回っていました。

自動車騒音の面的評価（環境保全課）

平成 25 年度までの定点調査の結果をもとに、主要幹線 16 路線（総延長 63.9 km）に面する地域にある評価対象全戸数 46,036 戸に対し、ばく露騒音の予測を行いました。

昼間・夜間ともに環境基準を達成したのは 44,846 戸（97.4 %）、昼間のみ環境基準を達成したのが 716 戸（1.6 %）、夜間のみ環境基準を達成したのは 10 戸（0.02 %）でした。昼間・夜間とも環境基準を 100 %達成しているのは、園田西武庫線（県道西宮豊中線）、近松線（市道小園区画第 45 号線）、長洲線（県道尼崎停車場線）、臨港線（県道甲子園尼崎線）、大物線（県道昭和東本町線）、西川線（神崎停車場神崎線）であり、最も達成率が低いのは 90.8 %で国道 43 号でした。なお、全路線において 90 %以上が昼間・夜間ともに環境基準を達成しており、その達成率も改善傾向にあります。

沿道環境における建築物の騒音対策（環境保全課）

尼崎市の環境をまもる条例で、幹線道路 7 路線の周辺地域を自動車騒音防止地域に指定しています。この地域内において譲渡又は賃貸を目的として新築される長屋や共同住宅を特定建築

物と定義し、入居者を自動車騒音からまもるため、建築主に対し、事前に一定の騒音対策を講じるよう義務づけています。

平成 26 年度の届出件数等とこれまでの累計届出件数等は次のとおりです。

表 特定建築物の届出状況

| 道路名 | 届出数・戸数 | | 平成26年度 | | これまでの累計 | |
|-----------------|--------|--------|--------|--------|---------|--------|
| | 届出数 | 届出対象戸数 | 届出数 | 届出対象戸数 | 届出数 | 届出対象戸数 |
| 名神高速道路 | 0 | 0 | 82 | 861 | | |
| 国道43号 | 0 | 0 | 72 | 1,407 | | |
| 国道2号 | 2 | 30 | 65 | 1,398 | | |
| 国道171号 | 0 | 0 | 11 | 122 | | |
| 県道尼崎宝塚線（尼宝線） | 1 | 18 | 51 | 596 | | |
| 県道米谷昆陽尼崎線（五合橋線） | 1 | 9 | 49 | 479 | | |
| 県道尼崎池田線（玉江橋線） | 0 | 0 | 21 | 222 | | |
| 合計 | 4 | 57 | 351 | 5,085 | | |

備考 1 尼崎市民の環境をまもる条例に基づく届出を含む。

騒音（航空機）

航空機騒音の常時監視・定点調査（環境保全課）

武庫北小学校において兵庫県が常時監視を行っています。

平成 26 年度は環境基準を達成していました。騒音レベルの推移をみると、低騒音機の導入等によって徐々に減少してきていますが、ここ数年は横ばいの状況となっています。また、本市では、武庫地域振興センターにおいて、1年に1回の頻度で定点調査を行っています。

国・空港・航空会社に対する要望活動（環境保全課）

本市は、昭和 39 年より周辺市（豊中市、池田市、箕面市、吹田市、尼崎市、西宮市、宝塚市、川西市、芦屋市、伊丹市）と大阪国際空港騒音対策協議会（平成 17 年より大阪国際空港周辺都市対策協議会へ名称変更）を設置し、国や空港等に対して、発生源対策、空港周辺対策や安全対策の推進を要望しています。

平成 26 年度は逆発着時の騒音対策や低騒音機の積極的な導入などについても要望を行いました。

騒音・振動（新幹線）

新幹線騒音・振動の定点調査（環境保全課）

本市では、山陽新幹線の騒音・振動の状況を把握するため、4地区（小中島・食満・猪名寺・武庫）24地点において定点調査を実施しています。

騒音については、上り線側10地点、下り線側9地点（軌道中心から12.5 m地点の4地点、25 m地点の7地点、50 m地点の8地点）の合計19地点（79.2％）で環境基準を達成していました。猪名寺地区では上下線側の12.5 m地点、下り線側の25 m地点、食満地区では、上下線側の12.5 m地点において環境基準を達成していませんでした。

また、振動については全地点で対策指針値を下回っていました。

国・西日本旅客鉄道（株）に対する要望活動（環境保全課）

本市は、昭和55年度より伊丹市と西宮市とともに、阪神三市山陽新幹線公害対策連絡協議会を設置し、毎年、国・西日本旅客鉄道（株）に対して、発生源対策、周辺対策や安全対策の促進を要望しています。

平成26年度は騒音に係る環境基準の早期達成のために、バラストマット（騒音・振動を軽減するためのゴム製のマット）の全線早期敷設やカーブ区間における積極的な対策、新幹線の速度の見直し、高架橋からのコンクリート剥離対策の更なる実施を要望しました。

土壌

「工場跡地に関する取扱要綱」による協議（環境保全課）

2,000 m²以上の工場が事業活動を終結するとき、工場跡地に関する取扱要綱に基づき、土壌・地下水の調査対策、廃棄物の管理状況等について協議を行っています。

平成26年度は3件の協議が行われました。

土壌汚染対策法に基づく立入検査（環境保全課）

土壌汚染対策法に基づき、土壌汚染が判明した土地における工事が適切に行われているかを確認するため、立入検査を実施しています。

平成26年度は9事業所に対して、15回の立入検査を行いました。

また、土壌汚染処理業の許可事業者が適切に汚染土壌を処理しているかどうかを確認するため、許可業者に対して、立入検査を行っています。基準違反等の問題があれば指導を行い、改善させることにより、地域の生活環境の保全を図っています。

平成26年度は3事業者に対して、延べ26回の立入検査を行いました。

地盤沈下

水準測量（河港課）

土地の上下変動を精密に測り、地盤沈下対策に役立てるため、水準測量を3年ごとに実施しています。

平成24年度の測量結果は、水準点117点、測量延長100 kmで、比較可能な平成21年度の結

果と比べると、全水準点の平均値は+（隆起）0.057 cm でした。また、全観測点からみると、沈下量 1 cm 以上の地点は 1 割弱であり、全市的には沈静化の傾向を示しています。

地盤変動量・地下水位の観測（河港課）

地盤の収縮量と地下水位を観測するため、本市では、昭和 46 年度に塚口本町の旧グンゼ工場内に地盤沈下計と地下水位計を設置しています。また、兵庫県では、昭和 29 年度に西海岸町に地盤沈下計を設置するとともに、昭和 39 年度に中浜町に地下水位計を設置しています。

平成 26 年度と平成 25 年度の測定結果を比較すると、地盤変動量については、旧グンゼ工場調査地点では +0.92 mm、西海岸町では変化はなく、地下水位については、旧グンゼ工場地点では +0.41 m、中浜町では -0.31 m となっており、地盤沈下は沈静化の傾向にあります。

ダイオキシン

ダイオキシン類の監視（環境保全課）

大気については 1 地点（開明庁舎）で年 4 回、水質と水底の底質については 4 地点（庄下川橋、尾浜大橋、尾浜橋、南豊池橋）で年 1 回、土壌については 1 地点（城内高校）で年 1 回の調査を行いました。

平成 26 年度はすべての地点・項目で環境基準を達成していました。

大気汚染公害による健康被害者対策

健康被害の補償給付・救済と健康被害の予防（公害健康補償課）

大気汚染を原因とする公害による健康被害の補償給付・救済については、公害健康被害の補償等に関する法律とこれを補完する尼崎市公害病認定患者の救済に関する条例に基づき実施しています。また、大気汚染による健康影響を防ぐことを目的に健康被害予防事業を実施しています。

昭和 63 年 3 月の法改正により、大気汚染による公害補償地域の指定が解除され、新たな認定は行われなくなりましたが、既認定患者に対する補償給付は継続されています。

公害の歴史の継承

公害の歴史についての学習（環境創造課、環境保全課）

「尼崎公害患者・家族の会」とあまがさき環境オープンカレッジが協力して公害について学びました。

会長の松 光子さんから「青空は(工場の操業が止まる)年末年始ぐらいしか見えなかった。」、「このまちで生まれ、このまちに育てていただき、このまちで子どもや孫に見守られて死にたい。この願いだけで闘い続けてきた。」と当時の街の様子、苦悩や想いについて話を伺いました。

有害化学物質

ポリ塩化ビフェニル（PCB）の適正処理（産業廃棄物対策担当）

高濃度 PCB を使用したトランス・コンデンサ類については、中間貯蔵・環境安全事業（株）（JESCO）大阪事業所において順次処理が進められていますが、高濃度 PCB を使用した安定器や PCB 汚染物については大阪事業所では処理することができないため、適正な保管を継続するよう指導してきました。しかし、平成 26 年度に国の PCB 廃棄物処理基本計画が変更されたことに伴い、JESCO 北九州事業所で処理することが可能となったため、対象物を保有している事業者に対して、処理に関する説明会を行ったところ 156 事業所の参加がありました。

なお、低濃度 PCB 使用廃電気機器については、国の認定を受けた無害化処理施設で処理が進められています。

快適環境

空地の適正管理（開発指導課）

空地の管理が不適切な場合、雑草が繁茂したり、ごみの投棄場所にされるなど空地周辺の住民の生活環境にさまざまな影響を及ぼすことがあります。本市では、尼崎市の環境をまもる条例に基づき、空地の所有者等に対し雑草の刈取りや、ごみ等の排除など適正な管理を義務付け、管理不十分な空地の解消に取り組んでいます。

平成 26 年度は 88 件の指導を行いました。

環境影響評価（環境創造課）

平成 26 年度末現在で、尼崎市環境影響評価等に関する条例が適用されている事業は、兵庫東流域下水汚泥処理事業（広域処理場 2 号炉更新に伴う 5 号炉建設）の 1 件となっています。

表 尼崎市環境影響評価等に関する条例の適用状況

| 事業名 | 兵庫東流域下水汚泥処理事業 | |
|--------------|--------------------------|------------------------------|
| 事業者 | 兵庫県 | |
| 事業の種類 | 下水道終末処理場の建設（下水汚泥焼却施設の建設） | |
| 事業の規模 | 8.3 t/時 | |
| 環境影響評価項目 | 大気質、廃棄物、資源循環、地球温暖化、景観 | |
| 実施計画書に関する手続き | 実施計画書 | 平成20年11月25日 |
| | 意見書 | 2通 |
| | 審査書 | 平成21年7月14日 |
| 準備書に関する手続き | 準備書 | 平成23年6月13日 |
| | 説明会 | 平成23年7月28日、平成23年7月31日 |
| | 意見書 | 1通 |
| | 公聴会 | 平成23年10月19日（公述意見者数1人、傍聴者数3人） |
| | 審査書 | 平成24年3月27日 |
| 評価書に関する手続き | 評価書 | 平成24年8月29日 |

目標 4 多様な生き物の生息環境の保全

*** 未来のまちのすがた ***

身近な緑や水辺でいろいろな生き物が見られます

取組の方向性・施策

取組の方向性 生き物に関心を持ち、そのすみかを守り、創ります

施策ア 生物多様性のモデルとなる取組の重点実施

施策イ 生物多様性に対する理解の促進と意識啓発

施策ウ 地域の特性に応じた緑づくりの推進

施策エ 緑の適正な配置と維持・管理

施策オ 水辺の保全・創出

施策カ 農地の保全と活用

関連資料

- ・公園・緑化のあゆみ

現状（成果・課題）

- ・本市は市域のほとんどが市街化されており、山地がない一方で、西部には武庫川、東部には猪名川・藻川、中央部には庄下川・蓬川が流れるなど水辺環境には恵まれているといえます。また、市域の北西部・北東部・西部には農地が残っていますが、宅地化が進んでおり、面積は減少傾向にあります。
- ・生き物のすみかとなる公園や緑地の面積については増加傾向にあります。
- ・本市の中長期的な緑の考え方を示す「尼崎市緑の基本計画」が改定され、これまでの緑を「つくる」ことを中心とした考え方から、市民・事業者と協働で「関わる」、「活かす」、「守り育てる」、「工夫してつくる」ことにより、『緑の質を高める』計画へと転換が行われています。
- ・尼崎 21 世紀の森構想や 21 世紀の尼崎運河再生プロジェクトなどにより臨海部において緑や水辺に触れることのできるイベントが多数行われています。
- ・本市における生物多様性の考え方などについて、検討・整理していく必要があります。

取組状況

取組の方向性 生き物に関心を持ち、そのすみかを守り、創ります

自然環境の保全・創出

・自然と文化の森構想の推進（園田地域振興センター）

猪名川と藻川に囲まれた地域とその周辺に残る自然環境や歴史・文化資源の「価値」を再発見し、財産として守り、活かしながら取組を進めるため、自然と文化の森協会により、園田地区を中心に生き物観察、農業体験や歴史探索などが行われています。

また、公開型意見交換の場としてプラットフォームが設けられており、偶数月は「園田の自然を楽しもう」、奇数月は「園田の歴史を知る」というテーマで開催されています。

平成 26 年度は 12 回開催され、112 人の参加がありました。



プラットフォームの様子

・尼崎 21 世紀の森構想の推進（公園計画・21 世紀の森担当）

臨海部において、自然環境の回復・創造、都市のアメニティ空間の創出や操業環境の向上などにより「森と水と人が共生する環境創造のまち」をテーマとして、魅力と活力のあるまちに再生するための取組を進めており、平成 26 年度には、尼崎の森中央緑地で、兵庫県によるパークセンターの設置や植樹会などの各種イベントが行われるとともに、運河では運河クルージングや尼崎運河博覧会（うんぱく）などが行われました。また、臨海部の工場緑化を推進するため、平成 21 年度にガイドブックが作成されており、企業においては尼崎 21 世紀の森型工場緑化が進められています。



うんぱくチラシ



パークセンター

表 主なイベントの開催状況

| 開催日 | イベント名 | 概要 | 参加者(人) | 実施主体 |
|--------------------------|----------------------------|--|--------|-----------------------------|
| 5月31日 | 尼崎運河クルージング | 工都を船から体感できる1日限定の運河クルーズを行った。 | 110 | NPO法人尼崎21世紀の森、 尼崎南部再生研究室 |
| 5月31日 | 尼崎の森中央緑地パークセンターオープニングセレモニー | 尼崎21世紀の森構想の推進の拠点、尼崎の森中央緑地における植樹・育樹や環境学習の場として兵庫県が設置した。 | 60 | 兵庫県 |
| 毎月第1土曜日(6月から) | 森の会議 | 尼崎21世紀の森構想を推進するため、団体・個人が集まり、仲間集め、企画・告知を行うためのプラットフォームを開催した。 | 延べ350 | 兵庫県、尼崎市 |
| 毎月第3日曜日(7月から) | オープンチャネルデイ | 北堀チャネルベースや水質浄化施設を拠点に、憩いの場として利用するため、水質浄化活動や「水上さんぼ」などを行った。 | 230 | 兵庫県、運河まるまるクラブ |
| 10月4日 | 森のピクニック | 尼崎の森中央緑地において植樹会、エコキッズメッセ、ご当地グルメフェア、ヨガ、リレーマラソンなど森の会議の関係者が集まりイベントを行った。 | 1,000 | 兵庫県、森の会議の参加者 |
| 10月25日 | 尼崎運河博覧会(うんぱく) | 運河を舞台にした博覧会を開催し、運河を身近に感じてもらった。 | 1,000 | 尼崎運河博覧会実行委員会 |
| 11月21日 12月7日 3月15日 | 尼崎の森中央緑地 苗木の里親さん植樹会 | 尼崎の森中央緑地に植える苗木を育てるために、市民・事業者などが「苗木の里親」となり、苗木を預かり、植樹が可能となる大きさに育ったものを、自分たちの手で植樹した。 | 200 | 兵庫県 |

生き物に対する理解の醸成

・公園等における講座・イベントの開催(公園計画・21世紀の森担当)

市内の公園を活用して野鳥やセミの羽化を観察する等のイベントが行われており、身近な緑に生息する生き物について知る機会を提供しています。

平成26年度はキッズ講習会として、夏休み期間中に子どもを対象としたセミの羽化観察など、8回の講習会が行われ、96人が参加しました。

・魚つり公園の管理(公園計画・21世紀の森担当)

本市には武庫川河口に栈橋型の魚つり公園があり、様々なイベントが行われているとともに、魚釣りを通じて、スズキやクロダイをはじめ様々な魚と触れ合うことができます。

平成26年度は46,631人の利用がありました。

・あまがさきの身近な自然写真展の開催・カレンダーの作成（環境創造課）

環境に対する関心、理解を深めるため、市内の身近な自然を題材とした写真を募集し、写真展を開催するとともに、入選作品を用いてカレンダーを作成し、小中学校等の公共施設や市民へ配布しています。

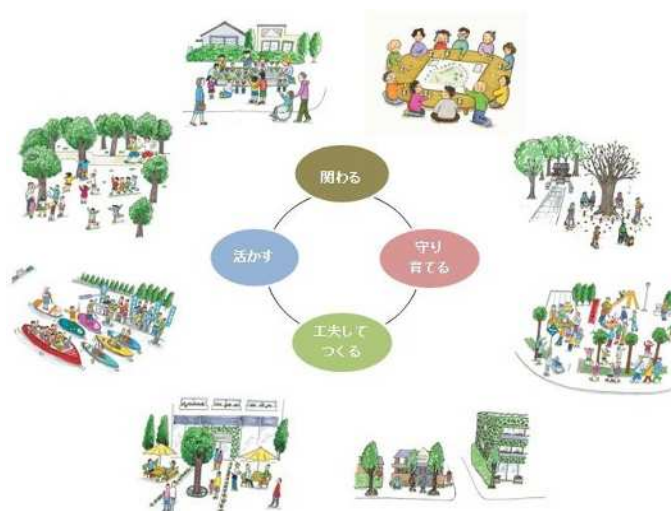
平成 26 年度で 26 回目を迎えました。総数 288 作品の応募があり、カレンダーを 4,000 枚作成し、1,500 枚を市民へ配布しました。



あまがさきの身近な自然カレンダー

尼崎市緑の基本計画の改定（公園計画・21世紀の森担当）

社会情勢の変化などを踏まえ、平成 11 年に策定された「緑の基本計画」の改定を行いました。新たな計画では、緑を通じてまちの満足度を高めることを目標としており、緑と「関わる」、緑を「活かす」、「守り育てる」、「工夫してつくる」をキーワードに、市民・事業者と行政の協働で取組を進めていきます。



緑の保全・緑化の推進

・保護樹木・保護樹林の指定（公園計画・21世紀の森担当）

緑が少ない本市において、点在する景観木や景観林は長年かけて築きあげられた貴重な財産です。本市では、先祖から引き継がれてきた樹木や古木を、尼崎市の環境をまもる条例に基づき、「保護樹木等」として指定しています。また、保護樹木等の保護養生に関する費用の助成も行っています。

平成 26 年度は障害枝剪定等に対し 5 件の助成を行いました。しかし、近年は、樹木の保護よりも周辺住環境の変化に伴う苦情等への対応として剪定が行われていることが多くなってきています。



保護樹林（伊佐具神社）

表 保護樹木・樹林の指定箇所数

| 種類 | | 年度 | | | | |
|-------|---------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
| 樹木(本) | | 66 | 65 | 65 | 65 | 65 |
| 樹林 | 箇所数 | 40 | 41 | 41 | 41 | 41 |
| | 面積(m ²) | 76,796 | 77,423 | 77,423 | 77,423 | 77,423 |

・生垣設置の推進(公園計画・21世紀の森担当)

緑視率を高め、まちの景観の向上に役立つだけでなく、防災上の効果もあることから、生垣を新設もしくは改善した市民に対し、一定の助成を行っています。

平成26年度は1件(6.5m)の助成を行っており、これまでに240件、総延長3,339.74mの生垣に対して助成を行いました。



生垣の設置

・工場緑化(公園計画・21世紀の森担当)

本市では尼崎市の環境をまもる条例に基づき10,000 m²以上の敷地を有する工場においては、敷地の10%以上の緑化を義務付けています。昭和57年度末には事業者の努力により対象となるすべての工場の緑化が完了しました(昭和57年度末94社、104工場 緑地面積 約651,000 m²)。

平成22年4月に尼崎市工場立地法の特例措置及び景観と環境に配慮した工場緑化等の推進に関する条例が制定され、この条例が適用される事業所については、尼崎市の環境をまもる条例の緑化義務が適用されないこととなりました。

平成26年度では89社、97工場で緑地面積が約634,000 m²(累計)となっています。



工場緑化

・地域に応じた工場の緑化(経済活性化対策課)

工場立地法に規定される緑地面積を地域に応じて緩和することにより、工場の操業環境の維持・保全しながら、工場緑化による周辺地域との調和に努めています。

平成26年度は1件が本制度を活用しました。

・県民まちなみ緑化事業(公園計画・21世紀の森担当)

都市における環境の改善や防災性の向上などを目的として、市が作成する緑化計画に適合した緑化活動を実施する場合には、兵庫県により助成が行われます。

平成26年度は7件が補助金の交付を受け、2,983.36 m²の緑地が造成されました。

・開発事業緑化（公園計画・21世紀の森担当）

本市では尼崎市住環境整備条例に基づき、市内で事業施行地積が 500 m² 以上 3,000 m² 未満の共同住宅又は 500 m² 以上の住宅以外の建築物の建設を目的とする開発事業を行う場合には、一定規模の緑地を事業者の協力で造成し、その維持管理等について協定を締結し、地域の環境改善に役立てています。

平成 26 年度は 65 件の緑化協定を締結し、19,293 m² の緑地が造成されました。



集合住宅における開発緑化

・建築物緑化（公園計画・21世紀の森担当）

本市では、平成 14 年 10 月から環境の保全と創造に関する条例（兵庫県）に基づき、建築面積が 1,000 m² 以上の建築物を新築・増築・改築する場合には、当該建築物の屋上面積の 20% 以上を屋上や壁面等を活用し、建築物上で緑地として確保するよう義務付けられています。

平成 26 年度は 12 件の届出があり、3,696 m² の建築物緑化が行われました。



商業施設における建築物緑化

・壁面緑化（環境創造課）

市役所本庁舎南館の東西二面 480 m² においてイリオモテアサガオによる壁面緑化をするとともに、市内保育所、幼稚園や小学校等の約 80 施設に対してゴーヤの種 100 袋・苗 1,400 株、イリオモテアサガオの苗 70 株を配布し、壁面緑化を推進することで児童生徒への環境教育や地域への啓発を図りました。また、市民に対して、壁面緑化リーフレットと緑・白のゴーヤ苗を約 400 セット、種を約 350 セット配布するとともに壁面緑化に適した植物の紹介や育て方などについて講習会を開催しました。

平成 26 年度は市内 3 箇所で行い、86 人の参加がありました。

表 壁面緑化講習会の開催状況

| 開催場所 | 参加者（人） |
|-------------|--------|
| 中央公園パークセンター | 33 |
| 園田地区会館 | 25 |
| 小田地区会館 | 28 |



本庁舎南館の壁面緑化



保育所における壁面緑化

公園等の整備・維持管理（公園維持課）

尼崎市緑の基本計画を踏まえ、適切な公園等の配置や維持管理を行っています。

平成 26 年度は 1 公園（旧猪名川緑地）を整備しました。



旧猪名川緑地

花・緑と触れ合う機会の創出（公園計画・21世紀の森担当）

・2014春の花と緑のフェスティバル

毎年 4 月 29 日（祝）に上坂部西公園で緑の月間行事として、本市と（公財）尼崎緑化公園協会との共催で、市民の緑化への関心の向上、公園利用者の増加を目的に開催しています。花と緑に関わる協力団体による花苗の販売や幼稚園児、中高生によるステージなどを実施するとともに、あまがさきフラワーガーデニングコンテストの表彰を行うなど、子どもから大人まで幅広い年齢層が楽しめる緑化イベントとなっています。



春の花と緑のフェスティバル

平成 26 年度は雨天のため屋外での式典や演奏は取り止め、緑の相談所講習室において表彰式のみを執り行うなど、規模を縮小して実施したため、来場者数は約 1,800 人でした。

・緑化・園芸講習会の開催

上坂部西公園や中央公園などにおいて、緑化に関する講習会を行っています。今後は、参加者の年齢層拡大のためにテーマの幅を広げ、多種多様な内容を扱っていく必要があります。

表 講習会の開催状況

| 講習会名 | 概要 | 回数 | 参加者(人) |
|-------|--|----|--------|
| 一般講習会 | 花と緑の普及・啓発を目的に、上坂部西公園や中央公園において、菊作り・小型盆栽・旱月盆栽など、各種テーマに沿って講習会を実施した。 | 67 | 964 |
| 依頼講習会 | 自治会・幼稚園などからの依頼に応じて寄せ植えやフラワーアレンジメントなどについて出張講座を実施した。 | 20 | 272 |

・緑に関する展示会の開催

市民の緑に関する意識の向上を図るため、様々な展示会を開催しました。



尼崎市菊花展

表 展示会の開催状況

| 展示名 | 概要 | 期間・回数 | 来場者(人) |
|--------|---|---------------|--------|
| 緑化展示会 | 上坂部西公園の緑の相談所や温室、中央公園パークセンターにおいて小品盆栽展やあじさい展など各種緑化に関する展示会を実施した。 | 38回 | 26,258 |
| 尼崎さつき展 | 中央公園において、伝統的な花の魅力を楽しんでもらうことや花・緑に対する関心を深め緑化意識の向上を図った。 | 5月24日～6月1日 | 8,547 |
| 尼崎市菊花展 | 市内高等学校 ^{奏曲部} や茶道部の合同で、 ^{のどて} 琴演奏と野点を行うなど若い人たちが園芸に触れ合える機会を作った。 | 10月25日～11月16日 | 14,871 |

・緑に関する相談

花と緑づくりの指導・相談を行うため、上坂部西公園に相談所を設置し、緑化協会園芸相談員や緑化協力団体が市民の相談に応じています。現在は、ホームページでのFAQの充実を図り、インターネットでの対応も行っていきます。

平成26年度は上坂部西公園で3,390件の相談を受けました。



緑の相談所（上坂部西公園）

表 「緑の相談所」における利用状況

| 相談数 | 相談内容 | | | | | | | | | |
|-------|-------|-----|-----|-----|------|-------|-----|------|-----|-----|
| | 花卉 | そ菜 | 果樹 | 樹木 | 地衣菌類 | 土壌・肥料 | 病虫害 | 植栽計画 | 同定 | その他 |
| 3,390 | 1,120 | 276 | 161 | 843 | 3 | 203 | 311 | 23 | 295 | 155 |

備考1 市外居住者からの相談 570 件も含む

備考2 電話相談含む

・情報の発信

緑化に関する情報の発信として「緑の相談所だより」を発行しています。

平成 26 年度は文字を大きくし、レイアウトを変えることで、見やすい紙面に変更しました。植物のある暮らしをテーマに「植物と暮らそう」、上坂部西公園にある温室植物の紹介「温室図鑑」などの新コーナーを設けるなど、読者層の拡大を図りました。



緑の相談所だより

花・緑づくりの推進

・街なみ街かど花づくり運動（公園計画・21世紀の森担当）

市民自らの手で街を花で飾ることにより、美しい街なみ景観の向上を図り、尼崎のイメージアップを目的とする「花の世話役さん」と呼ばれる市民（企業の従業員を含む。）からなる花づくりボランティアグループ「あまがさき花のまち委員会」が公園、駅前、河川沿い、公共施設の入り口や街なかの空地等で多くの人目を楽ませることができる花壇スペースを見つけ、花づくり運動を進めています。

平成 26 年度は 139 グループ（848 人）の花の世話役さんが活動しました。



花がきれいに植えられたスペース

・花のまちあまがさきチューリップ運動（公園計画・21世紀の森担当）

栽培が簡単で幅広く親しまれているチューリップを市民・事業者・市が身近な場所に咲かせることにより、花のまちのイメージを内外に発信することを目的とし、平成 11 年度から市民と市の協働で「花のまちあまがさきチューリップ運動」に取り組んでいます。「チューリップから始まる四季花咲くまち」をキャッチフレーズに市民や事業者等に幅広く協力を呼びかけ、同



中央公園芝生広場

運動の普及・啓発を行っています。

平成 26 年度には市内の 19 箇所に大型市民花壇が作られ、特に中央公園（20,000 本）や JR 尼崎駅北緑道（10,500 本）のチューリップは市民や来訪者を楽しませています。

・学校における花壇づくり（小田地域振興センター）✍

あまがさきチャレンジまちづくり事業（地域をよりよくするために住民が主体的に活動することを支援する事業）の活用を通じて、地域の住民が潮小学校南側通路や小田北中学校正門前に花壇を整備しました。花壇を整備することで、ごみのポイ捨てなどが減り、まち並の美化にも貢献しています。



小田北中学校正門前の花壇

武庫川コスモス園の整備（公園計画・21世紀の森担当）

かつてごみの不法投棄などで荒れ果てていた武庫川河川敷において、昔「髭の渡し」と呼ばれていた一帯を、地元住民からなる市民グループ「髭の渡し花咲き会」のメンバーをはじめとするボランティアの努力により立派なコスモス園として、生まれ変わらせることができました。

平成 26 年度で 12 年目を向かえ、秋には 13,000 m² の敷地に、約 550 万本のコスモスが咲いています。



武庫川コスモス園

水辺の保全

・21世紀の尼崎運河再生プロジェクトの推進（公園計画・21世紀の森担当）

臨海部では産業が集積しているという特色を活かしながら、運河や河川を核に、自然と人と産業との良好な共生関係による持続的発展が可能な 21 世紀の環境先進都市の創造を目指しています。これまでに PR 用の DVD、冊子等の作成や社会実験等を実施するとともに、市域の小学生に広く運河のこについて知ってもらうために、環境体験事業の充実化を図っています。

平成 26 年度は 7 回の環境学習を行い、482 人が参加しました。また、兵庫県が運河を学ぶための施設として、水質浄化施設や北堀チャンネルベースを整備しました。

また、臨海地域の魅力を広く伝えるために第 2 期尼崎チャンネルガイド養成講座が行われ、19 人が修了し、修了生は累計 36 人となりました。講座の修了生による尼崎チャンネルガイド



人工干潟

の会の活動も活発化し、チャンネルウォークなどのイベントもさかんに行われ、臨海部の魅力発信の一翼を担っています。

平成 26 年度は 9 回のウォークイベントに 137 人が参加しました。

・むこっ子ロードの整備（武庫地域振興センター）

武庫幼稚園、武庫小学校と武庫中学校の間の道路・水路とそれを囲む学校園の空間を地域に開放して清流や生き物と触れ合うための交流の場として整備を行っています。

平成 25 年度には武庫小学校にホタルの飼育施設を作り、平成 26 年度には 3 年生の環境教育の一環としてホタルの幼虫を飼育し放流を行いました。今後は、羽化したホタルの成虫について観察を行うこととしています。また、むこっ子ロードの環境を活かしたイベントを開催し、地域資源として保全していく活動を進めていきます。



生き物調査の様子

農地の利用・保全

・市民農園・学童農園・体験型市民農園の整備（農政課）

市民や児童に土と触れ合う機会を提供し、農業への理解を深めるとともに、農地の有効利用と緑地の保全を図っています。また、体験型市民農園を新規開設する農家に対して整備費用の一部を助成しています。

表 地区別市民農園・学童農園・体験型市民農園

| 区分 地区 | 市民農園 | | 学童農園 | | 体験型市民農園 | |
|----------|------|----------------------|------|----------------------|---------|----------------------|
| | 数 | 面積 (m ²) | 数 | 面積 (m ²) | 数 | 面積 (m ²) |
| 中央 | - | - | - | - | - | - |
| 小田 | - | - | - | - | - | - |
| 大庄 | - | - | 1 | 519 | 1 | 1,322 |
| 立花 | 4 | 3,217 | 2 | 934 | - | - |
| 武庫 | 6 | 5,308 | - | - | - | - |
| 園田 | 7 | 11,147 | - | - | 1 | 717 |
| 計 | 17 | 19,672 | 3 | 1,453 | 2 | 2,039 |

・生産緑地地区の指定（都市計画課）

市街化区域内の農地は、都市の中での貴重な緑のオープンスペースとして機能し、災害時の避難場所となるなど豊かで安全な都市生活の実現に貢献しています。このような農地を計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資するために、土地所有者等の申出に基づき、指定基準を満たす農地については、「生産緑地地区」として指定しています。近年は、農家の高齢化や後継者不足等の問題から、農地が年々減少しているため、生産緑地地区の追加指定に努

める等、都市農地の維持保全に取り組んでいます。

表 市街化区域内農地・生産緑地面積

| 市街化区域内農地 (ha) | 生産緑地 (ha) |
|---------------|-----------|
| 93.1 | 78.2 |

(平成 27 年 1 月 1 日現在)

・農業の振興 (農政課)

農業振興を目的に、野菜の出荷に必要となるロゴ入り結束帯と有機肥料の配布を行っています。また、農業祭においてそ菜品評会を行うなど、市民の農業に対する理解を深めるとともに、農家の営農環境や意欲の向上を図っています。

平成 26 年度は結束帯を 35 戸 (932,500 本)、有機肥料を 379 戸 (13,423 袋) に配布しました。

・伝統野菜の普及 (農政課)

市内農家や援農ボランティアの協力のもと、伝統野菜である「^{あまいち}尼蒔」の栽培・収穫を行っています。また、毎年、尼蒔を原材料とした焼酎を、酒販組合が中心となり製造・販売しており、取組が定着してきています。さらに、尼蒔を原料としたスイーツや蔓^{つる}を材料とした佃煮の製造も行われており、農家や農業協同組合 (JA)、尼崎商工会議所と連携を図りながら、伝統野菜を活用した特産品の商品化を進めています。

尼蒔については、平成 26 年度は栽培農家数 6 戸で約 3,401 kg の収穫がありました。



尼蒔の収穫

有害動物への対応 (農政課)

本市では、特定外来生物であるアライグマとヌートリアによる農作物や市民生活への被害等が増加しているため、防除実施計画を策定し、防除を行っています。

平成 26 年度はアライグマ 1 頭、ヌートリア 5 頭を捕獲・処分しました。

目標 5 環境と経済の共生

*** 未来のまちのすがた ***
環境に関連した製品やサービスが次々と
生まれています

取組の方向性・施策

取組の方向性 環境によい製品・サービスを供給します

施策ア 環境関連産業の育成

施策イ 環境経営への支援

取組の方向性 環境によい製品・サービスを選びます

施策ア 環境負荷の低い製品・サービスについての意識啓発

施策イ 環境負荷の低い製品・サービスや事業所の取組のPR

現状（成果・課題）

- ・市内環境の向上と地域経済の活性化を目指す「尼崎版グリーンニューディール」の取組として、環境関連製品・サービスの導入や環境分野の技術開発などについて積極的な支援が行われています。
- ・事業所への省エネ設備の導入を推進するとともに、省エネに関する知識を有する専門家の育成を行うため、省エネ診断員制度が設けられました。
- ・市とあまがさき環境オープンカレッジの主催で、環境に積極的に取り組んでいる企業の工場見学などが行われ、事業者の環境への取組を市民に理解してもらう機会が設けられました。
- ・市民生活や産業活動において、環境関連製品やサービスがより一層選ばれるための仕組み作りや啓発について検討を行う必要があります。

取組状況

取組の方向性 環境により製品・サービスを供給します

尼崎版グリーンニューディール（AGND）の推進（経済活性化対策課、環境創造課）

平成 24 年度に尼崎版グリーンニューディール推進会議を設置し、「自然エネルギーの推進」と「住まいと交通・スマートシティの推進」を重点テーマとして、「環境と産業の共生」や「地域経済の好循環」を図る手段を検討しています。

平成 26 年度は推進会議が 1 回、ワーキンググループが 5 回開催されました。

平成 26 年度の取組としては、民間における電気自動車用充電器の設置への補助、市役所本庁舎への急速充電器の設置や尼崎市省エネ診断員の登録制度などが実現しました。また、平成 27 年度に向けて、スマートコミュニティの構築やグリーンビークル（燃料電池自動車、電気自動車など）の普及促進のための施策が検討されました。

環境関連産業の育成（産業振興課）

・あまがさき ECO 事業促進貸付

市内中小企業の省エネ・二酸化炭素排出量の削減に寄与する機器の製造等に関する事業の新たな立ち上げや拡大のために必要な設備資金・運転資金を融資するため、日本政策金融公庫と連携して特別融資を実施しており、本市では、利息額の一部を助成金として交付しています。

平成 26 年度は 1 社に交付しました。



制度の案内チラシ

・エコデザインセミナーの開催

環境と産業の共生の実現に向けて、環境に貢献するものづくり技術を支援していくために、製品のライフサイクル全体にわたって、環境に配慮した商品設計・開発の視点を盛り込むというエコデザインの考え方について解説を行うセミナーを開催しました。

平成 26 年度は 10 人が参加しました。

・中小企業に対する新技術・新製品創出の支援

中小企業の新技術・新製品等の研究開発を推進するため、市内事業者が行う研究開発に対して、経費の一部を補助しており、平成 24 年度からは、新エネルギー、省エネルギーや環境改善分野の研究開発について積極的に支援しています。

平成 26 年度は環境分野において、2 社に対し補助しました。

・起業家への支援

新規・成長分野の担い手となる事業者が尼崎リサーチ・インキュベーションセンターに同居する場合に賃料を補助しており、通常は月額賃料の 1/4 が補助率となっていますが、環境分野に関する事業者の場合は補助率を 1/2 とし、重点的に支援を行っています。

平成 26 年度は環境分野において、1 社に対し補助しました。

・グリーンイノベーションの推進

近畿高エネルギー加工技術研究所が運営する「ものづくり支援センター」が実施しているグリーンイノベーション推進事業の事業費に対し補助を行うことにより、環境・エネルギー関連の基盤技術開発や企業の研究会開催のコーディネート等を推進しています。

平成 26 年度は環境ビジネスアライアンスマッチングにおいて市内企業の事業拡大・販路開拓の支援を行いました。また、講演会等には 262 人が参加しました。

環境経営の推進

・環境経営に関する情報提供（環境創造課）

環境保全活動に積極的に取り組む事業者間でネットワーク(エコカンパニーネットワーク)を作り、環境保全に関する市・市民団体の取組やネットワークに参加する事業者の取組事例等の情報を発信することで、メンバー間の交流や情報交換等を促し、効率的かつ効果的な環境保全活動を推進しています。

平成 26 年度は 59 社がネットワークに参加しました。

・エコアクション 21 自治体イニシアティブ・プログラム（環境創造課）

エコアクション 21 を普及させるため、(公財)ひょうご環境創造協会と協力して、エコアクション 21 認証&省エネセミナーを開催し、より多くの事業者が短期間で効率よくエコアクション 21 に取り組めるよう市域内でエコアクション 21 の認証・登録を目指す事業者を募り、普及プログラムを実施しています。

平成 26 年度は 19 人がセミナーに参加し、6 社(うち市内事業者 1 社)が普及プログラムに参加しました。

エコアクション 21 とは、環境省が策定したエコアクション 21 ガイドラインに基づく、主に中小企業を対象とした環境経営認証・登録制度です。二酸化炭素・廃棄物排出量などの削減に取り組み、その活動レポートを作成、公表することで、環境にやさしい経営の証明が得られる仕組みです。



エコアクション21

エコアクション 21 のロゴマーク

・尼崎市省エネ診断員の育成（環境創造課）

省エネ設備の導入の推進を図るため、工場・事業所などにおける省エネ対策に関する知識を有する専門家の育成と事業者が省エネ対策について身近に相談できる機会を設けることを目的として、エネルギー管理士やエネルギー診断プロフェッショナルの資格を有する者を「尼崎市省エネ診断員」として登録する制度を始めました。また、これにあわせて、エネルギー管理士やエネルギー診断プロフェッショナルの資格の取得に要する費用の一部を助成しています。尼崎市省エネ診断員による診断は、本市が実施する省エネ設備の導入などの補助を受ける際の条件の1つとされるなど、今後も本制度の活用を進めていきます。



省エネ診断員登録募集ポスター

平成 26 年度は資格取得助成制度の利用はありませんでしたが、診断員に 1 名の登録がありました。

・中小企業に対する省エネ活動の支援（産業振興課、環境創造課）

無料省エネセミナーを開催し、事業者が活用できる省エネなどに関する施策について講演を実施しました。また、事業者を対象に、無料省エネ診断を実施するとともに、診断の提案に従い、省エネ設備を導入した事業者には費用の一部を補助しています。なお、平成 26 年度からは尼崎市省エネ診断員による提案に従い、省エネ設備を導入した事業者に対しても、費用の一部を補助しています。

平成 26 年度は 19 人がセミナーに参加しました。また、無料省エネ診断を 7 社が受け、3 社に対して補助が行われるとともに、尼崎市省エネ診断員による診断を 4 社が受け、3 社に対して補助が行われました。

・エコサポートファイナンス（産業振興課）

環境に関する取組を通じて市内経済を活性化していくために、市内金融機関と本市が連携・協力しながら金融面から支援をしています。平成 25 年度からは、連携事業第 1 弾として太陽光発電設備を設置する際の初期投資に対して金融商品の提供を行っています。また、平成 26 年度には連携事業第 2 弾として、企業の環境配慮に資する取組を金融機関が独自に評価して行う融資（環境配慮融資）において、事業者が借り入れた資金の利息の一部を助成することで、支払う利息の負担軽減を図っており、2 社が本制度を利用しました。



制度の案内チラシ

取組の方向性 環境によい製品・サービスを選びます

省エネ・省CO2支援制度に関するガイドブックの作成（環境創造課）

産業部門から排出される二酸化炭素排出量の削減を一層進めていくためには、省エネ設備・再生可能エネルギーなどの導入が必要となります。しかし、一般的にこのような設備は高額な場合が多く、簡単に導入ができるものではありません。そこで、国や兵庫県、本市における補助金・減税などの支援制度をガイドブックとして取りまとめ発行することで、積極的な導入を促しています。



ガイドブック

びわ湖環境ビジネスメッセ2014への出展（産業振興課）

本市において、平成23年度から平成25年度までの3年間に行われたエコプロダクツグランプリの受賞製品を日本最大級の環境見本市である「びわ湖環境ビジネスメッセ2014」に出展しました。いくつかの製品については、製造企業の社員により直接説明が行われるなど、活発な商談が行われ、製品の中には取引が成立したものもありました。



- 第1回グランプリ
太陽電池向け高純度金属セレン材料
(新興化学工業株式会社)
- ・国内最高レベルの高純度金属セレンの生産技術が評価されました。



- 第2回グランプリ
アルミ箔エコキューオン
(神鋼建材工業株式会社)
- ・道路・鉄道向け防音壁、工場の外周・機械騒音の吸音材
 - ・従来のグラスウールなどの繊維系吸音素材を使用していない新たな吸音方式を採用されています。また、金属部材のみを使用することで全量をリサイクルすることができることなどが評価されました。



- 第3回グランプリ
アトッチ（現場施工型後付け Low-E ガラス）
(AGC グラスプロダクツ株式会社)
- ・窓ガラスのペアガラス化により空調エネルギーの削減が可能となりました。また、後付けという工法により工期短縮と低コスト化だけでなく、既設材の廃棄抑制を実現したことが評価されました。

あまがさきエコプロダクツグランプリ受賞製品

目標 6 環境意識の向上・行動の輪の拡大

*** 未来のまちのすがた ***

みんなが環境に関心をもって行動・活動しています

取組の方向性・施策

取組の方向性 環境について知り、まわりに伝えます

施策ア 環境教育・学習に役立つ情報の整備・提供

施策イ 積極的な取組の表彰や普及啓発の推進

取組の方向性 身近なところから環境のために活動します

施策ア 環境に関する情報交換、交流の機会づくり、人材育成

施策イ 市民・事業者の連携による取組の拡大

現状（成果・課題）

- ・あまがさき環境オープンカレッジを中心として、市民・学校・事業者・市の協力のもと「エコあまフェスタ」をはじめ、子どもから大人まで幅広い層を対象とした環境に関するイベントや講座が多数行われています。また、あまがさき環境オープンカレッジ実行委員会がNPO法人化されたことにより、市民・学校・事業者が主体的かつ効率的に活動しており、平成25年度より多くのイベントや講座が開催されました。
- ・学校教育において、平成26年度から小学生を対象に、本市にある自然についての体験学習や環境に関連する施設の見学など、環境への理解を深める取組が行われています。
- ・環境に関する取組をより広く行っていくために、新たな人材の育成・確保、事業者との連携や団体のネットワーク化を進めていくことが課題となっています。

取組状況

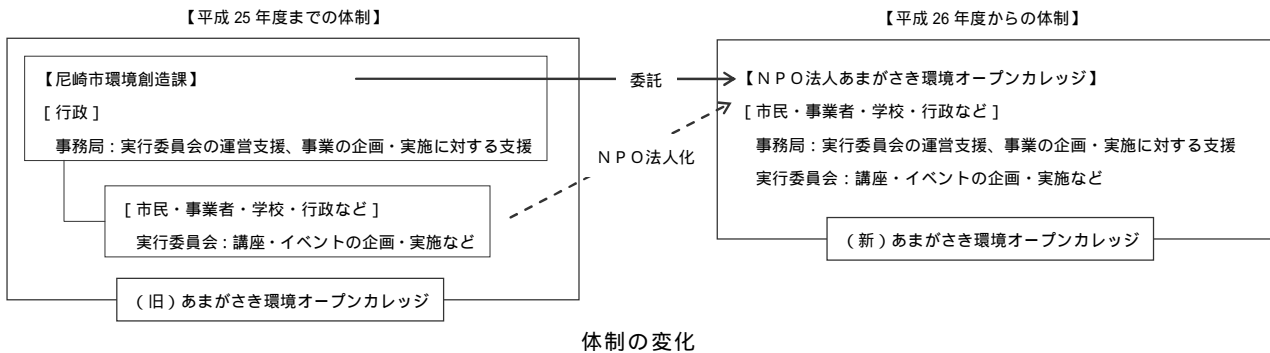
取組の方向性 環境について知り、まわりに伝えます

NPO法人あまがさき環境オープンカレッジの誕生（環境創造課）

あまがさき環境オープンカレッジは尼崎を愛し、環境を考える人たちが出会い、実践へのきっかけを作る学びの場として平成 22 年度に開校しました。市民・事業者・学校・行政からなる実行委員会が主体となり、様々な環境学習講座や啓発イベントを企画・実施することにより、市民主体の環境活動に取り組んできました。

平成 26 年度からは提案型事業委託制度を活用し、従来、市が担っていたあまがさき環境オープンカレッジの事務局業務を実行委員会自身が担うこととなり、受託業務を確実に実施できる体制を整えるため、平成 26 年 4 月には実行委員会が NPO 法人となり「NPO 法人あまがさき環境オープンカレッジ」が誕生しました。

市民自らが事務局業務を担うことにより、市民目線で環境活動を支援することができ、環境活動の輪が広がるとともに、市民の自由な発想とフットワークの軽さを活かし様々な取組が進められています。これにより、新たな団体と連携することができ、公害についての講演、環境に積極的に取り組んでいる企業の見学、おもちゃの修理を行うおもちゃ病院の開催など、これまでにない内容の講座・イベントが開催され、平成 25 年度比で、約 2 倍の数の講座を行うことができました。



提案型事業委託制度とは、行政が実施している事業を対象に、市民団体や民間事業者の知恵とアイデアが盛り込まれた提案を募り、その内容が市民にとって有益であれば、市の事業を委託する制度です。

平成 25 年度までは、事務局を担う本市環境創造課と実行委員会が協力しながら講座・イベントを企画・実施してきましたが、平成 26 年度からは、NPO 法人となった実行委員会が本市から事務局業務を受託することにより、事務局と実行委員会が 1 つの組織となり主体的かつ効率的に活動ができるようになりました。

環境学習・活動の拠点「あまがさき環境オープンカレッジ」の開設（環境創造課）

これまで、市役所本庁舎内にあった環境学習・活動の拠点施設である「ルーム・エコクラブ」を阪急塚口駅前に移し、「あまがさき環境オープンカレッジ」として平成 26 年 4 月に新たに開設しました。

この拠点は、NPO 法人あまがさき環境オ



あまがさき環境オープンカレッジ

オープンカレッジが提案型事業委託制度を活用して運営しており、常駐職員が市民の環境学習・活動に関する相談への対応、環境関連図書や環境学習支援用品の貸出しなどを行っています。また、ミーティングスペースを完備しており、環境図書や本市の公害の歴史について学べるパネルを活用しながら環境について学ぶことができ、平成 26 年度は役 4,600 人が訪れました。

問い合わせ先

| | |
|----------|---|
| 名称 | あまがさき環境オープンカレッジ |
| 運営 | NPO法人あまがさき環境オープンカレッジ |
| 所在地 | 尼崎市南塚口町2丁目1番3号 塚口さんさんタウン3番館6階 |
| TEL/FAX | 06-6421-0544 |
| HP | http://www001.upp.so-net.ne.jp/aoce/ |
| Facebook | https://ja-jp.facebook.com/amagasaki.opencollege.of.the.environment |
| E-mail | aoce@gb4.so-net.ne.jp |
| 休館日 | 水曜日、祝日及び年末年始 |
| 開館時間 | 午前10時から午後5時まで |

あまがさき環境オープンカレッジを通じた環境への取組（環境創造課）

あまがさき環境オープンカレッジでは、平成 22 年度の開校以来、身近な自然、地球環境、暮らしやまちづくりなど環境に関連した幅広い啓発活動を行っており、平成 26 年度までの開催講座・イベントへの参加者数は延べ 14,000 人を超えています。

・あまがさき環境オープンカレッジの主催による講座

あまがさき環境オープンカレッジ実行委員会が提案・実施する講座で、エコあまフェスタや打ち水大作戦などのイベントをはじめ、様々な講座が実施されています。

平成 26 年度は 29 講座（1 講座は中止）・イベントが行われ、2,582 人が参加しました。

表 平成 26 年度に行われた主催講座

| 開催日 | イベント・講座名 | 概要 | 参加者（人） |
|-------|------------------------------|---|--------|
| 6月7日 | エコあまフェスタ 2014 | 広く環境情報の発信・啓発を行うとともに、市内の環境活動団体等の繋がりを深めた（27ブースが出展）。 | 1,300 |
| 7月5日 | おもちゃ病院 塚口診療所 | 物を大切に作る心を育むため、おもちゃの治療（修理）を行った。 | 17 |
| 7月25日 | 打ち水大作戦 | 参加者とともに打ち水を行い、夕涼みをしながら工作などを行った。 | 150 |
| 7月27日 | 夏休みエコキッズ セミの羽化を観察しよう | 大庄おもしろ広場で自然への関心を高めるため、セミの羽化を観察した。 | 34 |
| 7月31日 | 壁面緑化で収穫したゴーヤdeクッキング in 武庫小学校 | 壁面緑化の省エネ効果に関する講座、ゴーヤの収穫や調理実習・試食を行い壁面緑化の有効性を学んだ。 | 17 |
| 8月1日 | オープンカレッジ活動の森を育てよう | 尼崎の森中央緑地の植樹エリアにおいて、除草作業を行ったあと、草原にて昆虫採集を行った。 | 7 |
| 8月2日 | おもちゃ病院 塚口診療所 | 物を大切に作る心を育むため、おもちゃの治療（修理）を行った。 | 10 |
| 8月7日 | 壁面緑化で収穫したゴーヤdeクッキング | 壁面緑化で育てたゴーヤを使った調理実習や食育に関する講義を行った。 | 16 |

| 開催日 | イベント・講座名 | 概要 | 参加者（人） |
|--------|-------------------------------------|--|------------|
| 8月8日 | 夏休みエコキッズ 園田の虫たちを知ろう | 尼崎の豊かな自然を体験することを目的とし、猪名川公園でセミやバッタなどの虫捕りを行った。 | 5 |
| 8月20日 | 夏休みエコキッズ 人のくらしと水を考えよう | 水を考える機会として、藻川・猪名川の河川沿いを散策し、神崎浄水場を見学した。 | 2 |
| 8月26日 | 夏休みエコキッズ 藻川の生き物観察 | 藻川の豊かな生態系を実感してもらうために、河川の水質調査や生き物の採取を行う予定であった。 | 中止 (雨天) |
| 9月6日 | おもちゃ病院 塚口 診療所 | 物を大切にすることを育むため、おもちゃの治療（修理）を行った。 | 18 |
| 10月4日 | おもちゃ病院 塚口 診療所 | 物を大切にすることを育むため、おもちゃの治療（修理）を行った。 | 11 |
| 10月12日 | 尼崎市民まつり | 関西フードバンクより提供を受けたエビピラフ、コーヒー、ジュースなどを用いて、有料試食会を行い、廃棄される食品について考えてもらう機会とした。 | 600 |
| 10月19日 | オープンカレッジ活動の森を育てよう | 尼崎の森中央緑地の植樹エリアにおいて、除草作業を行い、間伐材などで工作を行った。 | 9 |
| 10月22日 | エコあまっぷでまち 歩き | コスモス園や六種などを巡りながら武庫北地区のまち歩きを行った。 | 10 |
| 11月1日 | おもちゃ病院 塚口 診療所 | 物を大切にすることを育むため、おもちゃの治療（修理）を行った。 | 6 |
| 11月15日 | みんなでエコ工作 | 不要となったトイレトペーパーの芯やペットボトルなどを用いておもちゃや雑貨を作った。 | 11 |
| 12月6日 | おもちゃ病院 塚口 診療所 | 物を大切にすることを育むため、おもちゃの治療（修理）を行った。 | 5 |
| 12月13日 | オープンカレッジ活動の森を育てよう | 森の手入れとして草抜きなどを行った後、木片や葉っぱなどを集めクリスマスリースを作った。 | 7 |
| 12月20日 | クリスマス・キャ ンドルナイト～尼崎の 公害の歴史を学ぶ～ | ペットボトルのキャンドルホルダーを利用し、キャンドルの灯りの下、尼崎公害患者・家族の会の松会長から公害当時の話を伺った。 | 86 |
| 12月20日 | RE MAKE | 使用しなくなった衣類を用いてレグウォーマーを作った。 | 4 |
| 12月24日 | 尼崎北高校ワークシ ョップ | 環境問題を考えるきっかけとして、グループごとに意見を出し合い、課題を共有した。 | 53 |
| 1月17日 | RE MAKE | 古新聞の再利用の方法の1つとして、手作りバッグを作った。 | 7 |
| 2月7日 | おもちゃ病院 塚口 診療所 | 物を大切にすることを育むため、おもちゃの治療（修理）を行った。 | 6 |
| 2月14日 | 「よみがえりのレシ ピ」映画会&シンポ ジウム | 映画「よみがえりのレシピ」の上映と「尼崎の伝統野菜を守る」と題して、自然と文化の森協会より農業について話を伺った。 | 66 |
| 2月28日 | オープンカレッジ活動の森を育てよう | 尼崎の森中央緑地の植樹エリアにおいて、草抜きと植樹を行い、大庄おもしろ広場から連れて来た子ヤギと遊んだ。 | 59 |
| 3月7日 | おもちゃ病院 塚口 診療所 | 物を大切にすることを育むため、おもちゃの治療（修理）を行った。 | 3 |
| 3月14日 | 環境バスツアー in淡 路島 | 風力発電設備、菜種油の搾油施設やバイオディーゼルの製造装置などを見学した。 | 42 |
| 3月26日 | エコ社会見学バスツ アー | 大阪湾広域臨海環境整備センター尼崎沖埋立処分場に整備されたメガソーラー及び環境に積極的に取り組んでいる市内企業（王子イメージングメディア（株）神崎工場）の見学を行った。 | 21 |



エコあまフェスタ 2014



打ち水大作戦 in あまがさき 2014

・「あまがすき通信」の発行

市内で開催される環境学習講座・イベントのお知らせや市の環境関連施策の紹介などを広報する情報誌を発行しています。月刊で、市内の図書館、公民館や地区会館等で配布するほか、あまがさき環境環境オープンカレッジのHPにも掲載しています。また、希望者には「あまがすき通信メール版」の配信を行っています。

平成 26 年度は毎月号を 12 回、特別号を 2 回発行しました。



あまがすき通信

環境学習プログラムの作成（環境創造課）

環境学習を推進するため、環境学習の場で活用できるよう、事業者や市民団体等が実施している環境学習プログラムを冊子にまとめ、本市 HP に掲載し、市内の小中学校や公民館などに紹介しています。

平成 26 年度の掲載講座は、事業者 13 社 17 講座、大学 1 校 1 講座、市民団体 5 団体 12 講座、市 7 講座で、合計 37 講座でした。



プログラム冊子

環境学習支援用品の貸出（環境創造課）

環境調査を行う際に役立つ水質検査キット、双眼鏡や虫・魚取り網などの用品のほか、約 2,000 冊の環境図書の貸出しを行っています。

平成 26 年度は環境図書の貸出が 156 冊、双眼鏡等の環境学習用品の利用が 16 件ありました。



環境図書



環境学習用品

社会教育における環境学習の推進（中央公民館）

公民館では各種講座の中で、環境問題について学んでいます。幅広い学習の場の中で環境問題を取り上げるとともに、市民に対して、身近な問題として環境問題を考える機会を提供しています。

表 社会教育における環境学習

| 講座名 | 参加者（人） |
|--|--------|
| ・立花子どもふれあいスクール事業「その空き缶捨てないで！リメ缶に変身させよう」 空き缶をオシャレにリメイクし再利用することで、ゴミ減量の推進を図った。今回の講座では、多肉植物や花などを植えるための容器として変身させた。 | 22 |
| ・園田地区お出かけ子どもふれあいスクール事業 「夏の水辺探検 生き物・水質調査」 藻川の水生生物調査や水質調査に取り組み、環境に関する関心を高めるとともに、他校の友達との交流を深めた。 | 12 |
| ・園田市民大学講座 第12回目 忘れてはいけないこと アスベスト被害についての理解を深めるために、（株）クボタの旧神崎工場周辺以外にも、園田地区で操業していたアスベスト関連工場などについて学んだ。 | 59 |

小学生を対象とした体験型環境学習（学校教育課）

小学校3年生を対象に、地域の自然に出かけ、地域の人々等の協力を得ながら、自然観察や栽培・飼育など五感を使って自然に触れ合う体験型環境学習を実施しています。平成26年度は3,608人の児童が参加しました。また、小学校5年生を対象に、4泊5日の日程で、豊かな自然の中で自然観察、登山・ハイキング、星空観察、野外炊飯や農業体験などの活動を通じて、心身ともに調和のとれた子どもの育成を図っています。平成26年度は3,764人の児童が参加しました。



自然学校

市内での自然体験活動・環境改善学習（学校教育課）

本市が環境モデル都市に選定されたことを受け、平成26年度から小学校4年生を対象に「かんきょうモデル都市あまがさき探検事業」を実施しています。

身近でできる環境にやさしい取組や行動について考え、実践しようという意欲を高めることをねらいに、学校ごとに尼崎の身近な自然環境に触れる「自然体験活動コース」と環境保全とその向上に対する取組をしている施設を見学できる「環境改善コース」のそれぞれから1箇所以上を選択し、体験・見学しています。

平成26年度は3,556人の児童が参加しました。

取組の方向性 身近なところから環境のために活動します

あまがさき環境オープンカレッジと連携して行われた講座（環境創造課）

環境団体等が企画・提案した環境保全に資する講座・イベント等に対し、経費の一部を補助することで、新たな団体の発掘を行うとともに、市報やあまがさき通信等により広報を行うことで、環境団体や市民の自主的な取組を推進しています。

平成26年度は21講座（1講座は中止）が行われ、369人が参加しました。

表 平成26年度に行われた連携講座

| 開催日 | 講座名 | 主催者 | 参加者（人） |
|--------|----------------------------------|------------------------|--------|
| 6月22日 | 田植えにチャレンジ～棚田で田植えをしよう～ | こどもエコクラブ・にこにこキッズ | 44 |
| 7月26日 | 尼崎から「エコな発明」を全国に！ | 尼崎環境発明研究会 | 7 |
| 7月26日 | お店で探検環境ウォッチング | 尼崎コープEARTHくらぶ | 30 |
| 8月23日 | 尼崎から「エコな発明」を全国に！ | 尼崎環境発明研究会 | 7 |
| 8月24日 | 猪名川の自然環境保全を基礎にしたコミュニティ活動 | 出会いの島プロジェクト実行委員会 | 21 |
| 8月24日 | リサイクル工作 鳥笛をつくろう | あそびの縁日 | 14 |
| 9月7日 | 自然エネルギー学校・尼崎「自然エネルギーで地域が変わる」 | NPO法人あまっこ市民エネルギープロジェクト | 10 |
| 9月27日 | 尼崎から「エコな発明」を全国に！ | 尼崎環境発明研究会 | 7 |
| 10月5日 | 自然エネルギー学校・尼崎「作ってみようミニソーラー発電システム」 | NPO法人あまっこ市民エネルギープロジェクト | 21 |
| 10月5日 | 猪名川の自然環境保全を基礎にしたコミュニティ活動 | 出会いの島プロジェクト実行委員会 | 20 |
| 10月12日 | プロジェクト・ラーニング・ツリー指導者養成講座講習会 | 自然共育支援倶楽部 | 中止 |
| 10月25日 | 尼崎から「エコな発明」を全国に！ | 尼崎環境発明研究会 | 7 |
| 11月8日 | 自然ワンダー観察会 | 自然ワンダラパーティ | 21 |
| 11月9日 | 地域の猫の映画を見て、一緒に野良猫問題を考えませんか？ | NPO法人C.O.N | 31 |
| 11月14日 | まだ減らせる！？冬の節電・省エネにチャレンジ | 尼崎地区地球温暖化防止活動推進会 | 10 |
| 11月22日 | 尼崎から「エコな発明」を全国に！ | 尼崎環境発明研究会 | 7 |
| 11月30日 | 自然エネルギー学校・尼崎「市民共同発電所のつくり方」 | NPO法人あまっこ市民エネルギープロジェクト | 10 |
| 12月27日 | 尼崎から「エコな発明」を全国に！ | 尼崎環境発明研究会 | 6 |

| 開催日 | 講座名 | 主催者 | 参加者(人) |
|-------|-----------------------------------|-------------------|--------|
| 1月24日 | その捨て方で大丈夫？～違法な不用品回収業者で処分していませんか？～ | NPO法人環境カウンセラーひょうご | 27 |
| 2月21日 | その捨て方で大丈夫？～違法な不用品回収業者で処分していませんか？～ | NPO法人環境カウンセラーひょうご | 24 |
| 3月30日 | 親子 de アロマ | Teamたつまじ | 20 |
| 3月30日 | 春です。武庫川から尼崎の森へ歩きませんか！ | 黒木 宏子 | 25 |

教職員に対する環境に関する研修（教育総合センター）

教職員を対象に本市の環境に対しての理解を深めるための研修を行い、学校での環境学習に活かしています。

表 教職員に対する研修内容

| 研修日 | 内容 | 参加者(人) |
|--------|--|--------|
| 6月9日 | ・ヒトは食により人となる 食を通じて環境と心の関係性やその重要性について理解を深めた。 | 41 |
| 7月23日 | ・環境モデル都市について - 「ECO未来都市あまがさき」へのチャレンジ - 学校教育に環境モデル都市の取組を活かしていくために取組状況などを学んだ。 | 23 |
| 7月31日 | ・幼児教育における自然環境について考える 就学前の幼児における環境教育のあり方について学んだ。 | 22 |
| 10月21日 | ・環境学習・社会体験フォーラム 自然の発見を中心に子どもとの環境学習の方法について学んだ。また、自然は地域性が高いことから地域学習と密接に行う必要性についても学んだ。 | 97 |
| 2月3日 | ・環境学習・全体地域研究発表 自然の発見を中心に子どもとともに地域の自然を活用した調査活動を行いながら環境について学んだ。 | 97 |

環境学習に関する受賞（学校教育課）

特色ある優れた環境教育を実践している学校に対して、種々の表彰を受けています。
平成26年度は3校が受賞しました。

表 各校の受賞内容

| | | |
|-----------|------|--|
| 尼崎市立潮小学校 | 成績 | 第29回時事通信社 教育奨励賞（(株)時事通信社） |
| | 取組名 | 学校を「まるごとビオトープ化」 |
| | 取組内容 | 住宅地に立地する小学校で、学校を「まるごとビオトープ」化する活動に取り組んでいる。ニホンメダカが育つ「水辺のビオトープ」整備、校内に田んぼを作ったの稲作体験や絶滅危惧種の淡水魚カワバタモロコの繁殖など、自然と関わり続ける複数のプログラムを展開している。 |
| 尼崎市立清和小学校 | 成績 | 平成26年度グリーンスクール賞（兵庫県教育委員会） |
| | 取組名 | みんなのふるさと清和小学校 学校まるごとビオトープ計画 |
| | 取組内容 | 校内に存在する豊かな自然の価値を見直し、その維持管理を児童たちが行う「学校まるごとビオトープ計画」を展開して、各学年が環境学習に取り組んでいる。また、地域の環境を保全するために帰化植物の除去にも取り組んでいる。こうした活動を通じて、身近な自然への視野を広げ、環境についての問題意識を持つなど児童の感性を磨いている。さらに、校内環境の素晴らしさや維持管理活動の様子を地域に発信し、地域の方々とともに自然の豊かさや美しさを大切にする心を育てている。 |

| | | |
|-----------|------|---|
| 尼崎市立武庫小学校 | 成績 | 平成26年度グリーンスクール奨励賞（兵庫県教育委員会） |
| | 取組名 | むこっ子ロードにホタルを！都市農業水路でホタルの再生を願って |
| | 取組内容 | 親子でゲンジボタルが飛ぶ様子を観察し、ゲンジボタルの学習を通じて「西武庫公園ホタルの会」の活動に着目させ、ホタルの餌となるカワナナの飼育活動を行っている。また、学校近くの農業用水路や校区に隣接する武庫川、その上流の生き物調査、育てた幼虫の放流活動等も実施している。こうした活動を通じて、児童は、人間の営みと自然の環境を具体的に学び、自ら自然環境を守ろうとする心を育てている。 |

庄下川の河川環境を利用した環境学習プログラムの構築（衛生研究所、環境保全課）

児童生徒の親水性を向上させるために、園田学園女子大学と連携し、庄下川中流域における水質や生き物と歴史文化などを関連させ、学校教育で用いることのできる学習プログラムの構築を検討しています。

平成26年度は水質調査と生き物調査を大学と合同で行いました。

街の清掃（市民活動推進担当）

市制80周年を契機として、市民・事業者・市が一体となって取り組んだ全市一斉「春の10万人わがまちクリーン運動」を継続して実施することにより、市民のわがまち意識を醸成し、住みよきさわやかなまちづくりを推進しています。

平成26年度は30,733人（「わがまちクリーン月間」参加者数含む）が参加しました。

河川の清掃（河港課）

・ラブリバー庄下川作戦

庄下川を「ふるさとの川」として守り、未来に受け継いでいくため、周辺企業や地域団体が中心となった「庄下川ラブリバー委員会」が平成7年度より実施している事業です。

平成26年度は109人が参加しました。

・市内一斉 河川清掃大作戦

様々な団体が市内の河川を一斉に清掃しています。

平成26年度は6団体が参加しました。ラブリバー庄下川作戦と市内一斉 河川清掃大作戦により約2.4tのごみを回収しました。



ラブリバー庄下川作戦



河川清掃大作戦のチラシ

・猪名川クリーン作戦

河川清掃や水質調査などを通じて、猪名川流域の市民、事業者、自治体のネットワークづくりを目指しながら、猪名川への関心を高め、多様な生物が棲める自然や清流を取り戻すことを目的に、流域で活動する市民団体や事業者が中心となり平成 16 年度より実施している事業です。

平成 26 年度は流域の 24 箇所で実施され、市内では 6 箇所で実施されました。

ポイ捨て防止啓発（業務課）

市内主要駅を中心として、自分たちの住むまちには、自分たちできれいにするといいわがまち意識を創出するために、「クリーンキャンペーン」を実施しています。市民・事業者・市が協働のもと実施する「たそがれクリーンキャンペーン」では平成 26 年度は計 5 回実施され、延べ 855 人が参加しました。クリーンパートナー（ボランティア）により、毎月 2 回行われているクリーンキャンペーンでは、計 18 回実施され、延べ 197 人が参加しました。



たそがれクリーンキャンペーン

表 主な美化推進事業

| 事業名 | 事業内容 | 場所 | 実績 |
|--------------------|---|-------------------------|--|
| 春の 10 万人わがまちクリーン運動 | 5 月 18 日に市内一斉のクリーン運動を実施した。 | 市内の 9 駅前広場、3 河川敷や 2 公園等 | 参加者 21,894 人 収集したごみ量 30.3 t 可燃ごみ 29.8 t 資源ごみ 0.48 t |
| わがまちクリーン月間 | 5 月をクリーン運動月間に指定し、清掃活動を実施した。 | 学校・公共施設周辺道路 | 参加者 8,839 人 |
| ラブリバー庄下川作戦 | 10 月 25 日に清掃活動を実施した。 | 庄下川玉江橋周辺 | 参加者 109 人 回収したごみ量 2.39 t (市内一斉 河川清掃大作戦で回収したごみを含む) |
| 市内一斉 河川清掃大作戦 | 10 月 25 日（一部団体 10 月 26 日）に清掃活動を実施した。 | 庄下川・昆陽川・武庫川など流域 6 箇所 | 実施団体 6 団体 参加者 75 人 回収したごみ量 2.39 t (ラブリバー庄下川作戦で回収したごみを含む) |
| 猪名川クリーン作戦 | 2 月 7 日に猪名川流域 24 箇所で一斉清掃活動を実施した。 | 猪名川流域 24 箇所（うち市内 6 箇所） | 実施団体 44 団体 参加者 1,163 人 |
| たそがれクリーンキャンペーン | 6～8 月にかけて市内の主要駅を中心としてクリーンキャンペーンを行い、清掃活動と啓発活動を行った。 | JR 尼崎駅周辺 | 実施日 6 月 24 日 参加者 311 人 |
| | | 阪急武庫之荘駅周辺 | 実施日 6 月 27 日 参加者 121 人 |

| 事業名 | 事業内容 | 場所 | 実績 |
|-----|------|----------|----------------------|
| | | JR 立花駅周辺 | 実施日 8月1日 参加者 142人 |
| | | 阪急塚口駅周辺 | 実施日 8月5日 参加者 118人 |
| | | 阪神尼崎駅周辺 | 実施日 8月8日 参加者 163人 |

【資料編】

関連資料について

資料編に掲載されている内容以外にも、関連する資料として以下のようなものがありますので、必要に応じてご活用ください。

| | |
|------------------------|--|
| 温室効果ガスの排出量に関する資料 | 市内温室効果ガス排出量推計結果報告書 |
| ごみの処理に関する資料 | 清掃事業概要 - 平成27年度版 - |
| 公害（環境質・公害健康補償など）に関する資料 | 尼崎市環境監視センター年報 平成26年度における環境の現況 尼崎市における環境汚染等の推移 保健行政の概要 |
| 公園・緑に関する資料 | 公園・緑化のあゆみ |

【目次】

資料編

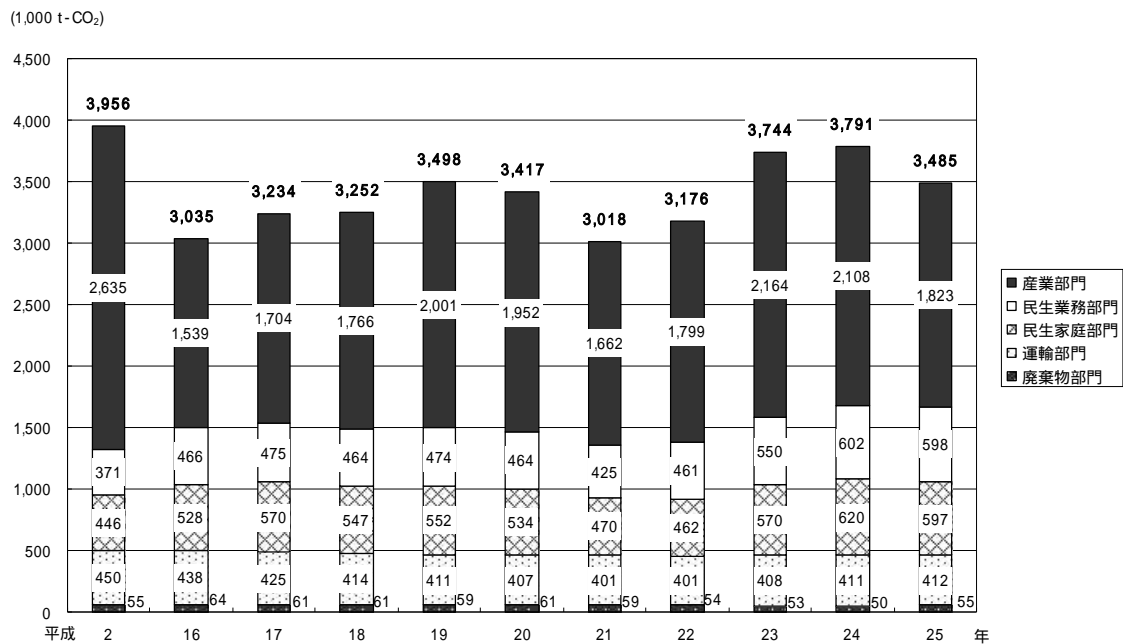
| | |
|-------------------------|----|
| ・ 二酸化炭素排出量 | 1 |
| ・ エネルギー使用量 | 2 |
| ・ 再生可能エネルギー | 3 |
| ・ 尼崎市環境マネジメントシステム | 4 |
| ・ 一般廃棄物 | 5 |
| ・ 産業廃棄物 | 6 |
| ・ 環境基準の達成状況 | 8 |
| ・ 大気 | 13 |
| ・ 水質（公共用水域 河川・海域） | 27 |
| ・ 水質（地下水） | 37 |
| ・ 騒音・振動（自動車） | 40 |
| ・ 騒音（航空機） | 46 |
| ・ 騒音・振動（新幹線） | 50 |
| ・ 土壌 | 53 |
| ・ 地盤沈下 | 54 |
| ・ ダイオキシン | 56 |
| ・ 環境保全協定 | 57 |
| ・ 公害に関する苦情・相談 | 58 |
| ・ 尼崎の公害の歴史 | 59 |
| ・ 尼崎大気汚染公害訴訟 | 61 |
| ・ 公害健康被害補償制度 | 62 |
| ・ アスベスト問題 | 68 |
| ・ 緑化 | 72 |
| ・ 基礎データ | 74 |

二酸化炭素排出量

部門別の二酸化炭素排出量

温室効果ガス排出量の約 99 %を占める二酸化炭素排出量の平成 25 年の部門別内訳をみると、産業部門（製造業、建築業、鉱業など）が 52.3 %を占め、以下、民生業務部門（商業、サービス、事務所など）が 17.2 %、民生家庭部門（家庭での冷暖房、給湯、家電など）が 17.1 %、運輸部門（鉄道、自動車など）が 11.8 %となっています。

図 二酸化炭素排出量の推移（部門別）



備考 1 温室効果ガス排出量推計は、平成 22 年報告分から、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策）策定マニュアル（第 1 版 / 平成 21 年 6 月環境省）」に基づき、推計方法を一部変更している。主な変更点は、電力排出係数を全国（電気事業連合会）値から関西電力の係数へ変更、運輸部門において車種別交通量データを基に算出する方法から市内の車種別登録台数などから推計する方法へ変更、個別部門として計上していたエネルギー転換部門を産業部門に統合など。

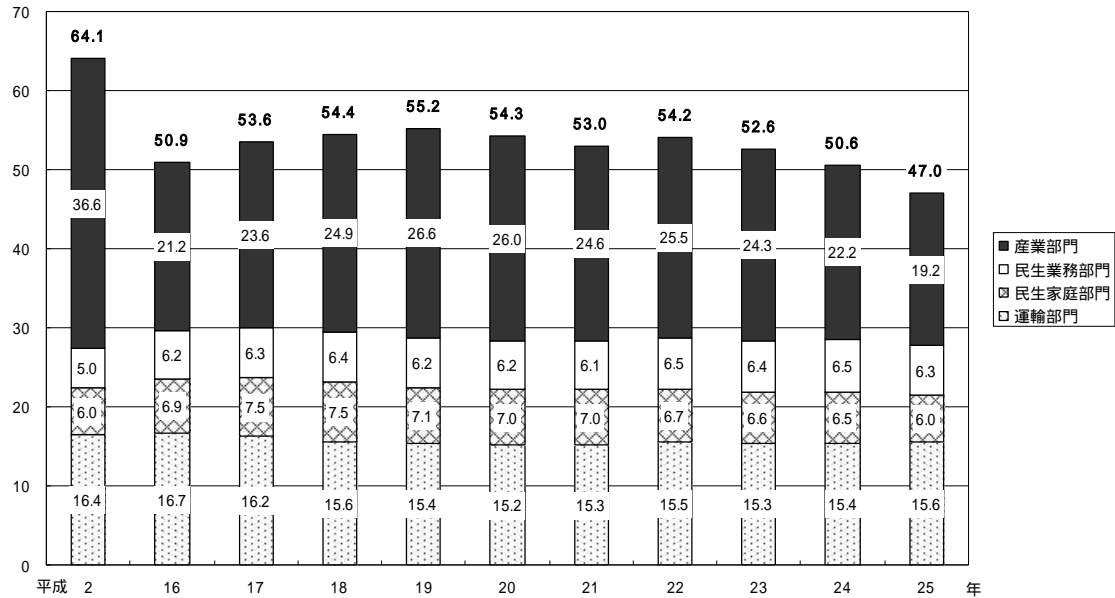
備考 2 平成 25 年の値は速報値

備考 3 四捨五入を行っているため、各値と合計値が一致しない場合がある。

エネルギー使用量

部門別のエネルギー使用量

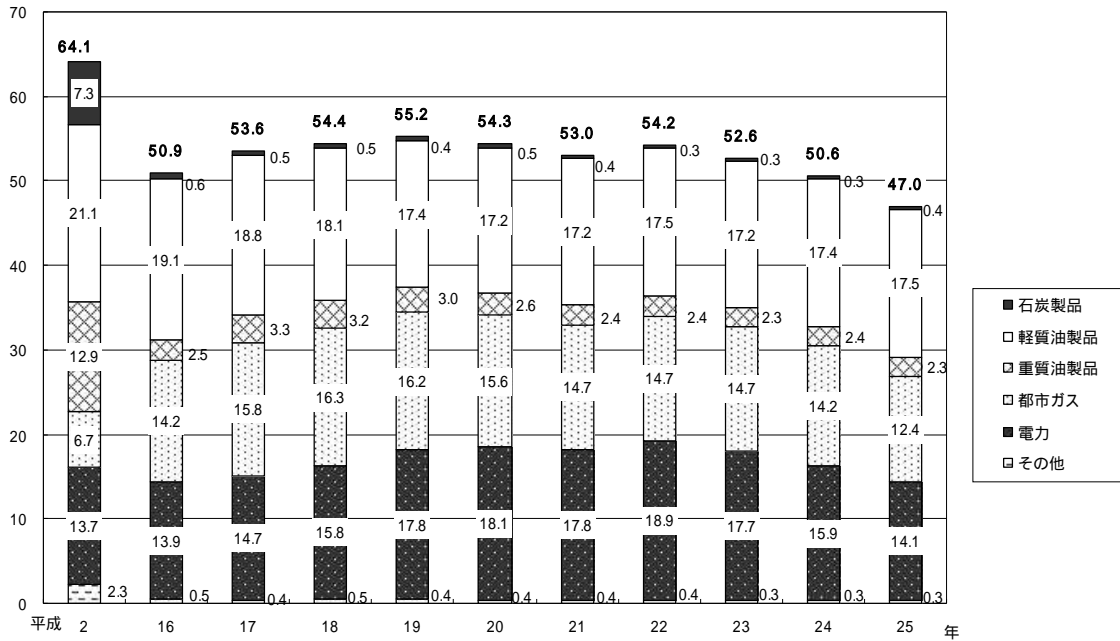
(1,000 T J)



備考 1 四捨五入を行っているため、各値と合計値が一致しない場合がある。

エネルギー起源別のエネルギー使用量

(1,000 T J)



備考 1 四捨五入を行っているため、各値と合計値が一致しない場合がある。

再生可能エネルギー

公共施設における再生可能エネルギーの導入状況

表 公共施設における再生可能エネルギーの導入状況

| 導入時期 (年度) | 導入施設 | 出力規模 (kW) | 導入時期 (年度) | 導入施設 | 出力規模 (kW) |
|--------------|-------------|--------------|--------------|------------|--------------|
| 10 | 尼崎市立尼崎高等学校 | 10.0 | 23 | 園田東中学校 | 10.0 |
| 10 | 東部浄化センター | 3.0 | 24 | 大庄北中学校 | 10.0 |
| 11 | 市営久々知住宅1号棟 | 9.0 | 24 | 園田保育所 | 3.3 |
| 19 | 成良中学校 | 10.0 | 25 | 上坂部小学校 | 10.0 |
| 20 | 大庄支所(別棟) | 3.0 | 25 | 武庫東小学校 | 10.0 |
| 20 | 杭瀬小学校 | 10.0 | 25 | クリーンセンター | 64.0 |
| 20 | 開明庁舎 | 3.0 | 25 | 東消防署 | 11.0 |
| 21 | 大庄中学校 | 10.0 | 26 | 塚口保育所 | 5.5 |
| 22 | 女性勤労・婦人センター | 3.0 | 26 | 金楽寺小学校 | 10.0 |
| 22 | 難波小学校 | 10.0 | 26 | 塚口小学校 | 3.0 |
| 22 | 尼崎北小学校 | 3.0 | 26 | 開明庁舎 | 16.5 |
| 22 | 尼崎双星高等学校 | 5.5 | 26 | 東消防署常光寺出張所 | 5.5 |

尼崎市環境マネジメントシステム

環境目標の実績

平成 26 年度については、環境負荷の低減に関する事項 7 項目のうち、「電気使用量」など 5 項目で目標を達成していましたが、「コピー用紙使用量」と「ごみ排出量」の 2 項目では達成できませんでした。

表 環境目標の達成状況

| 項目 | 基準年度（平成11年度）実績 | 平成26年度目標値 | 平成26年度実績 | 達成状況 |
|------------------------------|----------------|---|------------------------|---------------------|
| 二酸化炭素排出量（t-CO ₂ ） | 46,797 | 41,166 | 40,105 （ - 14.3 % ） | |
| 電気使用量（千kWh） | 107,468 | 94,729 | 93,380 （ - 13.1 % ） | |
| 都市ガス使用量（千m ³ ） | 2,625 | 2,923 | 2,720 （ + 3.6 % ） | |
| ガソリン・軽油使用量（kL） | 2,880 | 2,325 | 2,276 （ - 21.0 % ） | |
| 上水使用量（kL） | 2,001 | 1,301 | 1,204 （ - 39.8 % ） | |
| コピー用紙使用量（t） | 112 | 103 | 123 （ + 9.1 % ） | × （ 19.06 %未達成 ） |
| ごみ排出量（%） | - | すべての所属において 燃やすごみの排出量を 50 g/日・人以下にする。 （達成率100%） | 72.0 | × |

備考 1 二酸化炭素排出量については、省エネ等による効果を把握することを主な目的としているため、排出係数は関西電力（株）の平成 21 年度排出係数である 0.294 kg-CO₂/kWh で固定して算出している。

備考 2 平成 26 年度実績の欄にある（ ）の数値は基準年度の実績に対する削減率を示す。

一般廃棄物

一般廃棄物の発生・処理状況

表 ごみ発生量・ごみ処理状況の推移

| 年度 | 発生量 | | | 処理量 | |
|----|-------------|------------|-------------|---------|----------|
| | クリーンセンター搬入量 | 紙類・衣類の日回収量 | 資源集団回収運動回収量 | 焼却量 | 資源化・再利用量 |
| 17 | 175,425 | 11,700 | 12,127 | 172,247 | 29,279 |
| 18 | 177,520 | 11,684 | 11,856 | 164,371 | 28,550 |
| 19 | 171,686 | 11,256 | 11,288 | 159,768 | 27,344 |
| 20 | 166,174 | 9,557 | 10,235 | 156,312 | 24,307 |
| 21 | 159,904 | 8,588 | 9,654 | 150,816 | 22,323 |
| 22 | 153,102 | 8,102 | 9,644 | 146,362 | 21,419 |
| 23 | 152,378 | 7,697 | 9,335 | 147,058 | 20,719 |
| 24 | 149,362 | 7,458 | 8,963 | 142,221 | 20,027 |
| 25 | 144,653 | 10,244 | 8,727 | 135,374 | 22,581 |
| 26 | 142,184 | 9,946 | 8,289 | 138,722 | 22,085 |

(単位：t)

し尿の搬入・処理状況

表 し尿処理状況の推移

| 年度 | 区分 | 搬入量 | | | 処理量 |
|----|----|-------|-------|-------|-------|
| | | し尿 | 浄化槽汚泥 | 計 | |
| 17 | | 1,652 | 4,824 | 6,476 | 6,571 |
| 18 | | 1,670 | 4,971 | 6,641 | 6,928 |
| 19 | | 1,520 | 4,498 | 6,018 | 6,277 |
| 20 | | 1,316 | 4,507 | 5,823 | 6,100 |
| 21 | | 1,089 | 4,315 | 5,404 | 5,396 |
| 22 | | 956 | 4,472 | 5,428 | 7,262 |
| 23 | | 932 | 4,428 | 5,360 | 6,508 |
| 24 | | 768 | 4,274 | 5,042 | 5,303 |
| 25 | | 849 | 4,267 | 5,116 | 5,492 |
| 26 | | 917 | 4,499 | 5,416 | 5,888 |

(単位：kL)

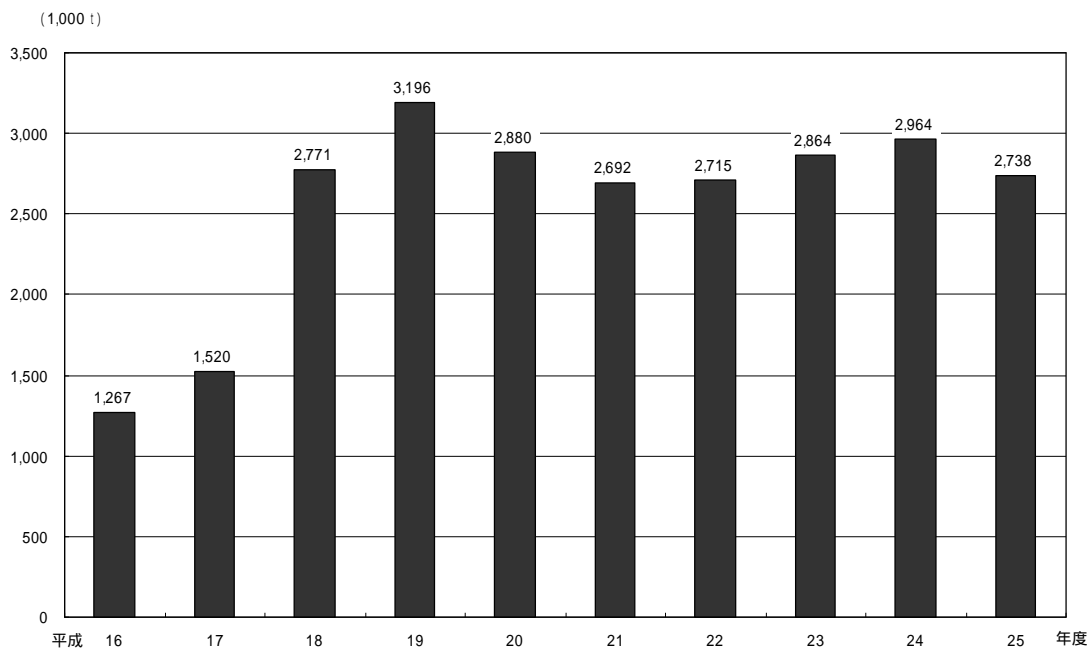
産業廃棄物

産業廃棄物の排出状況

廃棄物処理法により、前年度に産業廃棄物が 1,000 t 以上または特別管理産業廃棄物が 50 t 以上発生した事業場を設置している事業者は「多量排出事業者」として、産業廃棄物の排出の抑制、再生利用などについて定める処理計画とその実施状況について市長に報告しなければなりません。平成 25 年度の市内における多量排出事業者は 80 事業所（公共施設を含む）です。

近年は、市内の多量排出事業者から出される産業廃棄物は概ね横ばいで、近年は、約 2,800 千 t 前後で推移しています。

図 産業廃棄物排出量の推移



備考 1 グラフの値は、多量排出事業者が排出した産業廃棄物量である。なお、市内の産業廃棄物の約 90 %は多量排出事業者が排出したものと推計される。

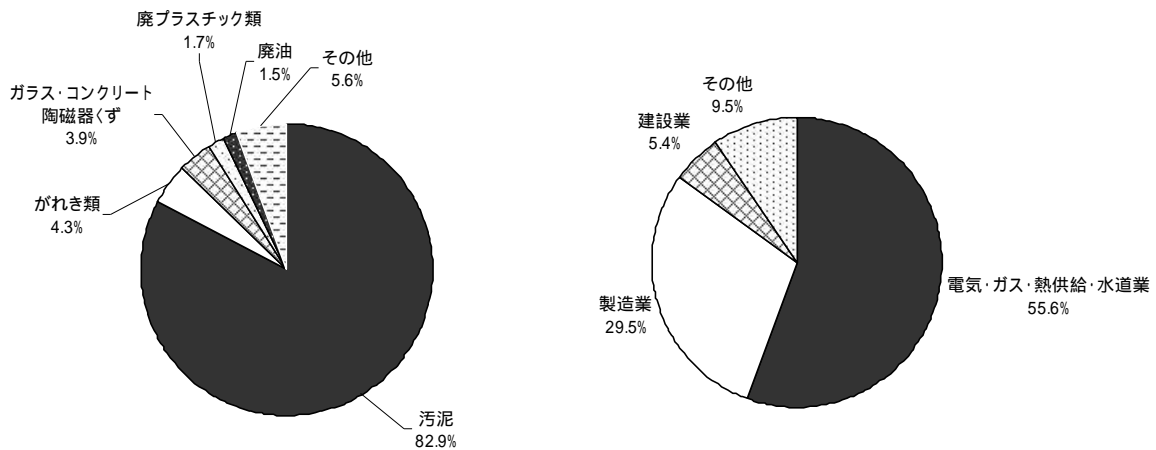
備考 2 多量排出報告書の性質上、前年度の排出量によって提出する義務が発生するかどうか決まるため、各年度により母数にばらつきが生じ、数字に変動がある。

備考 3 平成 26 年度が多量排出事業者による報告書に関しては、集計中であるため平成 25 年度の集計結果までを掲載している。

種類別・業種別の産業廃棄物の排出状況

産業廃棄物の種類別排出量では汚泥が全体の 82.9 %を占めています。また、業種別排出量では、電気・ガス・熱供給・水道業から出る産業廃棄物が最も多く全体の 55.6 %、次いで製造業から排出される産業廃棄物が 29.5 %で、この 2 業種で全体の 85.1 %を占めています。

図 産業廃棄物の内訳（種類別・業種別）

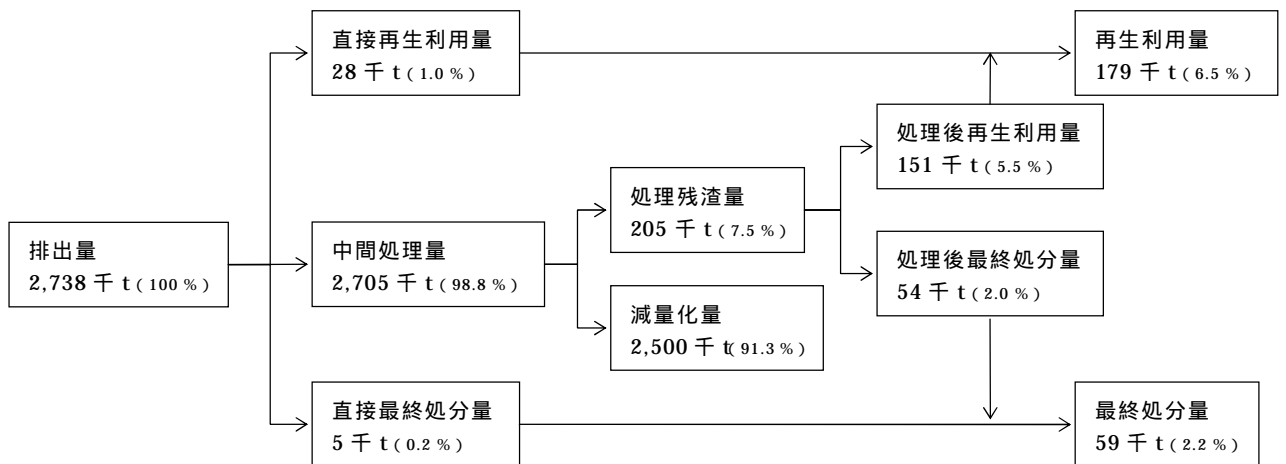


備考 1 平成 25 年度尼崎市多量実績報告及び管理票交付等状況報告書より算出
 備考 2 四捨五入を行っているため、各値と合計値が一致しない場合がある。

産業廃棄物の処理の流れ

平成 25 年度の多量排出事業者から発生した産業廃棄物の処理の流れは次のとおりです。総排出量のうち 91.3 % が減量化、6.5 % が再生利用されており、残りの 2.2 % が埋立処分されています。平成 24 年度と比較するとほぼ横ばいの数値となっていますが、再生利用率についてはやや増加しています。本市の場合、汚泥の排出量が最も多く、汚泥は水分を多量に含んでいるため、脱水などによる減量化量が多くなっています。

図 産業廃棄物の処理の流れ



環境基準の達成状況

本市において環境基準が指定されている項目について、環境改善の目安として、項目ごとに達成率を算出しました。達成率は、環境基準を達成した測定局・地点数を全測定局・地点数で除することで算出しています。なお、測定局を設置する建屋の改修工事などによりやむを得ず測定を行うことができなかった測定局・地点については、計算の対象としていません。

なお、環境基準とは、人の健康の保護と生活環境の保全のうえで維持することが望ましい基準のことであり、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていかうとするものです。個別の発生源を対象に規制を行う「規制基準」とは別のものであり、「環境基準」で規制を行うものではありません。

$$\text{達成率 (\%)} = \frac{\text{環境基準を達成した測定局・地点数}}{\text{全測定局・地点数}} \times 100$$

大気

表 大気の汚染に係る環境基準の達成状況

| 測定対象 | 評価方法 | 達成局数 | 測定局数 | 達成率 (%) |
|-----------|-------|-----------|-----------|-------------|
| 二酸化硫黄 | 短期的評価 | 2 | 2 | 100 |
| | 長期的評価 | 2 | 2 | 100 |
| 一酸化炭素 | 短期的評価 | 4 | 4 | 100 |
| | 長期的評価 | 4 | 4 | 100 |
| 浮遊粒子状物質 | 短期的評価 | 8 | 8 | 100 |
| | 長期的評価 | 8 | 8 | 100 |
| 光化学オキシダント | - | 0 | 3 | 0 |
| 二酸化窒素 | - | 14 | 14 | 100 |
| 微小粒子状物質 | - | 0 | 4 | 0 |
| 合計 | | 42 | 49 | 85.7 |

備考 1 国土交通省や阪神高速道路(株)が設置しているものなど本市に設置してあるすべての測定局を評価の対象としている。

備考 2 南部(城内高校)測定局については、校舎耐震化工事のため年間測定時間が6,000時間に達していないため、評価対象としていない。ただし、光化学オキシダントについては年間測定時間の規定がないため、評価対象としている。

表 ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準の達成状況

| 測定対象 | 達成地点数 | 測定地点数 | 達成率 (%) |
|------------|----------|----------|------------|
| ベンゼン | 2 | 2 | 100 |
| トリクロロエチレン | 2 | 2 | 100 |
| テトラクロロエチレン | 2 | 2 | 100 |
| ジクロロメタン | 2 | 2 | 100 |
| 合計 | 8 | 8 | 100 |

水質（公共用水域 河川・海域）

表 人の健康の保護に関する環境基準の達成状況

| 測定対象 | 達成地点数 | 測定地点数 | 達成率（％） | 測定対象 | 達成地点数 | 測定地点数 | 達成率（％） |
|-----------------|-------|-------|--------|----------------|------------|------------|------------|
| カドミウム | 14 | 14 | 100 | 1,1,2-トリクロロエタン | 14 | 14 | 100 |
| 全シアン | 14 | 14 | 100 | トリクロロエチレン | 14 | 14 | 100 |
| 鉛 | 14 | 14 | 100 | テトラクロロエチレン | 14 | 14 | 100 |
| 六価クロム | 14 | 14 | 100 | 1,3-ジクロロプロペン | 14 | 14 | 100 |
| 砒素 | 14 | 14 | 100 | チウラム | 10 | 10 | 100 |
| 総水銀 | 14 | 14 | 100 | シマジン | 10 | 10 | 100 |
| アルキル水銀 | 14 | 14 | 100 | チオベンカルブ | 10 | 10 | 100 |
| P C B | 14 | 14 | 100 | ベンゼン | 14 | 14 | 100 |
| ジクロロメタン | 14 | 14 | 100 | セレン | 10 | 10 | 100 |
| 四塩化炭素 | 14 | 14 | 100 | 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 14 | 14 | 100 |
| 1,2-ジクロロエタン | 14 | 14 | 100 | ふっ素 | 9 | 9 | 100 |
| 1,1-ジクロロエチレン | 14 | 14 | 100 | ほう素 | 9 | 9 | 100 |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 14 | 14 | 100 | 1,4-ジオキサン | 10 | 10 | 100 |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 14 | 14 | 100 | 合計 | 348 | 348 | 100 |

備考1 ふっ素・ほう素については海域は評価対象としていない。

表 生活環境の保全に関する環境基準の達成状況

| 測定対象 | 河川 | | | 海域 | | |
|-----------|-----------|-----------|-------------|----------|-----------|-------------|
| | 達成地点数 | 測定地点数 | 達成率（％） | 達成地点数 | 測定地点数 | 達成率（％） |
| 水素イオン濃度 | 7 | 9 | 77.8 | 0 | 3 | 0 |
| BOD | 9 | 9 | 100 | - | - | - |
| COD | - | - | - | 3 | 3 | 100 |
| 浮遊物質量 | 8 | 9 | 88.9 | - | - | - |
| 溶存酸素 | 9 | 9 | 100 | 3 | 3 | 100 |
| 大腸菌群数 | 0 | 2 | 0 | - | - | - |
| 全窒素 | - | - | - | 0 | 3 | 0 |
| 全燐 | - | - | - | 1 | 3 | 33.3 |
| 合計 | 33 | 38 | 86.8 | 7 | 15 | 46.7 |

表 水生生物の保全に係る環境基準の達成状況

| 測定対象 | 河川 | | | 海域 | | |
|----------------------|----------|----------|-------------|----------|----------|------------|
| | 達成地点数 | 測定地点数 | 達成率（％） | 達成地点数 | 測定地点数 | 達成率（％） |
| 全亜鉛 | 1 | 2 | 50.0 | 3 | 3 | 100 |
| ノニフェノール | 2 | 2 | 100 | 3 | 3 | 100 |
| 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 | 2 | 2 | 100 | 3 | 3 | 100 |
| 合計 | 5 | 6 | 83.3 | 9 | 9 | 100 |

水質（地下水）

表 地下水の水質汚濁に係る環境基準の達成状況

| 測定対象 | 達成地点数 | 測定地点数 | 達成率（％） | 測定対象 | 達成地点数 | 測定地点数 | 達成率（％） |
|----------------|-------|-------|--------|----------------|------------|------------|-------------|
| カドミウム | 7 | 7 | 100 | 1,1,2-トリクロロエタン | 7 | 7 | 100 |
| 全シアン | 7 | 7 | 100 | トリクロロエチレン | 8 | 8 | 100 |
| 鉛 | 7 | 7 | 100 | テトラクロロエチレン | 7 | 8 | 87.5 |
| 六価クロム | 7 | 7 | 100 | 1,3-ジクロロプロペン | 7 | 7 | 100 |
| 砒素 | 7 | 7 | 100 | チウラム | 7 | 7 | 100 |
| 総水銀 | 7 | 7 | 100 | シマジン | 7 | 7 | 100 |
| アルキル水銀 | 7 | 7 | 100 | チオベンカルブ | 7 | 7 | 100 |
| P C B | 7 | 7 | 100 | ベンゼン | 7 | 7 | 100 |
| ジクロロメタン | 7 | 7 | 100 | セレン | 7 | 7 | 100 |
| 四塩化炭素 | 8 | 8 | 100 | 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 7 | 7 | 100 |
| 塩化ビニルモノマー | 7 | 8 | 87.5 | ふっ素 | 7 | 7 | 100 |
| 1,2-ジクロロエタン | 7 | 7 | 100 | ほう素 | 7 | 7 | 100 |
| 1,1-ジクロロエチレン | 8 | 8 | 100 | 1,4-ジオキサン | 7 | 7 | 100 |
| 1,2-ジクロロエチレン | 8 | 8 | 100 | 合計 | 201 | 203 | 99.0 |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 8 | 8 | 100 | | | | |

自動車騒音

表 常時監視における騒音に係る環境基準の達成状況

| 区分 | 達成地点数 | 測定地点数 | 達成率（％） |
|-----------|-----------|-----------|-------------|
| 昼間 | 6 | 6 | 100 |
| 夜間 | 5 | 6 | 83.3 |
| 合計 | 11 | 12 | 91.7 |

表 定点調査における騒音に係る環境基準の達成状況

| 区分 | 達成地点数 | 測定地点数 | 達成率（％） |
|-----------|-----------|-----------|-------------|
| 昼間 | 25 | 25 | 100 |
| 夜間 | 23 | 25 | 92.0 |
| 合計 | 48 | 50 | 96.0 |

表 面的評価における騒音の環境基準の達成状況

| 達成状況 | 対象戸数 | 達成戸数 | 達成率（％） |
|------------------|--------|---------------|-------------|
| 昼間のみ達成 | 46,036 | 716 | 1.6 |
| 夜間のみ達成 | | 10 | 0.0 |
| 昼間・夜間とも非達成 | | 464 | 1.0 |
| 昼間・夜間とも達成 | | 44,846 | 97.4 |

備考1 達成率については小数第2位を四捨五入しているため、0となる場合がある。

航空機騒音

表 航空機騒音に係る環境基準の達成状況

| 測定地点 | 達成地点数 | 測定地点数 | 達成率(%) |
|-----------|----------|----------|------------|
| 武庫北小学校 | 1 | 1 | 100 |
| 合計 | 1 | 1 | 100 |

新幹線騒音

表 新幹線騒音に係る環境基準の達成状況

| 測定地点 | 達成地点数 | 測定地点数 | 達成率(%) |
|-----------|-----------|-----------|-------------|
| 12.5 m | 4 | 8 | 50.0 |
| 25 m | 7 | 8 | 87.5 |
| 50 m | 8 | 8 | 100 |
| 合計 | 19 | 24 | 79.2 |

ダイオキシン

表 ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び

土壌汚染に係る環境基準の達成状況

| 測定地点 | 達成地点数 | 測定地点数 | 達成率(%) |
|-----------|-----------|-----------|------------|
| 大気 | 1 | 1 | 100 |
| 水質 | 4 | 4 | 100 |
| 水底の底質 | 4 | 4 | 100 |
| 土壌 | 1 | 1 | 100 |
| 合計 | 10 | 10 | 100 |

【余白】

大気

一般環境・沿道環境

図 大気測定局の位置

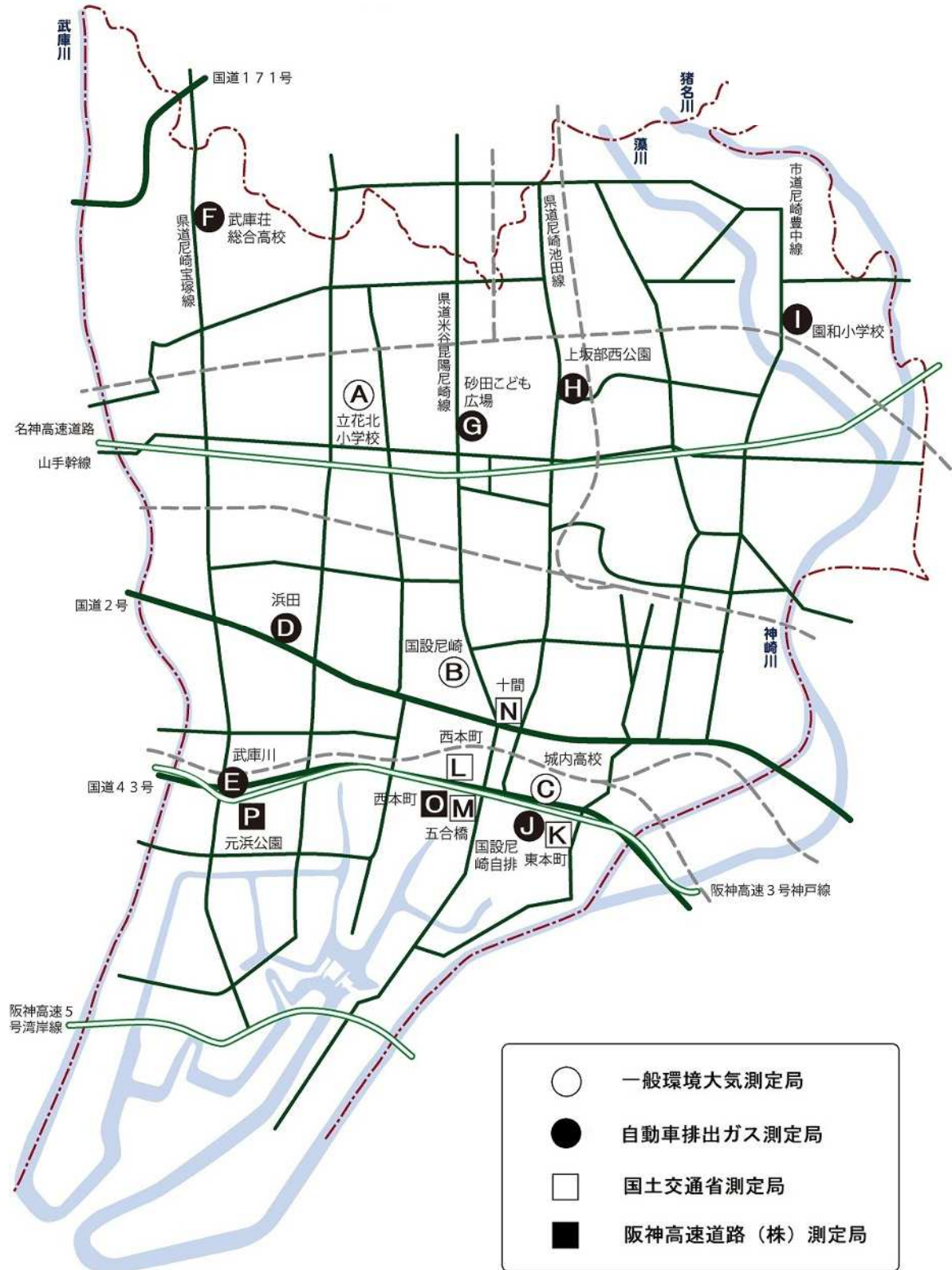


表 尼崎市内に設置された測定局の測定項目

| 区分 | 地点記号 | 項目 | | 測定局 | 二酸化硫黄 | 一酸化炭素 | 浮遊粒子状物質 | 光化学オキシダント | メタン | 非メタン炭化水素 | 二酸化窒素 | 一酸化窒素 | 微小粒子状物質 | 有害大気汚染物質 | 風向・風速 | 気温・湿度 | 降水量・日射量 | 酸性雨・紫外線 | 騒音 | 交通量 | 設置年月 | 設置者(所有者) | 維持管理 | |
|--------------|------|-----------------------|------------|-----|-------|-------|---------|-----------|-----|----------|-------|-------|---------|----------|-------|-------|---------|---------|----|-----|---------|----------|-------|-----|
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一般環境大気測定局 | A | 北部(立花北小学校) | 栗山町2-6-1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 昭和42年6月 | 尼崎市 | 尼崎市 | |
| | B | 中部(国設尼崎大気環境測定所) | 東難波町4-9-12 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 昭和41年8月 | 環境省 | 尼崎市 |
| | C | 南部(城内高校) | 北城内47-1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 昭和44年6月 | 尼崎市 | 尼崎市 |
| 自動車排出ガス測定局 | D | 国道2号(浜田) | 大庄北5-2-1地先 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 昭和49年4月 | 尼崎市 | 尼崎市 |
| | E | 国道43号(武庫川) | 武庫川町1-25 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 昭和50年4月 | 尼崎市 | 尼崎市 |
| | F | 県道尼崎宝塚線(武庫荘総合高校) | 武庫之荘8-31-1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 昭和51年4月 | 尼崎市 | 尼崎市 |
| | G | 県道米谷昆陽尼崎線(砂田子ども広場) | 南塚口町7-17 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 昭和52年4月 | 尼崎市 | 尼崎市 |
| | H | 県道尼崎池田線(上坂部西公園) | 東塚口町2-2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 昭和53年4月 | 尼崎市 | 尼崎市 |
| | I | 市道尼崎豊中線(園和小学校) | 東園田町4-79 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 平成元年4月 | 尼崎市 | 尼崎市 |
| | J | 国道43号(国設尼崎自動車交通環境測定所) | 東本町4-47地先 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 平成14年4月 | 環境省 | 尼崎市 |
| 国土交通省測定局 | K | 国道43号(東本町交差点局) | 東本町4 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 平成14年4月 | 国交省 | 国交省 |
| | L | 国道43号(西本町局) | 西本町5 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 平成10年4月 | 国交省 | 国交省 |
| | M | 国道43号(五合橋局) | 西本町3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 平成14年4月 | 国交省 | 国交省 |
| | N | 国道2号(十間交差点局) | 東難波町5 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 平成15年4月 | 国交省 | 国交省 |
| 阪神高速道路(株)測定局 | O | 阪神高速3号神戸線(西本町) | 西本町3-46 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 昭和56年5月 | 阪高(株) | 尼崎市 |
| | P | 阪神高速3号神戸線(元浜公園) | 元浜町1-1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 昭和56年7月 | 阪高(株) | 尼崎市 |
| (移動測定局) | - | 環境測定車(あおぞら号) | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 昭和49年5月 | 尼崎市 | 尼崎市 |

気象に関する測定結果

表 最多風向・平均風速

| 測定局 | 項目 | 月 | | | | | | | | | | | | 年間 |
|---------------------|------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | |
| 北部 (立花北小学校) | 最多風向 | N | SW | SW | SW | WSW | N | N | NNE | W | NW | NW | N | N |
| | 平均風速 (m/秒) | 3.0 | 3.1 | 3.1 | 3.1 | 3.4 | 2.6 | 3.0 | 2.3 | 2.9 | 2.5 | 2.4 | 2.7 | 2.8 |
| 中部 (国設尼崎大気環境測定所) | 最多風向 | N | WSW | WSW | WSW | WSW | N | NNE | NNE | W | NNE | WSW | N | NNE |
| | 平均風速 (m/秒) | 2.0 | 2.1 | 2.1 | 2.0 | 2.2 | 1.9 | 2.1 | 1.7 | 2.2 | 1.8 | 1.8 | 1.9 | 2.0 |
| 南部 (城内高校) | 最多風向 | - | - | - | - | NE | NE | NE | NE | W | NE | NE | NE | NE |
| | 平均風速 (m/秒) | - | - | - | - | 2.2 | 2.3 | 2.6 | 2.2 | 3.0 | 2.5 | 2.5 | 2.5 | 2.5 |

備考1 南部(城内高校)については、校舍耐震化工事終了に伴い、停止していた測定を平成26年8月28日から再開した。

備考2 風向は16方位で示している。

表 気温・湿度・降水量・日射量・紫外線

| 測定局 | 項目 | 月 | | | | | | | | | | | | 年間 |
|---------------------|----------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|------|------|-------|-------|--------|
| | | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | |
| 中部 (国設尼崎大気環境測定所) | 気温 () | 14.7 | 20.1 | 24.5 | 28.2 | 28.3 | 24.6 | 19.8 | 14.4 | 6.8 | 6.2 | 6.6 | 10.1 | 17.1 |
| | 湿度 (%) | 49 | 55 | 61 | 64 | 68 | 56 | 58 | 58 | 55 | 60 | 55 | 56 | 58 |
| | 降水量 (mm) | 55.5 | 76.5 | 45.5 | 116.0 | 345.5 | 120.0 | 113.0 | 47.5 | 72.5 | 88.5 | 18.0 | 146.5 | 1245.0 |
| | 日射量 (MJ/m ² ・日) | 18.13 | 20.82 | 18.26 | 18.56 | 15.10 | 15.01 | 11.69 | 9.18 | 7.55 | 7.13 | 10.22 | 13.25 | 13.75 |
| | 紫外線 (kJ/m ² ・日) | 18.1 | 23.9 | 24.7 | 28.2 | 25.8 | 19.9 | 12.9 | 7.4 | 3.6 | 4.1 | 6.8 | 10.5 | 15.9 |

備考1 降水量は月合計値で示し、それ以外については月平均値で示している。

表 真夏日・熱帯夜の日数の推移

| 測定局 | 年度 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
|---------------------|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 中部 (国設尼崎大気環境測定所) | 真夏日 | 62 | 53 | 70 | 68 | 65 | 78 | 74 | 75 | 97 | 66 |
| | 熱帯夜 | 47 | 45 | 48 | 48 | 34 | 63 | 66 | 52 | 60 | 40 |

備考1 真夏日は日最高気温が30以上の日、熱帯夜は日最低気温が25以上の日の数を示す(1時間値から算出)。

酸性雨に関する測定結果

表 酸性雨

| 測定局 | 項目 | 月 | | | | | | | | | | | | 年間 |
|---------------------|----------|------|-------|------|-------|-------|-------|-------|------|------|------|------|-------|--------|
| | | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | |
| 中部 (国設尼崎大気環境測定所) | pH | 4.21 | 4.96 | 4.65 | 4.60 | 4.87 | 4.49 | 4.53 | 4.53 | 4.65 | 4.43 | 4.79 | 4.53 | 4.62 |
| | 降水量 (mm) | 16.5 | 115.5 | 45.5 | 142.0 | 320.0 | 119.5 | 118.0 | 48.0 | 66.5 | 89.0 | 40.0 | 124.5 | 1245.0 |

備考1 pHは月平均値、降水量は月合計値。

備考2 降水量は、酸性雨のpHを測定した際の降水量を示す。

監視・測定結果

・環境基準項目

表 大気汚染に係る環境基準の達成状況

| 測定の対象 | | 一般環境 | | | 沿道環境 | | | | | | | | | | | | |
|------------------------------------|------|----------------|---------------------|--------------|--------------|----------------|----------------------|------------------------|---------------------|--------------------|---------------------------|--------------------|-----------------|------------------|------------------|--------------------|---------------------|
| 設置者 | | 尼崎市 | 環境省 | 尼崎市 | | | | | | 環境省 | 国土交通省 | | | | 阪神高速道路(株) | | |
| 測定局 | 測定項目 | A | B | C | D | E | F | G | H | I | J | K | L | M | N | O | P |
| | | (立花北小学校) 北部 | (国設尼崎大気環境測定所) 中部 | (城内高校) 南部 | 国道2号 (浜田) | 国道43号 (武庫川) | (武庫荘総合高校) 県道尼崎宝塚線 | (砂田子ども広場) 県道米谷昆陽尼崎線 | (上坂部西公園) 県道尼崎池田線 | (園和小学校) 市道尼崎豊中線 | (国設尼崎自動車交通環境測定所) 国道43号 | (東本町交差点局) 国道43号 | (西本町局) 国道43号 | (五合橋局) 国道43号線 | (十間交差点局) 国道2号 | 阪神高速3号神戸線 (西本町) | 阪神高速3号神戸線 (元浜公園) |
| 二酸化硫黄(SO₂) [ppm] | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 短期的評価 | | | | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 1時間値の最高値 | 0.1 | 0.015 | 0.019 | 0.017 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 1日平均値の最高値 | 0.04 | 0.006 | 0.006 | 0.005 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 長期的評価 | | | | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 1日平均値の2%除外値 | 0.04 | 0.004 | 0.005 | 0.004 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 1日平均値が2日以上連続して0.04 ppmを超えたことの有無 | 無 | 無 | 無 | 無 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| (参考)1年平均値 | なし | 0.001 | 0.002 | 0.001 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 一酸化炭素(CO) [ppm] | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 短期的評価 | | - | | - | - | | - | | - | - | | - | - | - | - | - | - |
| 1時間値の最高値 | 20 | - | 1.6 | - | - | 2.0 | - | 1.9 | - | - | 2.2 | - | - | - | - | - | - |
| 1日平均値の最高値 | 10 | - | 0.7 | - | - | 0.7 | - | 0.9 | - | - | 1.0 | - | - | - | - | - | - |
| 長期的評価 | | - | | - | - | | - | | - | - | | - | - | - | - | - | - |
| 1日平均値の2%除外値 | 10 | - | 0.6 | - | - | 0.6 | - | 0.8 | - | - | 0.9 | - | - | - | - | - | - |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|------|-------|-------|-------|---|-------|---|-------|---|---|-----|-------|-------|-------|-------|---|---|
| 1日平均値が2日以上連続して10 ppmを超えたことの有無 | 無 | - | 無 | - | - | 無 | - | 無 | - | - | 無 | - | - | - | - | - | - |
| (参考)1年平均値 | なし | - | 0.4 | - | - | 0.4 | - | 0.5 | - | - | 0.6 | - | - | - | - | - | - |
| 浮遊粒子状物質 (SPM) [mg/m³] | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 短期的評価 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1時間値の最高値 | 0.20 | 0.114 | 0.097 | 0.083 | - | 0.093 | - | 0.098 | - | - | - | 0.082 | 0.098 | 0.101 | 0.135 | - | - |
| 1日平均値の最高値 | 0.10 | 0.068 | 0.047 | 0.064 | - | 0.072 | - | 0.079 | - | - | - | 0.063 | 0.074 | 0.067 | 0.074 | - | - |
| 長期的評価 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1日平均値の2%除外値 | 0.10 | 0.046 | 0.032 | 0.045 | - | 0.050 | - | 0.050 | - | - | - | 0.047 | 0.049 | 0.049 | 0.053 | - | - |
| 1日平均値が2日以上連続して0.10 mg/m ³ を超えたことの有無 | 無 | 無 | 無 | - | - | 無 | - | 無 | - | - | - | 無 | 無 | 無 | 無 | - | - |
| (参考)1年平均値 | なし | 0.019 | 0.013 | 0.023 | - | 0.023 | - | 0.021 | - | - | - | 0.021 | 0.022 | 0.022 | 0.024 | - | - |
| 光化学オキシダント (Ox) [ppm] | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 短期的評価 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 昼間の1時間値の最高値 | 0.06 | 0.103 | 0.117 | 0.076 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| (参考)昼間の1時間値が0.06 ppmを超えた日数 | なし | 41 | 66 | 7 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| (参考)昼間の1時間値が0.06 ppmを超えた時間数 | なし | 157 | 307 | 23 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| (参考)監視期間の平均値 | なし | 0.034 | 0.036 | 0.033 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |

備考1 環境基準の達成状況については、達成：○、非達成：×で示す。

備考2 環境基準について非達成の数値がある場合は、灰色の塗りつぶし()で示す。

備考3 - は測定していないこと、評価を行っていないことを示す。

備考4 二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質については短期的評価と長期的評価の2評価を行うこととなっている。

備考5 1日平均値の2%除外値とは、1年間を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%範囲にある測定値を除外した後の最高値。二酸化硫黄、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質では環境基準の長期的評価の達成状況を評価する際の値として用いる。ただし、1日平均値の環境基準を超えた日が2日以上連続した場合には、このような評価にかかわらず非達成と評価する。

備考6 光化学オキシダントの監視期間は平成26年4月から平成26年10月まで、昼間は5時から20時までの時間帯をいう。

備考7 南部(城内高校)については、校舎耐震化工事終了に伴い、二酸化硫黄は平成26年9月1日から、浮遊粒子状物質は平成26年12月1日から測定を再開した。(年間測定時間が6,000時間に達しないため評価対象とならない)

備考8 南部(城内高校)における光化学オキシダントについては平成26年8月28日から平成26年10月31日までの測定値で判断している。(年間測定時間の規定がないため評価対象としている)

備考9 大気汚染に係る環境基準 <http://www.env.go.jp/kijun/taiki1.html>

(参考)表 炭化水素の状況

| 測定の対象 | | 一般環境 | | | | | | | | | 沿道環境 | | | | | | |
|--------------------------|------|----------------|---------------------|--------------|--------------|----------------|----------------------|------------------------|---------------------|--------------------|---------------------------|--------------------|-----------------|------------------|------------------|--------------------|---------------------|
| 設置者 | | 尼崎市 | 環境省 | 尼崎市 | | | | | | | 環境省 | 国土交通省 | | | | 阪神高速道路(株) | |
| 測定項目 | 測定局 | A | B | C | D | E | F | G | H | I | J | K | L | M | N | O | P |
| | | (立花北小学校) 北部 | (国設尼崎大気環境測定所) 中部 | (城内高校) 南部 | (浜田) 国道2号 | (武庫川) 国道43号 | (武庫荘総合高校) 県道尼崎宝塚線 | (砂田子ども広場) 県道米谷昆陽尼崎線 | (上坂部西公園) 県道尼崎池田線 | (園和小学校) 市道尼崎豊中線 | (国設尼崎自動車交通環境測定所) 国道43号 | (東本町交差点局) 国道43号 | (西本町局) 国道43号 | (五合橋局) 国道43号線 | (十間交差点局) 国道2号 | 阪神高速3号神戸線 (西本町) | 阪神高速3号神戸線 (元浜公園) |
| メタン [ppmC] | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1年平均値 | なし | - | 1.92 | - | - | 2.03 | - | 1.94 | - | - | 1.95 | - | - | - | - | - | - |
| 非メタン炭化水素 [ppmC] | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1年平均値 | なし | - | 0.11 | - | - | 0.18 | - | 0.14 | - | - | 0.20 | - | - | - | - | - | - |
| 3時間平均値 | 0.31 | - | 0.15 | - | - | 0.21 | - | 0.21 | - | - | 0.25 | - | - | - | - | - | - |
| 全炭化水素 [ppmC] | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1年平均値 | なし | - | 2.03 | - | - | 2.22 | - | 2.08 | - | - | 2.15 | - | - | - | - | - | - |

備考1 - は測定していないこと、評価を行っていないことを示す。

備考2 非メタン炭化水素の3時間平均値は、午前6時から午前9時までの平均値。

備考3 大気中の炭化水素濃度の指針値は、昭和51年に光化学オキシダントの生成防止のため中央公害対策審議会答申で示されたもの。

表 二酸化窒素に係る環境基準の達成状況

| 測定の対象 | | 一般環境 | | | 沿道環境 | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------------|------|----------------|---------------------|--------------|--------------|----------------|----------------------|------------------------|---------------------|--------------------|---------------------------|--------------------|-----------------|------------------|------------------|--------------------|---------------------|
| 設置者 | | 尼崎市 | 環境省 | 尼崎市 | | | | | | | 環境省 | 国土交通省 | | | | 阪神高速道路(株) | |
| 測定項目 | 測定局 | A | B | C | D | E | F | G | H | I | J | K | L | M | N | O | P |
| | | (立花北小学校) 北部 | (国設尼崎大気環境測定所) 中部 | (城内高校) 南部 | 国道2号 (浜田) | 国道43号 (武庫川) | (武庫荘総合高校) 県道尼崎宝塚線 | (砂田子ども広場) 県道米谷昆陽尼崎線 | (上坂部西公園) 県道尼崎池田線 | (園和小学校) 市道尼崎豊中線 | (国設尼崎自動車交通環境測定所) 国道43号 | (東本町交差点局) 国道43号 | (西本町局) 国道43号 | (五合橋局) 国道43号線 | (十間交差点局) 国道2号 | 阪神高速3号神戸線 (西本町) | 阪神高速3号神戸線 (元浜公園) |
| 二酸化窒素(NO ₂) [ppm] | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 評価 | | | | - | | | | | | | - | | | | | | |
| 1日平均値の年間98%値 | 0.06 | 0.030 | 0.034 | 0.036 | 0.034 | 0.053 | 0.036 | 0.039 | 0.038 | 0.033 | - | 0.055 | 0.046 | 0.053 | 0.042 | 0.047 | 0.048 |
| (参考)1年平均値 | なし | 0.014 | 0.016 | 0.018 | 0.016 | 0.028 | 0.020 | 0.023 | 0.021 | 0.016 | - | 0.034 | 0.023 | 0.033 | 0.026 | 0.025 | 0.031 |

備考1 環境基準の達成状況については、達成：○、非達成：×で示す。

備考2 環境基準について非達成の数値がある場合は、灰色の塗りつぶし()で示す。

備考3 - は測定していないこと、評価を行っていないことを示す。

備考4 1日平均値の年間98%とは、1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に該当する値。二酸化窒素の環境基準の達成状況を評価する際の値として用いる。

備考5 南部(城内高校)については、校舎耐震化工事終了に伴い、平成26年9月12日から測定を再開した。(年間測定時間が6,000時間に達しないため評価対象とならない)

備考6 二酸化窒素に係る環境基準 <http://www.env.go.jp/kijun/taiki2.html>

(参考)表 一酸化窒素の状況

| 測定の対象 | | 一般環境 | | | 沿道環境 | | | | | | | | | | | | |
|------------------------|-----|-------|----------------|---------------------|--------------|--------------|----------------|----------------------|------------------------|---------------------|--------------------|---------------------------|--------------------|-----------------|------------------|------------------|--------------------|
| 設置者 | | 尼崎市 | 環境省 | 尼崎市 | | | | | | | 環境省 | 国土交通省 | | | | 阪神高速道路(株) | |
| 測定項目 | 測定局 | A | B | C | D | E | F | G | H | I | J | K | L | M | N | O | P |
| | | 環境基準 | (立花北小学校) 北部 | (国設尼崎大気環境測定所) 中部 | (城内高校) 南部 | 国道2号 (浜田) | 国道43号 (武庫川) | (武庫荘総合高校) 県道尼崎宝塚線 | (砂田子ども広場) 県道米谷昆陽尼崎線 | (上坂部西公園) 県道尼崎池田線 | (園和小学校) 市道尼崎豊中線 | (国設尼崎自動車交通環境測定所) 国道43号 | (東本町交差点局) 国道43号 | (西本町局) 国道43号 | (五合橋局) 国道43号線 | (十間交差点局) 国道2号 | 阪神高速3号神戸線 (西本町) |
| 一酸化窒素(NO) [ppm] | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1年平均値 | なし | 0.002 | 0.004 | 0.006 | 0.008 | 0.021 | 0.022 | 0.015 | 0.017 | 0.009 | - | 0.067 | 0.013 | 0.048 | 0.021 | 0.018 | 0.026 |

備考1 南部(城内高校)については、校舎耐震化工事終了に伴い、平成26年9月12日から測定を再開した。

備考2 - は測定していないことを示す。

表 微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準の達成状況

| 測定局の対象 | | 一般環境 | | | | 沿道環境 | | | | | | | | | | | |
|--------------------------------------|------|----------------|---------------------|--------------|--------------|----------------|----------------------|------------------------|---------------------|--------------------|---------------------------|--------------------|-----------------|------------------|------------------|--------------------|---------------------|
| 設置者 | | 尼崎市 | 環境省 | 尼崎市 | | | | | | | 環境省 | 国土交通省 | | | | 阪神高速道路(株) | |
| 測定局 | 環境基準 | A | B | C | D | E | F | G | H | I | J | K | L | M | N | O | P |
| | | (立花北小学校) 北部 | (国設尼崎大気環境測定所) 中部 | (城内高校) 南部 | 国道2号 (浜田) | 国道43号 (武庫川) | 県道尼崎宝塚線 (武庫荘総合高校) | 県道米谷昆陽尼崎線 (砂田子とも広場) | 県道尼崎池田線 (上坂部西公園) | 市道尼崎豊中線 (園和小学校) | 国道43号 (国設尼崎自動車交通環境測定所) | 国道43号 (東本町交差点局) | 国道43号 (西本町局) | 国道43号線 (五合橋局) | 国道2号 (十間交差点局) | 阪神高速3号神戸線 (西本町) | 阪神高速3号神戸線 (元浜公園) |
| 微小粒子状物質 (PM2.5) [μg/m ³] | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 評価 | | - | × | - | - | × | - | × | - | - | × | - | - | - | - | - | - |
| | | | (×) | | | (×) | | () | | | (×) | | | | | | |
| 1日平均値の年間98パーセンタイル値(短期基準) | 35 | - | 38.3 | - | - | 39.3 | - | 36.8 | - | - | 38.1 | - | - | - | - | - | - |
| | | - | (35.8) | - | - | (37.7) | - | (33.4) | - | - | (35.8) | - | - | - | - | - | - |
| 1年平均値(長期基準) | 15 | - | 16.7 | - | - | 17.9 | - | 15.3 | - | - | 18.0 | - | - | - | - | - | - |
| | | - | (16.3) | - | - | (17.5) | - | (14.8) | - | - | (17.6) | - | - | - | - | - | - |

備考1 環境基準の達成状況については、達成：、非達成：×で示す。なお、短期基準・長期基準の両方について基準値内であった場合を「達成」とする。

備考2 環境基準について非達成の数値がある場合は、灰色の塗りつぶし()で示す。

備考3 - は測定していないこと、評価を行っていないことを示す。

備考4 () は黄砂の影響を除いた場合。平成26年度において気象庁が公表した黄砂の観測日は平成26年5月29日から平成26年6月1日まで、平成27年2月23日から平成27年2月25日まで、平成27年3月22日の合計8日間である。

備考5 1日平均値の年間98パーセンタイル値とは、1年間を通じて得られた1日平均値のうち低い方から数えて98%目に該当する値。微小粒子状物質では短期基準の達成状況の評価する際の値として用いる。

備考6 国道43号(武庫川)の測定機は濾過捕集との等価性がないので、測定結果は参考値。

備考7 微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準 <http://www.env.go.jp/kijun/taiki4.html>

表 ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準の達成状況

| 測定局の種類 | | 一般環境 | | | | 沿道環境 | | | | | | | | | | | |
|--|-------|----------------|---------------------|---------|--------------|----------------|----------------------|------------------------|---------------------|--------------------|---------------------------|--------------------|-----------------|------------------|------------------|--------------------|---------------------|
| 設置者 | | 尼崎市 | 環境省 | 尼崎市 | | | | | | | 環境省 | 国土交通省 | | | | 阪神高速道路(株) | |
| 測定項目 | 測定局 | A | B | - | D | E | F | G | H | I | J | K | L | M | N | O | P |
| | | (立花北小学校) 北部 | (国設尼崎大気環境測定所) 中部 | 開明庁舎 | 国道2号 (浜田) | 国道43号 (武庫川) | 県道尼崎宝塚線 (武庫荘総合高校) | 県道米谷昆陽尼崎線 (砂田子ども広場) | 県道尼崎池田線 (上坂部西公園) | 市道尼崎豊中線 (園和小学校) | (国設尼崎自動車交通環境測定所) 国道43号 | 国道43号 (東本町交差点局) | 国道43号 (西本町局) | 国道43号線 (五合橋局) | 国道2号 (十間交差点局) | 阪神高速3号神戸線 (西本町) | 阪神高速3号神戸線 (元浜公園) |
| ベンゼン [mg/m ³] | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 評価 | | - | - | | - | | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 1年平均値 | 0.003 | - | - | 0.0012 | - | 0.0013 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| トリクロロエチレン [mg/m ³] | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 評価 | | - | - | | - | | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 1年平均値 | 0.2 | - | - | 0.00079 | - | 0.00046 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| テトラクロロエチレン [mg/m ³] | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 評価 | | - | - | | - | | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 1年平均値 | 0.2 | - | - | 0.00017 | - | 0.00013 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| ジクロロメタン [mg/m ³] | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 評価 | | - | - | | - | | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 1年平均値 | 0.15 | - | - | 0.0015 | - | 0.0011 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |

備考1 環境基準の達成状況については、達成：○、非達成：×で示す。

備考2 環境基準について非達成の数値がある場合は、灰色の塗りつぶし()で示す。

備考3 - は測定していないこと、評価を行っていないことを示す。

備考4 平成26年度は南部(城内高校)が学校耐震化工事のため、近隣の開明庁舎で測定を実施。

備考5 ベンゼン等に係る環境基準 <http://www.env.go.jp/kijun/taiki3.html>

・有害大気汚染物質

大気汚染防止法では、「継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気汚染の原因となるもの」として有害大気汚染物質が定められており、現在 248 物質が選定されています。

これらの中で、健康リスクがある程度高いと考えられる 23 物質が優先取組物質として指定されています。このうち、ジクロロメタン、ダイオキシン類、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン及びベンゼンの 5 物質については環境基準が設定されており、平成 26 年度時点ではアクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、クロロホルム、1,2 ジクロロエタン、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、1,3 ブタジエン、マンガン及びその化合物の 9 物質に指針値が定められています。

表 有害大気汚染物質の測定結果

| 測定の対象 | | | | 一般環境 | 沿道環境 |
|--------------|------|-----|------------------------|----------|--------------------|
| 地点記号 | | | | - | E |
| 測定項目 | 環境基準 | 指針値 | 測定局 単位 | 開明 庁舎 | 国道 43号 (武庫川) |
| アクリロニトリル | なし | 2 | μg/m ³ | 0.022 | - |
| アセトアルデヒド | なし | なし | | 1.9 | 2.4 |
| 塩化ビニルモノマー | なし | 10 | | 0.027 | - |
| 塩化メチル | なし | なし | | 1.9 | - |
| クロム及びクロム化合物 | なし | なし | ng/m ³ | 12 | - |
| クロロホルム | なし | 18 | μg/m ³ | 0.24 | - |
| 酸化エチレン | なし | なし | | 0.10 | - |
| 1,2-ジクロロエタン | なし | 1.6 | | 0.18 | - |
| ジクロロメタン | 150 | なし | | 1.5 | 1.1 |
| 水銀及びその化合物 | なし | 40 | ng Hg/m ³ | 2.1 | - |
| ダイオキシン類 | 0.6 | なし | pg-TEQ/ m ³ | 0.029 | - |
| テトラクロロエチレン | 200 | なし | μg/m ³ | 0.17 | 0.13 |
| トリクロロエチレン | 200 | なし | | 0.79 | 0.46 |
| トルエン | なし | なし | | 9.9 | 8.0 |
| ニッケル化合物 | なし | 25 | ng Ni/m ³ | 8.8 | - |
| ヒ素及びその化合物 | なし | 6 | ng As/m ³ | 1.1 | - |
| 1,3-ブタジエン | なし | 2.5 | μg/m ³ | 0.13 | 0.15 |
| ベリリウム及びその化合物 | なし | なし | ng/m ³ | 0.0094 | - |
| ベンゼン | 3 | なし | μg/m ³ | 1.2 | 1.3 |
| ベンゾ[a]ピレン | なし | なし | ng/m ³ | 0.11 | 0.095 |
| ホルムアルデヒド | なし | なし | μg/m ³ | 2.0 | 2.3 |
| マンガン及びその化合物 | なし | 140 | ng Mn/m ³ | 28 | - |

備考 1 環境基準・指針値の非達成の数値がある場合は、灰色の塗りつぶし()で示す。

備考 2 平成 26 年度は南部(城内高校)が学校耐震化工事のため、近隣の開明庁舎で測定を実施。

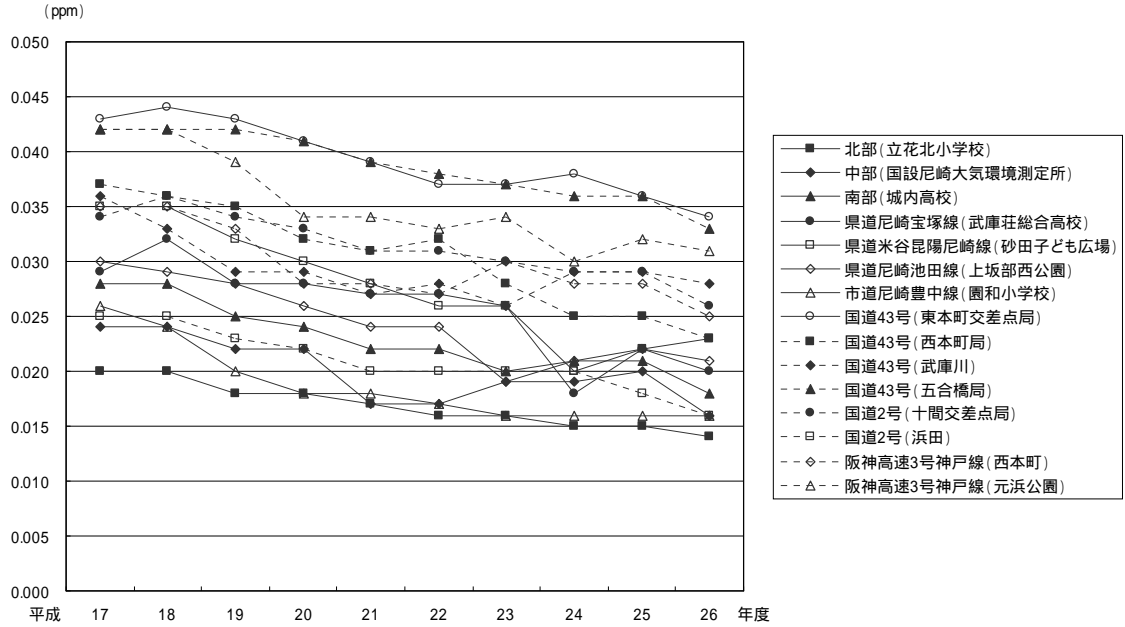
備考 3 「クロム及び三価クロム化合物」及び「六価クロム化合物」については分析方法が確立していないため「クロム及びその化合物」として掲載している。

備考 4 国道 43 号(武庫川)の測定局は、沿道環境を調査することを目的としており、自動車排出ガスに関連する項目を対象に測定している。

備考 5 指針値は「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第七次答申~第十次答申)について」(第七次答申:平成 15 年 9 月 30 日 環境省環境管理局长、第八次答申:平成 18 年 12 月 20 日 環境省水・大気環境局長、第九次答申:平成 22 年 10 月 15 日 環境省水・大気局長、第十次答申:平成 26 年 5 月 1 日 環境省水・大気環境局長)により通知されている。

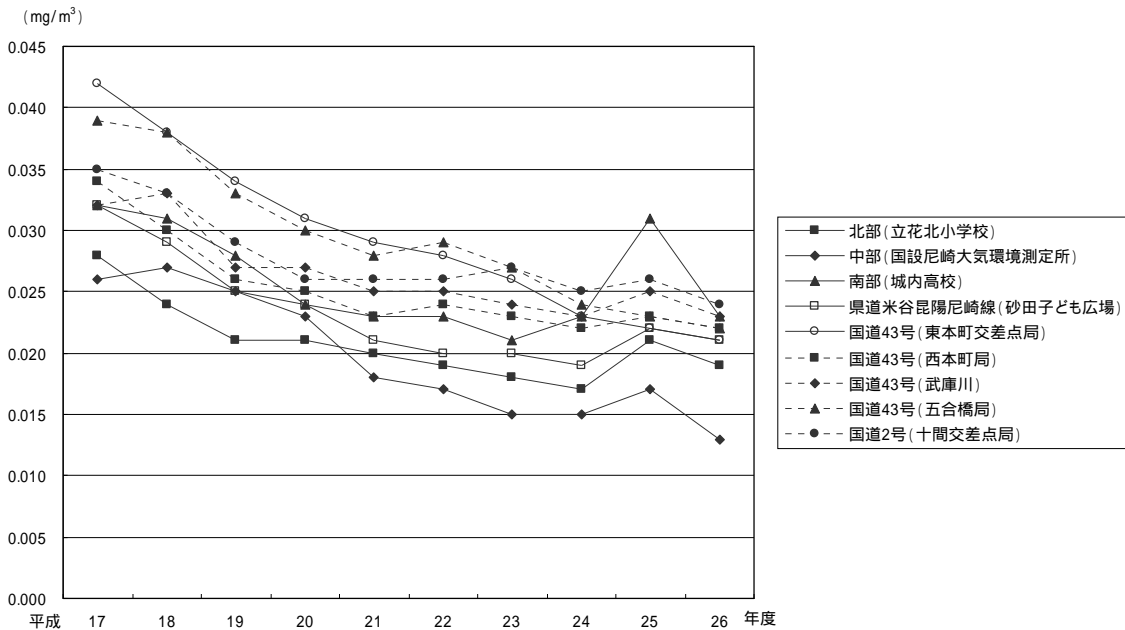
主要な物質の年間平均値の推移

図 二酸化窒素濃度の推移（年間平均値）



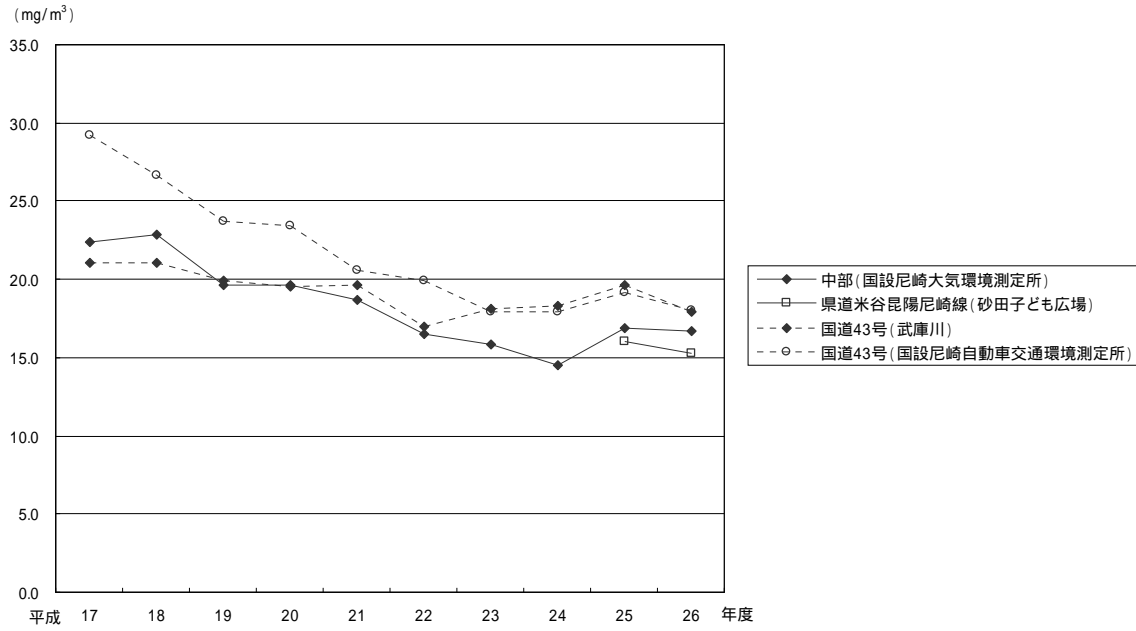
備考 1 南部（城内高校）については、校舎耐震化工事に伴い平成 25 年 8 月 13 日から平成 26 年 9 月 12 日まで測定を停止しているため平成 25 年度と平成 26 年度の値は参考値として扱う。

図 浮遊粒子状物質濃度の推移（年間平均値）



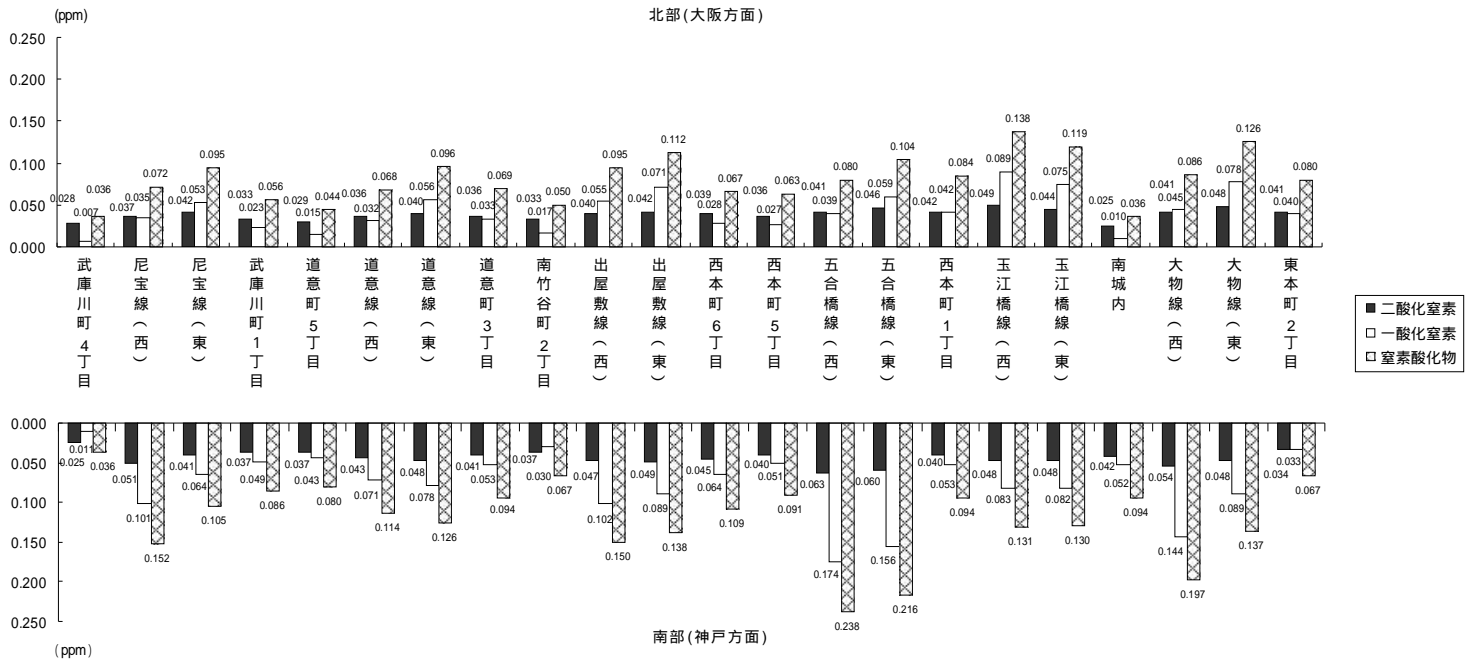
備考 1 南部（城内高校）については、校舎耐震化工事に伴い、平成 25 年 8 月 13 日から平成 26 年 11 月 30 日まで測定を休止しているため平成 25 年度と平成 26 年度の値は参考値として扱う。

図 微小粒子状物質濃度の推移（年間平均値）



国道 43 号における窒素酸化物の簡易測定 (PTIO 法) 結果

図 簡易測定 (PTIO 法) による窒素酸化物の濃度分布



環境測定車（あおぞら号）による測定結果

表 環境測定車（あおぞら号）の測定結果

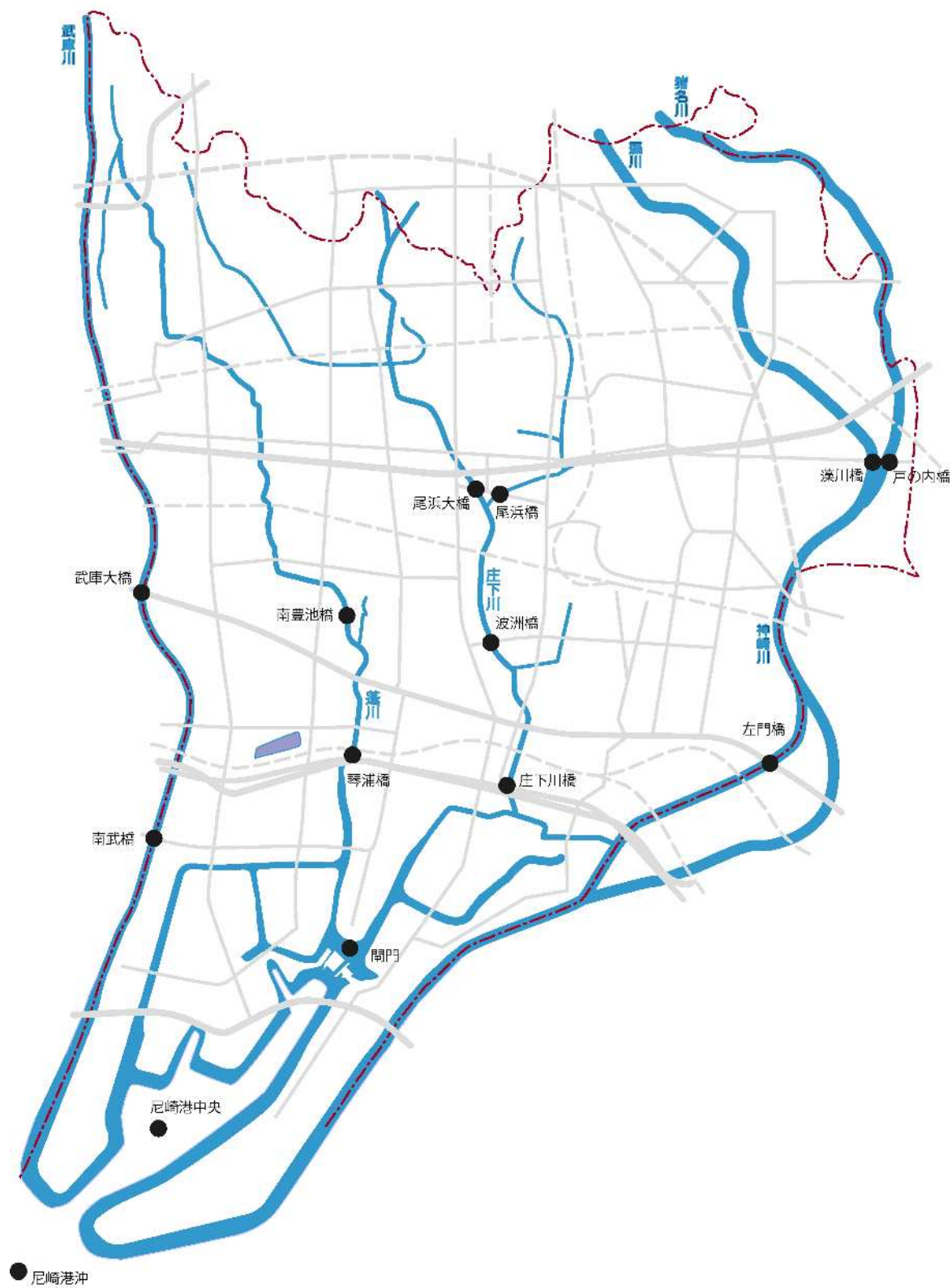
| 測定地点 | | 測定期間 | 測定日数（日） | 期間平均値 | | |
|--------|--------|------------|---------|---------------------------------|----------------|----------------|
| | | | | 浮遊粒子状物質 （mg/m ³ ） | 一酸化窒素 （ppm） | 二酸化窒素 （ppm） |
| 国道43号 | 東本町2丁目 | 4/24～5/30 | 37 | 0.029 | 0.017 | 0.029 |
| 道意線 | 道意町6丁目 | 6/3～6/26 | 24 | 0.026 | 0.010 | 0.020 |
| 昭和東本町線 | 大物町2丁目 | 7/1～7/24 | 24 | 0.033 | 0.010 | 0.023 |
| 国道43号 | 東本町2丁目 | 8/26～9/18 | 24 | 0.021 | 0.008 | 0.016 |
| 大物線 | 東本町3丁目 | 10/2～10/30 | 29 | 0.021 | 0.011 | 0.023 |
| 五合橋線 | 東向島東之町 | 11/6～12/4 | 29 | 0.022 | 0.017 | 0.026 |
| 道意線 | 道意町6丁目 | 1/22～2/18 | 28 | 0.017 | 0.017 | 0.023 |
| 山手幹線 | 栗山町2丁目 | 2/19～3/19 | 29 | 0.022 | 0.005 | 0.019 |

備考1 測定日数は224日（設置から撤収に至る日数）

備考2 昭和49年5月から継続的に測定を行っている。

水質（公共用水域 河川・海域）

図 河川・海域における水質調査地点



監視・測定結果

・環境基準項目

表 人の健康の保護に関する環境基準の達成状況

| 項目 | 測定地点 環境基準 | 河川 | | | | | | | | | | 海域 | | | |
|-----------------|------------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| | | 神崎川水系 | | | 武庫川水系 | | 庄下川水系 | | | 蓬川水系 | | 大阪湾 | | | |
| | | 神崎川 | 猪名川 | 藻川 | 武庫川 | | 庄下川 | | | 昆陽川 | 蓬川 | | 大阪湾 | | |
| | | 左門橋 | 戸ノ内橋 | 藻川橋 | 南武橋 | 武庫大橋 | 庄下川橋 | 波洲橋 | 尾浜大橋 | 尾浜橋 | 琴浦橋 | 南豊池橋 | 尼崎港沖 | 尼崎港中央 | 開門 |
| カドミウム | 0.003 mg/L | < 0.0003 | < 0.0003 | < 0.0003 | < 0.0003 | < 0.0003 | < 0.0003 | < 0.0003 | < 0.0003 | < 0.0003 | < 0.0003 | < 0.0003 | < 0.0003 | < 0.0003 | < 0.0003 |
| 全シアン | 検出されないこと。 | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND |
| 鉛 | 0.01 mg/L | < 0.001 | < 0.001 | < 0.001 | < 0.001 | < 0.001 | < 0.001 | 0.001 | < 0.001 | < 0.001 | < 0.001 | < 0.001 | < 0.001 | < 0.001 | < 0.001 |
| 六価クロム | 0.05 mg/L | < 0.01 | < 0.01 | < 0.01 | < 0.01 | < 0.01 | < 0.01 | < 0.01 | < 0.01 | < 0.01 | < 0.01 | < 0.01 | < 0.01 | < 0.01 | < 0.01 |
| 砒素 | 0.01 mg/L | < 0.001 | 0.001 | 0.001 | < 0.001 | < 0.001 | < 0.001 | < 0.001 | < 0.001 | < 0.001 | < 0.001 | < 0.001 | < 0.001 | < 0.001 | < 0.001 |
| 総水銀 | 0.0005 mg/L | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 |
| アルキル水銀 | 検出されないこと。 | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND |
| PCB | 検出されないこと。 | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND |
| ジクロロメタン | 0.02 mg/L | < 0.002 | < 0.002 | < 0.002 | < 0.002 | < 0.002 | < 0.002 | < 0.002 | < 0.002 | < 0.002 | < 0.002 | < 0.002 | < 0.002 | < 0.002 | < 0.002 |
| 四塩化炭素 | 0.002 mg/L | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 |
| 1,2-ジクロロエタン | 0.004 mg/L | < 0.0004 | < 0.0004 | < 0.0004 | < 0.0004 | < 0.0004 | < 0.0004 | < 0.0004 | < 0.0004 | < 0.0004 | < 0.0004 | < 0.0004 | < 0.0004 | < 0.0004 | < 0.0004 |
| 1,1-ジクロロエチレン | 0.1 mg/L | < 0.01 | < 0.01 | < 0.01 | < 0.01 | < 0.01 | < 0.01 | < 0.01 | < 0.01 | < 0.01 | < 0.01 | < 0.01 | < 0.01 | < 0.01 | < 0.01 |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04 mg/L | < 0.004 | < 0.004 | < 0.004 | < 0.004 | < 0.004 | < 0.004 | < 0.004 | < 0.004 | < 0.004 | < 0.004 | < 0.004 | < 0.004 | < 0.004 | < 0.004 |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 1 mg/L | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 0.006 mg/L | < 0.0006 | < 0.0006 | < 0.0006 | < 0.0006 | < 0.0006 | < 0.0006 | < 0.0006 | < 0.0006 | < 0.0006 | < 0.0006 | < 0.0006 | < 0.0006 | < 0.0006 | < 0.0006 |
| トリクロロエチレン | 0.01 mg/L | < 0.002 | < 0.002 | < 0.002 | < 0.002 | < 0.002 | < 0.002 | < 0.002 | < 0.002 | < 0.002 | < 0.002 | < 0.002 | < 0.002 | < 0.002 | < 0.002 |
| テトラクロロエチレン | 0.01 mg/L | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 |
| 1,3-ジクロロプロペン | 0.002 mg/L | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 |
| チウラム | 0.006 mg/L | - | < 0.0006 | < 0.0006 | - | < 0.0006 | < 0.0006 | - | < 0.0006 | < 0.0006 | - | < 0.0006 | < 0.0006 | < 0.0006 | < 0.0006 |
| シマジン | 0.003 mg/L | - | < 0.0003 | < 0.0003 | - | < 0.0003 | < 0.0003 | - | < 0.0003 | < 0.0003 | - | < 0.0003 | < 0.0003 | < 0.0003 | < 0.0003 |

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| チオベンカルブ | 0.02 mg/L | - | < 0.002 | < 0.002 | - | < 0.002 | < 0.002 | - | < 0.002 | < 0.002 | - | < 0.002 | < 0.002 | < 0.002 | < 0.002 |
| ベンゼン | 0.01 mg/L | < 0.001 | < 0.001 | < 0.001 | < 0.001 | < 0.001 | < 0.001 | < 0.001 | < 0.001 | < 0.001 | < 0.001 | < 0.001 | < 0.001 | < 0.001 | < 0.001 |
| セレン | 0.01 mg/L | - | <0.001 | <0.001 | - | < 0.001 | < 0.001 | - | < 0.001 | < 0.001 | - | < 0.001 | < 0.001 | < 0.001 | < 0.001 |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 10 mg/L | 1.8 | 4.1 | 0.99 | 0.23 | 0.46 | 0.48 | 0.53 | 0.58 | 0.41 | 0.63 | 0.48 | 0.28 | 0.23 | 1.4 |
| ふっ素 | 0.8 mg/L | 0.22 | 0.18 | 0.24 | - | 0.36 | 0.31 | 0.3 | 0.32 | 0.28 | - | 0.37 | - | - | - |
| ほう素 | 1 mg/L | 0.57 | 0.22 | 0.28 | - | 0.16 | 0.15 | 0.14 | 0.15 | 0.13 | - | 0.15 | - | - | - |
| 1,4-ジオキサン | 0.05 mg/L | - | < 0.005 | < 0.005 | - | < 0.005 | < 0.005 | - | < 0.005 | < 0.005 | - | < 0.005 | < 0.005 | < 0.005 | < 0.005 |

備考1 環境基準について非達成の数値がある場合は、灰色の塗りつぶし()で示す。

備考2 - は測定していないことを示す。

備考3 < は1年間を通じて得られたすべての値が報告値下限値未満を示す。NDは検出限界以下を示す。

備考4 環境基準及び測定結果は年間平均値であり、年間測定回数は測定項目により異なる。

備考5 水質汚濁に係る環境基準について 別表1 人の健康の保護に関する環境基準 <http://www.env.go.jp/kijun/mizu.html>

表 生活環境の保全に関する環境基準の達成状況

| 項目 | 河川 | | | | | | | | | | | | 海域 | | |
|--------------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|------|------|----------------|----------------|----------------|--|
| | 神崎川水系 | | | 武庫川水系 | | 庄下川水系 | | | | 蓬川水系 | | 大阪湾 | | | |
| | 神崎川 | 猪名川 | 藻川 | 武庫川 | | 庄下川 | | | 昆陽川 | 蓬川 | | 大阪湾 | | | |
| | 左門橋 | 戸ノ内橋 | 藻川橋 | 南武橋 | 武庫大橋 | 庄下川橋 | 波洲橋 | 尾浜大橋 | 尾浜橋 | 琴浦橋 | 南豊池橋 | 尼崎港沖 | 尼崎港中央 | 閘門 | |
| 環境基準の水域類型 | B | D | B | C | C | C | C | C | C | なし | なし | C | C | C | |
| 水素イオン濃度 (pH) | | | | | | | | | | | | | | | |
| 評価 | | | | | × | | × | | | - | - | × | × | × | |
| 環境基準 | 6.5以上 8.5以下 | 6.0以上 8.5以下 | 6.5以上 8.5以下 | 6.5以上 8.5以下 | 6.5以上 8.5以下 | 6.5以上 8.5以下 | 6.5以上 8.5以下 | 6.5以上 8.5以下 | 6.5以上 8.5以下 | なし | | 7.0以上 8.3以下 | 7.0以上 8.3以下 | 7.0以上 8.3以下 | |
| 日間平均値の最小値 | 7.0 | 6.9 | 7.0 | 7.5 | 7.1 | 7.2 | 7.4 | 7.2 | 7.3 | 7.3 | 7.3 | 7.1 | 7.9 | 7.6 | |
| 日間平均値の最大値 | 7.5 | 7.5 | 7.8 | 8.3 | 8.8 | 8.4 | 8.8 | 8.0 | 8.5 | 8.3 | 8.1 | 8.7 | 8.7 | 9.0 | |
| (参考)年間平均値 | 7.2 | 7.2 | 7.3 | 7.9 | 7.8 | 7.7 | 8.0 | 7.6 | 7.9 | 7.5 | 7.7 | 7.8 | 8.1 | 8.1 | |
| 生物化学的酸素要求量 (BOD) [mg/L] | | | | | | | | | | | | | | | |
| 評価 | | | | | | | | | | - | - | - | - | - | |
| 環境基準 | 3以下 | 8以下 | 3以下 | 5以下 | 5以下 | 5以下 | 5以下 | 5以下 | 5以下 | なし | | なし | | | |
| 75%水質値 | 2.3 | 4.7 | 1.8 | 2.1 | 1.1 | 2.0 | 2.0 | 1.6 | 1.8 | 1.2 | 1.1 | - | - | - | |
| (参考)年間平均値 | 2.0 | 4.2 | 1.9 | 1.7 | 1.2 | 1.8 | 1.7 | 1.3 | 1.7 | 1.0 | 1.0 | - | - | - | |
| 化学的酸素要求量 (COD) [mg/L] | | | | | | | | | | | | | | | |
| 評価 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | | | | |
| 環境基準 | なし | | | なし | | なし | | | | なし | | 8以下 | 8以下 | 8以下 | |
| 75%水質値 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 6.1 | 5.9 | 6.1 | |
| (参考)年間平均値 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 5.4 | 5.2 | 5.8 | |
| 浮遊物質 (SS) [mg/L] | | | | | | | | | | | | | | | |
| 評価 | | | × | | | | | | | - | - | - | - | - | |
| 環境基準 | 25以下 | 100以下 | 25以下 | 50以下 | 50以下 | 50以下 | 50以下 | 50以下 | 50以下 | なし | | なし | | | |
| 日間平均値の最大値 | 6 | 17 | 40 | 8 | 49 | 10 | 13 | 20 | 19 | 3 | 8 | - | - | - | |
| (参考)年間平均値 | 4 | 4 | 8 | 4 | 9 | 6 | 10 | 5 | 6 | 2 | 3 | - | - | - | |

| 溶存酸素量 (D0) [mg/L] | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------|---------|--------|---------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|--------|-------|-----|
| 評価 | | | | | | | | | | | - | - | | | |
| 環境基準 | 5以上 | 2以上 | 5以上 | 5以上 | 5以上 | 5以上 | 5以上 | 5以上 | 5以上 | 5以上 | なし | | 2以上 | 2以上 | 2以上 |
| 日間平均値の最小値 | 5.1 | 5.5 | 6 | 5.2 | 7.6 | 7 | 7.1 | 7 | 8.8 | 4.5 | 8.4 | 3.9 | 4.4 | 4 | |
| (参考)年間平均値 | 6.9 | 7.1 | 8 | 7.8 | 9.8 | 9.1 | 9.6 | 9.1 | 11 | 7.6 | 9.2 | 9 | 8.8 | 11 | |
| 大腸菌群数 [MPN/100 mL] | | | | | | | | | | | | | | | |
| 評価 | x | - | x | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| 環境基準 | 5,000以下 | なし | 5,000以下 | なし | | なし | | | | なし | | なし | | | |
| 日間平均値の最大値 | 220,000 | 79,000 | 17,000 | 4,600 | 3,400 | 79,000 | 70,000 | 49,000 | 70,000 | 13,000 | 7,900 | 4,900 | 22,000 | 1,300 | |
| (参考)年間平均値 | 47,000 | 15,000 | 7,900 | 1,300 | 2,300 | 31,000 | 38,000 | 19,000 | 20,000 | 7,200 | 5,100 | 1,300 | 3,700 | 320 | |
| n-ヘキサン抽出物(油分等) [mg/L] | | | | | | | | | | | | | | | |
| 評価 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| 環境基準 | なし | | | なし | | なし | | | | なし | | なし | | | |
| 日間平均値の最大値 | < 0.5 | < 0.5 | < 0.5 | < 0.5 | < 0.5 | < 0.5 | < 0.5 | < 0.5 | < 0.5 | 0.5 | 0.5 | < 0.5 | < 0.5 | < 0.5 | |

| 環境基準の水域類型 | | | | | | | | | | | | | | |
|------------|------|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|
| なし | なし | なし | なし | なし | なし | なし | なし | なし | なし | なし | なし | なし | | |
| 全窒素 [mg/L] | | | | | | | | | | | | | | |
| 評価 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | x | x | x |
| 環境基準 | なし | | | なし | | なし | | | | なし | | 1以下 | 1以下 | 1以下 |
| 年間平均値 | 2.9 | 6.8 | 1.3 | 0.60 | 0.70 | 0.87 | 0.96 | 0.87 | 0.74 | 1.1 | 0.68 | 1.1 | 1.7 | 2.1 |
| 全燐 [mg/L] | | | | | | | | | | | | | | |
| 評価 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | x | x | |
| 環境基準 | なし | | | なし | | なし | | | | なし | | 0.09以下 | 0.09以下 | 0.09以下 |
| 年間平均値 | 0.39 | 0.81 | 0.11 | 0.062 | 0.033 | 0.069 | 0.094 | 0.041 | 0.067 | 0.082 | 0.052 | 0.14 | 0.18 | 0.087 |

備考1 環境基準の達成状況については、達成：、非達成：xで示す。

備考2 環境基準について非達成の数値がある場合は、灰色の塗りつぶし()で示す。

備考3 - は測定していないこと、評価を行っていないことを示す。

備考4 < は報告値下限値未満を示す。

備考5 75%水質値とは、1年間の測定を通じて得られた日間平均値のうち低い方から数えて75%目に該当する値。河川のBODや海域でのCODの環境基準の達成状況を評価する際の値として用いる。

備考6 水質汚濁に係る環境基準について 別表2 生活環境の保全に関する環境基準 <http://www.env.go.jp/kijun/mizu.html>

表 水生生物の保全に係る環境基準の達成状況

| 項目 | 測定地点 | 河川 | | | | | | | | | | 海域 | | |
|------------------------------------|-----------|----------|---------|-------|---------|---------|-------|---------|---------|-------|----------|----------|----------|---------|
| | | 神崎川水系 | | | 武庫川水系 | | 庄下川水系 | | | 蓬川水系 | | 大阪湾 | | |
| | | 神崎川 | 猪名川 | 藻川 | 武庫川 | | 庄下川 | | 昆陽川 | 蓬川 | | 大阪湾 | | |
| | | 左門橋 | 戸ノ内橋 | 藻川橋 | 南武橋 | 武庫大橋 | 庄下川橋 | 波洲橋 | 尾浜大橋 | 尾浜橋 | 琴浦橋 | 南豊池橋 | 尼崎港沖 | 尼崎港中央 |
| 環境基準の水域類型 | 生物B | 生物B | なし | なし | なし | なし | なし | なし | なし | なし | なし | 生物A | 生物A | 生物A |
| 全亜鉛 [mg/L] | | | | | | | | | | | | | | |
| 評価 | | × | - | - | - | - | - | - | - | - | - | | | |
| 環境基準 | 0.03 以下 | 0.03 以下 | なし | なし | | なし | | | なし | | 0.02 以下 | 0.02 以下 | 0.02 以下 | |
| 年間平均値 | 0.016 | 0.031 | 0.013 | 0.009 | 0.006 | 0.014 | 0.018 | 0.014 | 0.014 | 0.012 | 0.006 | 0.019 | 0.012 | 0.015 |
| ノニルフェノール [mg/L] | | | | | | | | | | | | | | |
| 評価 | | | - | - | - | - | - | - | - | - | - | | | |
| 環境基準 | 0.002 以下 | 0.002 以下 | なし | なし | | なし | | | なし | | 0.001 以下 | 0.001 以下 | 0.001 以下 | |
| 年間平均値 | < 0.00006 | 0.00014 | 0.00011 | - | 0.00009 | 0.00008 | - | 0.00007 | 0.00009 | - | 0.00007 | 0.00013 | 0.00012 | 0.00020 |
| 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 [mg/L] | | | | | | | | | | | | | | |
| 評価 | | | - | - | - | - | - | - | - | - | - | | | |
| 環境基準 | 0.05 以下 | 0.05 以下 | なし | なし | | なし | | | なし | | 0.01 以下 | 0.01 以下 | 0.01 以下 | |
| 年間平均値 | 0.0009 | 0.0022 | 0.0008 | - | 0.0006 | 0.0007 | - | 0.0007 | 0.0007 | - | 0.0006 | < 0.0006 | < 0.0006 | 0.0006 |

備考1 環境基準の達成状況については、達成：○、非達成：×で示す。

備考2 環境基準について非達成の数値がある場合は、灰色の塗りつぶし()で示す。

備考3 - は測定していないこと、評価を行っていないことを示す。

備考4 < は報告値下限値未満を示す、ND は検出限界以下を示す。

備考5 水質汚濁に係る環境基準について 別表2 生活環境の保全に関する環境基準 <http://www.env.go.jp/kijun/mizu.html>

・要監視項目

要監視項目とは、「人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努める物質」として設定されているものです。公共用水域では「人の健康の保護に関する項目」として 26 項目、「水生生物の保全に関する項目」として 6 項目が設定されています。

表 公共用水域における要監視項目の測定結果

| 項目 | 測定地点 指針値 | 河川 | | | | | | | | | | | 海域 | | |
|----------------------|-------------|---------|----------|----------|---------|----------|----------|---------|----------|----------|---------|----------|----------|----------|----------|
| | | 神崎川水系 | | | 武庫川水系 | | 庄下川水系 | | | | 蓬川水系 | | 大阪湾 | | |
| | | 神崎川 | 猪名川 | 藻川 | 武庫川 | | 庄下川 | | | 昆陽川 | 蓬川 | | 大阪湾 | | |
| | | 左門橋 | 戸ノ内橋 | 藻川橋 | 南武橋 | 武庫大橋 | 庄下川橋 | 波洲橋 | 尾浜大橋 | 尾浜橋 | 琴浦橋 | 南豊池橋 | 尼崎港沖 | 尼崎港中央 | 開門 |
| 人の健康の保護に関する項目 | | | | | | | | | | | | | | | |
| クロロホルム | 0.06 mg/L | - | < 0.006 | < 0.006 | - | < 0.006 | < 0.006 | - | < 0.006 | < 0.006 | - | < 0.006 | < 0.006 | < 0.006 | < 0.006 |
| トランス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04 mg/L | < 0.004 | < 0.004 | < 0.004 | < 0.004 | < 0.004 | < 0.004 | < 0.004 | < 0.004 | < 0.004 | < 0.004 | < 0.004 | < 0.004 | < 0.004 | < 0.004 |
| 1,2-ジクロロプロパン | 0.06 mg/L | - | < 0.006 | < 0.006 | - | < 0.006 | < 0.006 | - | < 0.006 | < 0.006 | - | < 0.006 | < 0.006 | < 0.006 | < 0.006 |
| p-ジクロロベンゼン | 0.2 mg/L | - | < 0.02 | < 0.02 | - | < 0.02 | < 0.02 | - | < 0.02 | < 0.02 | - | < 0.02 | < 0.02 | < 0.02 | < 0.02 |
| イソキサチオン | 0.008 mg/L | - | < 0.0008 | < 0.0008 | - | < 0.0008 | < 0.0008 | - | < 0.0008 | < 0.0008 | - | < 0.0008 | < 0.0008 | < 0.0008 | < 0.0008 |
| ダイアジノン | 0.005 mg/L | - | < 0.0005 | < 0.0005 | - | < 0.0005 | < 0.0005 | - | < 0.0005 | < 0.0005 | - | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 |
| フェニトロチオン (MEP) | 0.003 mg/L | - | < 0.0003 | < 0.0003 | - | < 0.0003 | < 0.0003 | - | < 0.0003 | < 0.0003 | - | < 0.0003 | < 0.0003 | < 0.0003 | < 0.0003 |
| イソプロチオラン | 0.04 mg/L | - | < 0.004 | < 0.004 | - | < 0.004 | < 0.004 | - | < 0.004 | < 0.004 | - | < 0.004 | < 0.004 | < 0.004 | < 0.004 |
| オキシ銅 (有機銅) | 0.04 mg/L | - | < 0.004 | < 0.004 | - | < 0.004 | < 0.004 | - | < 0.004 | < 0.004 | - | < 0.004 | < 0.004 | < 0.004 | < 0.004 |
| クロロタロニル (TPN) | 0.05 mg/L | - | < 0.004 | < 0.004 | - | < 0.004 | < 0.004 | - | < 0.004 | < 0.004 | - | < 0.004 | < 0.004 | < 0.004 | < 0.004 |
| プロピザミド | 0.008 mg/L | - | < 0.0008 | < 0.0008 | - | < 0.0008 | < 0.0008 | - | < 0.0008 | < 0.0008 | - | < 0.0008 | < 0.0008 | < 0.0008 | < 0.0008 |
| EPN | 0.006 mg/L | - | < 0.0006 | < 0.0006 | - | < 0.0006 | < 0.0006 | - | < 0.0006 | < 0.0006 | - | < 0.0006 | < 0.0006 | < 0.0006 | < 0.0006 |
| ジクロロボス (DDVP) | 0.008 mg/L | - | < 0.0008 | < 0.0008 | - | < 0.0008 | < 0.0008 | - | < 0.0008 | < 0.0008 | - | < 0.0008 | < 0.0008 | < 0.0008 | < 0.0008 |
| フェノブカルブ (BPMC) | 0.03 mg/L | - | < 0.002 | < 0.002 | - | < 0.002 | < 0.002 | - | < 0.002 | < 0.002 | - | < 0.002 | < 0.002 | < 0.002 | < 0.002 |
| イプロベンホス (IBP) | 0.008 mg/L | - | < 0.0008 | < 0.0008 | - | < 0.0008 | < 0.0008 | - | < 0.0008 | < 0.0008 | - | < 0.0008 | < 0.0008 | < 0.0008 | < 0.0008 |
| クロルニトロフェン (CNP) | なし | - | < 0.0001 | < 0.0001 | - | < 0.0001 | < 0.0001 | - | < 0.0001 | < 0.0001 | - | < 0.0001 | < 0.0001 | < 0.0001 | < 0.0001 |
| トルエン | 0.6 mg/L | - | < 0.06 | < 0.06 | - | < 0.06 | < 0.06 | - | < 0.06 | < 0.06 | - | < 0.06 | < 0.06 | < 0.06 | < 0.06 |
| キシレン | 0.4 mg/L | - | < 0.04 | < 0.04 | - | < 0.04 | < 0.04 | - | < 0.04 | < 0.04 | - | < 0.04 | < 0.04 | < 0.04 | < 0.04 |
| フタル酸ジエチルヘキシル | 0.06 mg/L | - | < 0.003 | < 0.003 | - | < 0.003 | < 0.003 | - | < 0.003 | < 0.003 | - | < 0.003 | < 0.003 | < 0.003 | < 0.003 |
| ニッケル | なし | - | 0.002 | < 0.001 | - | 0.002 | 0.001 | - | < 0.001 | < 0.001 | - | < 0.001 | 0.002 | 0.003 | 0.022 |
| モリブデン | 0.07 mg/L | - | < 0.007 | < 0.007 | - | < 0.007 | < 0.007 | - | < 0.007 | < 0.007 | - | < 0.007 | < 0.007 | < 0.007 | 0.021 |
| アンチモン | 0.02 mg/L | - | < 0.002 | < 0.002 | - | < 0.002 | < 0.002 | - | < 0.002 | < 0.002 | - | < 0.002 | < 0.002 | < 0.002 | < 0.002 |
| 塩化ビニルモノマー | 0.002 mg/L | - | < 0.0002 | < 0.0002 | - | < 0.0002 | < 0.0002 | - | < 0.0002 | 0.0002 | - | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------|-------------|------------|-----|---------|---------|----|---------|---------|----|---------|---------|----|---------|---------|---------|---------|---------|
| エピクロロヒドリン | 0.0004 mg/L | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| 全マンガン | 0.2 mg/L | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| ウラン | 0.002 mg/L | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| 水生生物の保全に関する項目 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 環境基準の水質類型 | 生物A | 生物B | 生物B | 生物B | なし | なし | なし | なし | なし | なし | なし | なし | なし | なし | 生物A | 生物A | 生物A |
| クロロホルム | 0.8 mg/L | 3 mg/L | - | < 0.006 | < 0.006 | - | < 0.006 | < 0.006 | - | < 0.006 | < 0.006 | - | < 0.006 | < 0.006 | < 0.006 | < 0.006 | < 0.006 |
| フェノール | 2 mg/L | 0.08 mg/L | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| ホルムアルデヒド | 0.3 mg/L | 1 mg/L | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 4-t-オクチルフェノール | 0.0009 mg/L | 0.004 mg/L | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| アニリン | 0.1 mg/L | 0.02 mg/L | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 2,4-ジクロロフェノール | 0.02 mg/L | 0.03 mg/L | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |

備考1 指針値について非達成の数値がある場合は、灰色の塗りつぶし()で示す。

備考2 - は測定していないことを示す。

備考3 < は報告値下限値未満を示す。

備考4 「水生生物の保全に関する項目」については指針値を「河川及び湖沼 生物B」・「海域 生物A」の順で示している。

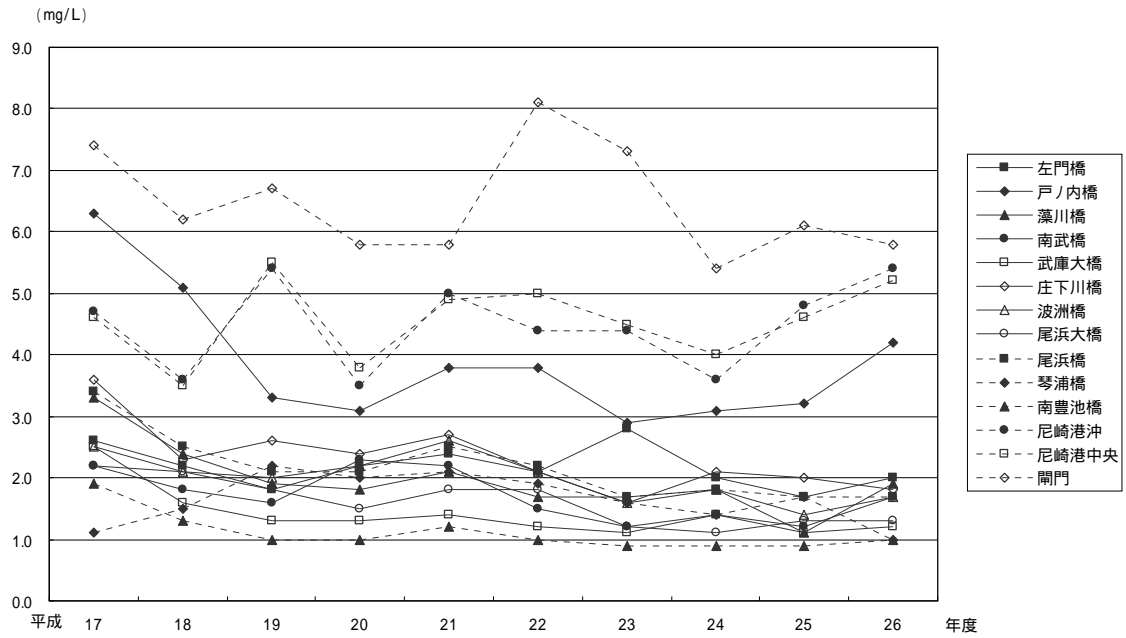
備考5 クロロホルムについては「人の健康の保護に関する項目」及び「水生生物の保護に関する項目」のいずれにも要監視項目として設定されており、指針値は異なるが、測定結果は同じ値である。

備考6 「人の健康の保護に関する項目」の指針値 水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件及び地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行について(平成21年11月30日 環境省水・大気環境局長)

備考7 「水生生物の保全に関する項目」の指針値 水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について(平成25年3月27日 環境省水・大気環境局長)

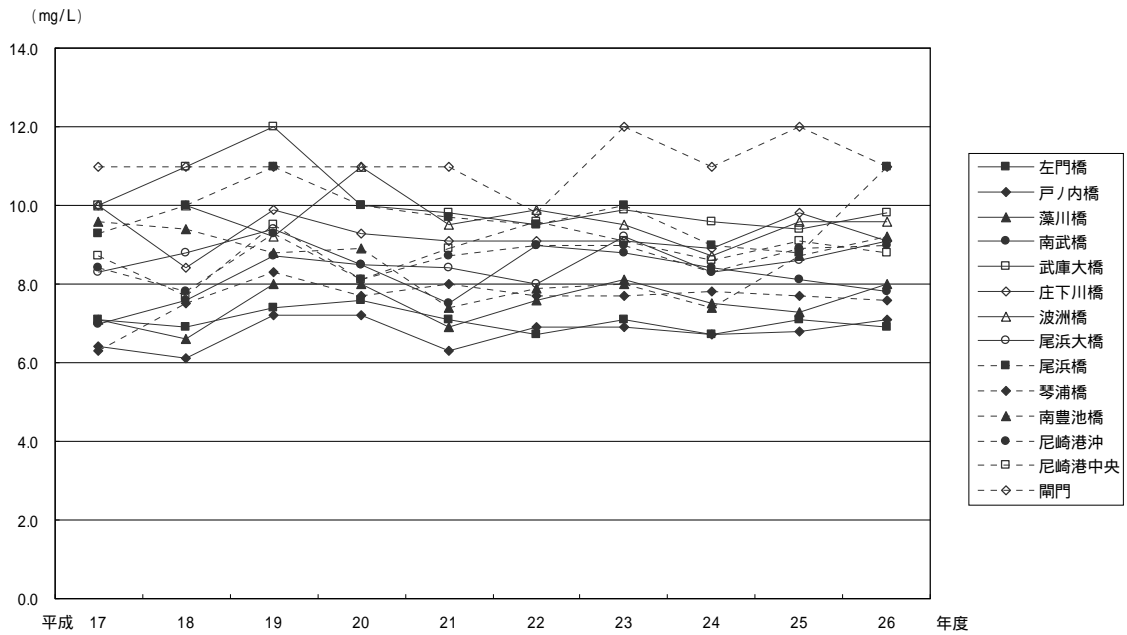
主要な物質の年間平均値の推移

図 BODの推移（年間平均値）



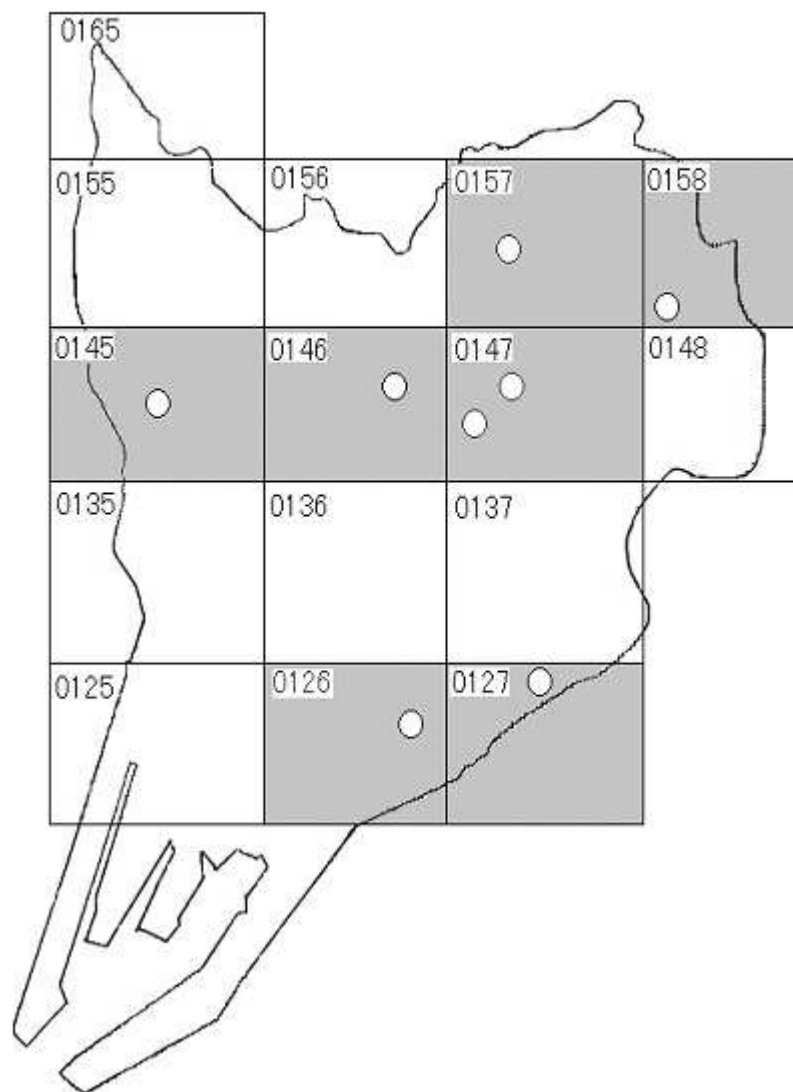
備考1 海域についてはCODの値を示す。

図 溶存酸素量の推移（年間平均値）



水質（地下水）

図 地下水における水質調査地点



備考1 〇は調査井戸の位置を示す。

備考2 番号は調査地域番号を示す。

監視・測定結果

・環境基準項目

表 地下水における水質汚濁に係る環境基準の達成状況

| 調査地域番号 | | 0126 | 0127 | 0145 | 0146 | 0146-2 | 0147 | 0147-2 | 0147-3 | 0157 | 0158 |
|----------------|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 調査区分 | | 概況 | 概況 | 概況 | 概況 | 継続監視 | 概況 | 継続監視 | 継続監視 | 概況 | 概況 |
| 項目 | 調査地区 | 築地 | 抗瀬 | 南武庫之荘 | 南塚口町 | 南塚口町 | 東塚口町 | 東塚口町 | 東塚口町 | 南清水 | 東園田町 |
| | 環境基準 | | | | | | | | | | |
| カドミウム | 0.003 mg/L | <0.0003 | <0.0003 | <0.0003 | <0.0003 | - | <0.0003 | - | - | <0.0003 | <0.0003 |
| 全シアン | 検出されないこと。 | ND | ND | ND | ND | - | ND | - | - | ND | ND |
| 鉛 | 0.01 mg/L | 0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 | - | <0.001 | - | - | 0.001 | <0.001 |
| 六価クロム | 0.05 mg/L | <0.01 | <0.01 | <0.01 | <0.01 | - | <0.01 | - | - | <0.01 | <0.01 |
| 砒素 | 0.01 mg/L | <0.001 | <0.001 | 0.001 | <0.001 | - | <0.001 | - | - | <0.001 | 0.001 |
| 総水銀 | 0.0005 mg/L | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | - | <0.0005 | - | - | <0.0005 | <0.0005 |
| アルキル水銀 | 検出されないこと。 | ND | ND | ND | ND | - | ND | - | - | ND | ND |
| PCB | 検出されないこと。 | ND | ND | ND | ND | - | ND | - | - | ND | ND |
| ジクロロメタン | 0.02 mg/L | <0.002 | <0.002 | <0.002 | <0.002 | - | <0.002 | - | - | <0.002 | <0.002 |
| 四塩化炭素 | 0.002 mg/L | <0.0002 | <0.0002 | <0.0002 | - | <0.0002 | - | <0.0002 | <0.0002 | <0.0002 | <0.0002 |
| 塩化ビニルモノマー | 0.002 mg/L | <0.0002 | <0.0002 | <0.0002 | - | 0.0028 | - | <0.0002 | <0.0002 | <0.0002 | <0.0002 |
| 1,2-ジクロロエタン | 0.004 mg/L | <0.0004 | <0.0004 | <0.0004 | 0.0004 | - | <0.0004 | - | - | <0.0004 | <0.0004 |
| 1,1-ジクロロエチレン | 0.1 mg/L | <0.01 | <0.01 | <0.01 | - | <0.01 | - | <0.01 | <0.01 | <0.01 | <0.01 |
| 1,2-ジクロロエチレン | 0.04 mg/L | <0.004 | <0.004 | <0.004 | - | 0.004 | - | 0.019 | 0.016 | <0.004 | <0.004 |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 1 mg/L | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | - | <0.0005 | - | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 0.006 mg/L | <0.0006 | <0.0006 | <0.0006 | <0.0006 | - | <0.0006 | - | - | <0.0006 | <0.0006 |
| トリクロロエチレン | 0.01 mg/L | <0.002 | <0.002 | <0.002 | - | <0.002 | - | 0.006 | 0.005 | <0.002 | <0.002 |
| テトラクロロエチレン | 0.01 mg/L | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | - | <0.0005 | - | 0.017 | 0.0058 | <0.0005 | <0.0005 |
| 1,3-ジクロロプロペン | 0.002 mg/L | <0.0002 | <0.0002 | <0.0002 | <0.0002 | - | <0.0002 | - | - | <0.0002 | <0.0002 |
| チウラム | 0.006 mg/L | <0.0006 | <0.0006 | <0.0006 | <0.0006 | - | <0.0006 | - | - | <0.0006 | <0.0006 |
| シマジン | 0.003 mg/L | <0.0003 | <0.0003 | <0.0003 | <0.0003 | - | <0.0003 | - | - | <0.0003 | <0.0003 |
| チオベンカルブ | 0.02 mg/L | <0.002 | <0.002 | <0.002 | <0.002 | - | <0.002 | - | - | <0.002 | <0.002 |
| ベンゼン | 0.01 mg/L | <0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 | - | <0.001 | - | - | <0.001 | <0.001 |
| セレン | 0.01 mg/L | <0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 | - | <0.001 | - | - | 0.002 | <0.001 |
| 硝酸性窒素・亜硝酸性窒素 | 10 mg/L | 1.5 | <0.055 | <0.055 | 0.061 | - | 0.65 | - | - | 3.5 | 1.2 |
| ふっ素 | 0.8 mg/L | 0.21 | 0.22 | 0.23 | 0.15 | - | 0.18 | - | - | 0.23 | 0.33 |
| ほう素 | 1 mg/L | 0.16 | 0.23 | 0.13 | 0.27 | - | 0.12 | - | - | 0.09 | 0.10 |
| 1,4-ジオキサン | 0.05 mg/L | <0.005 | <0.005 | <0.005 | <0.005 | - | <0.005 | - | - | <0.005 | <0.005 |

備考1 環境基準について非達成の数値がある場合は、灰色の塗りつぶし()で示す。

備考2 - は測定していないことを示す。

備考3 < は報告値下限値未満を示す。ND は検出限界以下を示す。

備考4 「概況」は概況調査(本市の地下水の水質の概況を把握するための調査)を示し、「継続監視」は継続監視調査(過去の調査で環境基準を超えた項目を継続的にモニタリングするための調査)を示す。

備考5 地下水の水質汚濁に係る環境基準について <http://www.env.go.jp/kijun/tika.html>

・要監視項目

要監視項目とは、「人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努める物質」として設定されているものです。地下水では「人の健康の保護に関する項目」として24項目が設定されています。

表 地下水における要監視項目の測定結果

| 調査地域番号 | | 0126 | 0127 | 0145 | 0146 | 0146-2 | 0147 | 0147-2 | 0147-3 | 0157 | 0158 |
|-----------------|-------------|---------|---------|---------|---------|--------|---------|--------|--------|---------|---------|
| 調査区分 | | 概況 | 概況 | 概況 | 概況 | 継続監視 | 概況 | 継続監視 | 継続監視 | 概況 | 概況 |
| 項目 | 調査地区 | 築地 | 抗瀬 | 南武庫之荘 | 南塚口町 | 南塚口町 | 東塚口町 | 東塚口町 | 東塚口町 | 南清水 | 東園田町 |
| | 指針値 | | | | | | | | | | |
| クロロホルム | 0.06 mg/L | <0.006 | <0.006 | <0.006 | <0.006 | - | <0.006 | - | - | <0.006 | <0.006 |
| 1,2-ジクロロプロパン | 0.06 mg/L | <0.006 | <0.006 | <0.006 | <0.006 | - | <0.006 | - | - | <0.006 | <0.006 |
| p-ジクロロベンゼン | 0.2 mg/L | <0.02 | <0.02 | <0.02 | <0.02 | - | <0.02 | - | - | <0.02 | <0.02 |
| イソキサチオン | 0.008 mg/L | <0.0008 | <0.0008 | <0.0008 | <0.0008 | - | <0.0008 | - | - | <0.0008 | <0.0008 |
| ダイアジノン | 0.005 mg/L | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | - | <0.0005 | - | - | <0.0005 | <0.0005 |
| フェニトロチオン (MEP) | 0.003 mg/L | <0.0003 | <0.0003 | <0.0003 | <0.0003 | - | <0.0003 | - | - | <0.0003 | <0.0003 |
| イソプロチオラン | 0.04 mg/L | <0.004 | <0.004 | <0.004 | <0.004 | - | <0.004 | - | - | <0.004 | <0.004 |
| オキシ銅 (有機銅) | 0.04 mg/L | <0.004 | <0.004 | <0.004 | <0.004 | - | <0.004 | - | - | <0.004 | <0.004 |
| クロロタロニル (TPN) | 0.05 mg/L | <0.004 | <0.004 | <0.004 | <0.004 | - | <0.004 | - | - | <0.004 | <0.004 |
| プロピザミド | 0.008 mg/L | <0.0008 | <0.0008 | <0.0008 | <0.0008 | - | <0.0008 | - | - | <0.0008 | <0.0008 |
| EPN | 0.006 mg/L | <0.0006 | <0.0006 | <0.0006 | <0.0006 | - | <0.0006 | - | - | <0.0006 | <0.0006 |
| ジクロロボス (DDVP) | 0.008 mg/L | <0.0008 | <0.0008 | <0.0008 | <0.0008 | - | <0.0008 | - | - | <0.0008 | <0.0008 |
| フェノバルブ (BPMC) | 0.03 mg/L | <0.002 | <0.002 | <0.002 | <0.002 | - | <0.002 | - | - | <0.002 | <0.002 |
| イプロベンホス (IBP) | 0.008 mg/L | <0.0008 | <0.0008 | <0.0008 | <0.0008 | - | <0.0008 | - | - | <0.0008 | <0.0008 |
| クロルニトロフェン (CNP) | なし | <0.0001 | <0.0001 | <0.0001 | <0.0001 | - | <0.0001 | - | - | <0.0001 | <0.0001 |
| トルエン | 0.6 mg/L | <0.06 | <0.06 | <0.06 | <0.06 | - | <0.06 | - | - | <0.06 | <0.06 |
| キシレン | 0.4 mg/L | <0.04 | <0.04 | <0.04 | <0.04 | - | <0.04 | - | - | <0.04 | <0.04 |
| フタル酸ジエチルヘキシル | 0.06 mg/L | <0.003 | <0.003 | <0.003 | <0.003 | - | <0.003 | - | - | <0.003 | <0.003 |
| ニッケル | なし | 0.001 | <0.001 | <0.001 | 0.001 | - | <0.001 | - | - | <0.001 | <0.001 |
| モリブデン | 0.07 mg/L | <0.007 | <0.007 | <0.007 | <0.007 | - | <0.007 | - | - | <0.007 | <0.007 |
| アンチモン | 0.02 mg/L | 0.004 | <0.002 | <0.002 | <0.002 | - | <0.002 | - | - | <0.002 | <0.002 |
| エピクロロヒドリン | 0.0004 mg/L | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 全マンガン | 0.2 mg/L | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| ウラン | 0.002 mg/L | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |

備考1 指針値の非達成の数値がある場合は、灰色の塗りつぶし()で示す。

備考2 - は測定していないことを示す。

備考3 < は報告値下限値未満を示す。

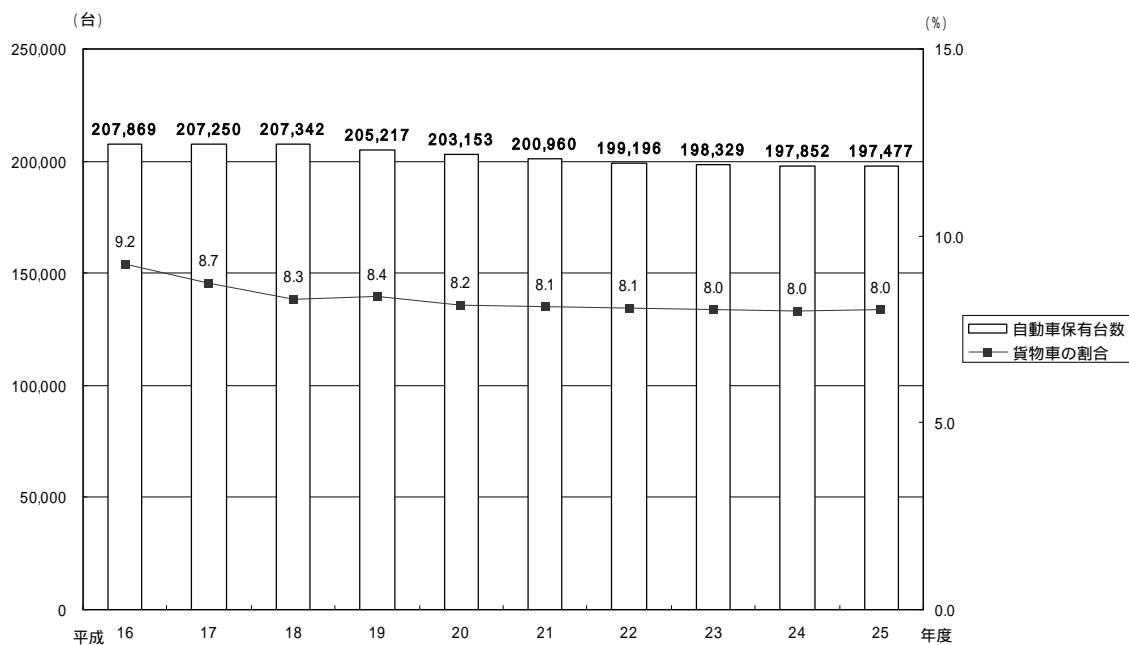
備考4 「概況」は概況調査(本市の地下水の水質の概況を把握するための調査)を示し、「継続監視」は継続監視調査(過去の調査で環境基準を超えた項目を継続的にモニタリングするための調査)を示す。

備考5 「人の健康の保護に関する項目」の指針値 水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件及び地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行について(平成21年11月30日 環境省水・大気環境局長)

騒音・振動（自動車）

自動車保有台数

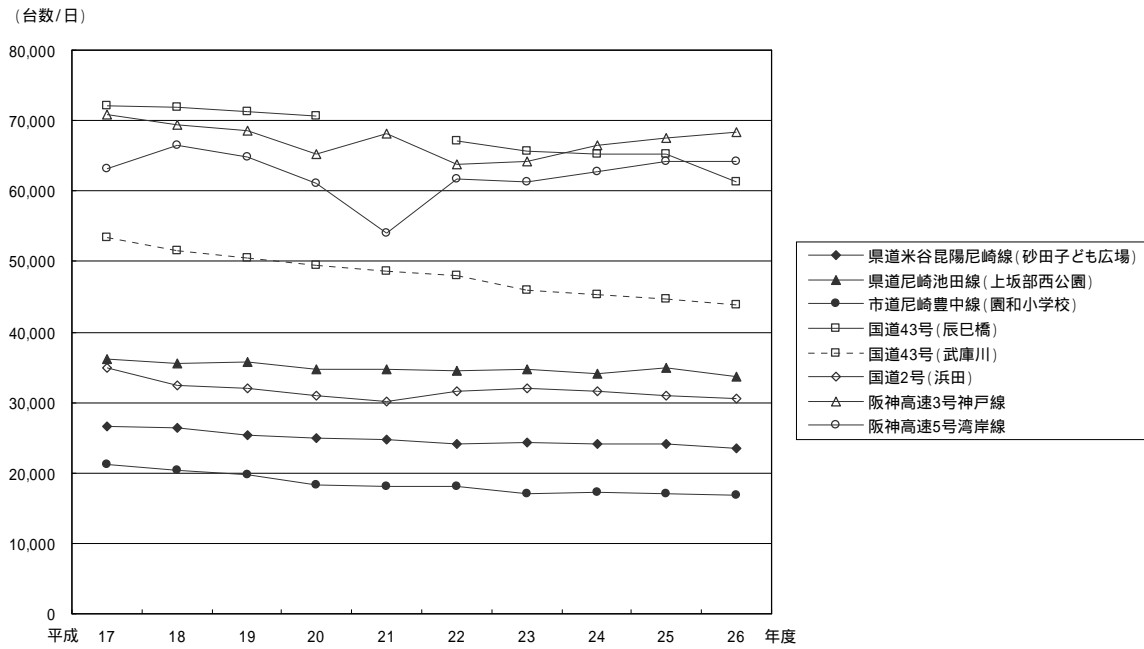
図 自動車保有台数の推移



備考 1 尼崎市統計書平成 26 年度版より作成

日平均交通量

図 日平均交通量の推移



備考1 国道43号線(辰巳橋)の数値については、機器の故障等により平成20年度：4月から9月まで、平成21年度：欠測、平成22年度：4月から翌年2月まで、平成23年度：4月から翌年2月までの期間の測定結果である。

騒音に係る監視・測定結果

表 道路に面する地域における騒音に係る環境基準の達成状況

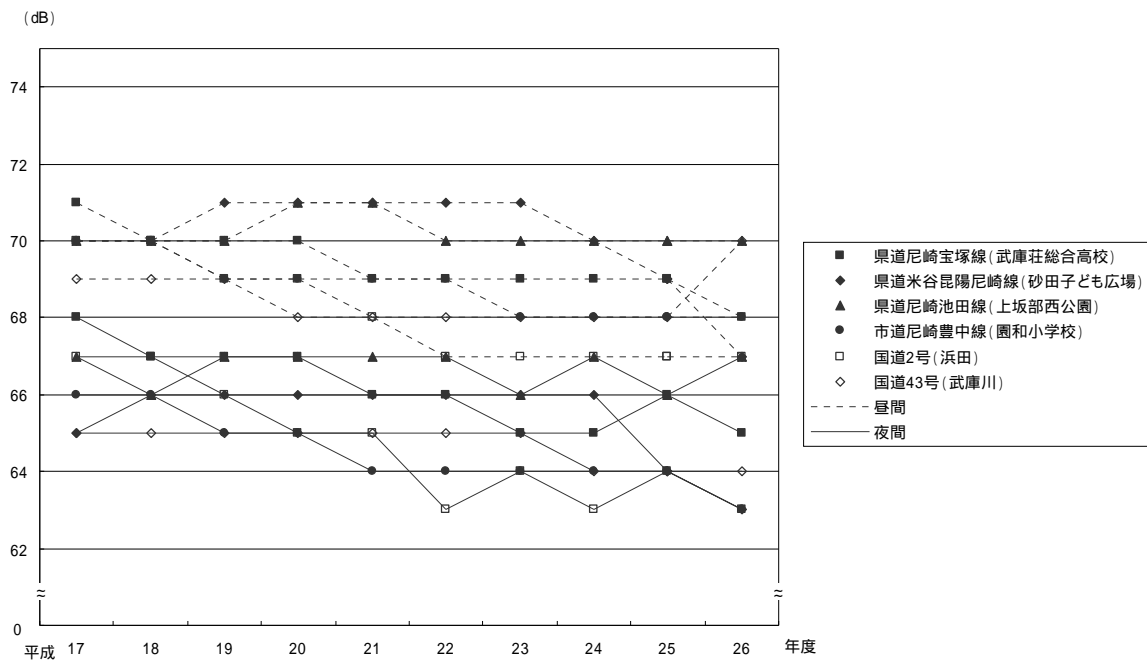
| 区分 | 環境基準 | (武庫荘総合高校) 県道尼崎宝塚線 | (砂田子ども広場) 県道米谷昆陽尼崎線 | (上坂部西公園) 県道尼崎池田線 | (園和小学校) 市道尼崎豊中線 | 国道2号 (浜田) | 国道43号 (武庫川) |
|----|------|----------------------|------------------------|---------------------|--------------------|--------------|----------------|
| 昼間 | 70 | 68 | 67 | 70 | 68 | 67 | 67 |
| 夜間 | 65 | 65 | 63 | 67 | 63 | 63 | 64 |

(単位：dB)

備考1 環境基準について非達成の数値がある場合は、灰色の塗りつぶし()で示す。

騒音の推移

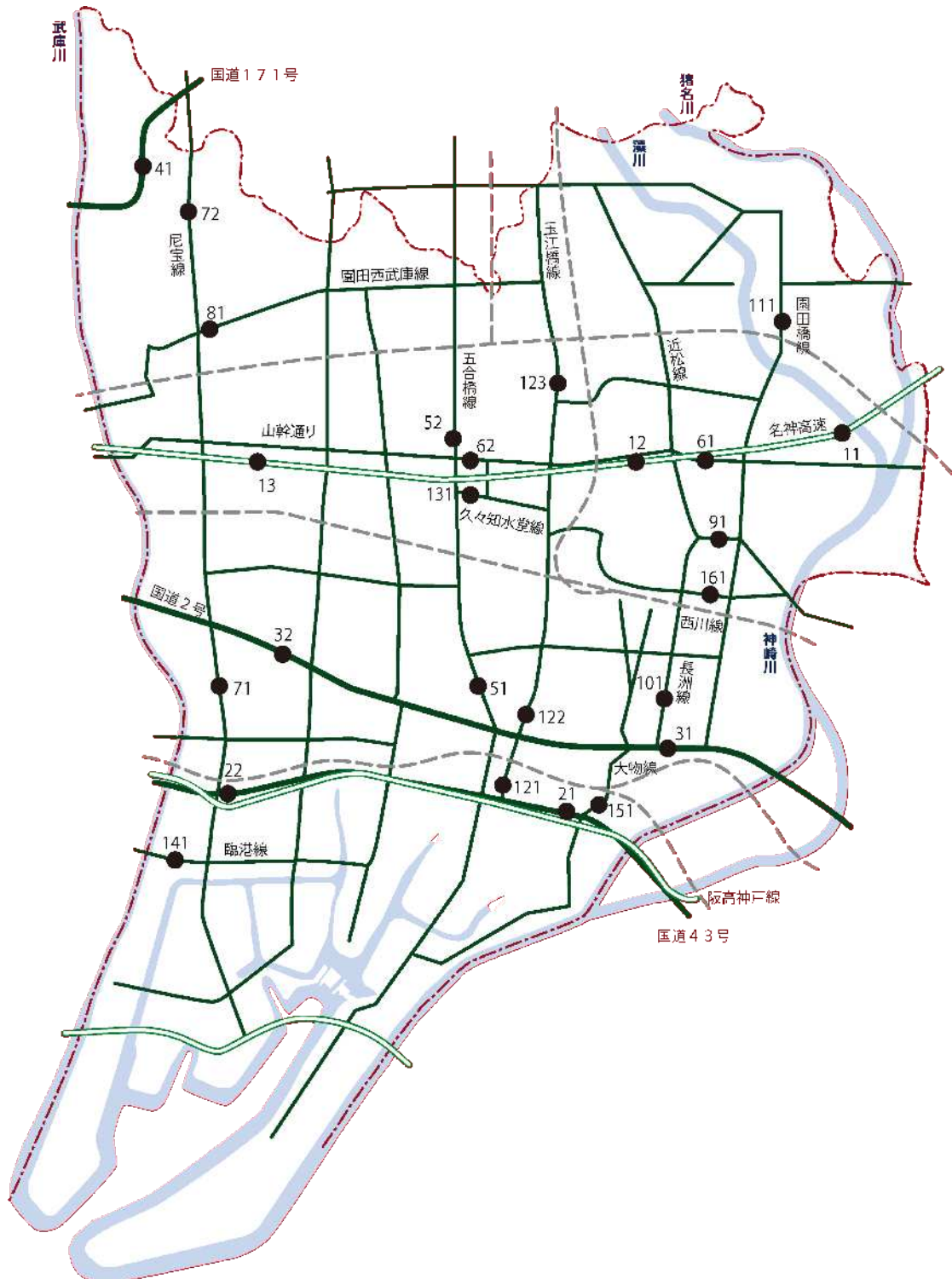
図 騒音 (L_{Aeq}) の推移



備考 1 県道米谷昆陽尼崎線 (砂田子ども広場)、国道 43 号 (武庫川) は通年測定。その他は、年間約 3 ヶ月間の測定の結果である。

騒音・振動・交通量に係る定点調査・測定結果

図 主要幹線道路自動車騒音等測定地点



備考1 数字は地点番号

表 調査地点の騒音・振動・交通量結果

| 路線 番号 | 道路名 | 地点 番号 | 測定場所 | 車線数 | 用途地域 | 騒音 L _{Aeq} (dB) | | | 振動 L ₁₀ (dB) | | | 交通量 (台) | | | | 大型車混入率 (%) | | 速度 (km/h) | | 備考 |
|----------|--------|----------|-------------|-----|---------|--------------------------|----|-----|-------------------------|-----|-----|---------|-----|--------|------|------------|------|-----------|--------|------------|
| | | | | | | 昼間 | 夜間 | 日平均 | 昼間 | 夜間 | 日平均 | 昼間 | 夜間 | 日平均 | 前年比 | 昼間 | 夜間 | 大型 | 小型 | |
| 1 | 名神高速 | 11 | 弥生ヶ丘町1 | 4 | 第2種住居地域 | 68 | 65 | 68 | - | - | - | 2,821 | 862 | 52,026 | 1.00 | 23.0 | 48.9 | - | - | 平成 26 年度測定 |
| | | 12 | 久々知2-29-13 | 4 | 工業地域 | 66 | 61 | 65 | - | - | - | 2,821 | 924 | 52,531 | 1.00 | 24.8 | 49.6 | - | - | |
| | | 13 | 水堂町1-11-18 | 4 | 第1種住居地域 | 68 | 64 | 67 | 43 | 42 | 42 | 2,351 | 628 | 42,635 | 0.97 | 20.8 | 48.3 | - | - | |
| 2 | 国道43号 | 21 | 南城内2-35 | 6 | 準工業地域 | 69 | 66 | 69 | - | - | - | (3,537) | - | - | - | (36.2) | - | (50.2) | (54.1) | |
| | | 22 | 武庫川町1-25 | 6 | 準住居地域 | 67 | 64 | 66 | 43 | 42 | 43 | (2,643) | - | - | - | (30.9) | - | (44.4) | (46.6) | |
| 3 | 国道2号 | 31 | 杭瀬本町3-3 | 4 | 近隣商業地域 | 69 | 65 | 68 | 37 | 32 | 34 | (2,043) | - | - | - | (11.7) | - | (44.8) | (44.5) | |
| | | 32 | 大庄北5-2 | 4 | 近隣商業地域 | 66 | 63 | 65 | - | - | - | (1,767) | - | - | - | (10.9) | - | (40.2) | (44.0) | |
| 4 | 国道171号 | 41 | 西昆陽1-26 | 4 | 準住居地域 | 66 | 63 | 65 | 32 | 30 | 31 | (2,373) | - | - | - | (16.4) | - | (53.1) | (54.0) | |
| 5 | 五合橋線 | 51 | 東難波町3-20 | 4 | 準住居地域 | 67 | 63 | 66 | 44 | 36 | 40 | (1,155) | - | - | - | (17.9) | - | (38.4) | (38.8) | |
| | | 52 | 南塚口町7-17 | 4 | 準住居地域 | 66 | 60 | 65 | 38 | 31 | 34 | (1,371) | - | - | - | (13.1) | - | (39.2) | (42.9) | |
| 6 | 山幹通り | 61 | 下坂部3-21-18 | 4 | 準工業地域 | 68 | 63 | 67 | 39 | 36 | 38 | (1,263) | - | - | - | (10.7) | - | (39.2) | (40.8) | |
| | | 62 | 南塚口町6-10 | 6 | 工業地域 | 66 | 63 | 66 | - | - | - | (1,989) | - | - | - | (9.7) | - | (42.0) | (43.9) | |
| 7 | 尼宝線 | 71 | 大庄西町2-4 | 4 | 準住居地域 | 65 | 61 | 64 | 40 | 35 | 37 | (894) | - | - | - | (27.2) | - | (51.0) | (52.6) | |
| | | 72 | 武庫之荘8-31 | 4 | 第2種住居地域 | 67 | 64 | 66 | 40 | 35 | 37 | (1,134) | - | - | - | (31.2) | - | (43.0) | (45.7) | |
| 8 | 園田西武庫線 | 81 | 武庫之荘3-16 | 2 | 第1種住居地域 | 64 | 58 | 62 | 30 | <30 | <30 | (672) | - | - | - | (11.2) | - | (45.4) | (49.1) | |
| 9 | 近松線 | 91 | 次屋2-3-1 | 4 | 工業地域 | 66 | 63 | 65 | 40 | 33 | 36 | (681) | - | - | - | (14.1) | - | (38.1) | (40.9) | |
| 10 | 長洲線 | 101 | 長洲東通2-12-1 | 4 | 第1種住居地域 | 66 | 60 | 65 | 41 | 30 | 35 | (762) | - | - | - | (19.3) | - | (43.7) | (47.6) | |
| 11 | 園田橋線 | 111 | 東園田町4-79 | 4 | 第1種住居地域 | 67 | 62 | 66 | 43 | 34 | 38 | (1,203) | - | - | - | (14.7) | - | (40.4) | (41.5) | |
| 12 | 玉江橋線 | 121 | 開明町1-80 | 4 | 第2種住居地域 | 69 | 66 | 68 | 48 | 45 | 46 | (696) | - | - | - | (44.4) | - | (19.8) | (24.0) | |
| | | 122 | 東難波町5-29-55 | 6 | 工業地域 | 67 | 64 | 66 | 46 | 41 | 44 | (1,473) | - | - | - | (27.3) | - | (35.4) | (39.3) | |
| | | 123 | 東塚口町2-2 | 2 | 第1種住居地域 | 69 | 64 | 68 | - | - | - | (2,001) | - | - | - | (23.2) | - | (43.3) | (40.3) | |
| 13 | 久々知水堂線 | 131 | 名神町1-2-32 | 4 | 準工業地域 | 66 | 62 | 65 | - | - | - | (903) | - | - | - | (15.9) | - | (41.8) | (46.5) | 平成 25 年度測定 |
| 14 | 臨港線 | 141 | 元浜町5-71-1 | 4 | 第1種住居地域 | 69 | 63 | 67 | 41 | 44 | 43 | (738) | - | - | - | (26.0) | - | (40.4) | (44.4) | 平成 26 年度測定 |
| 15 | 大物線 | 151 | 大物町1-8-18 | 4 | 準工業地域 | 70 | 63 | 68 | - | - | - | (909) | - | - | - | (30.0) | - | (44.1) | (49.1) | 平成 24 年度測定 |
| 16 | 西川線 | 161 | 浜1-3-1 | 4 | 第1種住居地域 | 68 | 62 | 66 | - | - | - | (936) | - | - | - | (18.9) | - | (44.5) | (46.3) | 平成 24 年度測定 |

備考1 騒音における環境基準は、昼間：70 dB、夜間：65 dB、振動における要請限度は、昼間：75 dB、夜間：70 dB である。

備考2 環境基準について非達成の数値がある場合は、灰色の塗りつぶし()で示す。

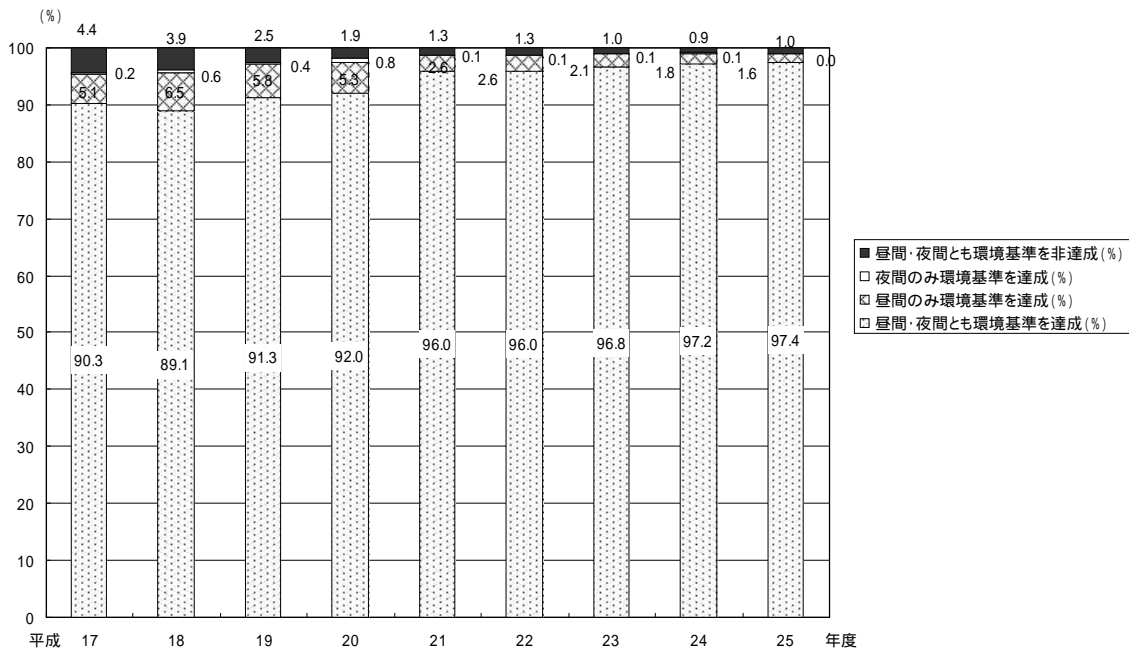
備考3 - は測定していないことを示し、< は測定下限値未滿を示す。

備考4 ()については、10 時台・14 時台における 10 分交通量からの推計値

備考5 騒音・大型車混入率の時間区分は、昼間：午前 6 時～午後 10 時、夜間：午後 10 時～午前 6 時、振動の時間区分は、昼間：午前 8 時～午後 7 時、夜間：午後 7 時～午前 8 時

騒音に係る面的評価結果

図 面的評価結果



- 備考 1 定点調査を行った 16 路線が評価対象である。
- 備考 2 1 路線につき 5 年ごとの評価となる。
- 備考 3 四捨五入を行っているため、各値と合計値が一致しない場合がある。

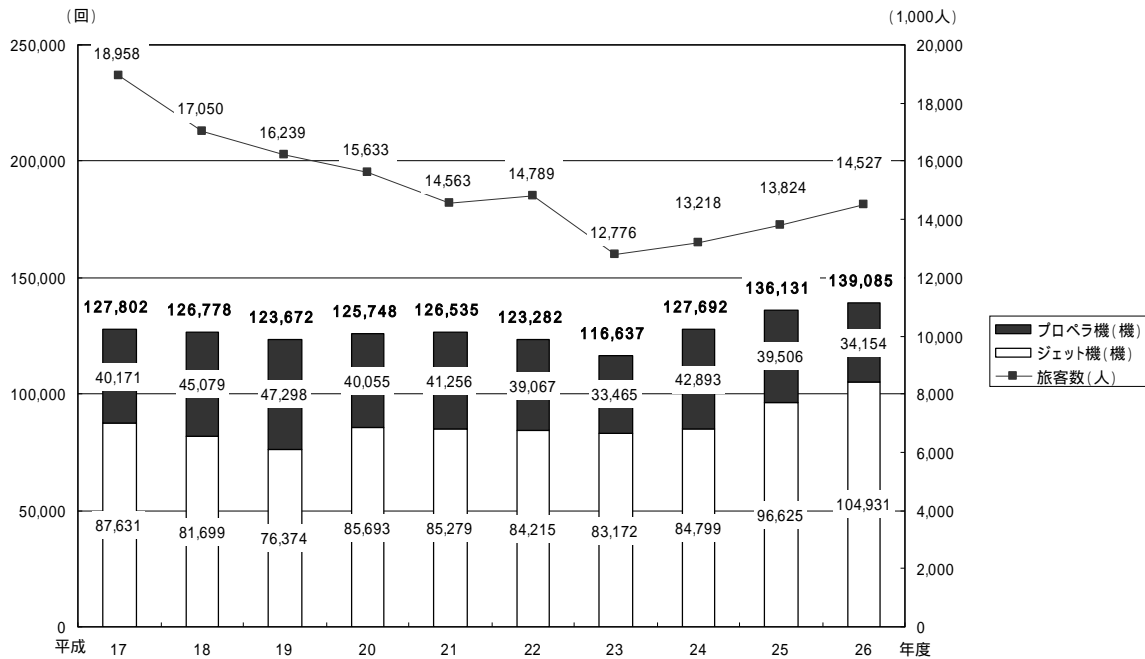
騒音（航空機）

大阪国際空港の概要

現空港の施設能力は、311 haの空港敷地に1,828 mと3,000 mの2本の滑走路を有しており、年間の処理能力は175,000発着です。

平成 26 年度の航空機の年間発着回数は 139,085 回（381 回/日）で、平成 25 年度に比べ約 2.1 %の増便となっています。このうちジェット機の発着回数は 104,931 回（287 回/日 臨時便、空港での点検・整備を含む。）となっています。

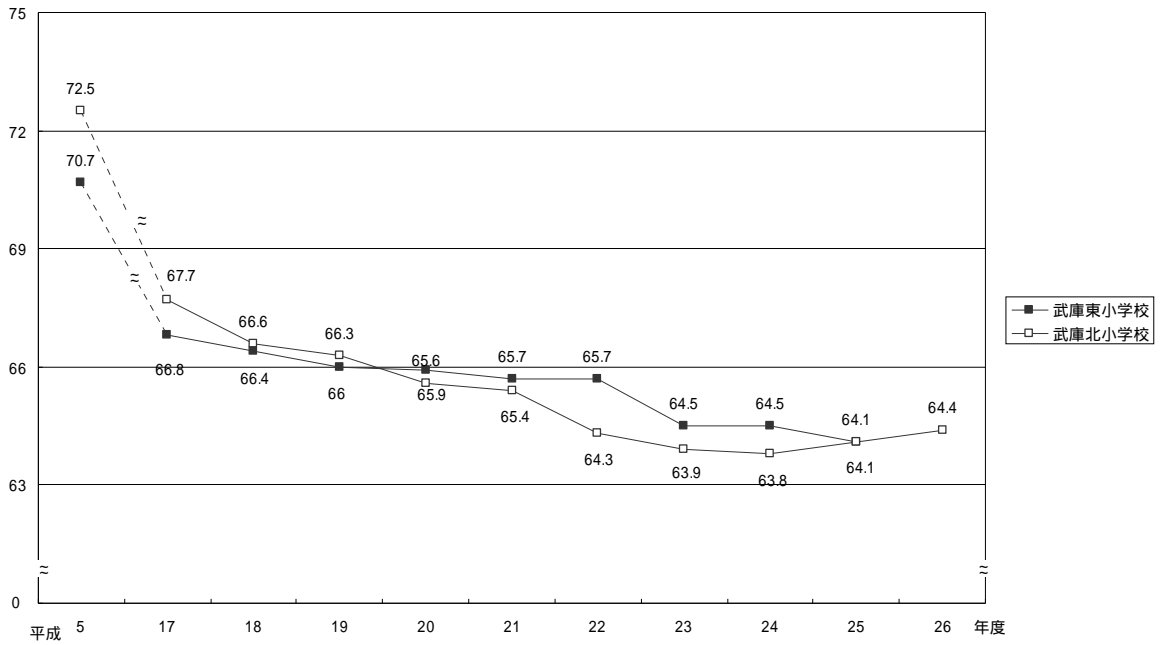
図 大阪国際空港の発着回数・旅客数



定点調査・測定結果

・加重等価平均感覚騒音レベル（WECPNL）

図 騒音（WECPNL）の推移

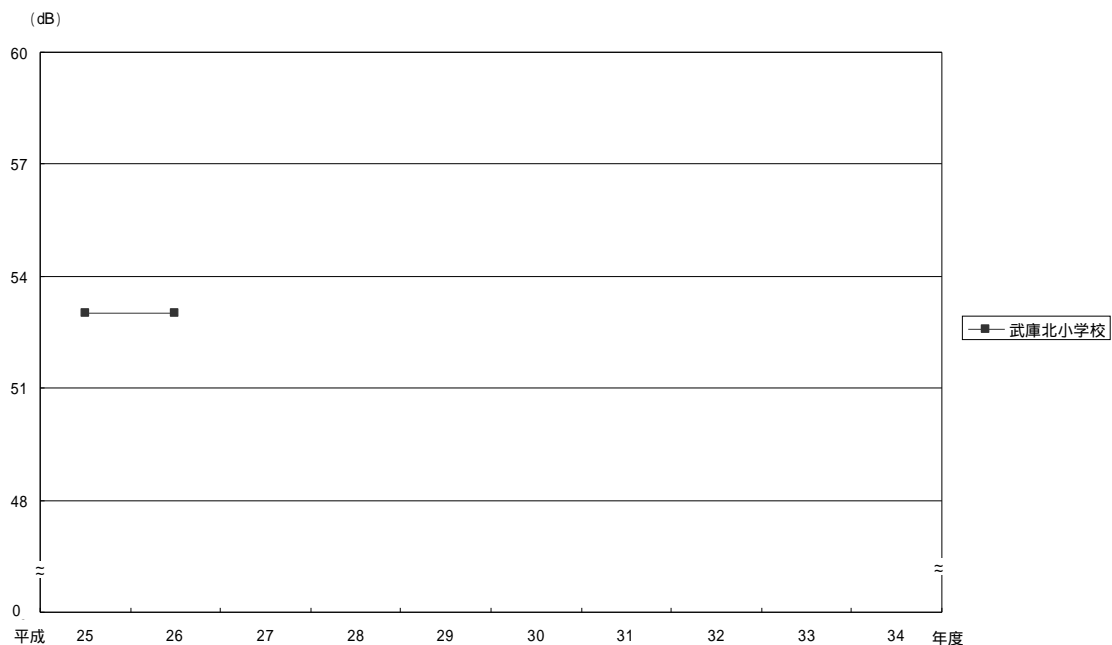


備考 1 平成 5 年度は関西国際空港開港（平成 6 年 9 月）前年度にあたる。

備考 2 武庫東小学校については、校舎の建替えに伴い、平成 25 年 8 月 29 日に新関西国際空港（株）が測定局を廃止した。

・時間帯補正等価騒音レベル (L_{den})

図 騒音 (L_{den}) の推移



備考 1 平成 25 年度から航空機騒音に係る環境基準の評価方法が WECPNL から L_{den} へと変更されている。

備考 2 航空機騒音に係る環境基準は 57 dB である。

機種別の騒音状況

本市では、武庫地域振興センターにおいて年に 1 度、1 日の始発便から最終便までの航空機騒音を測定しています。発着枠の種類に応じてジェット機、低騒音ジェット機、プロペラ機の 3 つの区分に分けて L_{den} を算出しました。平成 26 年度の結果は次のとおりです。

表 発着枠別の航空機騒音

| ジェット機 | 低騒音ジェット機 | プロペラ機 |
|-------|----------|-------|
| 51 | 50 | 40 |

(単位 : dB)

備考 1 時間帯ごとの重み付けは行っていない。

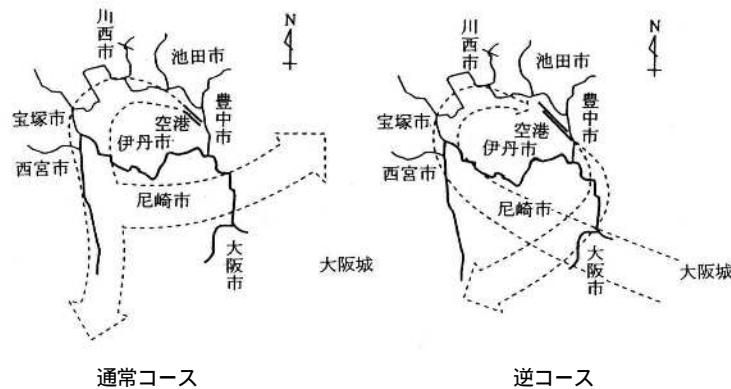
飛行コース

航空機は、揚力をつけるため風に向かって離陸するが、東又は南よりの風で風速5ノット(約2.5 m/s)以上になると通常コースと逆方向の発着となります。

通常コースでは本市域においては、県道尼崎宝塚線を中心とする武庫地区が特に離陸機の騒音の影響を受けています。逆発着時には航空機が本市上空を低空で飛行するため、本市の北部及び東部地域が騒音の影響を受けます。

逆発着の発生する日数の頻度は、平成24年度は11.5%(1.4%)、平成25年度は7.1%(2.0%)、平成26年度は4.9%(0.9%)で、春から夏にかけて多くなります。()内は、航空機数に対する割合)

図 飛行コース



大阪国際空港における騒音対策

表 大阪国際空港における騒音対策

| | | | | |
|---------|--------------------|---|---|--|
| 発生源対策 | 機材改良 | 低騒音機の導入 | | |
| | | 現用機エンジンの低騒音改良 | | |
| | 便数規制 | 370回/日(ジェット機200回/日・プロペラ機70回/日・低騒音機100回/日) | | |
| 運行方式の改良 | 運用時間の短縮(7時~21時の運行) | | | |
| | 騒音軽減運航方式(急上昇方式等) | | | |
| 空港周辺対策 | 土地利用 (本市は対象外) | 立地規制 | | |
| | | 計画的土地利用 (空港周辺整備計画) | 緩衝緑地帯等の整備 空港周辺再開発等 | |
| | 補償等 | 防音工事 | 教育施設等の防音工事 民間防音工事(本市は平成12年4月1日より対象外) | |
| | | 共同利用施設整備(本市は平成23年4月1日より対象外) | | |
| | | テレビ受信料助成等(本市は平成17年4月1日より対象外) | | |
| | | 移転補償(本市は対象外) | | |

騒音・振動（新幹線）

山陽新幹線の概要

山陽新幹線は、昭和 47 年 3 月 15 日に新大阪から岡山間で営業を開始し、昭和 50 年 3 月 10 日に博多までの全線が開通しました。また、平成 23 年 3 月から九州新幹線と相互乗り入れを専用車両で開始しました。山陽新幹線は、阪神間の住宅が密集する市街地を通過するため、列車走行に伴う騒音・振動が沿線住民の生活環境に大きな影響を与えています。

表 本市における山陽新幹線の運行状況

| 距離 | 陸地部 | | 河川部 | | 通過列車本数 (定期) | 列車速度 (km/h) | | 運行時間帯 | |
|--------|---------|---------|-------|-------|----------------|-------------|-----------|--------------|--------------|
| | 住居系 | 工業系 | 神崎川 | 武庫川 | | 上り | 下り | 上り | 下り |
| 6,104m | 4,195 m | 1,360 m | 400 m | 149 m | 208 本/日 | 206 ~ 222 | 202 ~ 226 | 6:21 ~ 23:37 | 6:00 ~ 23:25 |
| | 5,555 m | | 549 m | | | | | | |

備考 1 通過列車本数は臨時・季節列車・回送を除く。(平成 26 年 3 月 31 日 ダイヤ改正時 新大阪 姫路間)

備考 2 列車速度は平成 26 年の実測で、測定地点ごとに平均速度を算出し、最高・最低速度を掲載

備考 3 運行時間帯は時刻表の新大阪駅発着時刻 (平成 26 年 3 月 31 日 ダイヤ改正時 新大阪 姫路間)

騒音・振動の監視・測定結果

表 新幹線鉄道騒音に係る環境基準・振動に係る指針値の達成状況

| 区分 地区名 | 上下線側の別 | 騒音 (dB) | | | 振動 (dB) | | | 列車速度 (km/h) |
|-----------|--------|---------|------|------|---------|------|------|-------------|
| | | 12.5 m | 25 m | 50 m | 12.5 m | 25 m | 50 m | |
| 武庫地区 | 上り | 67 | 65 | 63 | 55 | 53 | 46 | 221 |
| | 下り | 66 | 66 | 64 | 54 | 52 | 49 | 223 |
| 猪名寺地区 | 上り | 71 | 70 | 66 | 52 | 53 | 51 | 219 |
| | 下り | 73 | 72 | 69 | 54 | 52 | 48 | 222 |
| 食満地区 | 上り | 72 | 69 | 64 | 56 | 56 | 52 | 222 |
| | 下り | 71 | 68 | 66 | 60 | 57 | 49 | 226 |
| 小中島地区 | 上り | 69 | 66 | 63 | 58 | 52 | 49 | 206 |
| | 下り | 67 | 64 | 61 | 57 | 52 | 49 | 202 |

備考 1 環境基準について非達成の数値がある場合は、灰色の塗りつぶし()で示す。

備考 2 騒音の環境基準は 70 dB

備考 3 振動の環境保全上緊急を要する対策指針値は 70 dB

騒音の推移

図 騒音の推移（軌道中心から 12.5 m の地点の結果）

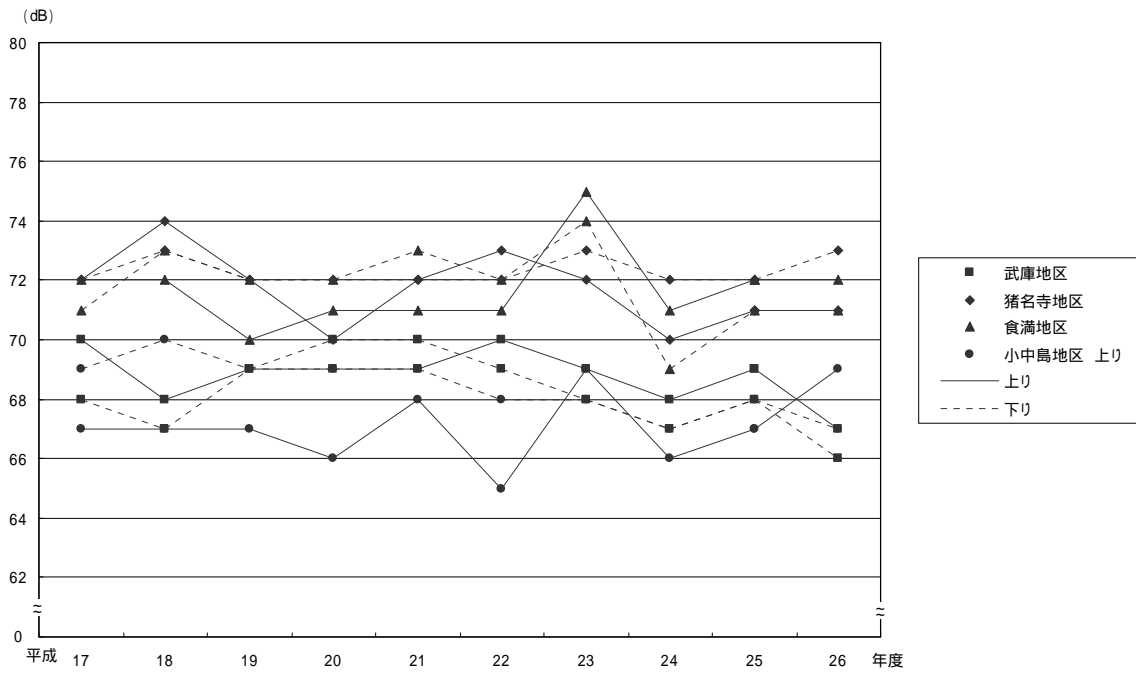
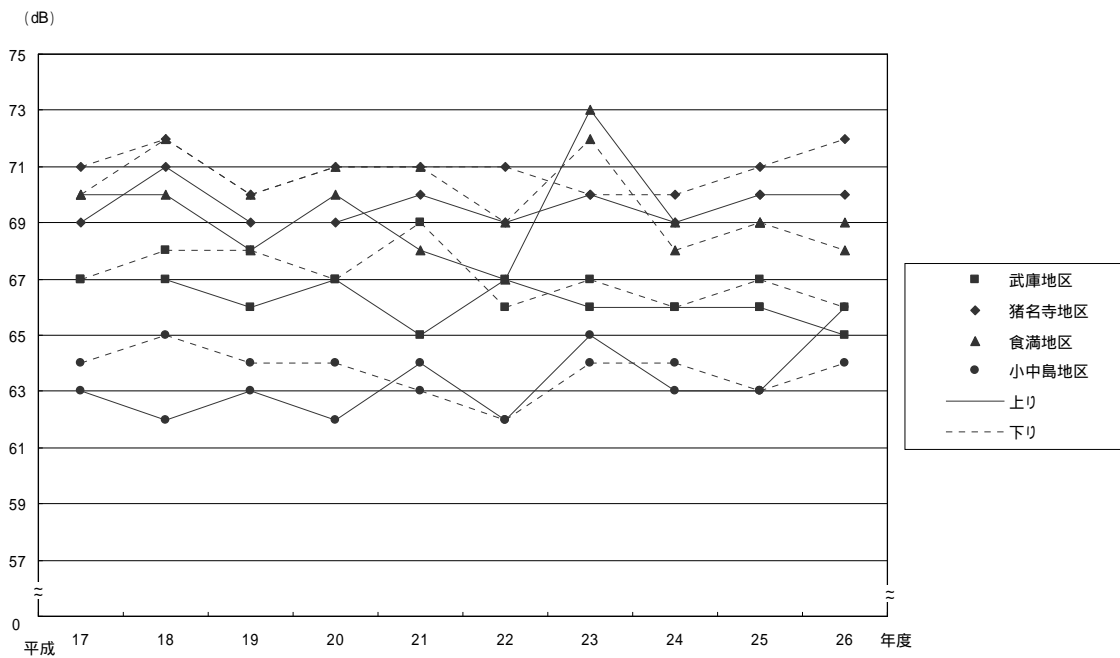


図 騒音の推移（軌道中心から 25 m の地点の結果）



これまでの対策

表 山陽新幹線における環境対策実施状況

| 区分 | 項目 | 内容 |
|-------|------------|--|
| 発生源対策 | 車両の改良 | 軽量車両への転換 |
| | 弾性枕木の設置 | 小中島地区 24 m (平成 7 年度) 54 m (平成 9 年度) 瓦宮地区 120 m (平成 14 年度) 瓦宮、食満地区 474 m (平成 4 年度) 123 m (平成 5 年度) 食満地区 108m (平成 6 年度) 食満、南清水地区 1,540 m (平成 2 年度) 武庫、食満、南清水地区 1,094 m (平成 3 年度) 武庫地区 977 m (平成元年度) |
| | パラストマットの敷設 | 神崎地区 400 m(昭和 51 年度)、80 m (平成 16 年度) 100 m (平成 19 年度) 善法寺地区 179 m (平成 20 年度) 小中島地区 50 m (平成 22 年度) 瓦宮地区 506 m (昭和 51 年度～平成元年度)、186 m (平成 17 年度) 食満地区 240 m (昭和 47 年度) 110 m (平成 6 年度) 177 m (平成 21 年度) 143 m (平成 22 年度) 251 m (平成 23 年度) 264 m (平成 24 年度) 261 m (平成 26 年度) 猪名寺地区 38 m (平成 22 年度) 100 m (平成 24 年度) 武庫地区 193 m (平成 2 年度) 44 m (平成 6 年度) 120 m (平成 8 年度) |
| | レールの研磨 | 全線にわたり、レールの平坦性を保つために研磨 (年 1 回) |
| | 運行方法の改善 | 騒音、振動の継続時間の短い短編成列車の運行 (昭和 62 年度) |
| | 防音壁等の設置 | 側壁に吸音板の内張り (昭和 49 年度完成) 側壁 (軌道面から高さ 1.3 m) の上に高さ 1 m の防音壁を日照問題のある部分を除き、ほぼ全線に設置 (昭和 53 年度、平成 6 年度) 防音壁上に音の干渉作用を利用したラムダ型防音壁の設置 (昭和 61 年度、平成 2 年度) |
| 周辺対策 | 民家防音工事助成 | 昭和 53 年度から、80 dB を超える家屋 646 戸、75～80 dB の家屋 1,207 戸について実施 |
| | 教育施設防音工事助成 | 沿線の園田小学校 (昭和 59 年度) 園田中学校 (昭和 59 年度) 小田北中学校 (昭和 60 年度) について実施 |
| | 民家防振工事助成 | 振動対策指針値 70 dB を超える家屋について実施 (昭和 59 年度) 2 棟 5 戸 |
| | 電波障害対策 | 昭和 53 年度に共同受信施設の工事を実施、平成 20 年度ケーブル TV に切替え |
| | 振動実害補償 | 振動による被害の申し出のあった住宅のうち、65 dB 以上等の要件を満たす 5 戸について旧国鉄が実施 |

土壌

土壌汚染対策の経緯

土壌汚染は、揮発性有機化合物や重金属類を含む原材料等の不適切な取扱による漏出やこれらの物質を含んだ排水が地下に浸透することが主な原因となって引き起こされると考えられています。土壌は、いったん汚染されると、有害物質が蓄積され、汚染が長期にわたるといった特徴があります。また、土壌汚染による人の健康への影響については、汚染された土壌に直接ふれたり、口にしたりする直接摂取によるリスクと、汚染土壌から溶出した有害物質で汚染された地下水を飲用するなどの間接的なリスクが考えられます。

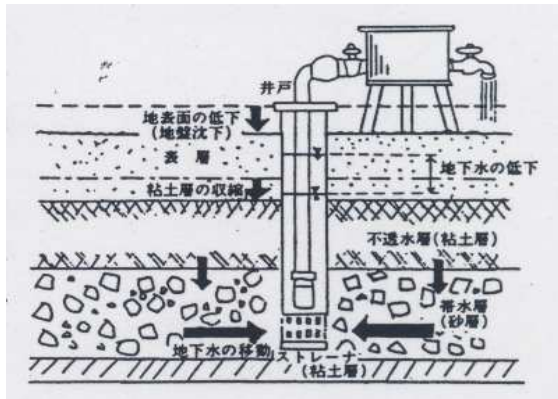
平成 3 年 8 月に、環境基本法に基づき「土壌の汚染に係る環境基準」が定められ、平成 11 年 1 月には、土壌汚染等の調査対策を進めるための指針として「土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針及び運用基準」が策定され、自主的な調査・対策実施の条件が整備されてきました。

さらに、土壌汚染の状況の把握及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置等を定めた土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）が平成 15 年 2 月 15 日に施行されました。

同法の施行から 6 年が経過し、同法に基づく土壌汚染の調査・対策とは別に、一般の土地取引等の際に、自主的に土壌汚染の調査、対策が広く実施されるようになり、また汚染土壌が不適正に処理される事例も明らかになってきました。こうした現状を鑑み、土壌汚染対策法が一部改正され平成 22 年 4 月 1 日に施行されました。このようなことから、土壌汚染の状況調査及びその汚染対策については法に基づき実施されるほか、工場跡地売却時や工場・事業場における ISO14001 認証取得などのための自主調査など、近年活発に行われるようになってきました。

地盤沈下

地盤沈下の仕組み



地盤沈下の仕組み

地下水を農業用水や工業用水として長期にわたり過剰に揚水したり、建設（掘削）工事現場等で地下水を排除した結果、粘土層の中の間隙水がしぼり出され、粘土層が脱水し、圧密されて収縮します。これが地表における地盤沈下となって現れます。

本市では、昭和40年代前半まで地盤沈下が続いていましたが、その後は一部地域を除いて沈静化の傾向にあります。

水準測量の結果

表 水準測量結果

| 測量水準点数 | 平成21年度との標高差 (cm) | | |
|--------|------------------|--------|---------|
| | 最高沈下量 | 最低沈下量 | 平均沈下量 |
| 117点 | - 6.08 | + 0.90 | + 0.057 |

備考1 結果は平成24年度の測量結果である。

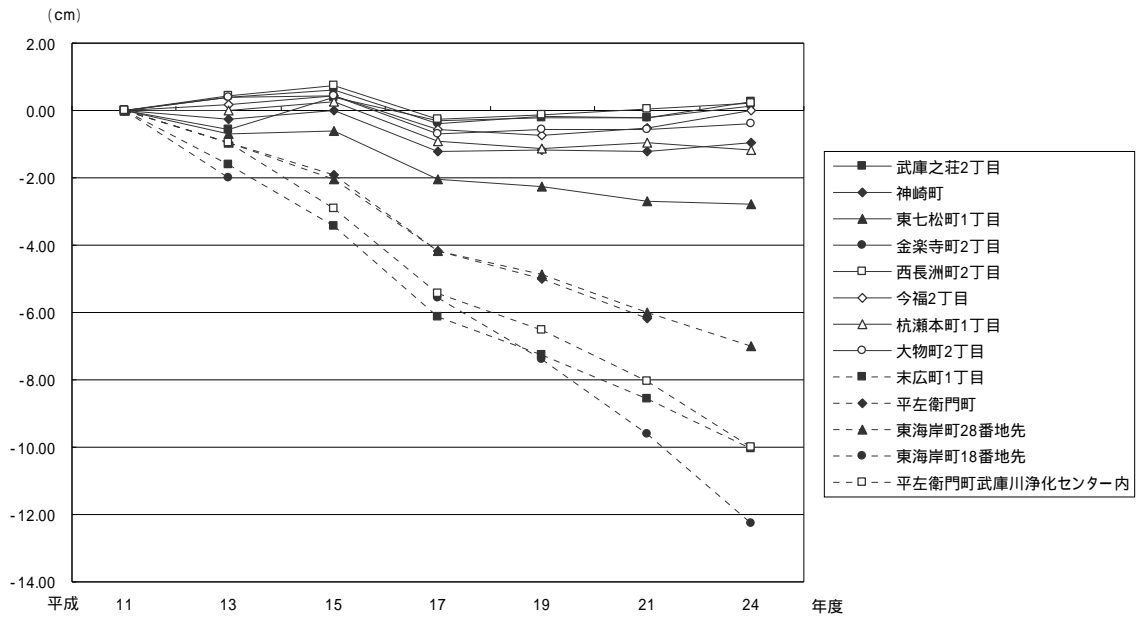
備考2 地盤が沈下した場合マイナス表記、隆起した場合プラス表記とする。

表 主な水準点の累計沈下量

| 地区 | 測定地点 | 測定開始年度 | 累計沈下量 (cm) | 標高 (m) | | | | | | |
|--------------|-----------------------|--------|------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | | | 平成11年度 | 平成13年度 | 平成15年度 | 平成17年度 | 平成19年度 | 平成21年度 | 平成24年度 |
| 北部 | 武庫之荘2丁目 | 昭和26年度 | 14.17 | 8.0522 | 8.0464 | 8.0561 | 8.0493 | 8.0500 | 8.0501 | 8.0550 |
| 中部 | 神崎町 | 昭和7年度 | 101.77 | 3.2080 | 3.2054 | 3.2082 | 3.1960 | 3.1963 | 3.1957 | 3.1984 |
| | 東七松町1丁目 | 昭和34年度 | 40.57 | 2.5901 | 2.5830 | 2.5838 | 2.5695 | 2.5674 | 2.5630 | 2.5621 |
| | 金楽寺町2丁目 | 昭和7年度 | 147.83 | 3.2935 | 3.2975 | 3.2995 | 3.2895 | 3.2916 | 3.2915 | 3.2950 |
| 南部 | 西長洲町2丁目 | 昭和7年度 | 162.03 | 1.0741 | 1.0784 | 1.0816 | 1.0715 | 1.0727 | 1.0744 | 1.0761 |
| | 今福2丁目 | 昭和7年度 | 155.33 | 1.3701 | 1.3719 | 1.3745 | 1.3643 | 1.3625 | 1.3648 | 1.3702 |
| | 杭瀬本町1丁目 | 昭和7年度 | 225.94 | 0.6508 | 0.6506 | 0.6535 | 0.6415 | 0.6396 | 0.6411 | 0.6390 |
| | 大物町2丁目 | 昭和7年度 | 220.71 | 1.8219 | 1.8257 | 1.8263 | 1.8150 | 1.8161 | 1.8164 | 1.8182 |
| 臨海部 (埋立地) | 末広町1丁目 | 昭和26年度 | 140.23 | 6.2764 | 6.2602 | 6.2419 | 6.2149 | 6.2037 | 6.1908 | 6.1758 |
| | 平左衛門町 | 昭和41年度 | 81.19 | 5.6368 | 5.6274 | 5.6175 | 5.5951 | 5.5866 | 5.5750 | 5.3798 |
| | 東海岸町28番地先 | 昭和49年度 | 54.78 | 4.3010 | 4.2916 | 4.2804 | 4.2592 | 4.2524 | 4.2411 | 4.2308 |
| | 東海岸町18番地先 | 昭和49年度 | 122.52 | 3.5847 | 3.5649 | 3.5666 | 3.5309 | 3.5127 | 3.4901 | 3.4637 |
| | 平左衛門町 (武庫川浄化センター内) | 昭和53年度 | 55.48 | 5.1194 | 5.1098 | 5.0902 | 5.0650 | 5.0542 | 5.0391 | 5.0195 |

備考1 累計沈下量は測定開始年度から直近測定年度までの累計量

図 主な水準点の累計沈下量



備考1 平成11年度を基準として沈下量の累計を示している。

地盤変動量・地下水位の推移

表 地盤変動量・地下水位の推移

| 測定地点 | 項目 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 旧ゲンゼ工場 | 地盤変動量 | + 0.07 | - 0.07 | - 0.03 | + 0.13 | - 0.01 | - 0.06 | - 0.09 | + 0.12 | 0.00 | + 0.92 |
| | (mm) | - 0.29 | - 0.74 | - 0.12 | - 0.09 | - 0.03 | - 0.01 | - 0.03 | - 0.02 | + 0.01 | 0.00 |
| 旧ゲンゼ工場 | 平均水位 | 15.97 | 16.53 | 16.49 | 16.31 | 16.21 | 15.85 | 13.61 | 15.15 | 14.52 | 14.11 |
| 中浜町 | (m) | 4.46 | 4.95 | 4.81 | 4.54 | 4.13 | 3.67 | 3.82 | 4.14 | 4.27 | 4.58 |

備考1 変動量については沈下・低下した場合にはマイナス表記、隆起・上昇した場合にはプラス表記とする。

ダイオキシン

監視・測定結果

表 ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準の達成状況

| 項目 | 環境基準 | 開明庁舎 | 城内高校 | 庄下川橋 | 尾浜大橋 | 尾浜橋 | 南豊池橋 |
|-------|---------------------------|-------|------|------|------|------|-------|
| 大気 | 0.6 pg-TEQ/m ³ | 0.029 | - | - | - | - | - |
| 水質 | 1 pg-TEQ/L | - | - | 0.40 | 0.10 | 0.17 | 0.023 |
| 水底の底質 | 150 pg-TEQ/g | - | - | 4.0 | 0.37 | 7.4 | 0.35 |
| 土壌 | 1000 pg-TEQ/g | - | 0.91 | - | - | - | - |

備考1 環境基準について非達成の数値がある場合は、灰色の塗りつぶし（ ）で示す。

備考2 - は測定していないことを示す。

備考3 大気については、平成26年度は南部（城内高校）が学校耐震化工事のため、近隣の開明庁舎で測定を実施した。

備考4 ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準

<http://www.env.go.jp/kijun/dioxin.html>

ダイオキシン類の推移

表 ダイオキシン類濃度の推移

| | | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|--------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 大気 (pg-TEQ/m ³) | 城内高校 | - | - | - | - | - | 0.054 | 0.033 | 0.027 | - | - |
| | 開明庁舎 | - | - | - | - | - | - | - | - | 0.017 | 0.029 |
| | 小田南中学校 | 0.037 | 0.12 | 0.045 | 0.048 | 0.026 | - | - | - | - | - |
| | 尼崎東高校 | 0.012 | 0.051 | 0.044 | 0.036 | 0.020 | 0.030 | - | - | - | - |
| 水質 (pg-TEQ/L) | 庄下川橋 | 0.065 | 0.34 | 0.20 | 0.20 | 0.29 | 0.22 | 0.16 | 0.30 | 0.14 | 0.40 |
| | 尾浜大橋 | 0.065 | 0.075 | 0.059 | 0.080 | 0.099 | 0.068 | 0.040 | 0.036 | 0.050 | 0.10 |
| | 尾浜橋 | 0.066 | 0.20 | 0.16 | 0.32 | 0.26 | 0.17 | 0.38 | 0.20 | 0.31 | 0.17 |
| | 南豊池橋 | 0.065 | 0.083 | 0.055 | 0.14 | 0.049 | 0.083 | 0.060 | 0.032 | 0.045 | 0.023 |
| 水底の底質 (pg-TEQ/g) | 庄下川橋 | 0.39 | 7.2 | 5.7 | 6.4 | 11 | 4.4 | 2.4 | 11 | 43 | 4.0 |
| | 尾浜大橋 | 0.40 | 0.54 | 1.4 | 0.40 | 0.33 | 0.46 | 0.47 | 0.31 | 0.38 | 0.37 |
| | 尾浜橋 | 0.40 | 6.7 | 13 | 5.4 | 9.9 | 8.0 | 7.6 | 5.1 | 12 | 7.4 |
| | 南豊池橋 | 0.40 | 3.3 | 1.3 | 1.5 | 0.79 | 0.68 | 0.58 | 0.58 | 0.46 | 0.35 |
| 土壌 (pg-TEQ/g) | 城内高校 | - | - | - | - | 0.92 | 0.76 | 1.3 | 3.1 | 4.0 | 0.91 |

備考1 - は測定していないことを示す。

備考2 大気については、平成22年度の尼崎東高校の廃校により、測定を停止。平成23年度からは測定地点を2地点から1地点へ変更したが、測定回数を年2回から年4回とした。

備考3 大気については、平成25年度と平成26年度は南部（城内高校）が学校耐震化工事のため、近隣の開明庁舎で測定を実施した。

環境保全協定

昭和初期、南部臨海地域の埋め立てが進むと、火力発電所や大規模工場が集中的に建設され、本市は鉄と電力の街として栄えました。その一方で、工場等の煙突から排出される降下ばいじんや二酸化硫黄が急増し、大気環境は悪化しました。

昭和 40 年代に入ると、石炭から重油への燃料転換により、降下ばいじん量は減少しましたが、硫黄酸化物による汚染が深刻化しました。このような状況を受けて、昭和 44 年に兵庫県・尼崎市・市内 62 者 3 企業団地の 3 者は硫黄酸化物の環境基準の早期達成を目指して、大気汚染防止協定を締結しました。その後、時代や社会的状況に応じて協定の内容を強化・更新し、平成 18 年 2 月には、地球温暖化や省エネルギー、廃棄物の増大等の新たな環境課題に対応するため、協定の一部改定を行うとともに、名称も「環境保全協定」に変更しました。平成 21 年 4 月には中核市への移行に合わせて尼崎市と事業者の 2 者で環境保全協定を締結し、事業者が環境課題に自主的かつ率先的に取り組むとともに、それらの内容についてより積極的に情報公開を行うことなどを新たに盛り込みました。

平成 26 年度に環境保全協定を締結していた 33 社 34 事業所の環境保全対策の実施状況等については次の URL にて本市 HP で公開しています。

URL : <http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kankyo/5409/034kankyouhozenkyoutei.html>

表 環境保全協定内容

| 協定名 | 年月日 | 事業所数 | 主な内容 | |
|----------|---------------------------------|-----------------------|--|---|
| 大気汚染防止協定 | 昭和 44 年 6 月 30 日 9 月 24 日 | 62 社 69 事業所 3 企業団地 | <ul style="list-style-type: none"> ・硫黄酸化物の抑制 ・集中被害を避けるための高煙突化・新設時の事前協議制 ・市の立入権限 | |
| 公害防止協定 | 第 1 次 | 昭和 47 年 2 月 16 日 | 66 社 73 事業所 3 企業団地 | <ul style="list-style-type: none"> ・硫黄酸化物を工場重合着地濃度で規制 ・自主測定強化 ・損害補償の明確化 ・住民参加 ・違反工場の公表 |
| | 第 2 次 | 昭和 50 年 3 月 28 日 | 62 社 67 事業所 2 企業団地 | <ul style="list-style-type: none"> ・大気、水質、騒音、振動、産業廃棄物の分野の総合協定となる ・窒素酸化物を新たに対象とする ・排煙監視テレメータ装置の設置（16 社 19 工場） ・設備指導基準の導入 ・事業者ごとに硫黄酸化物の協定値を設定し、総排出量を抑制 |
| | 第 3 次 | 昭和 58 年 3 月 23 日 | 52 社 56 事業所 | <ul style="list-style-type: none"> ・緑地整備、工場地の景観の確保、工場跡地利用、自動車公害の防止を加えて環境全般の総合協定となる ・窒素酸化物の総量抑制（増加も認める） ・水質汚濁防止対策として、COD、BOD、SS に加えて窒素、燐も低減に努める |
| 環境保全協定 | 第 1 次 | 平成 18 年 2 月 28 日 | 41 社 42 事業所 | <ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染、水質汚濁等の産業型公害への対応 ・新たな課題への対応（自動車公害問題、土壌汚染問題、アスベスト問題など） ・情報公開の取組 |
| | 第 2 次 | 平成 21 年 4 月 1 日 | 36 社 37 事業所 | <ul style="list-style-type: none"> ・中核市への移行に伴い、兵庫県、尼崎市及び事業者の三者から尼崎市と事業者の二者で協定締結 ・環境管理の徹底 ・事故時等の臨機応変な対応 ・情報公開の推進 |

公害に関する苦情・相談

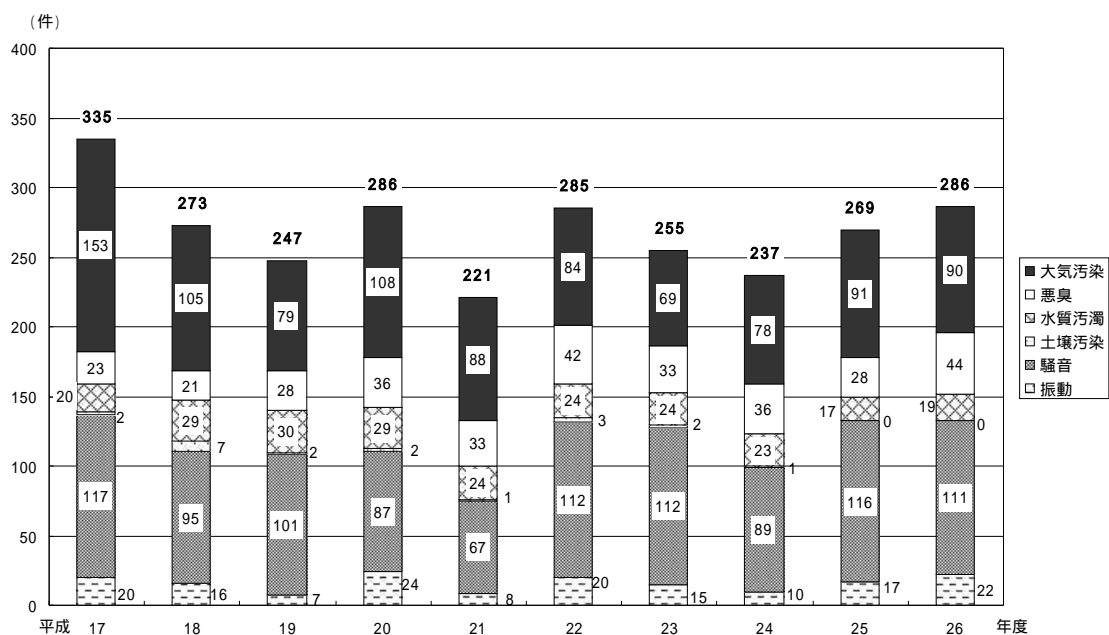
平成 26 年度に市民から寄せられた公害に関する苦情は、286 件であり、前年度と比較して 6 % (17 件) 増加しました。

公害の種類別にみると、騒音に関する苦情が全体の 39 % (111 件) と最も多く、次いで大気汚染が 31 % (90 件)、悪臭が 15 % (44 件) となっています。

被害の種類別にみると、「感覚的・心理的」が 83 % (237 件) と最も多く、次いで「健康」が 8 % (22 件)、「財産」が 6 % (16 件) となっています。

被害の発生地域別にみると、住居地域が 65 % (187 件) と最も多く、次いで準工業地域が 12 % (33 件)、近隣商業地域が 8 % (23 件) となっています。

図 苦情・相談件数の推移



尼崎の公害の歴史

表 尼崎の公害の歴史

| 年代 | 環境の状況 | 市民の動き | 市の動き | 国・兵庫県の動き | |
|----|---|--|---|--|--|
| 明治 | | 43 カマル製鐵所立ち退きを請願（尼崎の公害第1号といわれている。） | | | |
| 大正 | ・工場の地下水汲み上げによる地下水位の低下 ・工場排水による河川の水質悪化 | | 5 尼崎市が誕生（尼崎町と立花村の東灘波、西灘波地区に市制が実施される。その後、小田村、大庄村、立花村、武庫村、園田村と合併し、現在の尼崎市になる） 6 上水道整備開始 | | |
| 昭和 | ・昭和初期、南部臨海地域に製鐵所、発電所の新設・増設が相次ぐ。 5 尼崎築港（株）が南部臨海地域において工場用地の造成開始 | 11 煤煙防止河川浄化委員会発足 | 3 淀川に上水道の水源を移す | | |
| | | | 26 防潮堤建設開始 29 衛生局衛生課に公害防止担当職員配置 29 降下ばいじん量、浮遊ばいじん量、亜硫酸ガス濃度等調査実施 29 騒音防止条例公布 | | |
| | 32 一部地域で降下ばいじん量67.6t/km3/月を記録 38 国道43号供用開始 39 大阪国際空港ジェット旅客機就航 | | 32 尼崎市大気汚染対策本部発足 32 大気汚染立体調査実施 32 工業用水供給開始 34 下水道供用開始 36 大気汚染広報開始 39 大阪国際空港騒音対策協議会発足 | 31 工業用水法公布 33 公共用水域の水質の保全に関する法律公布 33 工場排水等の規制に関する法律公布 37 ばい煙の排出の規制等に関する法律公布 | |
| | 45 国道43号全線開通 45 一部地域で二酸化硫黄濃度年間平均値0.087ppmを記録 47 山陽新幹線営業開始（新大阪～岡山） 48 関西電力（株）尼崎第一発電所運転停止 | 41 山陽新幹線尼崎地区乗入れ反対期成同盟発足 42 山陽新幹線対策特別委員会発足 42 山陽新幹線公害対策三市議会連絡協議会発足 42 阪神地区山陽新幹線対策協議会発足 44 杭瀬地区公害対策市民の会発足 45 尼崎から公害をなくす市民連絡会発足 46 尼崎公害患者・家族の会発足 46 国道43号線公害対策尼崎連合会発足 47 国道43号線公害対策尼崎連合会が阪神高速道路建設反対の座り込み開始 47 尼崎から公害をなくす市民連絡会が関西電力（株）尼崎第一発電所・第二発電所の立入調査を実施 48 市内16団体が公害対策統一要求書提出（以降、昭和62年まで毎年提出される。） 49 航空機騒音について尼崎調停団が公害等調整委員会に調停申請 | 40 大阪国際空港騒音対策委員会発足 41 国設尼崎大気汚染測定所測定開始 44 大気汚染防止協定締結（事業者・兵庫県・市による三者協定） 45 国道43号・阪神高速道路公害対策三市連絡協議会発足 47 公害調整課、青空課、水質課、騒音課の4課体制で公害行政にあたる（現在の環境創造課・環境保全課に該当） 47 公害防止協定（第一次）締結 48 尼崎市民の環境をまもる条例公布 49 蓬川水系の5事業所と水質汚濁防止協定締結 | 42 公共飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（航空機騒音防止法）公布 42 公害対策基本法公布 43 大気汚染防止法公布 43 騒音規制法公布 44 兵庫県公害防止条例公布 44 硫酸酸化物に係る環境基準設定 45 水質汚濁防止法公布 45 水質汚濁に係る環境基準設定 46 環境庁発足 46 悪臭防止法公布 46 騒音に係る環境基準設定 47 環境保全上緊急を要する新幹線鉄道騒音対策について勧告 48 瀬戸内海環境保全臨時特別措置法公布 48 大気汚染に係る環境基準設定（二酸化窒素、二酸化硫黄など） 48 航空機騒音に係る環境基準設定 | |
| | 50 関西電力（株）尼崎第二発電所運転停止 50 硫酸酸化物の環境基準達成 50 山陽新幹線全線開通 56 阪神高速道路3号神戸線供用開始 57 国道43号車線数減少（10車線から8車線へ） | 50 航空機騒音対策特別委員会発足 51 国道43号・阪神高速道路騒音排気ガス規制等請求事件（国道43号公害訴訟）を神戸地裁に提訴 54 阪神高速道路建設反対の座り込み解除 | 50 公害防止協定（第二次）締結 52 地域環境を予防的に保全するため、事前協議制度導入 53 工場跡地に関する取扱要綱制定 54 尼崎市環境影響評価指導要綱制定 55 阪神三市新幹線公害対策連絡協議会発足 58 公害防止協定（第三次）締結 | 50 新幹線鉄道騒音に係る環境基準設定 51 振動規制法公布 51 環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について勧告 53 特定空港周辺航空騒音対策特別措置法公布 55 新幹線沿道の整備に関する法律公布 57 市域一部を航空機騒音対策区域に指定 | |
| | 62 日本国有鉄道が民営化 | 63 尼崎有害物質排出規制等請求事件（尼崎大気汚染公害訴訟）を神戸地裁に提訴 | | | |

| 年代 | 環境の状況 | 市民の動き | 市の動き | 国・兵庫県の動き |
|----|--|---|---|---|
| 平成 | 6 阪神高速道路5号湾岸線供用開始 | 7 国道43号公害訴訟最高裁判決 | 2 あまがさき快適環境プラン制定（市の環境政策のマスタープラン） 4 庄下川水質浄化短期対策事業着手 6 尼崎市環境審議会発足 8 ローカルアジェンダ21あまがさき策定（地球環境保全のための行動計画） 8 新幹線鉄道公害対策連絡会発足 9 あまがさき快適環境プラン改定 | 3 大阪国際空港周辺対策基金設置 3 土壌汚染に係る環境基準設定 4 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法公布 5 環境基本法公布 7 環境の保全と創造に関する条例（兵庫県）公布 9 地下水の水質汚濁に係る環境基準設定 |
| | 10 国道43号車線数減少（8車線から6車線へ） 13 関西電力㈱尼崎第三・尼崎東発電所運転停止 13 環境ロードプライシング開始 17 阪神高速道路公団が民営化 | 10 国道43号公害訴訟和解及び連絡会設置 11 尼崎大気汚染公害訴訟原告団が企業9社と和解 12 尼崎大気汚染公害訴訟一審判決 12 尼崎大気汚染公害訴訟原告団が国・阪神高速道路公団と和解 14 尼崎大気汚染公害訴訟原告団があっせん申し立て 15 尼崎大気汚染公害訴訟のあっせん成立 | 12 尼崎市の環境をまもる条例公布 12 微小粒子状物質（PM2.5）測定開始 15 尼崎市環境基本計画策定 17 尼崎市環境影響評価等に関する条例公布 17 大阪国際空港騒音対策協議会が大阪国際空港周辺都市対策協議会に名称変更 18 環境保全協定（第一次）締結 | 12 市域全部の航空機騒音対策区域指定を解除 13 環境庁から環境省へ 13 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法公布 14 土壌汚染対策法公布 16 大型ディーゼル自動車等運行規制施行 |
| | 24 国道43号通行ルール（兵庫県域）設定 | 25 尼崎大気汚染公害訴訟の和解条項に基づく協議が終結 | 21 環境保全協定（第二次）締結（事業者・市による二者協定） 25 環境モデル都市に選定 26 尼崎市環境基本計画改定 26 尼崎市環境モデル都市アクションプラン策定 | |
| | | | | |

尼崎大気汚染公害訴訟

本市は南部臨海地域に鉄鋼などに関連する工場や火力発電所が立ち並び、日本屈指の重化学工業都市として阪神工業地帯の一翼を担い発展しましたが、工場からのばい煙による大気汚染などが発生し、昭和 30 年以降の高度経済成長期には、これらの公害問題が深刻化していきました。

昭和 29 年に大気汚染の実態調査を開始するとともに、昭和 32 年には「人命の尊重がすべてに優先する」という信念と「公害をなくそう」という市民運動を背景に、市長を本部長として、学識経験者や市民、産業界、行政機関の代表からなる「尼崎市大気汚染対策本部」を設置し、対策に取り組みました。また、昭和 38 年の国道 43 号供用の開始、昭和 56 年の阪神高速道路大阪西宮線供用開始に伴う排出ガスや騒音・振動により交通公害が引き起こされました。本市では、西宮市・芦屋市とともに「国道 43 号・阪神高速道路公害対策三市連絡協議会」を発足し、対策などについて国などに要望活動を始めました。

昭和 63 年には、健康被害の救済と次世代に公害のない住みよいまちを伝えることを願い、市民運動により大気汚染物質の排出差し止めと損害賠償を求め、国や阪神高速道路公団、9 企業を相手に「尼崎大気汚染公害訴訟」が起こされました。

その後、平成 11 年に和解金の支払いと今後の公害防止対策を条件に被告企業との間で和解が成立しました。また、平成 12 年には、一定条件のもとに道路公害と健康被害の因果関係と被告（国・阪神高速道路公団）の責任が認められたことを受け、和解が成立しました。和解にあたり、国・阪神高速道路公団による排出ガス削減や大型車交通規制をはじめとする施策の検討・実施を条件に、原告団は道路供用の差し止め請求・損害賠償を放棄しました。

平成 25 年には、国道 43 号通行ルールの導入などにより沿道環境の改善に一定の成果が見られ、今後も改善・保持が見込まれるとして、尼崎大気汚染公害訴訟の和解条項に基づく協議が終結しました。なお、国は環境対策を続けることを約束しており、今後も定期的に意見交換の場がもたれることとなっています。

公害健康被害補償制度

公害健康被害補償の経緯

公害による健康被害の救済は、昭和45年11月に施行した本市の大気汚染に係る健康被害の救済措置に関する要綱により始まりましたが、同年12月に、市域の一部が公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法（昭和44年法律第90号〔公害健康被害補償法の施行に伴い廃止〕）に基づく救済対象地域となり、その後、公害健康被害補償法（昭和48年法律第111号）に基づく第1種指定地域に市域の約3分の2が指定され、さまざまな事業を実施してきました。

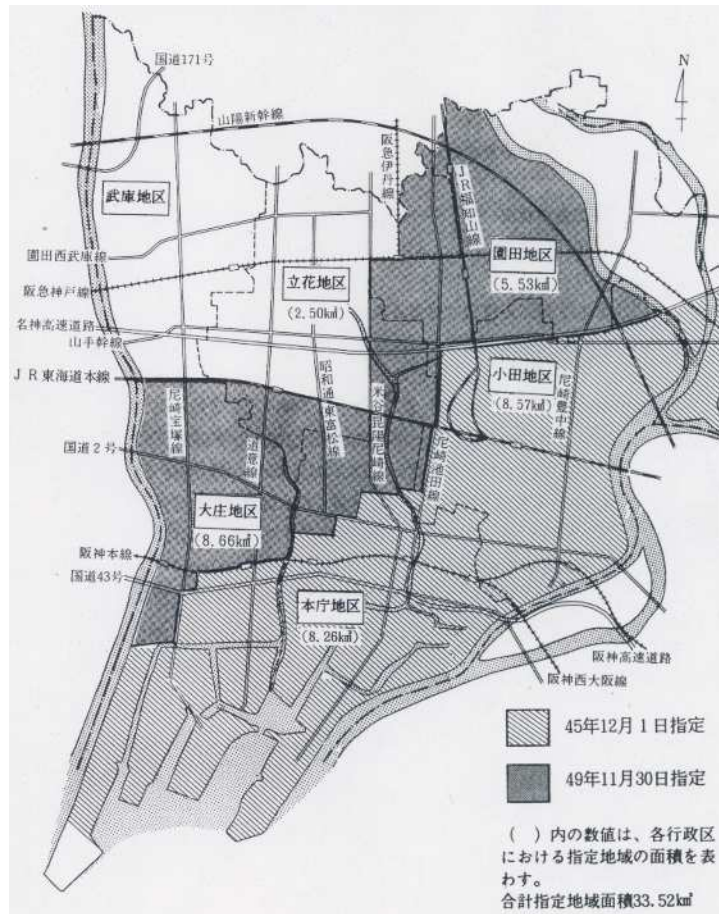
しかしながら、我が国の大気汚染をめぐる情勢が変化したことなどにより補償制度の見直しが行われ、現在は、旧補償法の一部を改正した公害健康被害の補償等に関する法律（以下「新補償法」という。）及び、これを補完する尼崎市公害病認定患者の救済に関する条例（昭和48年尼崎市条例第20号）に基づき、健康被害の救済並びに予防に係る事業を実施しています。

表 補償制度の沿革

| 年代 | 国 | 年代 | 尼崎市 |
|-------|---|-------|---|
| 昭和 | | 昭和 | |
| 42.8 | 「公害対策基本法」施行 | 45.11 | 「大気汚染に係る健康被害の救済措置に関する要綱」施行 |
| 44.12 | 「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」(以下この表において「救済法」という。)公布 | 48.3 | 尼崎商工会議所と「公害病認定患者救済事業に関する協定」締結 |
| 45.2 | 「救済法」施行 | 48.4 | 「尼崎市公害病認定患者の救済に関する条例」施行「救済事業基金」設立 |
| 45.12 | 「救済法」本市に適用 | 49.10 | 「尼崎市公害健康被害認定審査会条例」施行 「尼崎市公害健康被害診療報酬審査委員会条例」施行 「尼崎市立健康の家設置条例」施行 |
| 48.10 | 「公害健康補償法」(以下、この表において「旧補償法」という。)公布、「救済法」廃止 | 50.10 | 「尼崎市公害病認定患者救済資金貸付条例」施行 |
| 49.9 | 「旧補償法」施行 | 53.3 | 尼崎商工会議所と「公害病認定患者救済事業に関する協定」(S48.3.31の協定書に基づく事業の強化拡充)締結 |
| 49.11 | 「旧補償法」の一部が改正され、本市の指定地域拡大 | 55.4 | 「尼崎市立いぶきの家設置条例」施行 |
| 62.2 | 「旧補償法」一部改正案国会提出 | 56.4 | 「尼崎市公害病認定患者葬祭費の助成に関する条例」施行 |
| 62.9 | 一部改正案可決成立、「新補償法」公布 | 平成 | |
| 63.3 | 「新補償法」施行 「公害健康被害の補償等に関する法律」に名称改正 (改正内容) ・第一種地域(大気系)の全面指定解除(新規認定の廃止) ・認定者の認定更新・給付継続 ・公害健康被害予防事業実施 | 元.4 | 「尼崎市特定呼吸器疾病調査研究事業」実施 |
| 平成 | | 5.12 | 「尼崎市特定呼吸器疾病調査研究事業に係る情報の評価等について」(報告)健康被害予防事業(ぜん息児童水泳訓練事業)追加 |
| 16.4 | (独)環境再生保全機構の設立(川崎市) (内容) ・公害健康被害補償予防協会を解散 ・公害健康被害補償予防協会業務を継承 | 11.4 | 「尼崎市公害病認定患者救済資金貸付条例」廃止 「尼崎市公害病認定患者団体補助金」廃止 |
| | | 12.3 | 「尼崎市立いぶきの家設置条例」廃止 |
| | | 12.4 | 「尼崎市公害病認定患者葬祭費の助成に関する条例」一部改定(5万円→10万円)「在宅酸素療法助成事業要綱」施行、「一泊二日リハビリテーション事業要綱」施行、「転地保養事業助成金」改定、「水泳鍛錬奨励事業年齢制限」撤廃、「療養器具貸与事業」改定(加湿器追加) |
| | | 13.7 | 現行事業の効果測定作業開始 現行事業転換計画の検討開始 |
| | | 14.9 | 事業アンケート調査の検討開始 |
| | | 14.10 | 成人の健康回復事業における高齢者対策の実施(介護スタッフ導入・カリキュラムの見直し) |
| | | 15.7 | ぜん息キャンプ事業におけるアレルギー施策の強化(アレルギー食・カリキュラムの見直し及び専門スタッフの導入) |
| | | 15.10 | 救済事業の効果測定作業のまとめ 救済事業転換計画のまとめ(一次案) |
| | | 16.2 | 事業アンケート調査の実施(対象:尼崎市公害病認定患者) |
| | | 16.4 | 「健康の家運営管理委託料」改定(管理体制の見直し) |

| 年代 | 国 | 年代 | 尼崎市 |
|----|---|-------|--|
| | | 17.4 | 「転地保養事業負担金」改定、「転地保養事業」指定施設追加（6施設 11施設）「健康の家利用補助負担金」改定 リフレッシュ事業開始 |
| | | 18.4 | インフルエンザ予防接種助成事業開始（65歳以上対象） |
| | | 21.11 | 新型インフルエンザ（A/H1N1）予防接種助成事業追加（全患者対象） |
| | | 22.4 | 「転地保養事業負担金」改定 「ぜん息教室」を「呼吸器教室」に統合、出前型事業実施 「水泳鍛錬奨励事業」利用施設追加（2施設→3施設） |
| | | 22.11 | 新型インフルエンザ（A/H1N1）3種混合ワクチン予防接種助成事業実 施（全患者対象） |
| | | 23.10 | インフルエンザ予防接種助成事業開始（全患者対象） |
| | | 24.4 | 「転地保養事業」指定施設追加（11施設→14施設） |
| | | 25.4 | 転地保養事業指定施設1減1増（14施設） |
| | | 25.12 | 救済事業アンケートの実施（対象：尼崎市公害病認定患者） |

図 旧第一種指定地域



備考1 昭和63年3月1日に解除されている。

健康被害の救済

・認定患者の状況

新補償法の施行に伴い、昭和63年3月1日以後、新規の患者の認定は行われなくなりました。

しかしながら、既認定患者に対する有効期間（慢性気管支炎、気管支ぜん息及び肺気しゅは3年、ぜん息性気管支炎は2年）の更新の認定は引き続き行うことになっており、尼崎市公害健康被害認定審査会の意見をきいて市長が認定しています。

認定患者数については、昭和45年11月に認定を開始して以来、平成26年度末現在で11,208人で、このうち死亡4,072人等の異動があり、実認定患者数は1,880人です。実認定患者数を地域別にみると、中央、小田地区で多く、次いで大庄、園田、立花、武庫地区の順になっています。

また、認定疾病別にみると、気管支ぜん息1,658人(88.2%)、慢性気管支炎216人(11.5%)、肺気しゅ6人(0.3%)、ぜん息性気管支炎0人となっています。慢性気管支炎及び肺気しゅは60歳以上の人に多く見られますが、気管支ぜん息はすべての年齢階層にわたっています。

表 被認定患者異動状況

| 区分 認定数 | 異動 | | | | | | | 実認定 患者数 |
|-----------|-----|-----|-------|-----|-------|-----|-------|------------|
| | 転入 | 転出 | 死亡 | 辞退 | 期間満了 | 否更新 | 計 | |
| 11,208 | 234 | 373 | 4,072 | 454 | 3,802 | 861 | 9,328 | 1,880 |

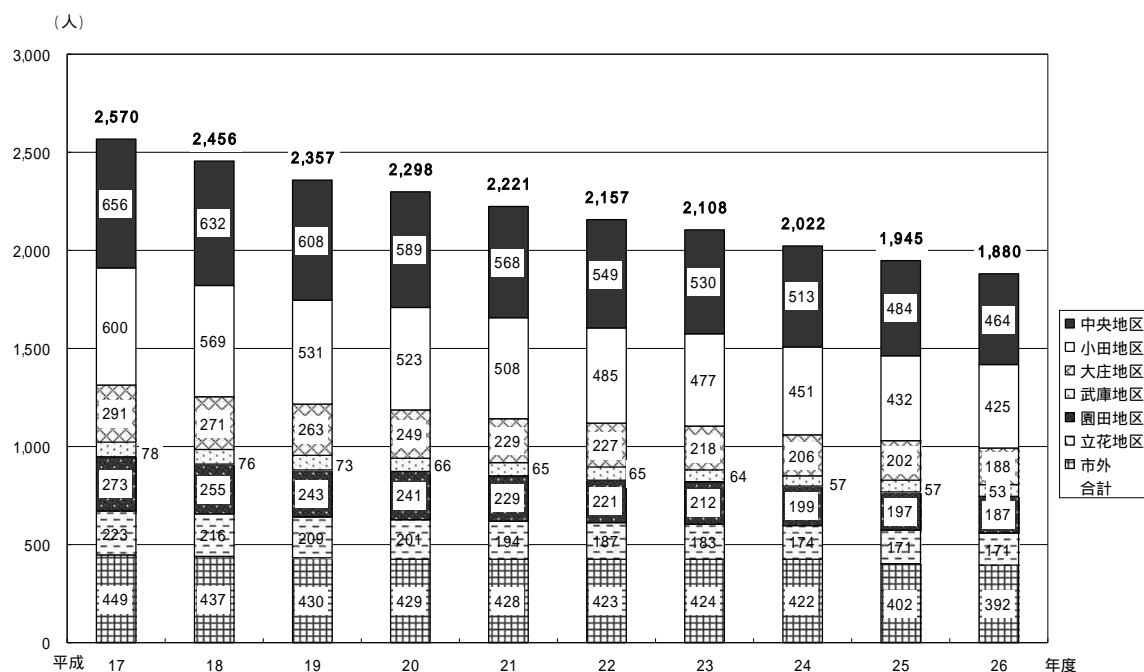
表 性別・年齢別死亡者の状況

| 区分 年齢 | 年齢 | 0~4 | 5~9 | 10~14 | 15~19 | 20~29 | 30~39 | 40~49 | 50~59 | 60~64 | 65以上 | 計 |
|------------------|--------|-----|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 平成26年度 | 男 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 8 |
| 女 | | - | - | - | - | - | - | - | - | 1 | 28 | 29 |
| 平成26年度末 までの累計 | 男 | 4 | 2 | 3 | 4 | 11 | 13 | 44 | 113 | 160 | 1,740 | 2,094 |
| | 女 | 2 | 4 | - | 3 | 7 | 6 | 27 | 91 | 114 | 1,724 | 1,978 |
| | 計 | 6 | 6 | 3 | 7 | 18 | 19 | 71 | 204 | 274 | 3,464 | 4,072 |

表 疾病別・性別・年齢別認定者状況

| 年齢層 疾病・性別 | 肺気しゅ | | 気管支ぜん息 | | 慢性気管支炎 | |
|--------------|------|----|--------|-----|--------|-----|
| | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 |
| 0~14 | - | - | - | - | - | - |
| 15~29 | - | - | 25 | 15 | - | - |
| 30~44 | 1 | - | 364 | 301 | 1 | - |
| 45~59 | - | - | 143 | 159 | 2 | 1 |
| 60歳以上 | 5 | - | 190 | 461 | 49 | 163 |
| 合計 | 6 | 0 | 722 | 936 | 52 | 164 |

図 地区別認定患者数の推移



補償給付

公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、認定を受けた公害健康被害者（公害病認定患者）は、認定疾病に必要な医療を受けられるほか、認定疾病の障害の程度に応じた障害補償費等が支給されます。また、認定疾病に起因して死亡した公害病認定患者の遺族に対しても遺族補償費等が支給されます。平成 26 年度の補償給付費の総額は 3,166,984,665 円（平成 25 年度比 2.2%減）となりました。

表 補償給付の状況

| 給付の種類 | 給付内容 | 平成26年度 | |
|------------|---|---------|---------------|
| | | 支給件数（件） | 支給金額（円） |
| 療養の給付及び療養費 | 認定疾病に関する医療の現物給付等 | 37,440 | 1,164,493,120 |
| 障害補償費 | 法で定める障害の程度が3級以上である満15歳以上の者に支給する。 支給月額、性別、年齢、障害の程度によって異なる。 | 18,915 | 1,477,646,270 |
| 児童補償手当 | 法で定める障害の程度が3級以上である満15歳未満の被認定者を養育している者に支給する。支給月額、性別、年齢、障害の程度によって異なる。 | 該当なし | |
| 療養手当 | 認定疾病について療養を受けた場合、月を単位として、入院・通院の日数に応じて支給する。 | 16,808 | 383,792,100 |
| 遺族補償費 | 認定疾病により死亡した被認定者の遺族のうち、一定の要件を満たす者に支給する。 | 673 | 98,759,125 |
| 遺族補償一時金 | 遺族補償費を受ける遺族がない場合、一定の範囲の遺族に支給する。 | 10 | 31,859,550 |
| 葬祭料 | 認定疾病により死亡した被認定者の葬祭を行った者に支給する。 | 21 | 10,434,500 |
| 合計 | | 73,867 | 3,166,984,665 |

表 公害保健福祉事業の状況

| 事業名 | 事業概要 | 平成26年度実績 |
|---|--|--|
| 公害健康被害の補償等に関する法律に基づくもの（公害保健福祉事業） | | |
| リハビリテーション事業 | 1泊2日のリハビリテーション事業を公害病認定患者が自主的に組織する団体に委託することにより、公害病認定患者の自主的な健康回復の促進を図っている。 | 参加者 40人 |
| リフレッシュ事業 | 公害病認定患者が気軽に日帰りで参加し、健康講座・保健指導等を行っている。 | 参加者 99人 |
| 呼吸器教室事業 | 呼吸器疾患に関する知識の普及を図ることを目的に、月3回程度の呼吸器訓練等の教室を行っている。また、年10回程度の出前講座を行っている。 | 参加者 401人 |
| 成人の健康回復事業 | 空気清浄地にある施設を利用し保養させるとともに、療養生活上の指導を行っている。 | 参加者 30人 |
| インフルエンザ予防接種助成事業 | インフルエンザり患による呼吸器症状の重症化を予防するため、インフルエンザ予防接種に係る自己負担額を助成している。 | 受診者 780人 |
| 公害健康被害の補償等に関する法律・尼崎市公害病認定患者の救済に関する条例に基づくもの | | |
| 療養器具貸与事業 | 公害病認定患者に対し、認定疾病の療養に必要な器具を貸与している。 | 貸出件数 空気清浄機 0台 加湿器 0台 吸入器 4台 |
| 尼崎市公害病認定患者の救済に関する条例に基づくもの | | |
| 転地保養事業 | 空気清浄地にある公共的宿泊施設等を中心に14箇所を市が指定し、公害病認定患者が自身の保養のために施設を利用した際の経費の一部を助成している。 | 宿泊 33人 日帰り 15人 |
| 水泳鍛錬奨励事業 | 公害病認定患者にプール利用券を交付することで、プール利用による体力練成を自主的に行ってもらい、健康回復の促進と福祉の増進を図っている。 | 利用件数 サンシビック 42件 ハーティ21 72件 スポーツの森 47件 |
| 在宅酸素助成事業 | 医師の管理の下で、在宅酸素療法を行っている公害病認定患者に対し、酸素濃縮機の使用にかかる費用の一部を助成している。 | 申請者 91人 |
| 尼崎市公害病認定患者の救済に関する条例・尼崎市立健康の家の設置及び管理に関する条例に基づくもの | | |
| 健康の家管理運営事業 | 昭和49年に設置された公害病認定患者の保養施設「健康の家」の管理業務を委託している。 | 利用者 公害病認定患者 239人 付添 120人 |
| 健康の家利用補助事業 | 「健康の家」を利用するにあたり、食事代の半額を補助することで実費負担の軽減を図っており、利用を促進している。 | 件数 朝食 471件 昼食 471件 夕食 471件 |
| 尼崎市公害病認定患者葬祭費の助成に関する条例に基づくもの | | |
| 葬祭費助成事業 | 認定疾病に起因せず死亡した公害病認定患者の葬祭を行った者に葬祭に係る費用の一部を助成している。 | 件数 16件 |

健康被害予防事業

公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、大気汚染の影響による健康被害の予防に関する事業を地域住民を対象に実施しています。

表 健康被害予防事業の状況

| 事業名 | 事業概要 | 平成26年度実績 |
|---------------------------|---|----------------------------|
| 公害健康被害の補償等に関する法律に基づくもの | | |
| 健康相談事業 | 地域住民を対象として、ぜん息等に関する相談及び指導を行っている。 | 相談者 乳幼児 87人 一般成人 21人 |
| 健康診査等事業 | 乳幼児を対象として、問診等を行い、発症防止のための適切な指導を行うことにより、気管支ぜん息の発症の未然防止を図っている。 | 受診者 3,735人 指導対象者 2,969人 |
| ぜん息児童水泳訓練事業 (あまっこ水泳教室) | 気管支ぜん息り患児童を対象として、療養上有効な水泳訓練を行っている。 | 参加者 454人 |
| ぜん息キャンプ事業 (親と子の健康回復事業) | 気管支ぜん息り患児童を対象として、空気清浄地にある宿泊施設を利用し、水泳訓練等を通じて該当疾患に関する療養生活上の指導等を行っている。 | 参加者 12人 |

アスベスト問題

経緯

平成 17 年 6 月に、本市域にあった（株）クボタ旧神崎工場の従業員や周辺住民にアスベスト（石綿）による健康被害が発生していることが明らかとなり、市民等からアスベストについて不安の声や相談が数多く寄せられました。

過去にアスベストを使用した事業所の調査

平成 17 年度に、アスベストによる健康被害と発生源の関係を明らかにするため、過去の名簿などからアスベストを使用していたと思われる事業所を抽出し、事業所・周辺住民を対象に聞き取り調査を行いました。

調査した 136 事業所のうち、事業所内でアスベストを使用していたのは 39 事業所、事業所外（建設現場など）で使用していたのは 13 事業所、使用していないのは 20 事業所であり、その他の 64 事業所は所在が不明などで把握できませんでした。

事業所内でアスベストを使用していた 39 事業所は、青石綿と白石綿が 7 事業所、青石綿が 1 事業所、白石綿が 17 事業所であり、その他の 14 事業所では種類が不明でした。また、年間使用量は、回答があった 18 事業所のうち、2 事業所は 5,000 t 以上と多量に使用しており、16 事業所については、いずれも 100 t 未満でした。

表 過去のアスベスト使用調査の結果

| 使用状況 | | 事業所数 | |
|-----------------|------------------|------|----|
| 事業所内で使用 | 原材料として製品に使用 | 12 | 39 |
| | 製造工程の施設に使用 | 2 | |
| | アスベストの回収・再生 | 1 | |
| | 含有材料を製品に使用 | 10 | |
| | 含有材料を製造工程の施設に使用 | 12 | |
| | アスベストを使用する自動車の解体 | 2 | |
| 事業所外で使用（建設現場など） | | 13 | |
| 使用していない | | 20 | |
| 不明 | 事業所の所在が不明 | 49 | 64 |
| | 使用の有無が不明 | 15 | |
| 計 | | 136 | |

備考 1 結果は平成 17 年度のものである。

表 使用石綿の種類及び使用量

| 種類 | 事業所数 | 使用量（年間） | 事業所数 |
|---------|------|---------------------|------|
| 青石綿と白石綿 | 7 | 5,000 t 以上～ | 2 |
| 青石綿 | 1 | 100 t 以上～5,000 t 未満 | 0 |
| 白石綿 | 17 | 10 t 以上～100 t 未満 | 2 |
| 不明 | 14 | 1 t 以上～10 t 未満 | 5 |
| 計 | 39 | ～1 t 未満 | 9 |
| | | 使用量不明 | 21 |
| | | 計 | 39 |

備考 1 製品の生産量等による推計値を含む。複数年使用の場合は平均値

石綿の健康リスク調査<環境省委託調査事業>

石綿の健康リスク調査は、環境省が石綿のばく露歴や石綿関連疾患の健康リスクに関する実態把握を目的に、平成 18 年度以降に、石綿ばく露の医学的所見である胸膜プラーク等の有無と健康影響との関係に関する知見を収集してきた事業です。

平成 18 年から平成 21 年度までを「第 1 期石綿の健康リスク調査」とし、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間で、「第 2 期石綿の健康リスク調査」として、石綿ばく露者の中・長期的な健康管理のあり方を検討するための知見を収集しています。本市では、この調査事業を環境省から受託しており、石綿ばく露の状況の違い等による石綿関連所見等の集計を行い、調査結果を環境省に報告しています。なお、結果については環境省の HP で公表される予定です。

・調査対象者

原則として、次の から を満たす者を調査対象者としています。

昭和 30～50 年に、本市に居住していた者

本市が検査を実施する指定医療機関等で検査を受けることができる者

本調査の内容を理解し、調査の協力に同意するもの

なお、 については、それ以外の者も石綿ばく露の可能性（通勤、通学等）があれば受け入れることを妨げないこととしています。

・対象者の募集

対象者の募集については、市報やチラシの各戸配布等により行いました。

・調査期間

平成 26 年度 平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日

・調査内容

保健所による確認及び検査

調査対象者に対し、調査事業の説明、調査協力に対する同意をとり、調査登録台帳に登録を行い、医師ないし保健師、看護師のいずれかにより、居住歴や職歴等の問診を実施し、問診の結果、ばく露歴が確認された場合は、胸部 X 線検査を行いました。また、指定医療機関による胸部 CT 検査を受診する者に対しては、受診券を発行しました。

指定医療機関による検査

本市が指定する指定医療機関（関西労災病院、県立尼崎病院、兵庫医科大学病院）が、調査対象者に対し診察の上、必要に応じて胸部 X 線検査、胸部 CT 検査、読影を実施し、これらの結果説明を行いました。

本市は、当該医療機関から、これらの画像データ及び画像所見結果の報告を受けました。

・結果

現在集計中

アスベストによる健康被害の救済制度

・制度の概要

この制度は、石綿による健康被害の特殊性に鑑み、石綿による健康被害を受けられた方とご遺族の方で、労災補償等の対象とならない方に対し迅速な救済を図ることを目的として、平成 18 年 3 月 27 日に施行された「石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号）」に基づくものです。

なお、平成 22 年 7 月 1 日法施行令の一部を改正する政令が施行され、石綿による健康被害で救済給付の対象となる「指定疾病」は、「中皮腫」及び石綿による「肺がん」に加えて、「著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺」及び「著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚」が追加されました。

表 救済給付の概要

| 給付の種類 | 給付請求者 | 給付の内容・給付額 |
|-------------------|---|---|
| 医療費 | 被認定者で認定疾病にかかる医療を受け、自己負担額が発生した方 なお、被認定者が亡くなり、被認定者が請求していない医療費があったときは、ご遺族の方が当該医療費を請求することができる。 | 療養を開始した日以降の、健康保険等による給付の額を控除した自己負担額 |
| 療養手当 | 被認定者 | 療養を開始した日の翌月から、支給する事由が消滅した日の属する月まで月額 103,870 円 |
| 葬祭料 | 当該認定疾病に起因し死亡した方の葬祭を行う方 | 199,000 円 |
| 特別遺族 甲慰金・特別葬祭料 | 当該指定疾病に起因し死亡した方と同一生計にあったご遺族のうち最優先順位の方 | 特別遺族甲慰金として 2,800,000 円 特別葬祭料として 199,000 円 |
| 救済給付 調整金 | 当該認定疾病に起因し死亡した方と同一生計にあったご遺族のうち最優先順位の方 | 特別遺族甲慰金の額から当該認定疾病に関し支給された医療費及び療養手当の合計額を控除した金額 |

((独) 環境再生保全機構 HP より抜粋)

・申請状況

表 尼崎市における申請受付状況

| 年度 | 申請件数 | 療養中 | 遺族 | 計 |
|----|------|-----|-----|-----|
| 17 | | 45 | 68 | 113 |
| 18 | | 76 | 60 | 136 |
| 19 | | 42 | 10 | 52 |
| 20 | | 33 | 12 | 45 |
| 21 | | 18 | 3 | 21 |
| 22 | | 36 | 4 | 40 |
| 23 | | 39 | 5 | 44 |
| 24 | | 41 | 7 | 48 |
| 25 | | 34 | 3 | 37 |
| 26 | | 36 | 3 | 39 |
| 累計 | | 400 | 175 | 575 |

(単位：件)

備考 1 平成 17 年度分(平成 18 年 3 月 20 日から平成 18 年 3 月 31 日まで)については環境省と(独)環境再生保全機構が尼崎市保健所で申請を受け付けた件数を計上している。

緑化

公共施設等の緑化状況

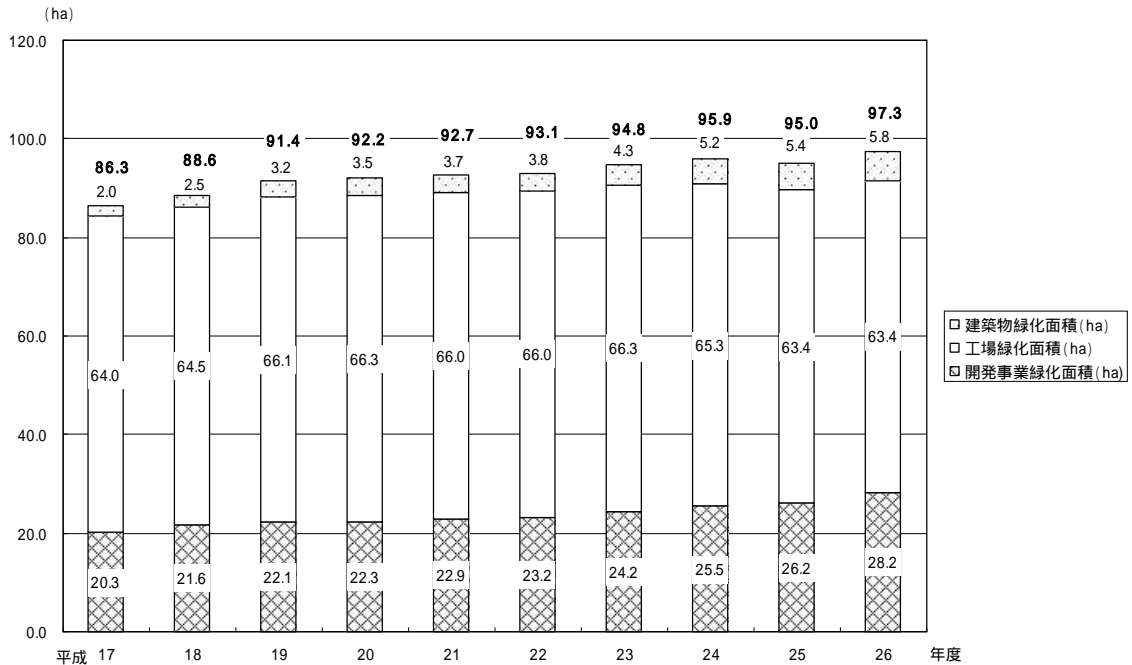
表 植栽状況

| 年度 施設名 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 公園 | 3,287 | 1,731 | - | 6,175 | 29 | 4,700 | 1,558 | 1,645 | 1,269 | 2,268 |
| 道路 | 22,496 | 12,201 | 3,706 | 8,853 | 10,934 | 6,808 | 2,054 | 3,090 | 630 | 5 |
| 緑地・緑道 | 1,923 | - | - | 2,323 | 189 | - | 5 | 8 | 1,664 | - |
| 学校 | - | - | - | - | - | 661 | 100 | - | - | - |
| 公共財産 | | | 137 | 2,477 | - | 108 | 1,415 | - | 4,858 | - |
| 花壇 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 保全林等 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 各種施設等 | 1,061 | 5,228 | 3,822 | 11,948 | 10,024 | 6,506 | 10 | 1,487 | - | - |
| 合計 | 28,767 | 19,160 | 7,665 | 31,776 | 21,176 | 18,783 | 5,142 | 6,230 | 8,421 | 2,273 |
| 累計 | 2,696,781 | 2,715,941 | 2,723,606 | 2,755,382 | 2,776,558 | 2,795,341 | 2,800,483 | 2,806,713 | 2,815,134 | 2,817,407 |

(単位：本)

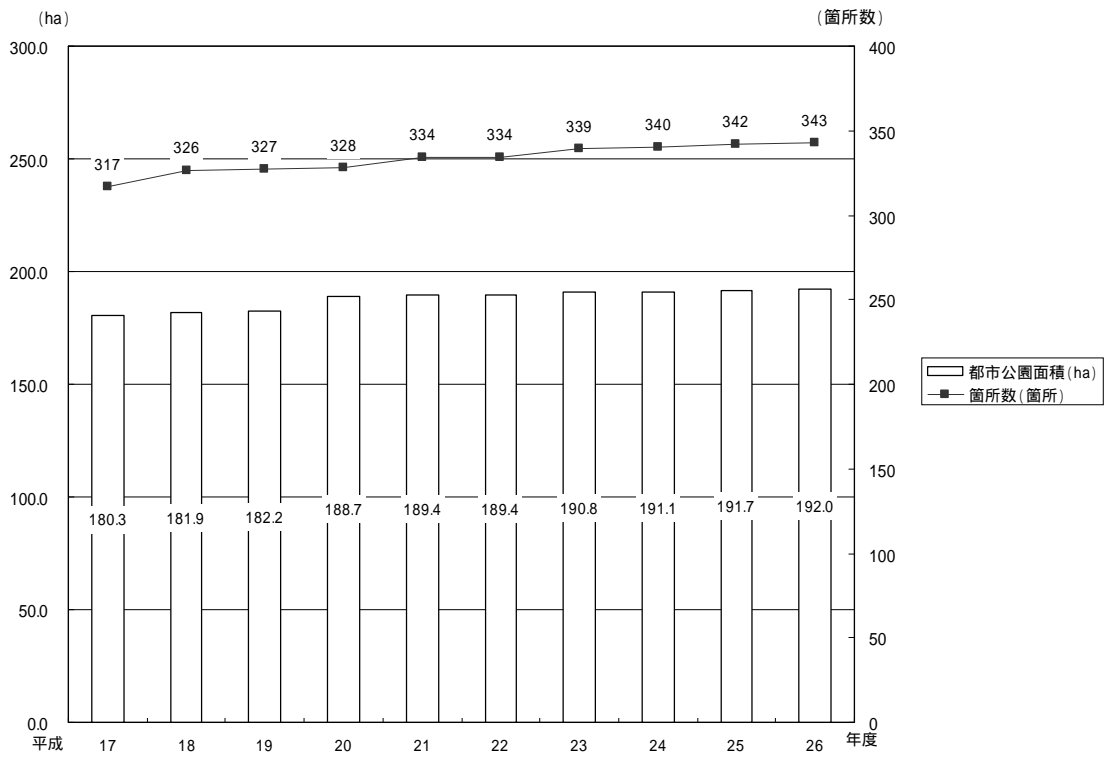
緑化面積

図 開発事業緑化・工場緑化・建築物緑化の累計面積の推移



公園の面積・箇所数の推移

図 都市公園面積・箇所数の推移



基礎データ

基礎データとして、人口、製造業、商業や農業に関するデータを尼崎市統計書から抜粋しています。

人口

表 人口・世帯数・1世帯あたり人員の推移

| 年度 | 人口 | | | 世帯数 | 1世帯あたり人員(人) | |
|-------|--------|--------------------|-----------------------|------|-------------|--------------------|
| | 総数(万人) | 年少人口 (0~14歳)(%) | 生産年齢人口 (15~64歳)(%) | | | 老年人口 (65歳以上)(%) |
| 昭和35年 | 40.6 | 26.9 | 69.8 | 3.3 | 101,854 | 3.99 |
| 昭和40年 | 50.1 | 23.4 | 72.9 | 3.6 | 135,938 | 3.69 |
| 昭和45年 | 55.4 | 23.9 | 71.7 | 4.4 | 162,027 | 3.42 |
| 昭和50年 | 54.6 | 24.6 | 69.6 | 5.8 | 170,999 | 3.19 |
| 昭和55年 | 52.4 | 23.3 | 69.2 | 7.5 | 178,151 | 2.94 |
| 昭和60年 | 50.9 | 20.6 | 70.5 | 8.9 | 177,817 | 2.86 |
| 平成2年 | 49.9 | 16.7 | 72.7 | 10.6 | 185,819 | 2.69 |
| 平成7年 | 48.9 | 14.5 | 72.7 | 12.9 | 191,407 | 2.55 |
| 平成12年 | 46.6 | 13.5 | 70.5 | 16.0 | 190,894 | 2.44 |
| 平成17年 | 46.3 | 13.2 | 67.6 | 19.2 | 198,653 | 2.33 |
| 平成18年 | 46.2 | 13.2 | 67.0 | 19.8 | 200,977 | 2.30 |
| 平成19年 | 46.2 | 13.1 | 66.2 | 20.7 | 201,522 | 2.29 |
| 平成20年 | 46.1 | 13.0 | 65.6 | 21.4 | 203,317 | 2.27 |
| 平成21年 | 46.2 | 13.0 | 65.0 | 22.0 | 205,960 | 2.24 |
| 平成22年 | 45.4 | 12.9 | 64.5 | 22.6 | 209,343 | 2.17 |
| 平成23年 | 45.4 | 12.8 | 64.4 | 22.8 | 209,443 | 2.17 |
| 平成24年 | 45.2 | 12.7 | 63.9 | 23.4 | 210,125 | 2.15 |
| 平成25年 | 45.0 | 12.5 | 63.2 | 24.3 | 210,939 | 2.13 |
| 平成26年 | 44.9 | 12.4 | 62.4 | 25.3 | 211,650 | 2.12 |

備考1 国勢調査が実施されている年については、国勢調査人口を掲載しており、それ以外の年については1月現在における住民基本台帳法に基づく増減数を加減して算出される推計人口を掲載している。

製造業

表 事業所数・従業員数・製造品出荷額等総額の推移

| | 事業所数 | 従業員数 | 製造品出荷額等総額(100万円) |
|-------|-------|---------|------------------|
| 昭和35年 | 1,051 | 82,846 | 287,111 |
| 昭和40年 | 1,301 | 95,182 | 450,342 |
| 昭和45年 | 2,398 | 103,906 | 924,932 |
| 昭和50年 | 2,816 | 83,161 | 1,317,839 |
| 昭和55年 | 2,921 | 71,355 | 1,814,954 |
| 昭和60年 | 2,884 | 67,454 | 1,920,889 |
| 平成2年 | 1,824 | 62,478 | 2,090,822 |
| 平成7年 | 1,579 | 56,517 | 1,815,921 |
| 平成12年 | 1,282 | 42,898 | 1,575,100 |
| 平成15年 | 1,091 | 35,785 | 1,281,495 |
| 平成16年 | 1,001 | 34,582 | 1,247,135 |
| 平成17年 | 1,018 | 35,005 | 1,321,233 |
| 平成18年 | 983 | 35,205 | 1,570,375 |
| 平成19年 | 1,000 | 39,096 | 1,649,664 |
| 平成20年 | 1,032 | 39,754 | 1,658,534 |
| 平成21年 | 912 | 36,661 | 1,359,092 |
| 平成22年 | 840 | 35,533 | 1,502,616 |
| 平成23年 | 878 | 33,908 | 1,410,339 |
| 平成24年 | 836 | 34,103 | 1,347,363 |

備考1 経済産業省所管の「工業統計調査」に基づき本市に関する部分を集計・抜粋している。なお、年によっては、日本標準産業分類の改訂が行われているが、そのまま掲載している。

商業

表 事業所数・従業員数・年間商品販売額の推移

| | 事業所数 | 従業員数 | 年間商品販売額(万円) |
|-------|-------|--------|-------------|
| 昭和35年 | 5,819 | 17,141 | 3,643,932 |
| 昭和37年 | 5,815 | 17,962 | 5,102,351 |
| 昭和39年 | 5,627 | 19,769 | 6,936,085 |
| 昭和41年 | 6,715 | 25,928 | 11,246,621 |
| 昭和43年 | 7,243 | 28,504 | 16,692,865 |
| 昭和45年 | 7,247 | 28,114 | 20,953,708 |
| 昭和47年 | 7,827 | 30,123 | 29,065,843 |
| 昭和49年 | 7,950 | 30,523 | 35,247,689 |
| 昭和51年 | 8,255 | 31,374 | 48,039,376 |
| 昭和54年 | 9,050 | 35,090 | 65,239,366 |
| 昭和57年 | 9,127 | 36,654 | 82,493,150 |
| 昭和60年 | 8,440 | 34,951 | 84,441,276 |
| 昭和63年 | 8,415 | 38,798 | 97,971,991 |
| 平成3年 | 8,180 | 38,454 | 123,434,682 |
| 平成6年 | 7,572 | 38,883 | 123,268,906 |
| 平成9年 | 6,640 | 35,146 | 109,252,193 |
| 平成11年 | 6,587 | 38,311 | 100,119,806 |
| 平成14年 | 5,742 | 34,763 | 81,182,312 |
| 平成16年 | 5,362 | 34,373 | 79,132,239 |
| 平成19年 | 4,875 | 33,078 | 83,106,804 |
| 平成24年 | 3,080 | 22,608 | 89,138,247 |

備考1 経済産業省所管の「商業統計調査」に基づき本市に関する部分を集計・抜粋している。なお、昭和35年から昭和57年の値については、「飲食店」に関する値を減じたものを掲載している。

農業

表 農家数・田畑の面積の推移

| | 農家数 | 地積 (ha) | |
|-------|-------|---------|-------|
| | | 田 | 畑 |
| 昭和35年 | 2,330 | 1055.3 | 110.5 |
| 昭和40年 | 1,836 | 696.4 | 75.2 |
| 昭和45年 | 1,411 | 438.9 | 54.9 |
| 昭和50年 | 1,088 | 258.8 | 48.8 |
| 昭和55年 | 952 | 201.1 | 55.1 |
| 昭和60年 | 899 | 181.8 | 50.8 |
| 平成2年 | 606 | 159.5 | 42.8 |
| 平成7年 | 433 | 112.2 | 31.8 |
| 平成12年 | 400 | 93.1 | 26.2 |
| 平成17年 | 359 | 85.8 | 24.5 |
| 平成18年 | | 85.2 | 24.2 |
| 平成19年 | | 83.9 | 23.8 |
| 平成20年 | | 81.8 | 23.6 |
| 平成21年 | | 80.6 | 23.1 |
| 平成22年 | 334 | 79.6 | 22.4 |
| 平成23年 | | 78.9 | 22.2 |
| 平成24年 | | 77.7 | 21.9 |
| 平成25年 | | 75.1 | 21.6 |
| 平成26年 | | 73.9 | 21.0 |

備考1 農家数は農林水産省所管の「農林センサス」に基づき本市に関する部分を集計・抜粋している。

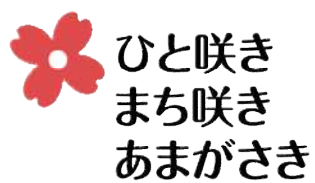
執筆協力所属一覧

| | | | |
|--------------|--------------|-----------------|---------------|
| 企 画 財 政 局 | まちづくり企画・調査担当 | 都 市 整 備 局 | 都市計画課 |
| | 都市魅力創造発信課 | | 市街地整備課 |
| 総 務 局 | 防災対策課 | | 開発指導課 |
| | 生活安全課 | | 建築安全担当 |
| 資 産 統 括 局 | 保全担当 | | 住宅・住まいづくり支援課 |
| 市 民 協 働 局 | 市民活動推進担当 | | 道路維持担当 |
| | 中央地域振興センター | | 放置自転車対策担当 |
| | 小田地域振興センター | | 河港課 |
| | 武庫地域振興センター | | 公園維持課 |
| | 園田地域振興センター | | 公園計画・21世紀の森担当 |
| 健 康 福 祉 局 | 成人保健担当 | | 経営企画課 |
| | 生活衛生課 | | 計画担当 |
| | 公害健康補償課 | | 北部浄化センター |
| | 衛生研究所 | 消 防 局 | 企画管理課 |
| こ ども 青 少 年 局 | 保育課 | 水 道 局 | 神崎浄水場 |
| 経 済 環 境 局 | 企画管理課 | 交 通 局 | 運輸課 |
| | 経済活性化対策課 | 教 育 委 員 会 事 務 局 | 施設課 |
| | 産業振興課 | | 学校耐震化担当 |
| | 商業経営対策担当 | | 学校耐震化設備担当 |
| | 農政課 | | 学校教育課 |
| | 環境創造課 | | 学校保健課 |
| | 環境保全課 | | 教育総合センター |
| | 産業廃棄物対策担当 | | 中央図書館 |
| | 資源循環課 | | 中央公民館 |
| | 業務課 | | |
| | クリーンセンター | | |

尼崎の環境 平成27年度版

編集・発行 経済環境局環境部環境創造課

TEL 06-6489-6301 FAX 06-6489-6300



本市の最上位計画である「尼崎市総合計画」のキャッチフレーズです。



尼崎市は平成 28 年に市制 100 周年を迎えます。